

公表第3号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人 松尾 英二氏から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により公表します。

令和8年 3月 4日

久留米市監査委員	山 口 文 刀
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	永 田 一 伸
久留米市監査委員	秋 永 峰 子

令和7年度
包括外部監査結果報告書

特別会計における事務の執行及び事業の管理

令和8年2月

久留米市包括外部監査人

松尾英二

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 包括外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の対象期間	2
5. 包括外部監査の方法	2
6. 包括外部監査の実施期間	3
7. 包括外部監査人を補助した者	3
8. 利害関係	3
第2章 久留米市の特別会計の概要	4
1. 根拠法令、条例	4
2. 久留米市の令和6年度の特別会計の歳入・歳出の状況	6
3. 久留米市の特別会計の過去5年間の決算の推移	7
第3章 久留米市特別会計の個別検討	8
I 国民健康保険事業特別会計	8
1. 事業の概要	8
(1) 事業の概要	8
(2) 所管課人員表及び組織図	15
(3) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）	17
2. 事業内容の詳細	18
(1) 令和6年度の当該事業の財政状況について	18
(2) 久留米市の被保険者の状況	25
(3) 保険給付の状況（医療費の状況）	28
(4) 保険料の状況	35
(5) 久留米市が推進する国保財政健全化に向けた取組	40
(6) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等 実施計画	40
(7) 収納業務	44
3. 実施した監査手続	50
4. 監査の結果	53
5. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置状況	114
6. 指摘及び意見	114
II 後期高齢者医療事業特別会計	118
1. 事業の概要	118
(1) 事業の概要	118
(2) 後期高齢者医療制度の改正	120

(3) 久留米市の後期高齢者医療事業特別会計	123
(4) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）	125
2. 事業内容の詳細	126
(1) 令和6年度の当該事業の財政状況について	126
(2) 保険料収納率	128
3. 実施した監査手続	129
4. 監査の結果	130
5. 指摘及び意見	134
III 介護保険事業特別会計	135
1. 事業の概要	135
(1) 事業の概要	135
(2) 所管課人員表	138
(3) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）	138
(4) 一般会計からの繰入金、繰出金の推移	139
(5) 介護給付費準備基金残高の推移	139
(6) 久留米市の人口と年齢の分布状況	140
2. 事業内容の詳細	141
(1) 介護保険料の算定	141
(2) 収納事務	143
(3) 滞納管理事務	143
(4) 要介護・要支援認定事務	144
(5) 給付事務	145
(6) 地域支援事業	145
3. 実施した監査手続	146
4. 監査の結果	149
5. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置状況	179
6. 指摘及び意見	181
IV 競輪事業特別会計	187
1. 事業の概要	187
(1) 事業の概要	187
(2) 所管課人員表及び組織図	188
(3) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）	189
2. 事業内容の詳細	192
3. 実施した監査手続	194
4. 監査の結果	194
5. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置状況	194
6. 指摘及び意見	195

V	卸売市場事業特別会計	196
1.	事業の概要	196
(1)	事業の概要	196
(2)	所管課人員表及び組織図	201
(3)	歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）	201
2.	事業内容の詳細	204
3.	実施した監査手続	210
4.	監査の結果	211
5.	過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置状況	212
6.	指摘及び意見	212
VI	市営駐車場事業特別会計	214
1.	事業の概要	214
(1)	事業の概要	214
(2)	所管課人員表及び組織図	215
(3)	歳入及び採油津決算額の推移（過去5年間）	216
2.	事業内容の詳細	218
3.	実施した監査手続	224
4.	監査の結果	224
5.	過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置状況	225
6.	指摘及び意見	225
VII	産業団地整備事業特別会計	227
1.	事業の概要	227
(1)	事業の概要	227
(2)	所管課人員表及び組織図	227
(3)	歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）	228
2.	事業内容の詳細	229
3.	実施した監査手続	230
4.	監査の結果	231
5.	過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置状況	231
6.	指摘及び意見	231
VIII	農業集落排水事業特別会計	232
1.	事業の概要	232
(1)	事業の概要	232
(2)	所管課人員表及び組織図	234
(3)	歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）	234
2.	事業内容の詳細	235
3.	実施した監査手続	237
4.	過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置状況	238

5. 監査の結果（指摘及び意見）	238
IX 特定地域生活排水処理事業特別会計	240
1. 事業の概要	240
(1) 事業概要	240
(2) 所管課人員表及び組織図	240
(3) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）	241
2. 事業内容の詳細	242
3. 実施した監査手続	244
4. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置状況	245
5. 監査の結果（指摘及び意見）	245

第1章 包括外部監査の概要

1. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく監査

2. 選定した特定の事件

特別会計における事務の執行及び事業の管理

3. 特定の事件を選定した理由

久留米市の財政は自主財源の根幹である市税収入が中核市平均の約7割となっており、地方交付税や国庫支出金等の依存財源が多くなっている。財政の硬直度を示す経常収支比率は令和5年度では95.6%になっており、新しい事業に使える財源が乏しい状況である。

久留米市は「久留米市行財政改革推進計画（令和5年度～令和9年度）」の基本方針の財政運営面において「人口減少や少子化・超高齢化に伴う厳しい財政状況や、公共施設の老朽化に伴う財政負担の増加に対応し、新総合計画の施策展開を下支えできるよう、将来に向けて安定的かつ持続的な財政運営を目指します。また、不安定な歳入や一時的な歳出削減だけに頼ることなく、事業の廃止・見直しを含めた事業のあり方を再検証し、限られた財源の効果的かつ効率的な配分を行うとともに、保有する資産（施設や土地等）を最大限に活用するなど、経営的な視点を持って行財政改革に取り組みます。」としている。

地方自治体の会計には基本的な行政サービスの歳入と歳出を処理する「一般会計」と地方自治体が特定の事業を行う場合、その特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区別して経理する「特別会計」がある。特別会計は必要がある場合において条例で設置されるものであり（地方自治法第209条）、久留米市では国民健康保険事業、競輪事業、介護保険事業、卸売市場事業等10事業が実施されている。特別会計の令和5年度の歳出合計額は1,004億円であり、一般会計の歳出総額1,496億円に比べても相当な額になっている。特別会計には一般会計からの繰入れも含み、市の裁量の余地がある部分が多くあり、「久留米市行財政改革推進計画」に掲げる財政運営の安定化にも大きな影響を持つものと思われる。

同一の特定の事件は平成22年度の包括外部監査でも対象としているが、経済情勢や久留米市の財政状況にも変化が生じており、再び、特別会計の内容を検討し、その合規性や経済性、効率性、有効性を検証することが市の行財政運営、延いては市民にとって有用であると判断し、本年度の特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の対象期間

令和6年度及び必要に応じ遡及する年度

5. 包括外部監査の方法

(1) 主な監査要点

- ① 特別会計の各事業は経済性・効率性・有効性が保たれ実施しているか。
- ② 特別会計の各事業の財務事務は、関係法令、条例、規則等に準拠して適正に行われているか。
- ③ 一般会計からの繰入金の基準及び支出は適正に行われているか。
- ④ 契約事務は関係法令や規則に準拠して適正に実施されているか。
- ⑤ 収納業務と滞納整理業務は適切に行われているか。
- ⑥ 委託業務の管理は適切に行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

- ① 各事業の担当者にヒアリングを行い事業の詳細を把握。
- ② 過年度の収支の推移をとり増減分析を実施。
- ③ 関係資料を入手し証拠書類と照合。
- ④ 必要に応じて現場視察
- ⑤ 過年度包括外部監査の指摘事項・意見について改善状況を把握。
- ⑥ その他、監査人が必要と認めた手続

6. 包括外部監査の実施期間

令和7年6月12日から令和8年1月31日

7. 包括外部監査人を補助した者

江上 英介 (公認会計士)

岡本 杏野 (公認会計士)

川野 武志 (公認会計士)

神原 奈津子 (弁護士)

津村 哲生 (弁護士)

吉松 枝理子 (公認会計士)

8. 利害関係

地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 久留米市の特別会計の概要

1. 根拠法令、条例

○地方自治法

(会計の区分)

第二百九条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- 2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

○久留米市特別会計設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。

- (1) 国民健康保険事業特別会計 国民健康保険事業
- (2) 競輪事業特別会計 競輪事業
- (3) 卸売市場事業特別会計 中央卸売市場及び地方卸売市場事業
- (4) 市営駐車場事業特別会計 市営駐車場事業
- (5) 介護保険事業特別会計 介護保険事業
- (6) 農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業
- (7) 特定地域生活排水処理事業特別会計 特定地域生活排水処理事業
- (8) 後期高齢者医療事業特別会計 後期高齢者医療事業
- (9) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- (10) 産業団地整備事業特別会計 産業団地整備事業

久留米市では一般会計とは別に 10 の特別会計を設け、特定の歳入と特定の歳出を区分して経理することにより、特定の事業の収入源と支出内容を明らかにし透明性を確保している。しかし、一般会計からの繰入もあるため完全に独立しているわけではない。

一般会計から特別会計への繰入は特定の会計が収入だけでは支出を賄えないときに一般会計から資金を補填することである。繰入の種類には目的により以下の 2 つがある。

① 法定繰入

法律や国の制度で必ず一般会計から特別会計に繰入れなければならない資金の繰入れ。

② 法定外繰入

自治体の判断で行う任意の繰入れであり、赤字補填や保険料抑制などの目的で行われる繰入れ。

財政を悪化させないためには、できるだけ法定外繰入を避ける必要がある。

2. 久留米市の令和6年度の特別会計の歳入・歳出の状況

(単位:千円)
(単位未満切り下げ、以下同じ)

【歳入】

項目	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
国民健康保険事業	34,258,808	34,427,105	33,553,259	62,163	811,681
後期高齢者医療事業	5,576,000	5,630,774	5,591,029	6,069	33,675
介護保険事業	29,747,928	29,591,991	29,519,422	21,529	51,040
競輪事業	37,084,000	36,103,764	36,103,534	-	229
卸売市場事業	370,000	360,950	360,575	-	374
市営駐車場事業	109,000	104,866	104,866	-	-
産業団地整備事業	1,387,600	38,862	38,862	-	-
農業集落排水事業	328,840	299,716	296,350	301	3,064
特定地域生活排水処理事業	236,000	215,854	201,355	588	13,910
(参考)母子父子寡婦福祉資金貸付事業	150,000	356,020	189,105	-	166,915

(単位:千円)

【歳出】

項目	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
国民健康保険事業	34,258,808	33,158,478	-	1,100,329
後期高齢者医療事業	5,576,000	5,412,187	-	163,812
介護保険事業	29,747,928	29,375,890	-	372,037
競輪事業	37,084,000	35,479,159	-	1,604,840
卸売市場事業	370,000	345,669	-	24,330
市営駐車場事業	109,000	99,671	-	9,328
産業団地整備事業	1,387,600	38,232	-	1,349,367
農業集落排水事業	328,840	288,102	-	40,737
特定地域生活排水処理事業	236,000	190,625	-	45,374
(参考)母子父子寡婦福祉資金貸付事業	150,000	122,953	-	27,046

(出典：久留米市特別会計決算書より)

3. 久留米市の特別会計の過去5年間の決算の推移

(単位:千円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国民健康保険事業	歳入	34,015,842	34,066,331	33,695,591	33,782,017	33,553,259
	(一般)	(2,955,458)	(2,956,066)	(2,958,748)	(3,128,164)	(3,112,823)
	歳出	32,623,351	32,675,565	32,419,015	32,736,971	33,158,478
	差額	1,392,490	1,390,766	1,276,575	1,045,045	394,781
後期高齢者医療事業	歳入	4,491,579	4,519,666	4,789,793	4,931,928	5,591,029
	(一般)	(1,103,497)	(1,110,969)	(1,159,725)	(1,235,423)	(1,315,529)
	歳出	4,397,615	4,418,923	4,675,920	4,779,138	5,412,187
	差額	93,964	100,742	113,872	152,790	178,841
介護保険事業	歳入	27,596,220	27,922,006	27,908,800	28,578,079	29,519,534
	(一般)	(4,263,324)	(4,285,450)	(4,287,710)	(4,400,919)	(4,613,722)
	歳出	27,085,679	27,619,405	27,537,440	28,439,737	29,375,890
	差額	510,540	302,601	371,359	138,341	143,531
競輪事業	歳入	17,521,296	22,783,908	28,060,765	34,034,567	36,103,534
	歳出	16,921,924	22,130,552	27,356,625	33,495,582	35,479,159
	(一般)	(180,000)	(200,000)	(300,000)	(500,000)	(500,000)
	差額	599,371	653,355	704,140	538,985	624,375
卸売市場事業	歳入	305,459	340,910	392,757	350,492	360,575
	(一般)	(83,000)	(91,000)	(100,000)	(105,000)	(95,000)
	歳出	290,789	326,165	376,938	336,052	345,669
	差額	14,669	14,745	15,818	14,440	14,906
市営駐車場事業	歳入	63,473	65,706	73,679	76,035	104,866
	歳出	55,433	57,614	63,221	66,829	99,671
	差額	8,040	8,091	10,458	9,206	5,195
産業団地整備事業	歳入	-	-	-	26,900	38,862
	(一般)	-	-	-	(1,000)	-
	歳出	-	-	-	26,237	38,232
	差額	-	-	-	662	629
農業集落排水事業	歳入	286,264	268,210	276,981	286,318	296,350
	(一般)	(182,000)	(177,000)	(186,000)	(189,000)	(183,000)
	歳出	274,451	257,247	266,601	275,072	288,102
	差額	11,812	10,962	10,379	11,246	8,247
特定地域生活排水処理事業	歳入	240,950	210,722	196,578	190,461	201,355
	(一般)	(113,000)	(82,000)	(72,000)	(69,000)	(80,000)
	歳出	226,787	198,890	184,214	177,997	190,625
	差額	14,162	11,741	12,364	12,463	10,730
(参考)	歳入	247,110	240,610	258,409	235,197	189,105
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	歳出	84,756	60,524	94,612	109,647	122,953
	差額	162,354	180,086	163,797	125,549	66,151

(出典：久留米市特別会計決算書より)

産業団地整備事業は令和5年度に着手した事業である。

母子父子寡婦福祉資金貸付事業は令和5年度包括外部監査「少子化対策及び子ども子育て支援に関する事務の執行について」で検討しており、今回の監査対象から除外している。

歳入もしくは歳出の下行の(一般)は一般会計からの繰入もしくは一般会計への繰出で内数である。一般会計への繰出は歳入が歳出を上回っている競輪事業のみである。

第3章 久留米市特別会計の個別検討

I 国民健康保険事業特別会計

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

①制度概要

ア. 我が国の公的医療保険制度の概要

我が国の公的医療制度は、すべての国民が何らかの公的医療保険に加入し、必要ときに医療サービスを受けられる「国民皆保険制度」を基盤としている。日本の国民皆保険制度は、1961年（昭和36年）に確立され、これにより、すべての国民が職業や年齢に関係なく、いずれかの公的医療保険に加入することが義務付けられた。

区分	対象者	運営主体	主な保険者
被用者保険	企業や公務員などの被雇用者	健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）等	民間企業・公務員など
国民健康保険	自営業者、農林漁業者、無職者など	県・市区町村・国民健康保険組合	自営業者・非雇用者など
後期高齢者医療制度	75歳以上（または一定の障害を持つ65歳以上）	都道府県単位の広域連合	高齢者

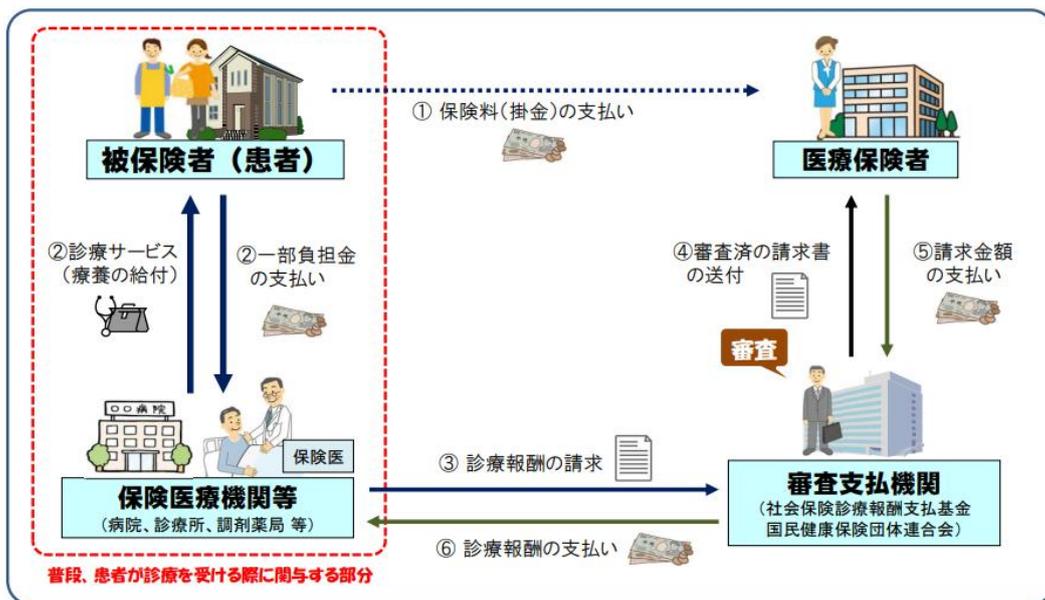
- ・医療保険制度の体系（厚生労働省 HP より）

医療保険制度の体系



被保険者は、医療機関の窓口で一部負担金（原則3割）を支払うのみで、残りは保険から支払われる。また、高額療養費制度により、自己負担額が一定限度を超える場合には払い戻しを受けることができる。

～保険診療の流れ（厚生労働省 HP より）

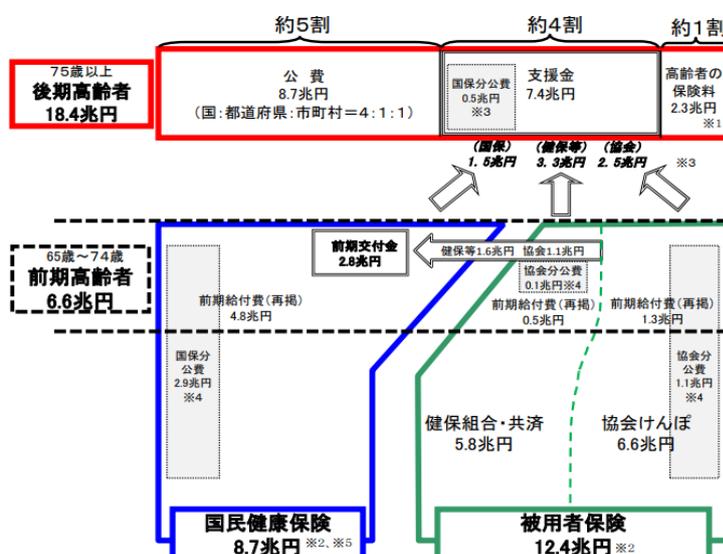


イ. 公的医療保険制度の財源

公的医療保険制度の財源は主に、以下の3要素から構成される。

- ・ 保険料（被保険者及び事業主の負担）
- ・ 公費（国・都道府県・市町村による補助金）
- ・ 患者の自己負担（医療費の1～3割）

～医療保険制度の財源構成（厚生労働省 HP より。数値は令和6年度）



※1 後期高齢者の保険料は、低所得者等に係る軽減分を考慮してないく保険料軽減措置や高額医療費の支援等の公費0.7兆円を含む。
 ※2 国民健康保険(8.7兆円)及び被用者保険(12.4兆円)は、各制度の給付費を示しており、他制度への納付金や支援金を含まない。
 ※3 各医療保険者が負担する後期支援金及び当該支援金に係る公費は、後期支援金に係る前期財政調整を含む。
 ※4 国保分公費は、保険料軽減措置等に係る公費を除き、協会分公費は減額特例措置(▲615億円)を除く。

ウ. 国民健康保険制度とは

国民健康保険制度は、他の医療保険（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入していないすべての国民を被保険者として国民皆保険制度を支えるもので、各市町村が保険者となって運営する市町村国保と国保組合から構成される制度である。被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

国民健康保険制度は昭和33年12月に国民健康法が制定され、昭和34年1月に施行、昭和36年4月1日よりすべての市町村等に国民保健事業の実施が義務付けられ、これにより国民皆保険制度が達成された。

エ. 国民健康保険制度の構造的課題

国民健康保険制度の構造的課題としては、主に以下の通りである。

- i) 被保険者の年齢構成が高く医療費の水準が高い
- ii) 被保険者の所得水準が低く、保険料負担が重いことから財政基盤が弱い
- iii) 財政運営が不安定で市町村間で格差があること

【令和5年3月末時点の医療保険制度の加入状況】（厚生労働省 HP より）

<p>後期高齢者医療</p> <p>【75歳以上、1,913万人、保険者数:47(広域連合)】</p>
--

75歳

市町村国保	協会けんぽ	健康保険組合	共済組合
加入者数:2,413万人 保険者数:1,716	加入者数:3,944万人 保険者数:1	加入者数:2,820万人 保険者数:1,383	加入者数:982万人 保険者数:85

各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (令和5年3月末)	1,716	1	1,383	85	47
加入者数 (令和5年3月末)	2,413万人 (1,636万世帯)	3,944万人 (被保険者2,480万人 被扶養者1,464万人)	2,820万人 (被保険者1,655万人 被扶養者1,165万人)	982万人 (被保険者574万人 被扶養者409万人)	1,913万人
加入者平均年齢 (令和4年度9月末)	54.2歳	38.9歳	35.9歳	33.1歳	82.8歳
65～74歳の割合 (令和4年度)	44.6%	8.2%	3.5%	2.4%	1.4%(※1)
加入者一人当たり 医療費(令和4年度)	40.6万円	20.4万円	18.4万円	18.5万円	95.6万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (令和4年度)	96万円 (一世帯当たり) 143万円	175万円 (一世帯当たり(※3) 279万円)	245万円 (一世帯当たり(※3) 418万円)	246万円 (一世帯当たり(※3) 430万円)	93万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和4年度)(※4) <事業主負担込>	9.1万円 (一世帯当たり) 13.6万円	12.5万円<25.1万円> (被保険者一人当たり) 20.0万円<39.9万円>	13.9万円<30.4万円> (被保険者一人当たり) 23.7万円<51.9万円>	14.4万円<28.7万円> (被保険者一人当たり) 25.3万円<50.5万円>	7.9万円
保険料負担率	9.5%	7.2%	5.7%	5.8%	8.6%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への補助		給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※5) (令和6年度予算ベース)	4兆1,353億円 (国2兆9,819億円)	1兆1,344億円 (全額国費)	1,253億円 (全額国費)		9兆3,232億円 (国5兆9,227億円)

②制度改正

急速な少子高齢化など大きな環境変化が進む中、国民健康保険制度を将来にわたって守り続けるために「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月に成立した。この法律により、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置が講じられた。そして、国民健康保険の財政基盤の安定化措置の一つとして、平成 30 年 4 月からは市町村単位で運営していた国民健康保険制度を、都道府県が責任主体として運営することとなり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担うことになった。

【制度改正後の都道府県と市町村の主な役割について】（久留米市 HP より）

	市町村の主な役割	都道府県の主な役割
1.財政運営	医療費の支払いに充てる国保事業費納付金を都道府県に納付	財政運営の責任主体 <ul style="list-style-type: none"> ＞ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ＞ 財政安定化基金の設置、運営
2.資格管理	被保険者証等の発行などの資格を管理	国保運営方針を定め、事務の効率化、標準化、広域化を推進
3.保険料の決定賦課・徴収	<ul style="list-style-type: none"> ＞ 参考となる保険料率等を参考に保険料率を決定 ＞ 保険料の賦課、徴収 	標準的な算定方法により、市町村ごとの参考となる保険料率を算定・公表
4.保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ＞ 保険給付の決定 ＞ 個々の事情に応じた窓口負担減免等 	<ul style="list-style-type: none"> ＞ 給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ＞ 市町村が行った保険給付の点検
5.保健事業	健康づくりなどの保健事業を実施	市町村に対し、必要な助言、支援

③ 久留米市の国民健康保険制度の枠組み

国民健康保険法において、久留米市も保険者として福岡県と共同で国保事業の運営を行っている。

久留米市の国保事業は、国における国民皆保険制度が達成した昭和 36 年 4 月より古く、昭和 23 年 11 月 1 日より発足して実施されている。

ア. 関連法・条例等

- ・国民健康保険法
- ・国民健康保険法施行令
- ・久留米市国民健康保険条例
- ・久留米市国民健康保険条例施行規則 他

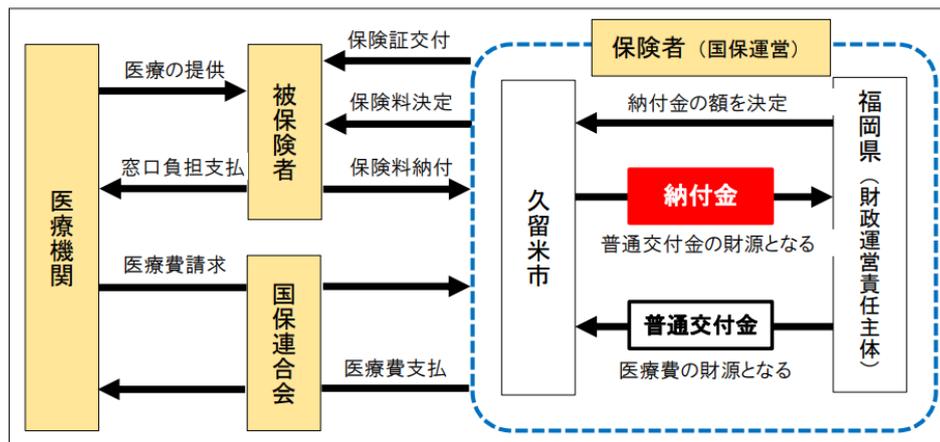
イ. 久留米市の国民健康保険制度の仕組み

【目的】 アの法令等に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い、被保険者の生活の安定と福祉の向上を図ること

【保険者】 久留米市、福岡県が共同保険者として運営。窓口は久留米市。

【被保険者】 久留米市内に住所を有する者

但し、他の医療保険の適用を受ける者や生活保護を受ける者等は被保険者から除外される。



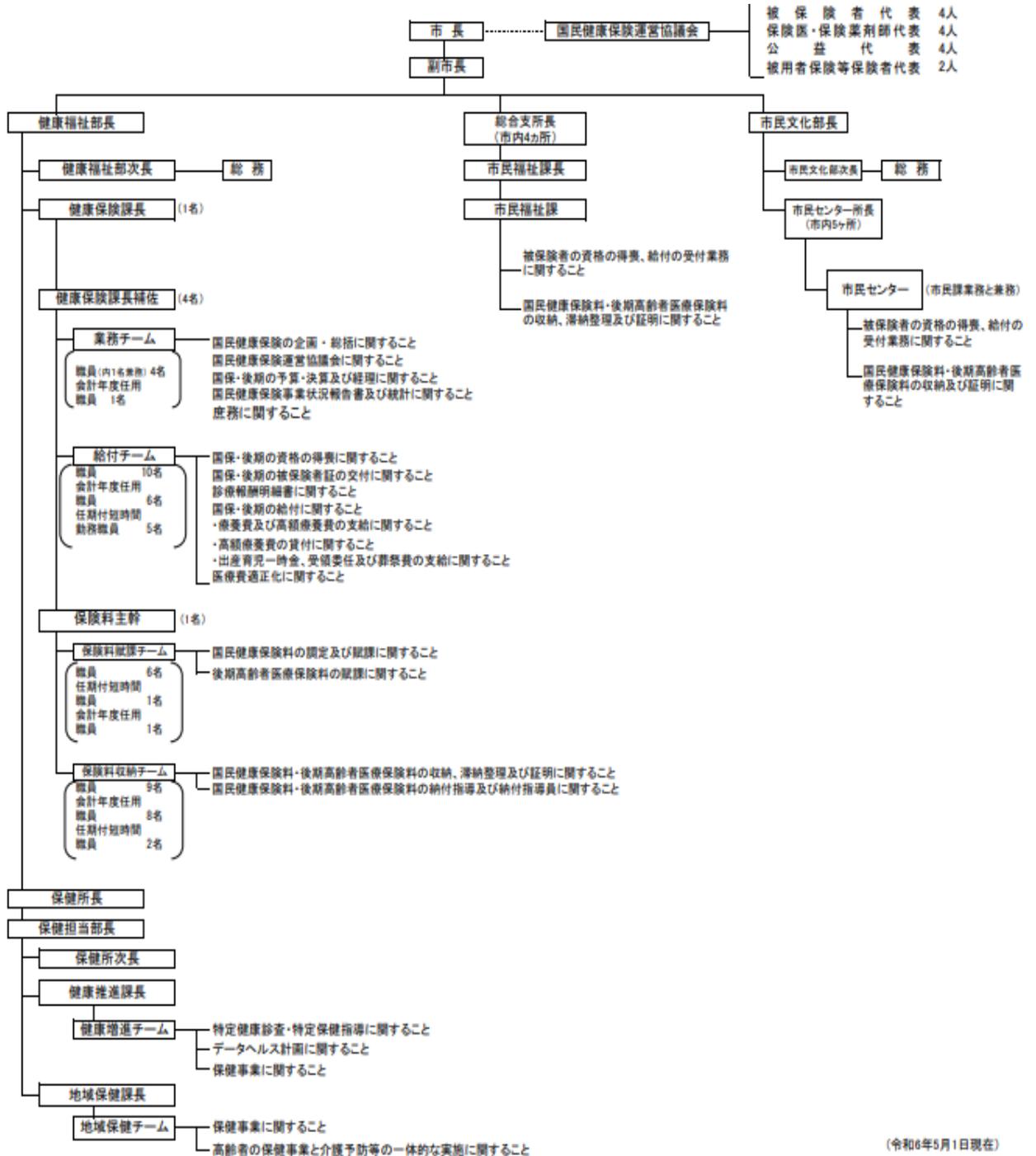
(健康保険課作成資料より)

ウ. 久留米市国民健康保険事業特別会計

国民健康保険法第10条により、「都道府県及び市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならない。」とされており、一般会計とは別に国民健康保険事業の収支を明らかにするために「久留米市国民健康保険事業特別会計」を設け、運営している。

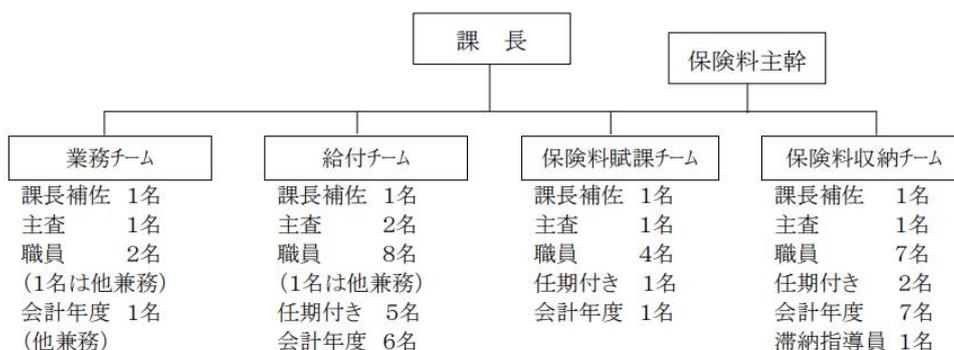
(2) 所管課人員表及び組織図

・組織図（令和6年5月1日現在）



(出典：「令和6年度 久留米市の国保」より)

・人員表（令和6年5月1日現在）



・職務分掌表（令和6年度）

課名	チーム名	業務内容
健康保険課	業務チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の企画・総括に関する事 ・久留米市国民健康保険事業の運営に関する協議会に関する事 ・国保・後期の予算・決算及び経理に関する事 ・国民健康保険事業状況報告書及び統計に関する事 ・庶務に関する事
	給付チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・国保・後期の資格の得喪に関する事 ・国保・後期の被保険者証の交付に関する事 ・国保・後期の給付に関する事 ・療養費及び高額療養費の支給及び高額療養費の貸付に関する事 ・出産育児一時金、葬祭費の支給に関する事 ・レセプト点検に関する事 ・医療費通知に関する事 ・ジェネリック医薬品の普及促進及び不当利得の徴収に関する事 ・第三者行為による損害賠償に関する事
	保険料賦課チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料の調定及び賦課に関する事 ・後期高齢者医療保険料の調定及び賦課に関する事
	保険料収納チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の収納及び滞納整理に関する事 ・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の還付に関する事
保健所健康推進課	健康増進チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査・特定保健指導に関する事 ・データヘルス計画に関する事 ・保健事業に関する事
保健所地域保健課	地域保健チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業に関する事 ・高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に関する事

（健康保険課作成資料より）

(3) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

i) 歳入

(単位；千円)

項目 \ 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1 保険料	6,126,005	6,082,761	6,288,324	5,822,063	5,767,287
一般保険料	6,123,906	6,082,274	6,287,917	5,821,555	5,767,116
退職保険料	2,099	486	406	507	171
2 使用料及び手数料	18	63	76	43	62
3 国庫支出金	173,008	44,270	957	1,961	21,783
4 県支出金	23,338,342	23,498,908	22,967,809	23,360,105	23,298,252
5 財産収入	37	19	19	12	123
6 繰入金	2,955,458	2,956,066	2,958,748	3,228,164	3,326,723
7 繰越金	1,294,623	1,392,490	1,390,766	1,276,575	1,045,045
8 諸収入	128,348	91,752	88,890	93,091	93,981
歳入合計	34,015,842	34,066,331	33,695,591	33,782,017	33,553,259

ii) 歳出

(単位；千円)

項目 \ 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1 総務費	579,062	559,819	569,969	608,596	1,699,309
2 保険給付費	22,326,683	22,632,291	22,394,418	22,754,427	22,241,614
3 国保事業費納付金	9,215,503	8,960,224	8,853,238	9,088,585	8,894,332
4 共同事業拠出金	4	0	0	1	-
5 保険事業費	232,579	234,148	226,043	222,857	208,405
6 公債費	-	-	-	-	-
7 諸支出金	269,519	289,080	375,344	62,502	114,816
8 予備費	-	-	-	-	-
歳出合計	32,623,351	32,675,565	32,419,015	32,736,971	33,158,478
差引残額	1,392,490	1,390,766	1,276,575	1,045,045	394,781

2. 事業内容の詳細

(1) 令和6年度の当該事業の財政状況について

令和6年度における国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算及び決算状況は下記のとおりであった。

(単位：千円)

(歳入)

項目	予算現額	収入済額	比較増減	
1 保険料	5,753,597	5,767,287	△13,690	*1
一般保険料	5,753,437	5,767,116	△13,679	
退職保険料	160	171	△11	
2 使用料及び手数料	6	62	△56	
3 国庫支出金	971	21,783	△20,812	*2
4 県支出金	23,551,057	23,298,252	252,805	*3
5 財産収入	2,525	123	2,401	
6 繰入金	3,812,254	3,326,723	485,530	*4
7 繰越金	1,035,809	1,045,045	△9,236	
8 諸収入	102,589	93,981	8,607	
歳入合計	34,258,808	33,553,259	705,548	

(歳出)

項目	予算現額	支出済額	比較増減	
1 総務費	1,777,335	1,699,309	78,025	
2 保険給付費	23,098,389	22,241,614	856,774	*5
3 国保事業費納付金	8,894,335	8,894,332	2	*6
4 共同事業拠出金	10	-	10	
5 保険事業費	291,460	208,405	83,054	
6 公債費	1,000	-	1,000	
7 諸支出金	126,615	114,816	11,798	
8 予備費	69,664	-	69,664	
歳出合計	34,258,808	33,158,478	1,100,329	
歳入歳出差引残額		394,781		

前年度繰越金からの財政調整基金への積立額 947,826 千円

令和6年度末時点の財政調整基金残高 1,139,209 千円

令和6年度の当該特別会計の歳入は、予算現額 34,258 百万円であったのに対し、収入済額は 33,553 百万円であった。歳出の支出済額は 33,158 百万円であり、歳入歳出差引残額は 394 百万円であった。予算差異の主な要因は、被保険者数が減ったことで保険給付費の総額が縮小し、その結果として普通交付金も減少したことである。なお、歳入歳出差引残額のうち、372 百万円は県普通交付金等の超過交付分のため、令和7年度に返還予定である。

前年度繰越金 1,045 百万円、財政調整基金への積立額 947 百万円、同基金からの繰入額 213 百万円を除いて算出される単年度収支額は 83 百万円であった。

以下、歳入額及び歳出額の詳細である（*1～*6）。

① 歳入歳出の内容について

(i) 歳入について

下記は、歳入項目について過去5年間の推移をあらわしたものである。（単位：円）

（健康保険課作成資料より監査人が一部加工）

項目		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保険料	一般被保険者分	6,123,906,422	6,082,274,486	6,287,917,404	5,821,555,568	5,767,116,185
	退職被保険者分	2,099,325	486,747	406,813	507,583	171,168
	小計	6,126,005,747	6,082,761,233	6,288,324,217	5,822,063,151	5,767,287,353
国庫支出金		173,008,000	44,270,000	957,000	1,961,000	21,783,000
都道府県支出金		23,338,342,000	23,498,908,000	22,967,809,000	23,360,105,000	23,298,252,000
連合会支出金		0	0	0	0	0
一般会計 繰入金	保健基盤安定	1,911,785,479	1,907,198,223	1,891,411,525	1,891,270,754	1,800,528,196
	未就学児均等割保険料（税）	0	0	21,399,569	19,592,328	18,047,354
	職員給与費等	528,126,689	503,578,598	519,267,252	557,950,300	671,818,913
	産前産後保険料（税）	0	0	0	1,245,932	6,418,333
	出産一時金等	62,157,548	58,232,248	60,840,928	63,331,540	54,900,279
	財政安定化支援事業	453,389,000	487,057,000	465,829,000	487,292,000	470,958,000
	その他	0	0	0	107,481,398	90,152,583
小計	2,955,458,716	2,956,066,069	2,958,748,274	3,128,164,252	3,112,823,658	
基金等繰入金		0	0	0	100,000,000	213,900,000
繰越金		1,294,623,836	1,392,490,795	1,390,766,147	1,276,575,796	1,045,045,209
その他の収入		128,404,346	91,835,825	88,986,541	93,147,836	94,168,509
歳入合計		34,015,842,645	34,066,331,922	33,695,591,179	33,782,017,035	33,553,259,729

* 1 保険料

被保険者から徴収する保険料であり、一般被保険者分と退職被保険者分がある。

保険料収入は被保険者の加入者数や所得水準、収納状況等に起因し変動する。令和6年度においては、収入実績（収入済額）は予算現額を上回ったものの、加入者数の減少に伴い毎年減少している。加入者の状況については（2）参照。

* 2 国庫支出金

国が財政面において行う負担金・補助金である。令和6年度においては、マイナンバー制度に係るシステム補助金 19 百万円、国が進める健康推進事業である CKD 対策事業費補助金 1 百万円の交付があった。

* 3 県支出金

県が財政面において行う負担金・補助金である。保険給付は市で行うものの、県が給付に必要な費用は全額市に交付することとしており、また同時に市の財政調整のために県から交付金を交付されることとされている。その役割別に「普通交付金」と「特別交付金」がある。

「普通交付金」：県の条例で定めるところにより、市が行った保険給付の状況に応じ概算で交付される。市は受け取った交付金を保険給付費に充てることになり、市の行った保険給付費額と県の行った普通交付金額は超過交付等を除き一致することとなる。

「特別交付金」：市の財政状況その他の災害などの特殊要因や事業に応じて行われる財政調整のための交付金であり、主に以下のものがある。

- ① 保険者努力支援分
- ② 特別調整交付金（市町村向け）
- ③ 県繰入金（2号分）
- ④ 特定健康診査等負担金

* 4 繰入金

一般会計繰入金と基金繰入金の合計。

ア) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、被保険者の負担軽減のため市の一般会計から支出される繰入金であり、国民健康保険法の中に定められた「法定繰入」とそれ以外の「法定外繰入」がある。（上表中の一般会計繰入金のうちその他が法定外繰入である。）

主な内容は以下の通り。

<法定繰入>

- ・保険基盤安定繰入

保険料の軽減相当分や低所得者数に応じて厚生労働省の繰入基準に基づき算定された額を繰り入れる。

- ・未就学児均等割保険料（税）

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、未就学児の国保の均等割保険料の一部を公費で負担しその財源として一般会計から繰り入れる。

- ・職員給与費等

職員の給与費は一般の行政経費であり保険料で賄われるものではないため一般会計から繰入を行っている。

- ・産前産後保険料分繰入

被保険者の産前産後期間の保険料（税）の免除・軽減分を補填するため、免除・軽減額を公費で負担しその財源として一般会計から繰り入れる。

- ・出産育児一時金等

少子化対策の一環として繰り入れられる。保険給付費のうち出産育児一時金額の3分の2を繰り入れる。

- ・財政安定化支援事業

国民健康保険財政の健全化及び保険料（税）負担の平準化等に資するため、保険者の責に帰することができない特別の事情に着目し、一般会計からの繰入が求められるもの。

<法定外繰入>

法律の定めのない自治体独自で行われる繰入金であり、国保特別会計の歳入不足による赤字補填や保険料負担の緩和、特定の保険事業の充実等を目的として行われる。

令和6年度の法定外繰入は、減額された県交付金等の不足分を補填するため福祉医療波及分繰入金として一般会計から繰り入れたものである。久留米市においては決算赤字補填を目的とする法定外の繰入は平成29年度以降、行われていない。

イ) 基金繰入金

基金とは、地方自治法241条の規定に基づき定められた久留米市国民健康保険財政調整積立基金条例により設置された基金であり、国民健康保険事業特別会計に係る決算剰余金のうち当該条例で認められる金額を積み立てることが出来るとされている。また、国保事業特別会計の財政が不安定となる場合等に特別会計に繰り入れることが出来る。

令和6年度においては、前年度決算剰余金1,450百万円（前年度収支差額と基金残高の合計）により947百万円の基金への積立を行い、213百万円を基金から繰り入れを行っている。

(ii) 歳出について

下記は、歳出項目について過去5年間の推移をあらわしたものである。(単位：円)

(健康保険課作成資料より監査人が一部加工)

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
総務費	579,062,640	559,819,599	569,969,332	608,596,865	1,699,309,172	
保険給付費	療養給付費	18,997,758,219	19,342,761,502	19,204,811,358	19,387,136,748	18,874,044,596
	療養費	175,015,152	183,587,307	188,387,232	179,633,644	182,024,613
	小計	19,172,773,371	19,526,348,809	19,393,198,590	19,566,770,392	19,056,069,209
	高額療養費	3,009,169,281	2,965,198,601	2,848,088,122	3,038,265,599	3,049,594,860
	移送費	0	0	0	0	0
	出産育児諸費・葬祭諸費	103,376,322	97,188,372	102,631,392	105,137,310	93,303,389
	傷病手当金	57,554	1,034,367	7,996,345	435,886	0
	一般分 合計	22,285,376,528	22,589,770,149	22,351,914,449	22,710,609,187	22,198,967,458
	退職分	療養給付費・療養費	94,987	11,767	0	0
	高額療養費	75	0	0	0	
	退職分 合計	95,062	11,767	0	0	
	審査支払手数料	41,211,725	42,509,643	42,504,361	43,818,515	42,647,066
	保険給付費 合計	22,326,683,315	22,632,291,559	22,394,418,810	22,754,427,702	22,241,614,524
国民健康保険事業費納付金	9,215,503,321	8,960,224,290	8,853,238,907	9,088,585,609	8,894,332,672	
保険事業費	232,579,294	234,148,814	226,043,690	222,857,502	208,405,163	
公債費	0	0	0	0	0	
その他の支出	269,523,280	289,081,513	375,344,644	62,504,148	114,816,770	
歳出合計	32,623,351,850	32,675,565,775	32,419,015,383	32,736,971,826	33,158,478,301	

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収支差引	1,392,490,795	1,390,766,147	1,276,575,796	1,045,045,209	394,781,428
基金保有額	505,107,447	505,127,371	505,146,577	405,159,021	1,139,209,522
基金増減額	37,535	19,924	19,206	△99,987,556	734,050,501

* 5 保険給付費

療養の給付について保険者が負担する療養給付費、療養費、高額療養費及び出産一時金等その他の保険給付に係る支出金の合計である。

* 6 国保事業費納付金

平成30年度の国保制度改革により、県が決定した納付金を市町村が納付するもの。納付金額は県が県全体の医療費を見込み、これを基に各市町村の所得水準や被保険者数、医療費水準等に応じて、市町村ごとの納付金を算定し決定する。令和6年度においては令和5年度に比べ約2億円の減少となっている。

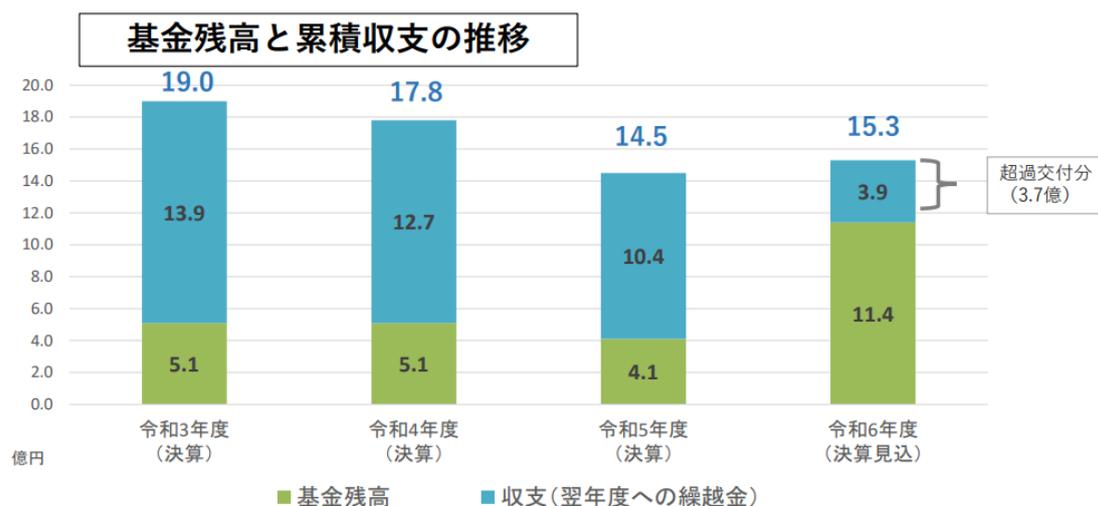
主な内訳は以下のとおり。(単位：円)

(健康保険課作成資料より監査人が一部加工)

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
一般医療給付費分	6,666,311,506	6,338,776,554	6,366,280,439	6,404,354,394	6,140,047,665
退職被保険者等医療費分	222,339	791,452	376,825	333,906	0
一般被保険者後期高齢者支援金分	1,835,940,610	1,859,902,198	1,805,487,512	1,991,777,204	2,051,359,004
退職被保険者後期高齢者支援分	61,540	219,360	104,380	78,165	0
介護納付金分	712,967,326	760,534,726	680,989,751	692,041,940	702,926,003
合計	9,215,503,321	8,960,224,290	8,853,238,907	9,088,585,609	8,894,332,672

② 特別会計の財政状況について

当事業の特別会計の財政状況は下記のとおりである。



令和6年度単年度収支は359百万円の黒字となったが、基金繰入金や前年度繰越金等を除く実質収支は84百万円となる。上記の推移が示す通り、基金を含む累積収支額は令和3年度以降減少している。被保険者一人当たりの医療費が年々増加している状況を鑑みると、令和7年度以降も同様の財政状況が続くと見込まれる。

(2) 久留米市の被保険者の状況

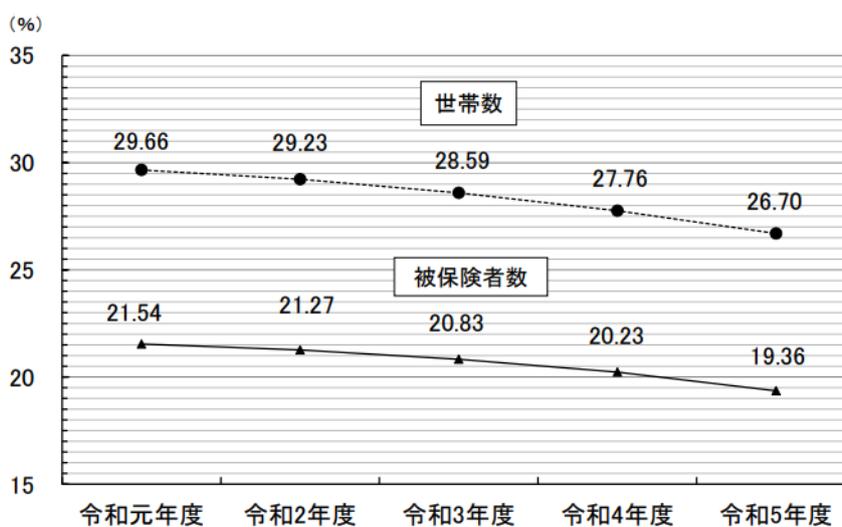
久留米市における被保険者の状況は次の通りである。市の人口減少や75歳以上の後期高齢者医療制度への移行の影響もあり、年々加入者数は減少傾向にある。

① 被保険者加入状況（各年度末現在）及び加入率の推移

年度	世帯数			人口		
	全市 世帯	国保		全市 人	国保	
		加入世帯数 ※1 世帯	加入率 %		被保険者数 ※1 人	加入率 %
R1	136,444	40,467	29.66	304,705	65,628	21.54
		17,390	12.75		20,902	6.86
R2	138,003	40,333	29.23	304,079	64,664	21.27
		17,104	12.39		20,407	6.71
R3	138,566	39,613	28.59	302,122	62,930	20.83
		16,731	12.07		19,863	6.57
R4	140,549	39,016	27.76	301,612	61,004	20.23
		16,433	11.69		19,422	6.44
R5	142,025	37,916	26.70	300,516	58,169	19.36
		16,041	11.29		18,853	6.27

※1 下段は介護保険第2号被保険者(再掲)

・加入率の推移

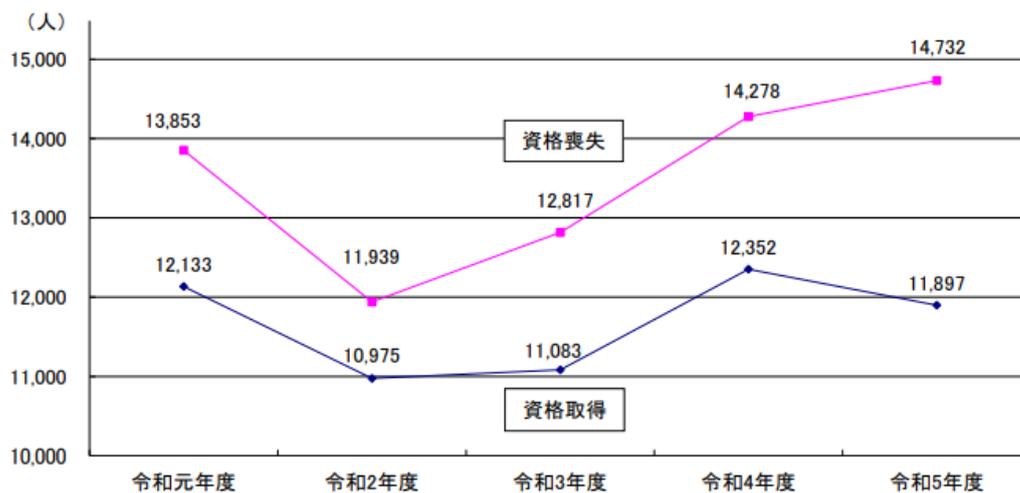


② 被保険者の異動状況

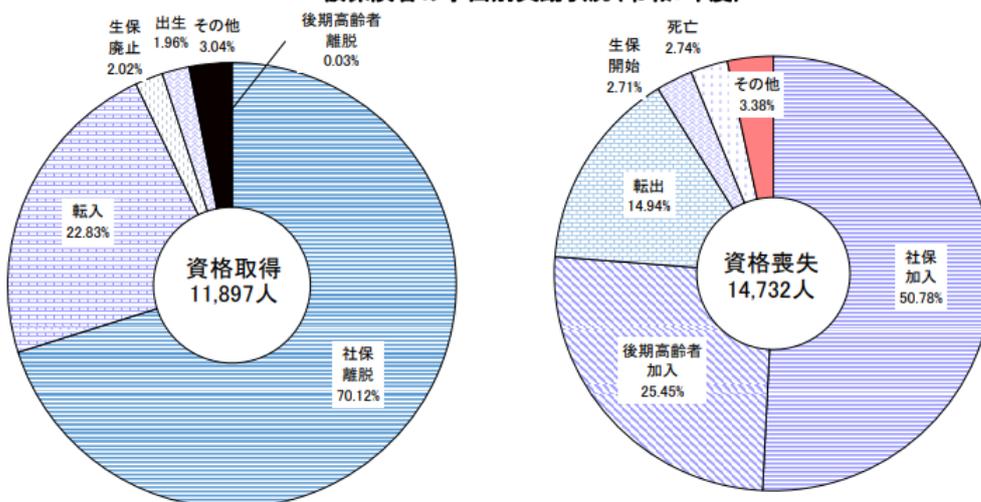
(単位:人)

年度	資格取得							資格喪失						
	転入	社保 離脱	生保 廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計	転出	社保 加入	生保 開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
R1	2,867	8,296	193	311	4	462	12,133	2,287	7,410	431	399	2,621	705	13,853
R2	2,222	7,902	195	256	1	399	10,975	1,921	6,610	384	385	1,967	672	11,939
R3	1,942	8,325	191	240	3	382	11,083	1,717	6,916	346	385	2,895	558	12,817
R4	3,040	8,511	225	223	5	348	12,352	2,112	7,433	365	420	3,460	488	14,278
R5	2,716	8,342	240	233	3	363	11,897	2,201	7,481	399	403	3,749	499	14,732

資格取得・喪失の推移



被保険者の事由別異動状況(令和5年度)



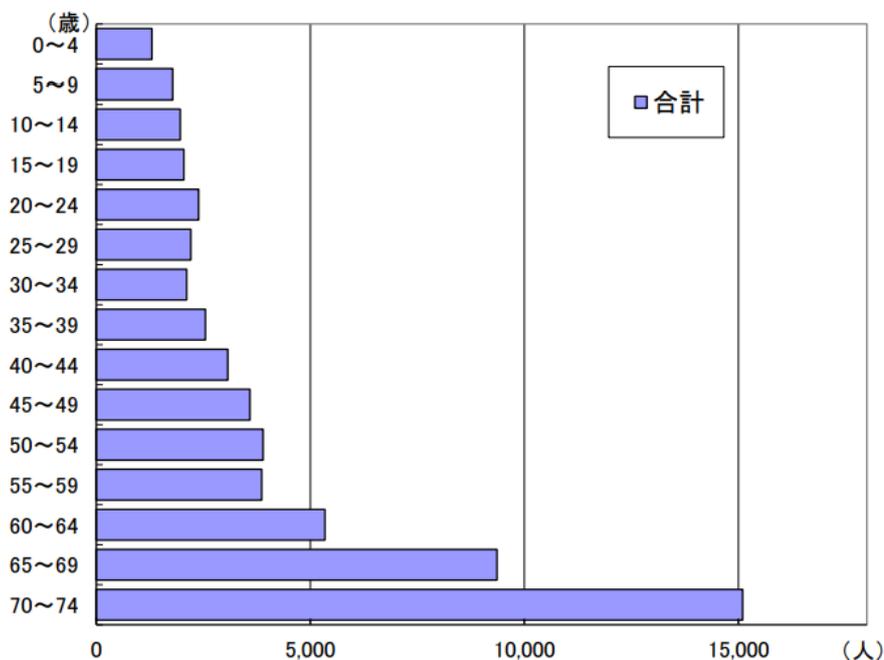
異動事由の主なものは、社保離脱による加入と社保及び後期高齢者加入による離脱である。この傾向は変わらず、被保険者の高齢化により年々その割合は増加している。

③ 年齢階層別被保険者数

(令和5年9月末日現在)

区分 年齢	一般被保険者		退職被保険者等		合計	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
0～4	1,299	2.14	0	0.00	1,299	2.14
5～9	1,783	2.94	0	0.00	1,783	2.94
10～14	1,962	3.24	0	0.00	1,962	3.24
15～19	2,043	3.37	0	0.00	2,043	3.37
20～24	2,392	3.95	0	0.00	2,392	3.95
25～29	2,209	3.65	0	0.00	2,209	3.65
30～34	2,111	3.49	0	0.00	2,111	3.49
35～39	2,549	4.21	0	0.00	2,549	4.21
40～44	3,073	5.07	0	0.00	3,073	5.07
45～49	3,590	5.93	0	0.00	3,590	5.93
50～54	3,896	6.43	0	0.00	3,896	6.43
55～59	3,865	6.38	0	0.00	3,865	6.38
60～64	5,340	8.82	0	0.00	5,340	8.82
65～69	9,359	15.45	0	0.00	9,359	15.45
70～74	15,100	24.93	-	-	15,100	24.93
合計	60,571	100.00	0	0.00	60,571	100.00

* [資料] 国民健康保険実態調査



被保険者の約40%が65歳から74歳で構成されており、年齢構成は高い。

(3) 保険給付の状況（医療費の状況）

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して必要な保険給付を行うものとされている。（国民健康保険法第2条）

ア) 疾病及び負傷に対する給付

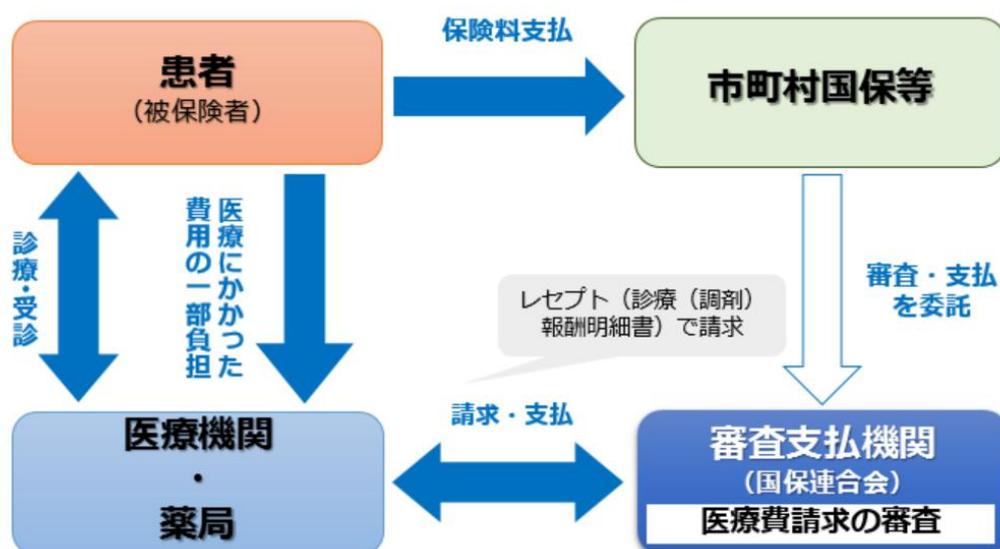
- ・療養の給付：診察、薬剤または治療材料の支給、処置、手術その他の治療、病院・診療所への入院、看護のことであり現物給付として行われる)
- ・入院時の食事・生活療養費の支給
- ・療養費や高額医療費の支給など

イ) 出産に対する給付：出産育児一時金の支給

ウ) 死亡に対する給付：葬祭費の支給

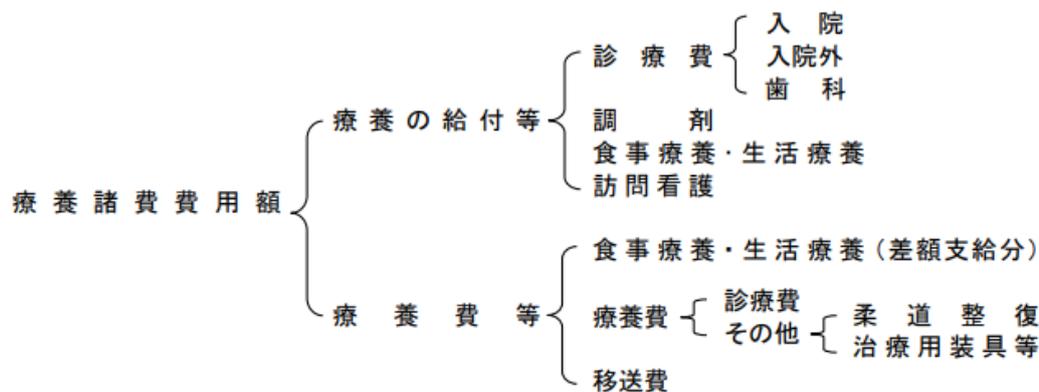
被保険者が病気や負傷を負った場合、保険医療機関又は薬局にて診察、薬剤または治療材料の支給、処置・手術等の治療や病院や診療所への入院、看護などの給付を現物給付の形で受け取るが、その給付にかかった費用の一部について給付を受けた被保険者が一部負担金として負担し、残りの費用を被保険者が国保連合会を介して支払う。

（保険診療の流れ）



① 医療費の状況

療養諸費費用額とは国民健康保険における総医療費を示すものであり、主に以下のものが含まれる。



「療養の給付」とは診察、薬剤または治療材料の支給、処置、手術その他の治療、病院・診療所への入院、看護等の一連の医療サービスを現物給付で受けることである。

「療養費等」とは、医療保険制度においては療養の給付が原則となっているが、保険医療機関等が当該地域に存在しない場合や被保険者の責めに帰し得ない特別の事由のため、現物の給付が行えない場合、一旦自費で療養を受け、事後に現金でその費用を保険者から受け取る現金給付の形態をとるものである。柔道整復師の施術を受けた場合、医師の同意により、はり・きゅう・あんま・マッサージの施術を受けた場合も含まれる。

i) 療養諸費費用額の推移 (医療費の推移)

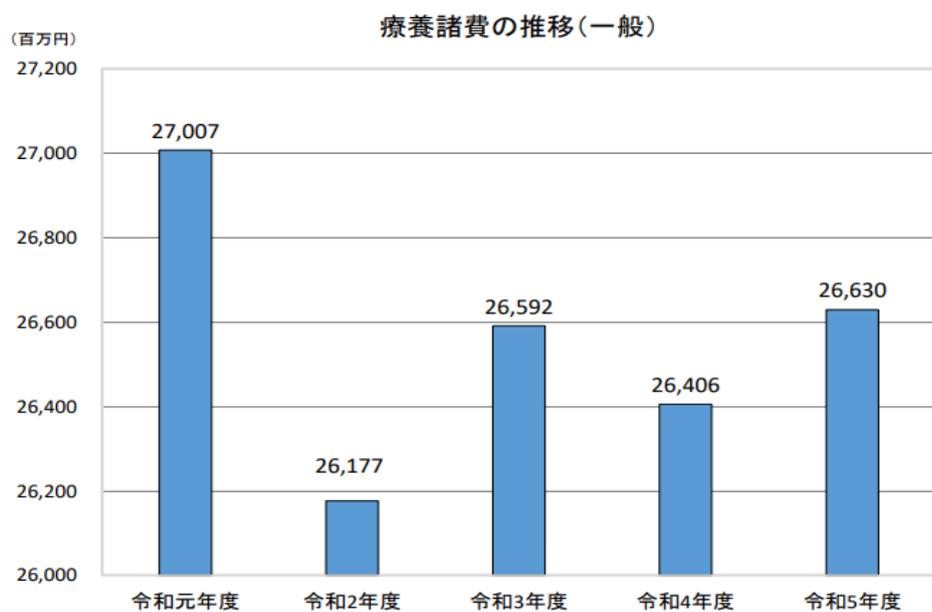
	年度	療養の給付			療養費等			療養諸費		
		件数(件)	費用額(円)	前年比	件数(件)	費用額(円)	前年比	件数(件)	費用額(円)	前年比
一般	R1	1,145,109	26,723,555,987	1.015	33,223	283,804,026	0.988	1,178,332	27,007,360,013	1.015
	R2	1,064,401	25,938,818,544	0.971	27,603	238,331,706	0.840	1,092,004	26,177,150,250	0.969
	R3	1,118,550	26,341,432,197	1.016	28,763	250,126,715	1.049	1,147,313	26,591,558,912	1.016
	R4	1,126,624	26,148,528,785	0.993	28,355	257,214,079	1.028	1,154,979	26,405,742,864	0.993
	R5	1,117,578	26,384,394,603	1.009	27,694	245,121,889	0.953	1,145,272	26,629,516,492	1.008
退職	R1	1,197	19,959,640	0.120	73	442,762	0.210	1,270	20,402,402	0.121
	R2	9	-59,110	-0.003	2	13,886	0.031	11	-45,224	-0.002
	R3	-5	-195,029	3.299	0	0	-	-5	-195,029	4.313
	R4	-1	-16,810	0.086	0	0	-	-1	-16,810	0.086
	R5	0	-27,300	1.624	0	0	-	0	-27,300	1.624
合計	R1	1,146,306	26,743,515,627	1.010	33,296	284,246,788	0.982	1,179,602	27,027,762,415	1.009
	R2	1,064,410	25,938,759,434	0.970	27,605	238,345,592	0.839	1,092,015	26,177,105,026	0.969
	R3	1,118,545	26,341,237,168	1.016	28,763	250,126,715	1.049	1,147,308	26,591,363,883	1.016
	R4	1,126,623	26,148,511,975	0.993	28,355	257,214,079	1.028	1,154,978	26,405,726,054	0.993
	R5	1,117,578	26,384,367,303	1.009	27,694	245,121,889	0.953	1,145,272	26,629,489,192	1.008

* 第三者行為等の収入額を除く。

* 療養の給付は3月～2月ベース、療養費等は4月～3月ベース

* 退職被保険者等分は資格喪失による過誤調整の結果、金額がマイナスとなっている。

(※費用額は保険者負担分と自己負担分等を合わせた10割相当分)

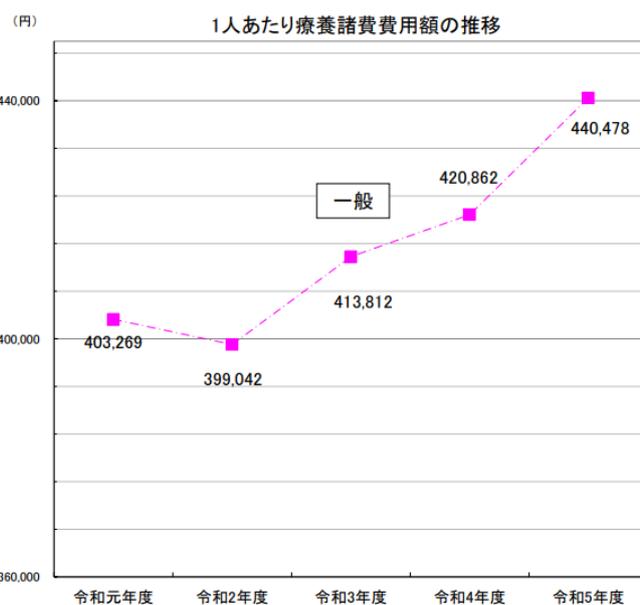


令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言等により外来診療を中心に医療機関の利用が低下した影響で一時的に減少したが、被保険者数の減少に伴い、減少傾向にある。

ii) 一人当たり療養諸費費用額（一人当たり医療費）

年度	一般被保険者		退職被保険者等		合計	
	(円)	対前年度比	(円)	対前年度比	(円)	対前年度比
R1	403,269	1.041	304,513	0.652	403,171	1.040
R2	399,042	0.990	-45,224	-0.149	399,035	0.990
R3	413,812	1.037	-	-	413,809	1.037
R4	420,862	1.017	-	-	420,862	1.017
R5	440,478	1.047	-	-	440,477	1.047

- * 第三者行為等の収入額を除く。
- * 療養の給付は3月～2月ベース、療養費等は4月～3月ベース
- * 退職被保険者等分は資格喪失による過誤調整の結果、金額がマイナスとなっている。



* 退職被保険者等分は金額がマイナスとなっているため記載していない。

（「久留米市の国保」より）

一人当たり療養諸費費用額の推移は、新型コロナウイルス感染拡大による一時的な減少はあるものの、被保険者の高齢化や医療の高度化等により毎年増加傾向にあることが分かる。

県が公表するデータによると、令和4年度の福岡県の一人当たり医療費は 412,984 円であり、同年の全国平均 403,817 円の約 1.02 倍となっている。福岡県も全国平均

を上回る水準であるが、久留米市はさらにそれを上回っており、その水準の高さがわかる。

下表は、県が公表する県内市町村別の一人当たり医療費の推移である。久留米市は過去5年間のいずれにおいても福岡県平均値を上回っている。

市町村別 国保被保険者1人当たり医療費の推移(令和元年度～令和5年度)

番号	市町村名	R1年度	順位	R2年度	順位	R3年度	順位	R4年度	順位	R5年度	順位
1	北九州市	420,001	16	406,975	21	437,414	18	452,378	11	465,739	17
2	福岡市	345,045	60	330,148	60	359,169	60	361,120	60	378,087	60
3	大牟田市	468,570	4	470,317	3	487,797	2	503,223	2	523,470	1
4	久留米市	403,171	32	399,035	32	413,809	40	420,862	39	440,477	35
5	直方市	404,894	30	397,294	34	416,108	36	440,083	20	443,103	33
6	飯塚市	401,691	35	399,451	30	419,171	33	431,575	28	460,643	20
7	田川市	430,027	11	416,895	16	448,325	12	443,414	18	445,269	30
8	柳川市	421,838	14	419,445	14	426,345	27	434,039	25	444,994	31
9	嘉麻市	421,521	15	434,178	6	440,907	15	445,672	16	465,397	18
10	朝倉市	432,017	10	431,042	7	464,419	5	477,769	7	485,365	6
11	八女市	408,866	27	405,595	22	409,802	42	421,283	38	437,384	41
12	筑後市	419,680	17	412,725	17	443,447	13	433,060	26	460,640	21
13	大川市	433,101	9	421,405	12	441,042	14	451,815	12	484,283	8
14	行橋市	416,131	19	409,648	20	437,635	17	445,988	15	459,086	22
15	豊前市	468,672	3	444,281	5	459,856	7	499,028	3	469,017	16
16	中間市	392,868	44	382,207	46	408,348	44	431,084	29	439,052	39
17	小郡市	399,316	37	388,459	40	413,219	41	407,525	47	425,561	47
18	筑紫野市	398,331	40	380,870	48	402,315	47	412,202	44	430,708	45
19	春日市	356,559	58	354,984	56	381,566	54	388,790	55	397,343	57
20	大野城市	369,301	54	352,596	57	386,448	53	392,231	53	408,403	54
21	太宰府市	379,552	51	355,186	55	400,050	50	399,745	51	419,737	49
22	那珂川市	366,235	57	366,636	52	368,177	58	385,444	56	407,555	55
24	宇美町	400,355	36	389,539	38	437,866	16	446,171	14	464,162	19
25	穂栗町	399,054	38	387,318	43	408,162	45	405,768	49	448,760	28
26	志免町	347,981	59	358,445	54	368,694	57	380,107	58	395,622	59
27	須恵町	422,229	13	399,968	28	425,008	29	427,634	30	451,562	27
28	新宮町	379,944	50	346,088	59	389,639	52	417,797	41	433,306	43
29	古賀市	412,156	22	403,170	23	431,796	21	431,692	27	452,435	26
30	久山町	422,310	12	409,992	18	458,845	8	489,719	6	406,244	56
31	粕屋町	373,347	52	347,750	58	374,542	56	383,916	57	432,883	44
32	宗像市	409,180	25	394,623	36	420,145	32	444,969	17	454,536	25
33	福津市	415,029	20	399,826	29	418,537	35	413,866	43	438,848	40
37	芦屋町	408,901	26	385,452	44	426,377	26	437,530	22	458,701	23
38	水巻町	402,027	34	395,207	35	433,052	20	449,417	13	474,224	12
39	岡垣町	404,243	31	388,217	41	429,894	24	406,112	48	446,496	29
40	遠賀町	396,971	41	383,694	45	427,939	25	440,517	19	444,589	32
41	小竹町	482,978	1	492,277	1	456,625	9	504,566	1	514,942	3
42	鞍手町	396,780	42	402,081	25	402,017	48	422,573	35	440,273	37
43	宮若市	408,085	28	425,063	9	452,220	11	472,635	8	506,260	4
45	桂川町	398,551	39	401,211	26	414,364	39	422,027	37	409,922	53
55	筑前町	381,481	46	393,073	37	425,724	28	405,753	50	436,577	42
57	東峰村	476,014	2	398,592	33	381,281	55	392,067	54	497,934	5
59	糸島市	380,717	48	376,938	49	403,838	46	408,331	46	428,114	46
62	うきは市	410,169	24	389,509	39	430,163	23	453,356	10	485,211	7
66	大刀洗町	394,994	43	402,699	24	419,008	34	416,087	42	439,565	38
68	大木町	448,446	8	430,395	8	408,500	43	424,311	32	483,540	9
73	広川町	402,084	33	400,867	27	415,419	37	422,432	36	419,178	50
76	みやま市	456,368	6	464,677	4	472,972	3	490,281	5	519,597	2
81	香春町	406,257	29	424,685	11	424,373	30	435,219	24	472,226	14
82	添田町	390,670	45	387,389	42	464,153	6	467,676	9	457,872	24
83	福智町	372,034	53	381,075	47	414,622	38	423,596	34	416,744	51
84	糸田町	366,485	56	399,194	31	424,314	31	365,109	59	396,837	58
85	川崎町	366,658	55	369,933	50	396,679	51	418,470	40	415,568	52
88	大任町	410,688	23	409,804	19	466,598	4	424,418	31	440,308	36
89	赤村	379,993	49	365,904	53	361,170	59	411,668	45	472,556	13
90	苅田町	381,363	47	367,589	51	400,308	49	424,278	33	442,474	34
91	みやこ町	418,208	18	424,928	10	431,695	22	435,291	23	474,630	11
94	築上町	451,618	7	420,680	13	454,040	10	438,228	21	469,621	15
95	吉富町	466,683	5	471,884	2	501,633	1	492,597	4	480,057	10
97	上毛町	412,872	21	418,968	15	433,360	19	397,834	52	420,104	48
	市町村平均	390,154	-	379,832	-	405,594	-	412,984	-	429,578	-
	県平均	384,990	-	374,898	-	400,215	-	407,547	-	423,941	-

資料：国民健康保険事業状況（福岡県）

(単位：円)

※斜字体の部分は速報値

(福岡県 HP「福岡県国保医療費及び後期高齢者医療費の現状 (R7年3月作成)」より)

② 療養諸費費用負担区分

令和5年度における療養諸費費用の負担区分は以下の通りである。

保険者負担分：療養諸費費用額の7割相当分（未就学児は8割、70歳～74歳は所得に応じて7割・8割）

高額療養費：被保険者の自己負担額が一定の金額（自己負担限度額）を超えた分について保険者が負担した額

一部負担金：療養諸費費用額の3割相当分（未就学児は2割、70歳～74歳は所得に応じて3割・2割）から他法優先や高額療養費を控除した額

他法負担分：国保法以外の法律により、公費で負担する額で、他法優先（生活保護法や特定の公害医療に関する法律といった国保法以外の法律により、医療費の10割相当額が国保より先に公費で支払われる場合のその額）と国保優先（他の法令による公費負担が、国保の保険給付後の残りの自己負担分に対して行われる場合のその額）からなる

令和5年度

(単位:円)

	療養諸費合計	療養諸費費用額負担区分			
	費用額	保険者負担分	高額療養費※1	一部負担金	他法負担分
一般被保険者分	26,629,516,492	19,505,170,976	3,031,548,660	3,069,114,463	1,023,682,393
退職被保険者等分	-27,300	-19,110	0	-8,190	0
合計	26,629,489,192	19,505,151,866	3,031,548,660	3,069,106,273	1,023,682,393

* 第三者行為等の収入額を除く。

* 高額療養費には高額介護合算療養費を含む。

* 退職被保険者等分は資格喪失による過誤調整の結果、金額がマイナスとなっている。

(「久留米市の国保」より)

高額療養費制度は医療機関で支払う医療費（自己負担分）が一定の上限額を超えた場合、その超えた分が後から払い戻される制度である。全国共通の制度で、久留米市においても同様に利用できる。

令和元年度から令和5年度の高額療養費の推移は下記の通りである。



（「久留米市の国保」より）

③ その他の給付状況

i) 出産育児・葬祭諸費の推移

年度	出産育児諸費		葬祭諸費		傷病手当金		合計	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
R1	278	116,456,000	364	10,920,000	-	-	642	127,376,000
R2	220	92,192,000	338	10,140,000	2	57,554	560	102,389,554
R3	207	86,816,000	328	9,840,000	20	1,034,367	555	97,690,367
R4	213	89,280,000	379	11,370,000	243	7,996,345	835	108,646,345
R5	189	92,872,000	338	10,140,000	10	435,886	537	103,447,886

* 傷病手当金は令和2年1月1日から制度開始。

（「久留米市の国保」より）

(4) 保険料の状況

当該事業における費用は、国や県からの交付金や補助金、市一般会計からの繰り出しで賄われるものを除き、保険料により賄われることが原則である。そのため保険者である久留米市が保険料を徴収しなければならない。保険料で徴収するか保険税で徴収するかは市町村が選択できることとなっており、久留米市は平成元年4月より、それまでの保険税方式を改め、保険料方式を採用している。また、平成30年度より都道府県が国保事業財政運営の責任主体となったことにより、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県が全国統一の算定ルールに基づき、標準的な賦課方式や市町村規模別の標準的な収納率を設定したうえで、標準保険料率を算定している。

なお、標準保険料率は市町村間の保険料水準を比較するための目安となるものであり、久留米市においては市独自の保険料率により保険料を算定している。

① 保険料率について

保険料は、加入者の所得や人数等に応じて世帯単位で決まる。次の3つの区分に分かれておりこの3区分の合計額で徴収される。

i) 医療保険分

医療の給付に充てるための保険料

ii) 後期高齢者支援金分

後期高齢者医療に対する支援金

iii) 介護保険分（40～64歳の人が対象）

介護保険制度に対する納付金

また、これらの保険料は下記それぞれ所得割・均等割・平等割に分かれている。

(ア) 平等割：1世帯ごとに計算

(イ) 均等割：世帯の加入者数に応じて計算

(ウ) 所得割：世帯の所得に応じて計算

久留米市においては、現在、保険料率は次のように設定されている。(令和6年度)

区分	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割	9.37%	2.66%	2.11%
均等割	27,200円/人	7,500円/人	14,700円/人
平等割	22,200円/世帯	6,400円/世帯	—
限度額(R6)	65万円	24万円	17万円
【参考】限度額(R7)	66万円	26万円	17万円

また、福岡県が提示する標準保険料率(市町村算定方式/3-3-2方式)は下記のとおり。

区分	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割	7.99%	3.35%	2.53%
均等割	28,370円	10,960円	19,314円
平等割	22,367円	9,036円	—

② 保険料率の推移

前述の通り、久留米市は平成元年4月より保険料方式を採用し徴収を行ってきた。保険料率は各市町村が決定できることとなっており、財政状況等を考慮しながら改定が行われてきた。直近年においては(令和元年度から令和6年度)、国の賦課限度額の見直しに伴う限度額の引き上げは行われてきたものの、保険料率の改定は行われていない。最後に改定が行われたのは、平成22年4月1日における平成17年の市町村合併により生じていた旧1市4町間での料率不均一賦課を統一するための改定であり、その時改定された保険料率が現在も適用されている。

【令和元年度から令和5年度における賦課料率推移】

賦課料率

年度	医療保険分						後期高齢者支援金分						介護保険分					
	料率				賦課 限度額 (万円)	賦課 限度額 国基準 (万円)	料率			賦課 限度額 (万円)	賦課 限度額 国基準 (万円)	料率				賦課 限度額 (万円)	賦課 限度額 国基準 (万円)	
	応能割		応益割				所得割	均等割	平等割			応能割		応益割				
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)				均等割 (円)	平等割 (円)							
R1	9.37	—	27,200	22,200	61	61	2.66	7,500	6,400	19	19	2.11	—	14,700	—	16	16	
R2	9.37	—	27,200	22,200	63	63	2.66	7,500	6,400	19	19	2.11	—	14,700	—	17	17	
R3	9.37	—	27,200	22,200	63	63	2.66	7,500	6,400	19	19	2.11	—	14,700	—	17	17	
R4	9.37	—	27,200	22,200	65	65	2.66	7,500	6,400	20	20	2.11	—	14,700	—	17	17	
R5	9.37	—	27,200	22,200	65	65	2.66	7,500	6,400	22	22	2.11	—	14,700	—	17	17	

(久留米市の国保より)

【令和元年度から令和6年度における賦課料率改定内容】

改定年月	改定内容	国の施策等
平成31年4月	賦課限度額の引き上げ 医療分限度額 61万円 (国基準61万円) 後期高齢者支援金分限度額 19万円 (国基準19万円) 介護分限度額 16万円 (国基準16万円)	賦課限度額見直し 医療費改定 診療報酬本体改定：0.41% 薬価等の改定：△0.48% 合計 △0.07% 国保・後期高齢保険料の軽減判定所得基準の見直しによる軽減措置拡充
令和2年4月	賦課限度額の引き上げ 医療分限度額 63万円 (国基準63万円) 後期高齢者支援金分限度額 19万円 (国基準19万円) 介護分限度額 17万円 (国基準17万円) ※新型コロナウイルス感染症影響による国保・後期高齢保険料の減免	賦課限度額見直し 医療費改定 診療報酬本体改定：0.55% 薬価等の改定：△1.01% 合計 △0.46% 国保・後期高齢保険料の軽減判定所得基準の見直しによる軽減措置拡充
令和4年4月	賦課限度額の引き上げ 医療分限度額 65万円 (国基準65万円) 後期高齢者支援金分限度額 20万円 (国基準20万円) 介護分限度額 17万円 (国基準17万円)	賦課限度額見直し 医療費改定 診療報酬本体改定：0.43% 薬価等の改定：△1.37% 合計 △0.94%
令和5年4月	賦課限度額の引き上げ 医療分限度額 65万円 (国基準65万円) 後期高齢者支援金分限度額 22万円 (国基準22万円) 介護分限度額 17万円 (国基準17万円)	賦課限度額の見直し 国保及び後期高齢保険料の軽減判定所得の基準見直しによる軽減措置拡充
令和6年4月	賦課限度額の引き上げ 医療分限度額 65万円 (国基準65万円) 後期高齢者支援金分限度額 24万円 (国基準24万円) 介護分限度額 17万円 (国基準17万円)	退職者医療制度の廃止 (R6.4.1) 医療費改定 診療報酬本体改定：0.88% 薬価等の改定：△1.00% 合計 △0.12%

(久留米市の国保より、監査人が作成)

③ 保険料率中核市比較

以下が、令和6年度における保険料率中核市比較である。

令和6年度 62中核市120万円モデル保険料【40歳以上夫婦＋小学生の子ども2人】																		
62中核市	順位	年間保険料 (円)	医療分				支援分				介護分							
			120万円モデル 保険料(円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	120万円モデル 保険料(円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	120万円モデル 保険料(円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)				
1	函館市	24	205,400	132,500	8.86	0.00	26,550	22,450	43,200	2.86	0.00	8,750	7,400	29,700	2.40	0.00	8,430	5,590
2	旭川市	23	205,600	130,800	8.22	0.00	27,020	27,040	44,700	2.79	0.00	9,290	9,300	30,100	2.29	0.00	9,060	6,910
3	青森市	35	195,300	127,200	9.71	0.00	20,040	24,720	35,500	2.46	0.00	6,360	7,680	32,600	2.74	0.00	9,260	4,540
4	八戸市	45	186,700	120,100	8.00	0.00	23,000	25,000	36,400	2.40	0.00	7,000	8,000	30,200	2.30	0.00	8,000	9,000
5	盛岡市	48	185,500	120,600	8.40	0.00	22,000	23,900	35,900	2.60	0.00	6,200	7,100	29,000	2.50	0.00	6,400	6,700
6	秋田市	29	202,800	131,200	9.22	0.00	22,960	28,690	36,200	2.51	0.00	6,620	7,450	35,400	2.88	0.00	8,950	8,570
7	山形市	33	200,000	131,400	9.42	0.00	22,800	26,700	39,000	2.79	0.00	6,700	8,400	29,600	2.08	0.00	13,600	0
8	郡山市	49	183,100	111,600	7.30	0.00	23,100	18,400	41,500	2.90	0.00	8,000	6,400	30,000	2.20	0.00	10,500	5,300
9	いわき市	45	186,700	116,900	7.90	0.00	22,700	21,400	40,300	2.70	0.00	8,300	6,000	29,500	2.50	0.00	7,200	6,200
10	福島市	61	170,500	100,600	6.50	0.00	20,700	18,300	38,400	2.50	0.00	7,800	7,200	31,500	2.40	0.00	10,000	6,200
11	宇都宮市	50	182,600	110,200	6.36	0.00	25,900	19,000	42,800	2.55	0.00	9,800	7,200	29,600	2.07	0.00	10,500	6,400
12	前橋市	41	190,300	109,900	6.80	0.00	24,600	16,800	45,600	2.50	0.00	13,200	0	34,800	2.50	0.00	15,600	0
13	高崎市	60	170,800	108,400	6.40	0.10	24,200	21,400	34,600	2.20	0.00	7,400	5,800	27,800	2.00	0.00	9,400	6,100
14	水戸市	21	205,800	121,300	7.84	0.00	30,500	0	51,600	3.44	0.00	12,600	0	32,900	2.31	0.00	15,200	0
15	川越市	44	187,600	117,800	7.25	0.00	31,000	0	40,800	2.40	0.00	11,200	0	29,000	2.00	0.00	13,600	0
16	越谷市	37	192,600	121,500	7.50	0.00	31,900	0	42,200	2.50	0.00	11,500	0	28,900	2.20	0.00	12,000	0
17	川口市	58	173,500	113,300	7.45	0.00	28,000	0	37,200	2.50	0.00	9,000	0	23,000	1.30	0.00	13,000	0
18	船橋市	47	186,500	121,500	6.67	0.00	35,100	0	42,100	2.69	0.00	10,700	0	22,900	1.49	0.00	11,500	0
19	柏市	40	190,700	113,700	6.89	0.00	27,180	12,720	46,100	2.57	0.00	13,200	0	30,900	2.07	0.00	15,000	0
20	八王子市	8	241,600	152,500	7.73	0.00	46,500	0	54,900	2.83	0.00	16,600	0	34,200	2.28	0.00	16,700	0
21	横須賀市	42	189,000	112,300	7.20	0.00	20,680	31,170	42,400	2.72	0.00	7,820	11,770	34,300	2.75	0.00	8,400	9,450
22	富山市	57	176,000	108,000	6.40	0.00	25,000	17,500	37,600	2.30	0.00	8,200	7,000	30,400	2.30	0.00	9,500	6,500
23	金沢市	39	191,400	114,800	7.40	0.00	24,000	19,800	43,800	2.58	0.00	10,320	6,720	32,800	2.34	0.00	11,880	6,000
24	福井市	52	181,900	115,200	6.10	0.00	28,400	23,000	39,300	2.60	0.00	8,100	6,300	27,400	2.00	0.00	9,000	6,000
25	長野市	56	178,600	108,500	8.20	0.00	17,760	19,680	37,800	2.80	0.00	6,240	7,560	32,300	2.60	0.00	8,760	7,080
26	松本市	53	181,800	110,800	8.10	0.00	18,800	21,700	41,300	3.20	0.00	6,500	7,400	29,700	2.60	0.00	6,400	6,700
27	甲府市	30	202,700	132,700	8.49	0.00	27,300	25,500	40,500	2.34	0.00	9,600	6,700	29,500	2.18	0.00	9,800	6,000
28	岐阜市	26	204,700	138,000	8.65	0.00	28,320	29,640	42,600	2.62	0.00	8,880	9,360	24,100	1.71	0.00	7,920	6,120
29	豊橋市	51	182,200	106,400	6.69	0.00	21,600	23,400	45,100	2.71	0.00	9,600	10,200	30,700	2.30	0.00	9,300	7,500
30	岡崎市	22	205,700	126,200	7.15	0.00	28,220	29,600	46,500	2.63	0.00	10,410	10,920	33,000	2.41	0.00	10,490	7,970
31	一宮市	16	209,100	130,700	7.90	0.00	30,000	19,800	44,600	2.95	0.00	9,600	5,400	33,800	2.60	0.00	10,800	6,000
32	豊田市	55	179,900	110,500	6.15	0.00	26,100	22,000	41,900	2.17	0.00	11,000	6,500	27,500	1.84	0.00	10,500	5,800
33	大津市	13	214,200	128,700	7.50	0.00	30,350	20,527	49,800	2.94	0.00	11,640	7,871	35,700	2.74	0.00	11,723	5,787
34	奈良市	12	216,300	124,000	7.64	0.00	27,600	20,000	52,300	3.27	0.00	11,500	8,400	40,000	3.00	0.00	16,900	0
35	和歌山市	34	199,900	132,700	9.37	0.00	24,600	22,800	36,000	2.35	0.00	7,560	5,760	31,200	2.59	0.00	8,760	5,160
36	豊中市	1	252,600	161,000	9.56	0.00	35,040	34,803	51,900	3.12	0.00	11,167	11,091	39,700	2.64	0.00	19,389	0
37	高槻市	1	252,600	161,000	9.56	0.00	35,040	34,803	51,900	3.12	0.00	11,167	11,091	39,700	2.64	0.00	19,389	0
38	枚方市	1	252,600	161,000	9.56	0.00	35,040	34,803	51,900	3.12	0.00	11,167	11,091	39,700	2.64	0.00	19,389	0
39	東大阪市	1	252,600	161,000	9.56	0.00	35,040	34,803	51,900	3.12	0.00	11,167	11,091	39,700	2.64	0.00	19,389	0
40	八尾市	1	252,600	161,000	9.56	0.00	35,040	34,803	51,900	3.12	0.00	11,167	11,091	39,700	2.64	0.00	19,389	0
41	寝屋川市	7	242,600	161,000	9.56	0.00	35,040	34,803	51,900	3.12	0.00	11,167	11,091	29,700	2.64	0.00	9,389	0
42	吹田市	1	252,600	161,000	9.56	0.00	35,040	34,803	51,900	3.12	0.00	11,167	11,091	39,700	2.64	0.00	19,389	0
43	姫路市	19	206,900	119,300	7.00	0.00	28,260	17,850	51,100	3.00	0.00	12,130	7,660	36,500	2.70	0.00	12,610	6,290
44	尼崎市	9	225,000	131,600	8.16	0.00	29,736	18,780	51,900	3.24	0.00	11,652	7,368	41,500	3.36	0.00	12,576	6,144
45	西宮市	14	213,300	126,600	7.06	0.00	31,080	20,160	50,100	2.90	0.00	12,000	7,680	36,600	2.61	0.00	13,200	6,720
46	明石市	36	192,800	116,400	6.84	0.00	27,100	19,220	44,800	2.60	0.00	10,430	7,860	31,600	2.28	0.00	11,300	5,500
47	倉敷市	43	188,700	118,100	7.20	0.00	26,040	21,240	41,800	2.60	0.00	9,240	6,720	28,800	2.20	0.00	9,240	5,280
48	呉市	17	208,000	130,400	7.60	0.00	30,960	20,040	47,400	2.75	0.00	11,280	7,440	30,200	2.25	0.00	10,320	5,280
49	福山市	15	212,800	136,600	8.80	0.00	29,520	19,680	47,700	3.00	0.00	10,680	6,480	28,500	2.10	0.00	9,960	4,800
50	鳥取市	59	172,900	99,700	6.10	0.00	20,900	22,000	43,600	2.70	0.00	9,200	9,000	29,600	2.20	0.00	9,200	7,000
51	松江市	31	201,500	112,900	6.81	0.00	26,100	16,620	51,600	3.13	0.00	11,820	7,860	37,000	2.76	0.00	12,660	6,240
52	下関市	28	203,100	128,700	8.80	0.00	25,000	21,900	41,200	2.70	0.00	8,800	5,800	33,200	2.80	0.00	8,100	7,100
53	高松市	10	218,900	150,300	9.88	0.00	31,700	21,700	40,300	2.60	0.00	8,700	5,800	28,300	2.16	0.00	9,400	4,600
54	松山市	20	206,400	130,300	9.40	0.00	23,520	21,840	45,700	3.40	0.00	8,040	6,960	30,400	2.70	0.00	7,320	4,680
55	高知市	25	205,100	128,200	8.78	0.00	24,000	25,200	44,000	3.34	0.00	7,200	7,800	32,900	2.76	0.00	8,400	6,600
56	久留米市	18	207,100	137,600	9.37	0.00	27,200	22,200	38,600	2.66	0.00	7,500	6,400	30,900	2.11	0.00	14,700	0
57	長崎市	11	218,000	136,900	9.30	0.00	27,700	19,800	48,200	3.30	0.00	9,700	6,900	32,900	2.70	0.00	9,500	5,400
58	佐世保市	38	191,700	114,600	8.00	0.00	22,000	18,000	45,100	3.00	0.00	9,000	8,000	32,000	2.60	0.00	9,600	4,800
59	大分市	32	201,300	132,400	8.65	0.00	26,500	25,700	38,000	2.49	0.00	7,700	6,900	30,900	2.50	0.00	8,700	5,900
60	宮崎市	27	203,900	130,800	8.70	0.00	27,000	19,800	44,600	3.00	0.00	9,100	6,600	28,500	2.20	0.00	9,100	5,000
61	鹿児島市	54	180,100	115,200	8.00	0.00	21,000	23,300	35,900	2.60	0.00	6,200	7,100	29,000	2.40	0.00	7,400	6,400
62	那覇市	62	167,100	123,700	9.70	0.00	18,200	25,400	21,400	1.59	0.00	3,300	5,300	22,000	1.56	0.00	7,700	4,600
	平均		202,255	126,771	8.04	0.00	27,150	21,237	43,658	2.76	0.00	9,501	6,856	31,826	2.39	0.00	11,302	4,386

上表は、62 中核市における所得 120 万で 40 歳以上の夫婦と小学生の子どもが 2 人いる世帯をモデルケースとしたものであるが（健康保険課より入手）、中核市平均年間保険料 202 千円に対し久留米市は、5 千円上回っており、他中核市と比べても比較的高い水準の保険料率が設定されているといえる。一方で後期高齢者支援金分については、他市と比べるとやや低い水準であることがわかる。

④ 1 世帯・1 人あたり保険料の推移

1 世帯あたり保険料＝	現年度調定額	1 人あたり保険料＝	現年度調定額
	平均世帯数		平均被保険者数

国民健康保険分(医療保険・後期高齢者支援金・介護保険)

	年度	1 世帯あたり保険料(円)		1 人あたり保険料(円)	
		※1	対前年度比		対前年度比
一 般	R2	149,913	0.969	92,974	0.980
	R3	152,628	1.018	95,643	1.029
	R4	161,180	1.056	102,382	1.070
	R5	150,841	0.936	97,322	0.951
	R6	153,187	1.016	100,692	1.035
退 職	R2	0	0.000	0	0.000
	R3	0	0.000	0	0.000
	R4	0	0.000	0	0.000
	R5	0	0.000	0	0.000
	R6	0	0.000	0	0.000
合 計	R2	149,910	0.969	92,972	0.980
	R3	152,628	1.018	95,643	1.029
	R4	161,180	1.056	102,382	1.070
	R5	150,841	0.936	97,322	0.951
	R6	153,187	1.016	100,692	1.035

* 居所不明者分の調定を除く。

(健康保険課作成資料より)

(5) 久留米市が推進する国保財政健全化に向けた取組

久留米市の国保事業は、制度改革後も市が賦課・収納、保健事業を担いながら、安定的な財政運営を求められている。被保険者数の減少に伴い、保険料収納額が減少していく一方、被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴う医療費増加により一人当たり国民健康保険事業費納付金は増加傾向にあり事業財政を圧迫している。また、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上や生活習慣病重症化予防への取組は進んでいるものの、さらなる改善が必要である。このような現状から久留米市は事業財政の健全化に向け次のような取組を行っている。

【国保事業財政の健全化に向けた取り組み】

◇保険料収納対策

- ・現年度及び滞納繰越分の収納率向上に向けた収納対策の強化
- ・口座振替の推進等による納付環境の整備

◇医療費の適正化

- ・ジェネリック医薬品利用促進のための勧奨通知・啓発の実施
- ・第三者行為求償事務の適正・徹底した運用
- ・不適切な診療報酬請求を防止するためのレセプト点検の効果的実施

◇保健事業の推進

- ・特定健康診査・特定保健指導の受診率向上対策の継続
- ・データヘルス計画に基づく生活習慣病重症化予防の推進

(6) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健康診査等実施計画

ア 概要

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、平成26年度より保健事業実施計画（データヘルス計画）、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度より特定健康診査等実施計画を策定している。

◇データヘルス計画：

健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業実施計画。

◇特定健康診査等実施計画：

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を効果的・効率的に実施するための計画。

【計画の目的】

生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防及び重症化予防に取り組み、国保被保険者の健康の保持増進を図ることで、健康寿命の延伸、ひいては医療費適正化を図る。

【第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の計画期間】

令和6年度～令和11年度

第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の概要

1. 計画の目的

糖尿病及び慢性腎臓病(CKD)の罹患予防や重症化予防、メタボリックシンドロームへの対策を講じ、脳血管疾患や慢性腎不全による透析の共通リスクを軽減することを目的とする。

2. 目標・評価指標等の設定状況

目標	評価指標 【指標の定義】	実績	目標値						
			2022 (R4)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
i 生活習慣病の合併症を 予防する。引いては脳血 管疾患や人工透析の医 療費の伸びを抑制の一助 とする	脳血管疾患(入院)①、慢性腎不全(透 析あり)(入院及び外来)②、の総医療費 に占める割合の維持	①1.95% ②2.82%				1.95% 2.82%			1.95% 2.82%
	【KDB帳票医療費分析(1)細小分類・KDB システム_疾病別医療費分析(細小82分 類)】								
ii	新規透析導入患者数の減少 ※()内は後期	24人 (46人)	24人 (46人)	24人 (46人)	減少 (減少)	減少 (減少)	減少 (減少)	減少 (減少)	減少 (減少)
	【年間新規透析患者数、保健事業等評 価・分析システム_新規患者数】								
iii	HbA1c8.0以上の者の割合	1.28%	1.26	1.25	1.24	1.23	1.22	1.21	
	【特定健康診査受診者でHbA1cの検査 結果がある者のうち、HbA1c8.0%以上の 人の割合】								
iv 生活習慣病の重症化を 予防する	高血糖者の割合	9.6%	9.6%	9.5%	9.4%	9.3%	9.2%	9.1%	
	【特定健康診査受診者でHbA1cの検査 結果がある者のうち、HbA1c6.5%以上の 人の割合】								
v	重症化予防支援事業による保健指導を 受けた者の生活習慣改善率	59% (92/155人)	60%以上	60%以上	61%以上	61%以上	62%以上	62%以上	
	【重症化予防支援事業における保健指 導修了者のうち生活習慣改善した割合 及び人数、進捗管理台帳(ユニットベース)】	62.1% (136/219人) R4最終							
vi	特定保健指導の対象者の減少率	19.7%	22.0%	23.0%	24.0%	25.0%	26.0%	27.0%	
	【法定報告】								
vii 健康意識を高める	特定健康診査受診率	37.9%	45%	48%	51%	54%	57%	60%	
	【法定報告値】								
viii	50代特定健康診査受診率	25.3%	29%	32%	34%	36%	38%	40%	
	【法定報告値】								
ix 生活習慣病の発症を予 防する	特定保健指導実施率	20.2%	25.0%	25.0%	30.0%	40.0%	50.0%	60.0%	
	【法定報告値】								
x 生活習慣を改善する	朝食を欠食する人の割合	12.5%	12.4%	12.2%	12.0%	11.8%	11.6%	11.5%	
	【特定健康診査受診者で当該回答がある者 のうち、標準的な質問表「朝食を抜くこと が3回以上ある」と回答した人の割合 KDB帳票】								

(「久留米市国民健康保険 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」より)

イ 個別事業計画

第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画に基づき、以下の個別事業計画を実施している。

(i) 特定健康診査事業

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施し、生活習慣病リスクの早期発見を図るとともに、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者の抽出を行う。

対象者は40～74歳の被保険者。

(ii) 特定保健指導事業

特定健康診査の結果を踏まえ、保健指導判定値を超えた方を対象に保健指導を行い、生活習慣の改善（食生活、運動習慣等）を図り、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防する。

(iii) 受診勧奨通知事業【重症化予防】

(糖尿病医療未受診)

糖尿病が強く疑われる人に対して、医療受診勧奨や保健指導を実施する。

(糖尿病医療中断)

糖尿病治療を中断し、かつ特定健診が未受診である人に対して、医療や健診の受診勧奨を行うとともに、健診受診後の医療機関受診状況の調査を行う。

(iv) 重症化予防支援事業（慢性腎臓病（CKD））

CKD 該当者に対して、2次検査（尿蛋白定量検査／尿中クレアチニン測定）を勧奨し、検査結果に基づき、かかりつけ医と連携した保健指導を行う。また、腎臓専門医と糖尿病専門医との連携のもと、かかりつけ医に対して、治療方針等に係る支援を書面により行う。

(v) 早期介入支援事業（糖尿病発症予防75g経口ブドウ糖負荷試験）

特定健診の結果により、境界型糖尿病域または正常高値血糖域の人に対し、文書・電話により75g経口ブドウ糖負荷試験の受診勧奨を行うとともに、検査結果に基づき保健指導を行う。

対象者は40～59歳の被保険者

(vi) CKD 啓発事業

啓発イベントの開催や健康教育等の方法で CKD の普及・啓発を行う。

(vii) 訪問健康相談事業

レセプト情報から訪問対象者を抽出し、訪問指導を行うとともに、訪問対象者の状況を実地にて把握し、適切な受診がなされるための助言・指導を行う。

(7) 収納業務

① 保険料の収納

保険料の納付方法は、普通徴収と特別徴収の2通りある。

ア 普通徴収

1 年分（4 月～3 月）の保険料を、6 月から翌年 3 月までの 10 期（回）に分けて、口座振替もしくは納付書で納付する。

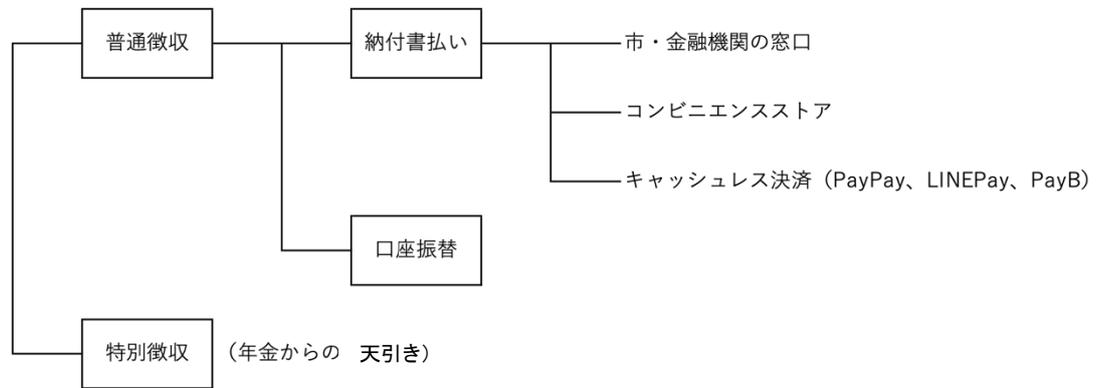
普通徴収の保険料の納期は各月末日まで（12 月は 25 日まで）とされており、納期の末日が金融機関の休業日に該当するときは、その翌日を納期の末日とみなす（久留米市国民健康保険条例第 18 条 1 項 2 項）。

納付書での納付は、市・金融機関の窓口のほか、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリでのキャッシュレス決済も可能となっている。

イ 特別徴収

世帯内の国保被保険者全員が 65 歳以上 75 歳未満の場合は、原則として世帯主の年金から保険料が天引きされる。例外的に、年金の年額が 18 万円未満の場合、国民健康保険料と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる年金支給額の 2 分の 1 を超える場合は、普通徴収となる。また、特別徴収の対象者であっても、申し出により普通徴収（ただし口座振替のみ）とすることも可能となっている。

(「久留米市国保のしおり」に基づき監査人が作成)



② 国民健康保険料の収納状況

ア 経年比較

久留米市の直近5年間の保険料の収納状況は【表1】のとおりである。また、直近7年間の現年度と滞納繰越分の収納率をグラフで表したのが【表2】である。

令和6年度については、現年分の収納率は95.96%（収納額55億7,881万円を、居所不明者分253万円を除いた調定額58億1,345万円を除いた数値）、滞納繰越分の収納率は21.96%（収納額1億7,928万円を、居所不明者分103万円を除いた調定額8億1,633万円を除いた数値）となっている。そして、現年度分及び滞納繰越分を合わせた全体の収納率は86.85%である。

経年の収納率を比較すると、直近5年間の傾向は現年度分の収納率が95%台を維持しており、令和6年度は最高の収納率となっている。他方で、滞納繰越分の収納率は令和2年度以降減少傾向にあり、令和5年度以降少しずつ増加しているものの、令和6年度は令和2年度と比べると6%ほど減少している。

【表1-1】

現年度分

(単位：円)

	年度	調定額		収納額 C	還付未済額 (別掲)	不納欠損額 E	未収額 A-C-E	収納率(%) C/(A-B)
		A	うち居所不明者分 B					
一般	R2	6,101,560,100	2,490,100	5,847,556,019	8,748,100	4,500	253,999,581	95.88
	R3	6,147,976,900	1,939,900	5,887,623,148	7,966,868	1,014,376	259,339,376	95.80
	R4	6,426,503,000	2,832,600	6,128,257,907	8,747,900	1,907,600	296,337,493	95.40
	R5	5,885,892,800	2,207,100	5,635,794,515	11,113,949	3,946,000	246,152,285	95.79
	R6	5,815,985,500	2,530,000	5,578,819,691	9,138,460	1,538,158	235,627,651	95.96
退職	R2	0	0	0	0	0	0	-
	R3	0	0	0	0	0	0	-
	R4	0	0	0	0	0	0	-
	R5	0	0	0	0	0	0	-
	R6	0	0	0	0	0	0	-
合計	R2	6,101,560,100	2,490,100	5,847,556,019	8,748,100	4,500	253,999,581	95.88
	R3	6,147,976,900	1,939,900	5,887,623,148	7,966,868	1,014,376	259,339,376	95.80
	R4	6,426,503,000	2,832,600	6,128,257,907	8,747,900	1,907,600	296,337,493	95.40
	R5	5,885,892,800	2,207,100	5,635,794,515	11,113,949	3,946,000	246,152,285	95.79
	R6	5,815,985,500	2,530,000	5,578,819,691	9,138,460	1,538,158	235,627,651	95.96

【表1-2】

滞納繰越分

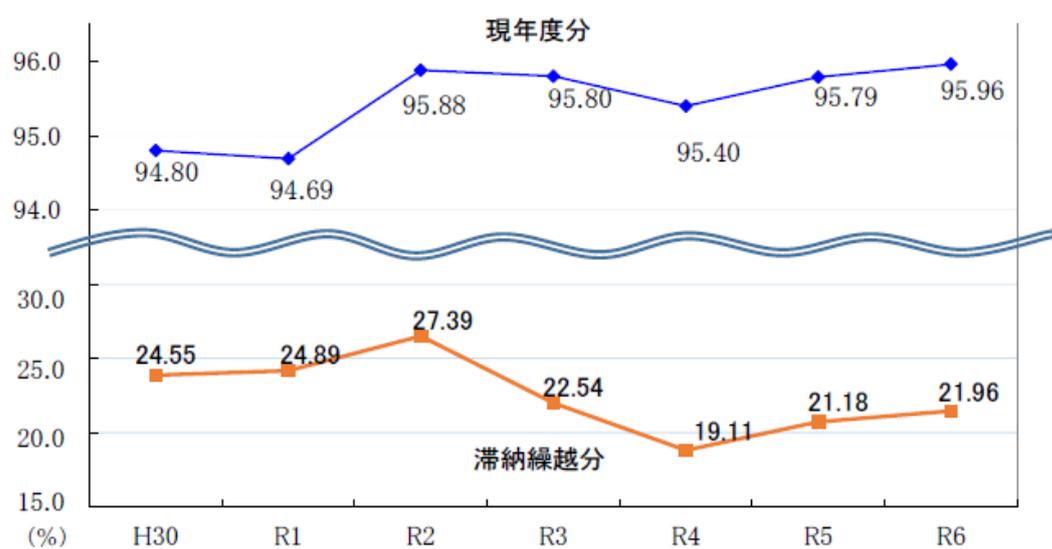
	年度	調定額		収納額 C	還付未済額 (別掲)	不納欠損額 E	未収額 A-C-E	収納率(%) C/(A-B)
		A	うち居所不明者分 B					
一般	R2	978,589,725	1,613,090	267,171,103	431,200	121,825,945	589,592,677	27.35
	R3	829,020,400	3,087,090	186,464,970	219,500	103,457,193	539,098,237	22.58
	R4	789,432,434	1,006,277	150,884,091	27,506	97,824,320	540,724,023	19.14
	R5	826,036,302	913,100	174,533,804	113,300	76,050,007	575,452,491	21.15
	R6	816,990,703	1,039,800	179,110,544	47,490	60,291,359	577,588,800	21.95
退職	R2	6,269,746	0	2,099,325	0	566,910	3,603,511	33.48
	R3	3,603,511	0	486,747	0	12,600	3,104,164	13.51
	R4	3,104,164	0	406,813	0	1,514,528	1,182,823	13.11
	R5	1,182,823	0	507,583	0	291,300	383,940	42.91
	R6	383,940	0	171,168	0	19,800	192,972	44.58
合計	R2	984,859,471	1,613,090	269,270,428	431,200	122,392,855	593,196,188	27.39
	R3	832,623,911	3,087,090	186,951,717	219,500	103,469,793	542,202,401	22.54
	R4	792,536,598	1,006,277	151,290,904	27,506	99,338,848	541,906,846	19.11
	R5	827,219,125	913,100	175,041,387	113,300	76,341,307	575,836,431	21.18
	R6	817,374,643	1,039,800	179,281,712	47,490	60,311,159	577,781,772	21.96

【表1-3】

全体分

	年度	調 定 額		収納額 C	還付未済額 (別 掲)	不納欠損額 E	未収額 A-C-E	収納率(%) C/(A-B)
		A	うち居所不明者分 B					
一 般	R2	7,080,149,825	4,103,190	6,114,727,122	9,179,300	121,830,445	843,592,258	86.41
	R3	6,976,997,300	5,026,990	6,074,088,118	8,186,368	104,471,569	798,437,613	87.12
	R4	7,215,935,434	3,838,877	6,279,141,998	8,775,406	99,731,920	837,061,516	87.06
	R5	6,711,929,102	3,120,200	5,810,328,319	11,227,249	79,996,007	821,604,776	86.61
	R6	6,632,976,203	3,569,800	5,757,930,235	9,185,950	61,829,517	813,216,451	86.85
退 職	R2	6,269,746	0	2,099,325	0	566,910	3,603,511	33.48
	R3	3,603,511	0	486,747	0	12,600	3,104,164	13.51
	R4	3,104,164	0	406,813	0	1,514,528	1,182,823	13.11
	R5	1,182,823	0	507,583	0	291,300	383,940	42.91
	R6	383,940	0	171,168	0	19,800	192,972	44.58
合 計	R2	7,086,419,571	4,103,190	6,116,826,447	9,179,300	122,397,355	847,195,769	86.37
	R3	6,980,600,811	5,026,990	6,074,574,865	8,186,368	104,484,169	801,541,777	87.08
	R4	7,219,039,598	3,838,877	6,279,548,811	8,775,406	101,246,448	838,244,339	87.03
	R5	6,713,111,925	3,120,200	5,810,835,902	11,227,249	80,287,307	821,988,716	86.60
	R6	6,633,360,143	3,569,800	5,758,101,403	9,185,950	61,849,317	813,409,423	86.85

【表2】



(健康保険課作成資料より)

イ 他都市との比較

次に、全国 62 市の中核市における令和 6 年度の現年分・滞納繰越分・全体の収納率ランキングは、下記【表 3】のとおりである。

久留米市の現年分の収納率は 62 市の中で 8 番目に高い収納率となっているのに対して、滞納繰越分の収納率は 41 番目と低い収納率である。そして、現年分・滞納繰越分を合わせた全体の収納率で見ると、20 番目という順位である。

このように、他の中核市と比較しても、久留米市は滞納繰越分の収納率の向上が課題であるといえる。

令和6年度 保険料収納率ランキング(居所不明分除く)

市	現年
1 高崎市	97.20%
2 前橋市	96.40%
3 松江市	96.37%
4 福井市	96.19%
5 鳥取市	96.17%
6 大分市	96.14%
7 八王子市	96.04%
8 久留米市	95.96%
9 豊田市	95.91%
10 明石市	95.59%
11 呉市	95.49%
12 奈良市	95.48%
13 大津市	95.39%
13 枚方市	95.25%
15 西宮市	94.86%
16 松本市	94.78%
17 福島市	94.76%
18 下関市	94.71%
19 富山市	94.64%
20 豊橋市	94.61%
21 旭川市	94.52%
22 岡崎市	94.47%
23 函館市	94.40%
24 倉敷市	94.36%
25 長野市	94.23%
26 高槻市	94.17%
27 盛岡市	94.12%
28 金沢市	94.02%
28 川越市	93.96%
30 那覇市	93.94%
31 高知市	93.88%
32 福山市	93.75%
33 吹田市	93.69%
34 松山市	93.59%
35 東大阪市	93.53%
36 一宮市	93.38%
37 長崎市	93.37%
38 姫路市	93.25%
39 八戸市	93.13%
40 川口市	93.03%
41 佐世保市	92.98%
42 山形市	92.94%
43 豊中市	92.90%
44 鹿児島市	92.84%
45 宮崎市	92.78%
45 越谷市	92.76%
47 八尾市	92.64%
48 甲府市	92.61%
49 青森市	92.49%
50 横須賀市	92.38%
51 尼崎市	92.34%
52 秋田市	92.28%
53 和歌山市	92.27%
54 高松市	92.13%
55 いわき市	92.10%
56 水戸市	92.08%
57 岐阜市	92.02%
58 宇都宮市	92.00%
59 船橋市	91.83%
60 郡山市	91.60%
61 柏市	91.49%
62 寝屋川市	90.87%
平均	93.86%

市	滞線
1 枚方市	43.24%
2 呉市	41.82%
3 明石市	40.41%
4 高崎市	37.32%
5 高知市	36.94%
6 倉敷市	36.62%
7 長崎市	35.43%
8 大分市	34.75%
9 松江市	33.87%
10 高槻市	33.81%
11 鳥取市	33.66%
12 福井市	32.52%
13 姫路市	31.29%
14 福山市	30.99%
15 越谷市	30.97%
16 岡崎市	30.40%
17 船橋市	30.10%
18 甲府市	29.81%
19 前橋市	28.82%
20 西宮市	28.65%
21 豊田市	28.44%
22 盛岡市	27.88%
23 松本市	27.69%
24 水戸市	27.64%
25 八王子市	27.58%
26 旭川市	26.60%
27 高松市	26.47%
28 松山市	25.63%
29 富山市	25.62%
30 奈良市	25.39%
31 長野市	25.10%
32 下関市	24.91%
33 那覇市	24.70%
34 東大阪市	24.18%
35 横須賀市	23.98%
36 金沢市	23.83%
37 八戸市	23.45%
38 川口市	22.91%
39 吹田市	22.79%
40 一宮市	22.16%
41 久留米市	21.96%
42 岐阜市	21.40%
43 鹿児島市	21.31%
44 豊中市	21.25%
45 川越市	20.79%
46 和歌山市	20.19%
47 豊橋市	19.50%
48 大津市	19.38%
49 宮崎市	19.37%
50 函館市	19.22%
51 宇都宮市	17.66%
52 福島市	17.49%
53 柏市	17.37%
54 郡山市	17.29%
55 佐世保市	16.47%
56 いわき市	16.34%
57 尼崎市	15.71%
58 青森市	15.45%
59 秋田市	12.02%
60 寝屋川市	10.59%
61 八尾市	10.21%
62 山形市	9.11%
平均	25.30%

市	全体
1 高崎市	93.82%
2 呉市	92.38%
3 鳥取市	91.70%
4 明石市	91.60%
5 枚方市	91.34%
6 大分市	91.20%
7 八王子市	90.87%
8 前橋市	90.42%
9 豊田市	89.61%
9 松江市	89.13%
11 福井市	89.12%
12 奈良市	88.86%
13 倉敷市	88.66%
14 旭川市	88.62%
15 高槻市	88.51%
16 松山市	87.61%
17 高知市	87.54%
18 函館市	87.37%
19 姫路市	87.05%
20 久留米市	86.85%
21 岡崎市	86.34%
22 東大阪市	86.22%
23 甲府市	85.10%
24 大津市	85.10%
25 西宮市	85.09%
26 長野市	84.97%
27 富山市	84.97%
28 下関市	84.59%
29 長崎市	84.35%
30 盛岡市	84.09%
31 金沢市	84.08%
32 松本市	84.08%
33 福山市	83.84%
34 横須賀市	82.72%
35 豊中市	82.66%
36 船橋市	82.62%
37 尼崎市	82.46%
38 一宮市	82.21%
39 高松市	81.59%
40 那覇市	81.44%
41 川越市	81.23%
42 福島市	81.11%
43 越谷市	80.88%
44 鹿児島市	80.86%
45 岐阜市	80.24%
45 八戸市	79.89%
47 水戸市	79.62%
48 豊橋市	79.24%
49 川口市	78.82%
50 和歌山市	78.81%
51 吹田市	78.32%
52 宮崎市	76.28%
53 宇都宮市	76.05%
54 いわき市	74.41%
55 山形市	74.21%
56 佐世保市	74.08%
57 寝屋川市	72.96%
58 柏市	72.29%
59 八尾市	70.80%
60 郡山市	70.64%
61 青森市	70.51%
62 秋田市	69.16%
平均	83.08%

3. 実施した監査手続

実施した監査手続きは以下の通りである。

(1) 国民健康保険運営協議会が適切に運営されているか

令和6年度に開催された国民健康保険運営協議会の議事録を閲覧し、運営方法が適切であるか、有効な討議が行われているか確かめた。

(2) 保険料の見直しの要否について、適切に検討が行われているか

国民健康保険運営協議会の議事録を閲覧し、令和6年度及び令和7年度における保険料見直しの要否について、運営協議会にて適切な検討が行われているか確かめた。

(3) 予算が合理的に策定されているか

- ・国民健康保険運営協議会資料及び議事録を閲覧し予算について適切な討議が行われていることを確かめた。

- ・市が作成する「令和6年度国民健康保険特別会計決算見込」を入手し予算と決算の差異分析内容を検討した。

(4) 賦課業務について

① 資格審査・保険料賦課業務が適切に行われているか

- ・保険料の賦課業務について、市の担当者より説明を受け必要な質問を行った。また、当該業務内容についてマニュアル等を整備し担当者への適切な業務指示等が行われているか確認した。

- ・資格取得及び喪失に係る窓口業務を実際に観察し、マニュアル等に従い適切に行われていることを確かめた。

- ・令和6年度中の得喪リストを入手し、この中からサンプルとして任意に選んだ者について、届け出資料に漏れがないか、国保システムへの登録が正確に行われているか確認した。また、保険料の算出が適切に行われているか確認した。

② 保険料の減免手続きが適切に行われているか

- ・保険料減免制度及び減免手続きについて担当者へ質問すると共に減免実績について関連証憑の閲覧等により確認した。

- ・減免額算定のエクセル表を入手し計算が適切に行われているか確認した。

- ③ 未加入者の把握が適切に行われているか
- ・未加入者に対する市の対応について質問及びマニュアルを確認した。
 - ・国保取得時の遡及適用データを入手し、過去3年間の推移（件数）を確認した。
- ④ 未申告者に対する対応が有効に行われているか
- ・未申告者に対する市の対応について質問及びマニュアルを確認した。
 - ・未申告者世帯数・未申告被保険者数の過去3年間の推移を入手し、未申告率を一定水準に引き下げるために有効な取組が行われているか確認した。
- (5) 収納業務について
- ① 保険料の収納業務が適切に行われているか
- ・収納業務チーム内の人員体制や職務分掌等について市の担当者へ質問を実施した。
 - ・業務効率化のために導入されたシステムについて、市の担当者に質問を行うとともに、当該システムの利用状況を現場にて視察した。
- ② 収納率を高めるため、適切な対策が取られているか
- ・収納率を高めるための対策について、市の担当者に質問し、関連資料を収集した。
 - ・令和5年度より導入されたピピットリンクについて、市の担当者へ質問を行うと共に、当該システムの利用状況について関連証憑の閲覧や観察を行い確認した。
- ③ 滞納管理業務が適法・適切に行われているか
- ・滞納管理業務にかかるマニュアルを取得し確認した。
 - ・現年度・過年度滞納者の中からサンプリングした者に対する手続きについて、滞納管理システム上に記録された情報を閲覧し確認した。
- ④ 委託契約が適法に行われているか
- ・滞納管理業務について、手続きに関する起案書・契約書等を取得し確認した。

(6) 窓口業務（収納業務）が適切に行われているか

- ・窓口業務（資格取得・喪失等の受付業務含む）に関連する委託契約に関して、業者選定及び契約行為が、規則等に基づいて適切に実施されているかを確認した。
- ・窓口業務（収納業務）について、マニュアル整備状況を確認すると共に、実際の業務の様子を観察した。
- ・委託業者への質問及び関連証憑の閲覧を行い、現金管理簿等を確認しダブルチェック体制等、適切な統制が取られていることを確かめた。
- ・実査を行い現金管理が適切に行われているか確認した。

(7) 給付業務について

① レセプト審査業務に係る委託業務が適切に行われているか

- ・レセプト審査業務に係る委託契約について、選定方法が適切か契約書等を閲覧しその方法等の適切性を検討した。
- ・レセプト審査業務に係る委託契約に関して、業者選定及び契約行為が、規則等に基づいて適切に実施されているかを確認した。
- ・レセプト審査の方法について担当者へ質問した。
- ・審査結果について報告資料を閲覧した。

② レセプト審査業務が合理的に行われているか

- ・レセプト点検効果表について他市比較表を入手し検討した。

③ 高額医療費等の支給及び高額療養費貸付制度に係る業務が適切に行われているか

- ・業務マニュアルの整備状況を確認すると業務の実施状況について市の担当者への質問を行った。
- ・高額療養費貸付制度の実施状況について市の担当者に質問を行うと共に関連証憑の閲覧を行った。

(8) 健康推進課（特定健康診査・特定保健指導事業・保健事業）による業務が適切に行われているか

・特定健康診査・特定保健指導委託業務に係る委託契約に関して、業者選定及び契約行為が、規則等に基づいて適切に実施されているかを確認した。

4. 監査の結果

(1) 国民健康保険運営協議会の運営状況について

国民健康保険事業の運営に関する協議会は、国民健康保険法第 11 条の規定に基づいて設置された市長の諮問機関であり、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じ審議または答申・建議する機関である。

当該協議会は、被保険者を代表する委員 4 人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4 人、公益を代表する委員 4 人、被用者保険等保険者を代表する委員 2 人で構成することとされており（国民健康保険法施行令第 3 条及び久留米市国民健康保険条例第 2 条の規定による）、委員の任期は 3 年である。

委員会名簿を確認した結果、当該協議会委員は法で求められる委員により構成されており、異動に係る手続きも適切に行われていた。

令和 6 年度中に実施された運営協議会の開催状況は以下の通りであった。

	開催日時	議事内容
第一回	令和6年8月29日(木) ～9月13日(金)	【報告事項】 ・令和6年度久留米市国民健康保険運営協議会での主な協議事項 ・久留米市国保事業の現状 ・令和5年度国保事業特別会計決算(見込み) ・令和6年度国保事業特別会計予算 ・久留米市国保事業特別会計の財政状況 ・第2期福岡県国民健康保険運営方針 等
第二回	令和6年12月24日(火) 13:30～14:40	【報告事項】 ・令和7年度国民健康保険事業納付金について ・久留米市国民健康保険運営協議会の今後のスケジュールについて 他 ※委員異動あり
第三回	令和7年1月24日(金) 13:30～14:00	【諮問事項説明】 ・令和7年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の本算定結果について ・令和7年度保険料に関する制度改正について ・令和7年度久留米市国民健康保険料率等について(諮問内容) 【審議】 ・令和7年度久留米市国民健康保険料率等の諮問について ・答申の附帯意見について

上記に係る運営協議会の議事録及び関連資料等を閲覧した結果、運営方法は適切であり必要な有効な討議が行われていた。諮問事項である保険料率改定については(2)にて述べる。

(2) 保険料改定について

久留米市においては、平成22年4月の改定以降保険料率の改定は行われていない(賦課限度額の見直しは除く)が、保険料については毎年改定の要否について検討が行われている。令和6年度においても(1)で示した通り、保険料改定については、運営協議会の諮問事項とされており、協議会での検討結果は答申書として久留米市に提出され、令和7年度保険料率については、久留米市として改定しない旨決定されている。

令和6年度末現在の保険料率であるが、2.(4)に示す通り、中核市比較においても高い水準にあるといえる。また、福岡県が示す標準保険料率と実際の保険料を比較すると久留米市においては医療保険分が後期支援金分等及び介護保険分と比べると標準料率より相対的に高めに設定されていることが分かる。これは、久留米市においては医療保険給付費用や被保険者あたりの平均給付額が多く医療保険分で必要な財源が多くなる実態から、医療保険

分をやや高め、他をやや低めに設定されているといえ、現在の保険料率は適正な水準で決定されているものといえる。

令和7年度 標準保険料率

①福岡県内の標準保険料率(2方式)

	医療分	後期分	介護分
所得割	7.64%	2.98%	2.52%
均等割	46,714円	17,989円	18,367円

②久留米市の標準保険料率(3方式)

	医療分	後期分	介護分
所得割	7.08%	2.95%	2.45%
均等割	26,721円	11,004円	11,199円
平等割	26,812円	11,041円	8,581円

③久留米市の標準保険料率(3-3-2方式)

	医療分	後期分	介護分
所得割	7.24%	3.16%	2.38%
均等割	26,180円	10,306円	18,755円
平等割	20,905円	8,599円	—

【参考】久留米市の現行保険料率(3-3-2方式)

	医療分	後期分	介護分
所得割	9.37%	2.66%	2.11%
均等割	27,200円	7,500円	14,700円
平等割	22,200円	6,400円	—

また、協議会の答申における附帯意見として、現在の保険料率を維持する一方で、今後は一人当たり医療費の増加等により国民健康保険事業を取り巻く環境が一層厳しくなることが見込まれることから、財政の健全化に向けて、医療費適正化や収納率向上のための対策を積極的に推進すること等が求められている。

(3) 予算策定について

予算の策定について令和6年8月に開催された国民健康保険運営協議会議事録及び協議会資料や市の公表する令和6年度特別会計予算書及び予算概要資料等を確認すると共に市の担当者への質問を実施し予算が合理的に策定されていることを確かめた。また、令和6年度予算実績比較を分析した結果、予算差異は合理的なものであり予算は適切に策定されていた。

(4) 賦課業務について

① 資格審査・保険料賦課事務の適切性について

【業務実施者】

資格の得喪に関することや被保険者証に関することについては給付チームが、国民健康保険料の調停・賦課に関することについては保険料賦課チームが行っている。なお、資格の得喪に関する窓口受付業務は外部委託先に委託している。

【使用システム】

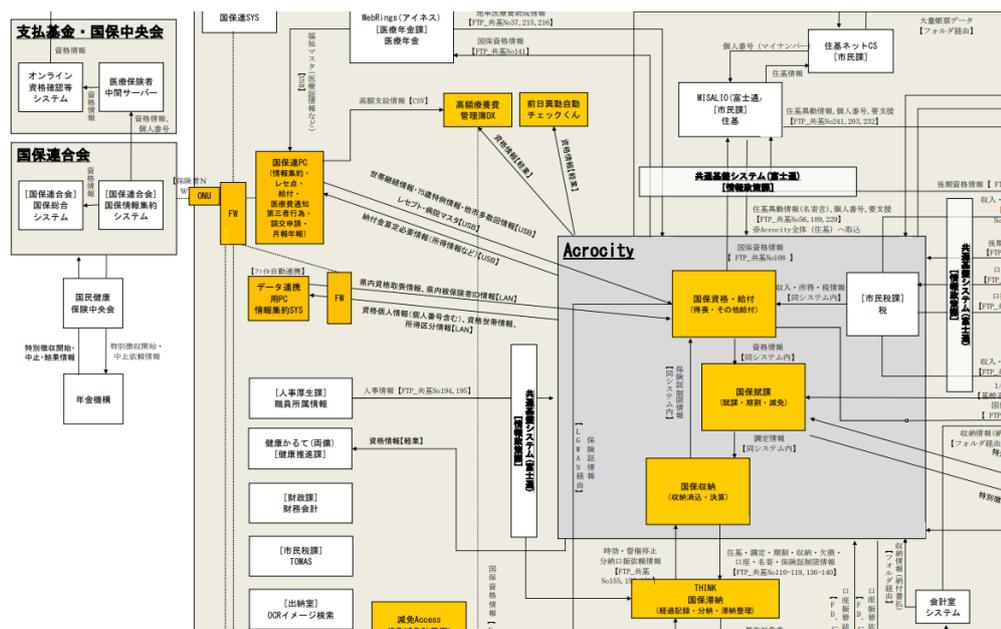
国民健康保険システム「Acrocity」により国保資格管理から賦課額測定、収納管理まで一連の業務が行われる。

賦課額の算定は同システム内で自動計算により行われる。

当該システムには市民課の住基システムから住基異動情報等が取り込まれ、また市民税課がもつ税情報（収入・所得等）を同システム内で共有される。

また、国保連合会が管理運営するシステム（国保連システム）も与えられた端末により共有でき、国保連情報も当該システムからUSB等により Acrocity へ情報を取り込むことが出来る。

※久留米市が作成する「健康保険課システム概要図」より一部掲載



【業務処理マニュアル】

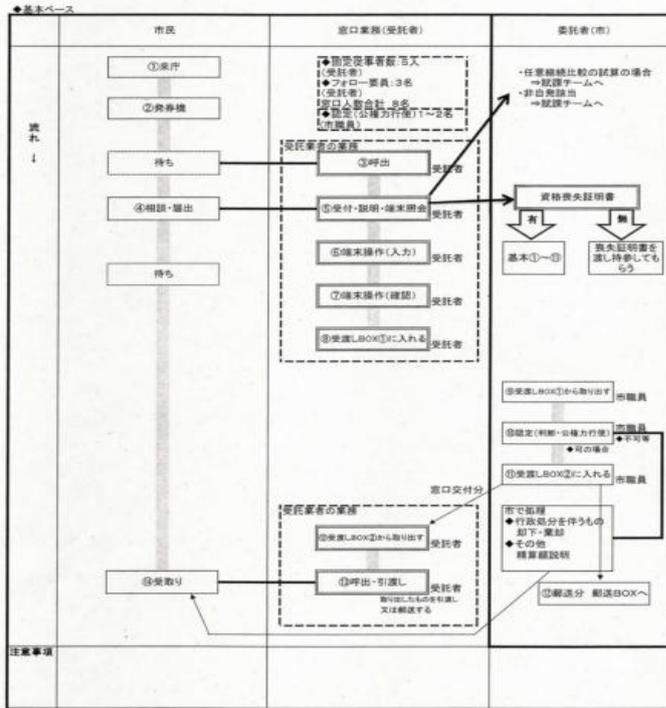
「国民健康保険マニュアル（資格・給付）」を作成し各担当者へ業務内容の指示等が適切に行われていた。（表紙及びマニュアルの一部は下記）

また、当該マニュアルの内容は定期的に見直しが行われていた。

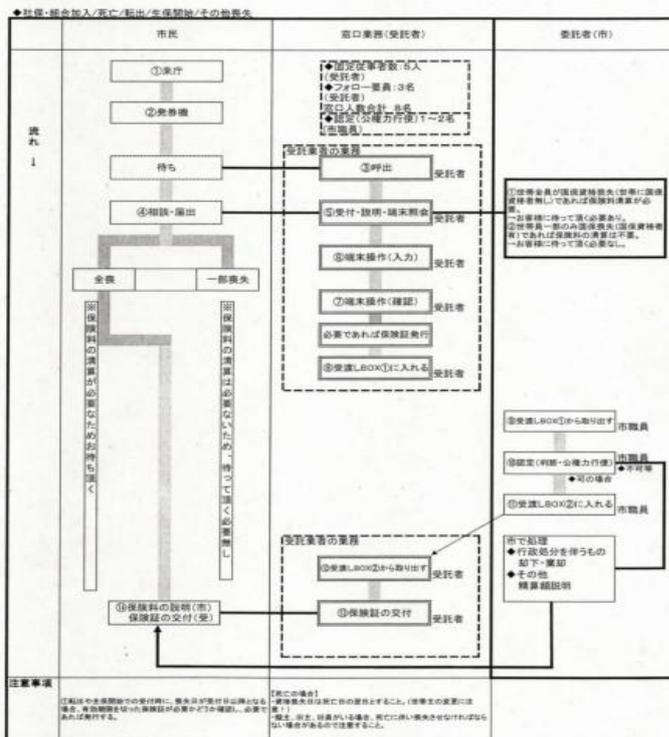
窓口業務については、「窓口業務受付フローマニュアル」を整備しこれにより委託先へ業務指示を行っている。



資格取得 社保・組合離脱の受付



資格喪失 社保加入の受付



【実施結果】

・令和6年度中の得喪リスト（Acrocityより入手）より、サンプルとして選んだ異動者について、必要な届け出書類がすべて提出されており、記載事項の漏れがないこと及びシステムへの登録内容と整合していることを確かめた。また、当該サンプルとした異動者について算定された保険料額について Acrocity の保険料賦課照会画面を閲覧し、保険料額が適切に算出されすべて収納されていることを確認した。

・国保加入者の資格管理は Acrocity により行われており、住基システムから住基異動情報等を取り込むことにより、転入日や死亡日などの資格に係る情報を得ることが出来る。また、同システム内で収入・所得・税情報も共有されることからこれらを元に保険料額が自動計算により算出される。特に問題は検出されなかった。

・往査日（2025年11月6日）において、窓口の受付業務についてその実施状況を観察すると共に、受付業務に係る関連証憑を閲覧や窓口業務実施者への質問を行った結果、業務マニュアル通りに適切に実施されており、特に問題は検出されなかった。

② 保険料減免手続きの適切性について

国民健康保険料の減免については、久留米市国民健康保険減免取扱要綱にて以下の通り定められている。

3条:災害減免	<ul style="list-style-type: none"> ・災害で住宅等が損害を被った場合に適用。 ・損害の程度に応じて減免率(50～100%)を乗じて得た額を減免、減免期間は10期(1年間)。
4条:貧困による減免	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費受給者に適用。 ・受給開始以後に納期が到来する保険料を全額減免。
5条:所得激減減免	<ul style="list-style-type: none"> ・本年の世帯所得が前年よりも30%以上減少し、かつ本年の世帯所得が310万円以下のときに適用。 ※預金条件もあり・・・1人=120万円、2人=174万円、3人228万円 ⇒1人増ごとに+54万円 ・減免対象は所得割のみで、減免率は本年の世帯所得に応じて、10%～100%。 ・本年の世帯所得が法定軽減基準以下の場合、均等割・平等割も減免。
6条:給付制限減免	<ul style="list-style-type: none"> ・給付制限を受ける者(在監)に対して適用。 ・全額を減免し、減免期間は申請から2年間を限度。
7条:不動産減免	<ul style="list-style-type: none"> ・他人の債務返済のために不動産を譲渡した者に対して適用。 ・不動産譲渡額にかかる所得割額の範囲内で、返済額に対応する額を減免。

8条:旧被扶養者 減免	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が被用者(社会)保険から後期高齢に移行し、国保に加入した65歳以上の旧被扶養者に対して適用。 ・所得割は100%減免。 ・均等割・平等割は、非軽減世帯は軽減前の50%を減免、2割軽減世帯は軽減前の額の30%を減免。(2年間) <p>※ただし、平等割は、旧被扶養者以外の世帯員がいる場合は減免されない。</p>
----------------	--

保険料の減免制度については、久留米市国保のしおりやHPにて通知が行われている。減免申請書も整備されており、減免額の計算にあたっては減免条項ごとに計算シートが作成され適正な計算が行われるようになっており、特に問題はなかった。

過去5年間の減免の実績及び減免種類ごとの実績は次の通り。

(健康保険課作成資料より)

項目	件数	減免額(千円)	全調定額に占める割合
R2年度	325件	14,181千円	0.23%
R3年度	367件	17,744千円	0.28%
R4年度	439件	60,043千円	0.93%
R5年度	632件	48,085千円	0.81%
R6年度	375件	31,285千円	0.53%

種類	R2		R3		R4	
	決定件数	減免額	決定件数	減免額	決定件数	減免額
3条:災害	34件	1,401千円	63件	3,771千円	5件	137千円
4条:生保	118件	1,242千円	123件	922千円	121件	1,212千円
5条: 所得激減	64件	9,509千円	67件	9,615千円	186件	54,913千円
6条: 給付制限	56件	1,081千円	33件	2,298千円	29件	2,273千円
7条: 不動産減 免	0件	0円	0件	0円	0件	0円
8条: 旧被扶養 者	53件	947千円	81件	1,137千円	103件	1,509千円
合計	325件	14,180千円	367件	17,744千円	439件	60,043千円

種類	R5		R6	
	決定件数	減免額	決定件数	減免額
3条：災害	158件	11,651千円	3件	156千円
4条：生保	124件	924千円	81件	1,126千円
5条： 所得激減	207件	32,035千円	161件	26,825千円
6条： 給付制限	30件	1,127千円	29件	1,154千円
7条： 不動産減免	0件	0円	0件	0円
8条： 旧被扶養者	113件	2,340千円	101件	2,022千円
合計	632件	48,085千円	375件	31,284千円

令和4年度に件数が増加した要因は主に新型コロナウイルス感染拡大による社会経済活動の制限等に起因する5条減免（所得激減）の減免件数が増加した影響である。令和5年度は7月の豪雨災害により3条減免（災害）の減免件数が増加した。

なお、これとは別に、令和2年度から令和4年度においては新型コロナ保険料減免措置が取られ（久留米市国民健康保険条例第26条の規定による）、上記の通常の減免制度とは別の取扱いとなっている。令和6年度現在この減免制度は適用されていないため実績のみ示す。

新型コロナ保険料減免の件数及び減免額

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
減免決定件数	1,557件	342件	253件
減免額（千円）	280,459千円	59,263千円	47,294千円

（健康保険課資料より監査人作成）

③ 未加入者の把握の適切性について

国保に未加入のままとなる主なケースとしては、①被用者保険から異動があったがその後の手続きを失念していた場合、②久留米市外からの転入者で手続きが遅れた場合、③生活保護廃止による加入手続きを失念した場合等がある。②については転入時に市民課で転入の手続きをする際に国保加入への案内が行われており稀に手続きの遅れはあるものの、ほとんど加入手続き漏れはない。また③についてもケースワーカーが対象者の事情を熟知しており、生活保護廃止証明書の届け出の際に同行したりするケースが多いためほとんど手続き漏れはないため、市として特に対応が必要となるのは①の被用者保険からの異動の場合である。

未加入者への取組としては、健康保険課給付チームにおいて、国保加入推奨に係る業務として実施されている。またマイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）や資格確認書の記号番号等を利用し資格情報をオンラインで確認できる仕組みであるオンライン資格管理等システムを活用して実施されている。主な内容は次のとおり。

【マニュアル】

国保加入勧奨対象特定マニュアル

【業務概要】

オンライン資格管理等システムを活用し、社保喪失後、レセプトが3ヶ月以上振替されていない（新たに加入した保険が判明していない）久留米市民の情報が国保連合会の国保情報集約システムから配信される。配信されたデータを元に、住基システムなどと照合し加入勧奨対象を特定し、国保加入を勧奨する文書（国民健康保険加入のお願い）を送付する。

以下は令和4年度から令和6年度の国保取得時における遡及加入の状況である。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
30日～179日遡及	1,615件	2,039件	2,023件
180日～729日遡及	214件	306件	261件
730日以上（2年以上）	91件	57件	113件
合計	1,920件	2,402件	2,397件
国保加入総数	12,922件	16,416件	16,119件
総数に占める割合	14.8%	14.6%	14.90%

（健康保険課より入手）

国保加入の手続きは原則 14 日以内となっているが、これを超え、30 日以上過ぎて手続きを行った人の件数が令和 4 年度から令和 6 年度にかけて全加入件数の約 15%となっている。また、その異動事由の主なもののが社保離脱によるものであり、その割合は、令和 4 年度では 60.5%、令和 5 年度では 43.1%、令和 6 年度では 43.4%とその大部分を占めている。その理由の主なものとしては、(ア) 退職の際に国保への加入手続きが必要であることを認識していないケース、(イ) 退職後に任意継続の手続きを行ったがその後、再就職先が見つからず保険料が未納となり国民健康保険の要加入者となったものが必要な手続きを行わないケース、そして (ウ) 医療機関に行く必要がなく国保に加入する必要がないとの理由で加入手続きを行わないケースがみられる。特に (ウ) のように、加入の必要性を認識しながら意図的に保険料を払わず、病気になった時に過年度の保険料を納めて国保に加入するといったものも少なからずあるようである。

未加入者が加入届出を行った場合、本来加入すべきであった時点まで遡り、その期間の国民健康保険料も徴収するが、時効の関係から保険料の遡及期間は届出日から 2 年が限度となるため、本来徴収できたはずの保険料を放棄せざるを得ない状況も生じている。遡及期間が 2 年以上となっている件数がそれに該当し令和 6 年度においては 113 件 (約 0.7%) 発生している (放棄した保険料金額を市は試算していないため不明)。

市が実施する国保加入推奨業務が有効に機能することは、加入手続の遡及件数の減少や本来徴収すべき国民健康保険料が時効により徴収不能となる事態の抑制に繋がると考えられる。しかしながら、現行の加入推奨業務は、医療機関で診療を受けた未加入者のみを対象とした限定的な取組にとどまっており、前述の (ウ) のようなケースの未加入者については、診療を受けない限り加入推奨が行われない状況にある。このため、現行の取組は十分に有効であるとはいえない。またこのような状況は、適切に保険料を納めている被保険者との間に不公平を生じさせる要因ともなることから、市においては、未加入者をより網羅的に把握し、確実に国保加入手続を促すための積極的な取組が求められる【6. 指摘及び意見 参照】。

④ 未申告者への対策の有効性について

未申告者とは、市民税システムから所得情報のわからない者であり、久留米市では、年4回の通知による申告の案内と外部委託業者による電話・訪問による申告指導といった対策が行われている。

【実施担当課及び主な実施内容】

- ・健康保険課保険料賦課チーム（賦課チーム）

市県民税申告書の発送、及び対象者への電話催告の進捗管理

- ・収納業務委託業者

対象者リストに基づき、電話催告及び臨戸訪問（滞納者）の実施

【未申告対策実施スケジュール】

	市民税課	健康保険課(保険料賦課チーム)
4月		※窓口及び電話対応の中で申告指導・受付(随時)
5月		
6月		※当初納付通知書に対象者に「所得不明」を表記
7月		↓ ①申告書の発送(第1回目)
8月		※申告書郵送:約1,800枚
9月		↓ ②申告書の発送、電話催告等(第2回目)(基盤安定負担金対応分)
10月		※申告書郵送:約1,000枚
11月	・「市県民税の申告について」の申告案内を郵送 →10/31時点で未申告の人に対し、勧奨を行う	
12月		↓ ③申告書の発送、電話催告等(第3回目)(県調整交付金対応分)
1月		※申告書郵送:約800枚
2月		↓ ④申告書の発送、電話催告等(第4回目)(R6年度申告のみ)
3月		※申告書郵送:約600枚

※ 健康保険課 ①～④未申告対策対応期間等	
・未申告対象者抽出基準日:7月8日 ⇒	・①未申告者への申告書通知 → 7月18日郵送 未申告対策期間 → 7月19日～8月16日 SMSによる勧奨 → 8月中旬頃
・未申告対象者抽出基準日:9月9日 ⇒	・②未申告者への申告書通知 → 9月19日郵送 未申告対策期間 → 9月20日～10月31日(電話催告、臨戸訪問) SMSによる勧奨 → 10月中旬頃
・未申告対象者抽出基準日:12月9日 ⇒	・③未申告者への申告書通知 → 12月18日郵送 未申告対策期間 → 12月19日～1月31日(電話催告、臨戸訪問) SMSによる勧奨 → 1月中旬頃
・未申告対象者抽出基準日:2月10日 ⇒	・④未申告者への申告書通知 → 2月20日郵送 未申告対策期間 → 2月21日～3月22日(電話催告、臨戸訪問)

(健康保険課資料より)

令和6年度の実施状況としては以下の通り報告されており対策スケジュール通り適切に実施されていた。

	方法	時期	内容
1	第1回未申告 対策強化期間	7月19日～ 8月16日	未申告者（1,706件）に申告書を送付 該当者へSMSによる申告案内を8月に実施。（862件）
2	第2回未申告 対策強化期間	9月20日～ 10月31日	未申告者（939件）に申告書を送付。 該当者宅への電話・訪問による申告指導。 該当者へSMSによる申告案内を10月に実施。（549件）
3	第3回未申告 対策強化期間	12月19日～ 1月31日	未申告者（677件）に申告書を送付。 該当者宅への電話・訪問による申告指導。 該当者へSMSによる申告案内を1月に実施。（388件）
4	第4回未申告 対策強化期間	2月21日～ 3月22日	未申告者（約500件）に申告勸奨案内を送付。 該当者宅への電話・訪問による申告指導。

※このほか、滞納者への電話・訪問にとる納付催告の際に、未申告者であれば申告を指導。

（健康保険課資料より）

また、当該未申告対策における有効性については、未申告世帯の国保世帯に対する割合である未申告率で評価されるが、下記の通り過去3年間の実績において、県が指導する未申告率2%をいずれも下回っていることから一定の効果は発揮されており、当該対策は有効に機能しているといえる。

【未申告世帯割合（未申告率）の実績】

項目	R4		R5		R6	
	未申告件数	未申告率	未申告件数	未申告率	未申告件数	未申告率
第1回所得調査 (当初賦課時点)	2,347件 (40,373件)	5.81%	2,547件 (39,761件)	6.41%	2,417件 (38,652件)	6.25%
第2回所得調査 (10月31日時点)	665件 (40,389件)	1.65%	699件 (39,764件)	1.76%	761件 (38,692件)	1.97%
第3回所得調査 (1月31日時点)	532件 (40,412件)	1.32%	547件 (39,714件)	1.38%	588件 (38,716件)	1.52%
前年度比	▲55件	▲0.11%	15件	0.06%	41件	0.14%
(3月31日時点)	—	—	—	—	548件 (37,277世帯)	1.47%
(3月31日時点)	—	—	—	—	823人 (56,206人)	1.46%

（健康保険課資料より）

(5) 収納業務について

① 国民健康システム・滞納管理システムの導入による業務効率化

久留米市の国民健康保険課では、国民健康保険システム「Acrocity」を導入し、同システムにより保険給付・保険料の賦課・徴収業務を行っているほか、滞納管理は「THINK」システムを使用している。

ア 保険料が納付されると、金融機関からの情報をもとに「Acrocity」において日々消し込み作業を実施している。

【口座振替の場合】

被保険者から口座振替の申込みがなされると、市の国民健康保険システム「Acrocity」において口座情報の作成を行い、「Acrocity」から各金融機関へ口座振替の依頼を行う。その後、保険料の振替日に金融機関で振替がなされた場合、振替結果が「Acrocity」に伝送され、入金を確認されると「Acrocity」で消し込み作業を行う。

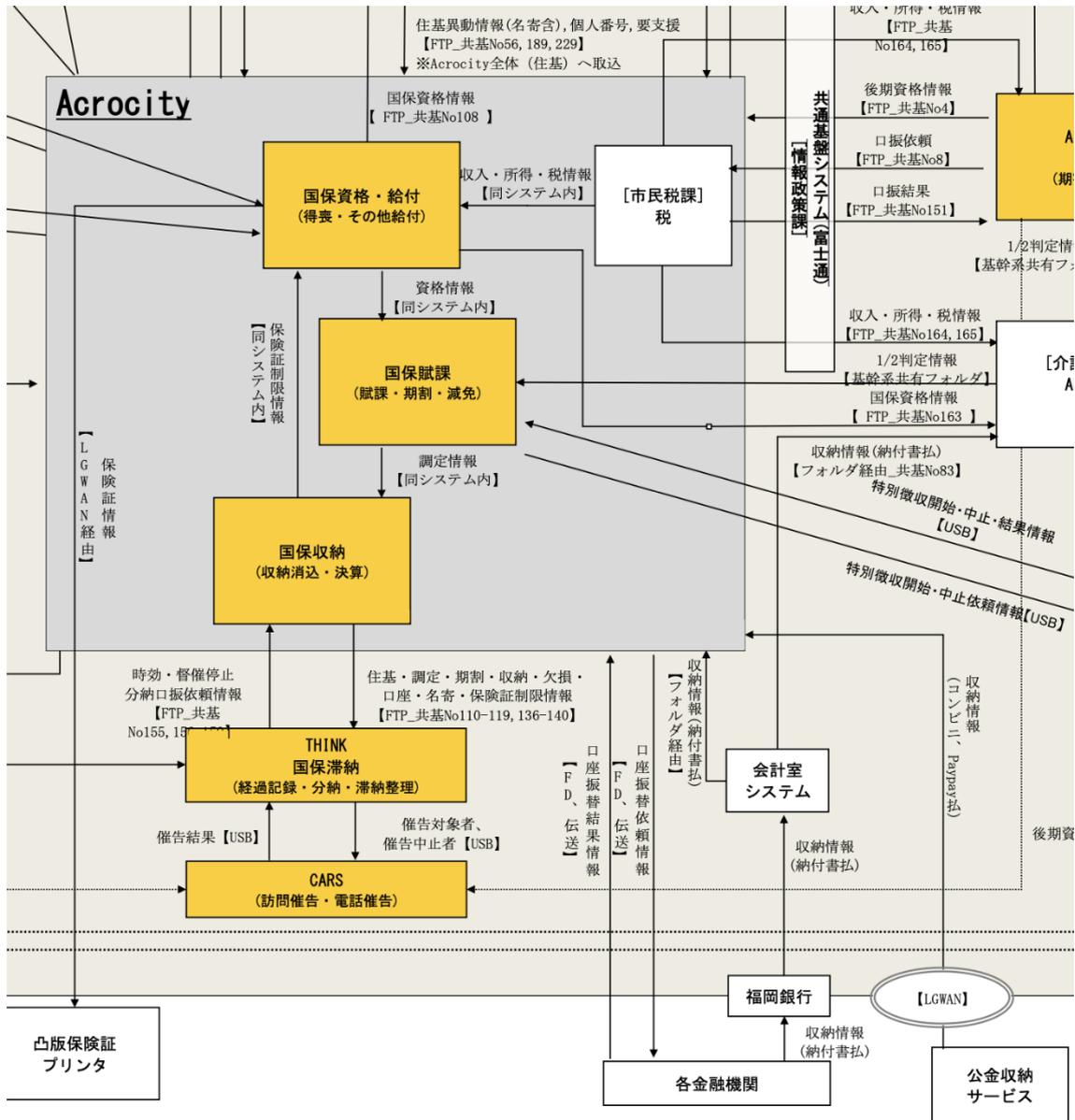
【納付書払の場合】

納付書による納付が完了すると、金融機関の窓口での納付の場合は、担当金融機関（福岡銀行）が収納情報を取りまとめて「Acrocity」にデータを送る。公金収納サービス（コンビニ、スマートフォン決済アプリ）を利用して納付された場合は、行政専用ネットワーク「LWAN」を通して、収納情報が「Acrocity」に取り込まれる。市で入金を確認されると「Acrocity」でデータの消し込み作業を行う。

イ 債権管理システム「THINK」で、被保険者の滞納・収納情報、滞納金額、滞納整理手続きの経過記録、財産調査の結果等のデータが管理されており、「Acrocity」と情報が共有されている。

「Acrocity」で消し込みがなされた後は「THINK」へ情報が連携される。未収額の基礎データは「THINK」から「Acrocity」へ取得可能であり、決算時や月次でリストと金額の整合性を確認している。

「THINK」内の滞納者の経過記録は、納付催告の委託先業者とも共有される。「THINK」内の催告対象者情報をUSBで委託先に渡し、委託先による催告結果は毎日委託先業者の担当者が来庁し、USBで「THINK」に取り込む運用となっている。



(健康保険課より受領した資料から関係箇所のみ抜粋)

上記システムの導入により、健康保険課だけでなく市民課等の他部署とも連携し、被保険者情報の横断的な抽出・集約が可能となっており、業務効率化、ひいては収納率の向上につながっているといえる。システムの運用についても特段問題点は検出されなかった。

② 収納率向上のための取り組み

ア 口座振替の推進

口座振替は、納付日に自動的に登録口座から保険料が引き落とされるため、自ずと収納率も高くなる。したがって、収納率向上のためにはまず口座振替の推進が重要であり、そのための取り組みについて確認した。

過去3年度分の納付方法内訳は下記の通りである。

1. 現年賦課分の納付方法内訳(過去3年度)

【令和4年度】								
区分	世帯		調定額(円)	収入		収納割合		
	件数	割合		収入額(円)	収納率(※)	収入額割合	件数割合	収納件数
特別徴収	8,462	18.2%	561,745,300	561,745,300	100.00%	9.17%	11.41%	42,434
口座振替	16,647	35.8%	2,909,570,100	2,909,202,300	99.99%	47.47%	38.98%	144,947
納付書	21,353	46.0%	2,955,187,600	2,657,310,307	89.92%	43.36%	49.61%	184,478
計	46,462	100.0%	6,426,503,000	6,128,257,907	95.36%	100.00%	100.00%	371,859
【令和5年度】								
区分	世帯		調定額(円)	収入		収納割合		
	件数	割合		収入額(円)	収納率(※)	収入額割合	件数割合	収納件数
特別徴収	5,929	15.4%	523,999,200	523,999,200	100.00%	9.30%	11.37%	39,378
口座振替	13,854	36.0%	2,760,606,854	2,713,978,894	98.31%	48.15%	40.53%	140,430
納付書	18,737	48.6%	2,601,286,746	2,397,816,421	92.18%	42.55%	48.10%	166,675
計	38,520	100.0%	5,885,892,800	5,635,794,515	95.75%	100.00%	100.00%	346,483
【令和6年度】								
区分	世帯		調定額(円)	収入		収納割合		
	件数	割合		収入額(円)	収納率(※)	収入額割合	件数割合	収納件数
特別徴収	7,606	17.1%	519,732,900	519,732,900	100.00%	9.32%	11.07%	37,555
口座振替	16,080	36.2%	2,675,166,800	2,674,965,850	98.21%	47.95%	40.75%	138,201
納付書	20,792	46.7%	2,621,085,800	2,384,120,941	90.96%	42.73%	48.18%	163,419
計	44,478	100.0%	5,815,985,500	5,578,819,691	95.92%	100.00%	100.00%	339,175

令和5年度から年度末時点の納付方法で集計。令和4年度までは、年度途中で納付方法を変更した場合は、重複して集計。

2. コンビニ収納の状況(キャッシュレス含む)

年度	収納		収納金額	全体収入額	納付割合	② 普徴件数	件数割合 ①/②
	①件数	前年度比					
令和4年度	71,887	5.0%	1,091,461千円	6,128,258千円	17.81%	329,425	21.82%
令和5年度	67,292	-6.4%	1,031,294千円	5,635,795千円	18.30%	307,105	21.91%
令和6年度	67,522	0.3%	1,093,529千円	5,578,820千円	19.60%	301,620	22.39%

3. キャッシュレス収納の状況

年度	収納		収納金額	全体収入額	納付割合	② 普徴件数	件数割合 ①/②
	①件数	前年度比					
令和4年度	6,089	-6.1%	122,925千円	6,128,258千円	2.01%	329,425	1.85%
令和5年度	6,801	11.7%	112,901千円	5,635,795千円	2.00%	307,105	2.21%
令和6年度	9,784	43.9%	178,443千円	5,578,820千円	3.20%	301,620	3.24%

R6年度キャッシュレス決済件数比(PAYPAY:81%, PAYB:15%, LINEPAY:4%)

(健康保険課作成資料)

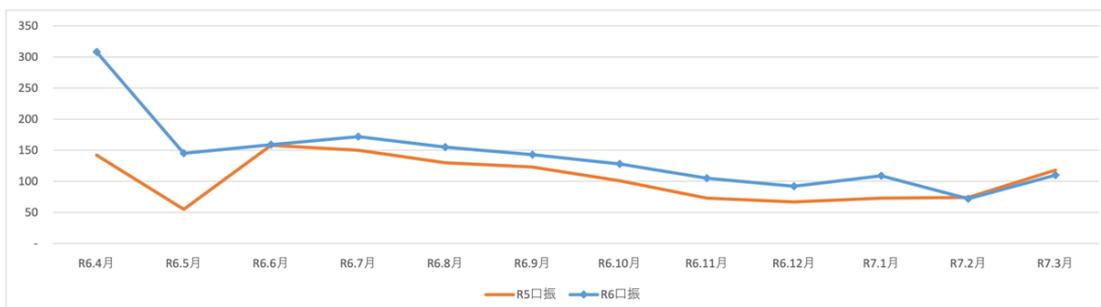
令和6年度の口座振替による収納率は99.99%、納付書による収納率は90.96%である。また、納付方法内訳は、収納額を基礎とした構成割合は特別徴収が9.32%、口座振替が47.95%、納付書が42.74%となっている。件数（対象世帯数）を基礎とした構成割合で見ると、特別徴収が11.07%、口座振替が40.75%、納付書が48.18%となっている。

久留米市では、口座振替での納付を推進するため下記のような取り組みを行なっている。

- (i) 口座振替の申し込みがなされていない世帯には、当初納付通知書に口座振替依頼書を同封し、口座勧奨を行っている。
- (ii) 納付催告受託業者が、催告のための電話・訪問の際や、SMSで口座勧奨を行なっている。
- (iii) 平成27年10月にペイジー口座振替受付サービスを導入し、市役所窓口の専用端末で金融機関のキャッシュカードを読み取り暗証番号を入力することで印鑑がなくても口座振替の申し込みが可能となった。
- (iv) 令和4年6月にはWeb口座振替受付サービスを導入し、パソコンやスマートフォンからインターネットを通して口座振替の申し込みをすることも可能となった。
- (v) 令和3年度より新たに口座振替を申し込んだ先着2,000名に500円分のQUOカードをプレゼントするという口座振替キャンペーンを実施。

なお、納付催告受託事業者である株式会社アイティフォー・ベックスが作成した令和7年3月定例会における報告書によれば、口座勧奨により令和6年度において新たに口座振替を獲得した件数の推移及び口座振替未登録申出書取入状況は以下のとおりである。

口座振替獲得件数推移



獲得件数	R6.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月	合計
R5口座振	142	55	158	150	130	123	101	73	67	73	74	118	1,264
R6口座振	308	145	159	172	155	143	128	105	92	109	72	110	1,698
前年差異	+166	+90	+1	+22	+25	+20	+27	+32	+25	+36	-2	-8	+434

【口座 (国保+後期)】

3月 目標：135件 獲得件数：110件 達成率：81%

内訳：国保80件、後期30件 (前年同月：国保78件、後期40件)

(株式会社アイティフォー・ベックス「令和7年3月度久留米市保険料徴収業務報告書」より)

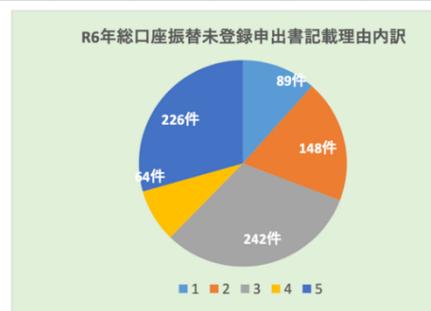
口座振替未登録申出書取入れ状況

資格取得	R6.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月
社保・組合離脱の受付	526	252	231	257	259	302	281	255	228	233	218	308
転入の受付	243	94	79	74	75	107	232	68	77	72	72	165
出生の受付	7	7	12	4	10	4	9	5	7	14	7	13
生保廃止の受付	22	11	14	8	11	11	13	11	10	9	9	9
その他取得の受付	2	6		2	5	2	6	7	3	4	2	6
合計	800	370	336	345	360	426	541	346	325	332	308	501
国保口座振替件数	272	132	144	133	123	109	90	83	65	72	59	80
口座振替未登録申出書	212	74	65	58	59	75	51	48	30	34	34	29

R6年度総口座振替未登録申出書記載理由内訳

1	預貯金口座を保有していないため	89件
2	後日口座振替の申込みを行うため	148件
3	三ヶ月以内の他の健康保険に加入する予定、または久留米市外へ転出予定がある為	242件
4	キャッシュレス納付を利用するため	64件
5	その他	226件

※その他の理由⇒納付書での納付希望の為、一括納付希望の為など



(株式会社アイティフォー・ベックス「令和7年3月度久留米市保険料徴収業務報告書」より)

イ 納付書払における支払い方法の拡大

久留米市では、口座振替推進のため、令和6年度より保険料の納付方法は口座振替を原則としつつ、口座振替の申請手続きが未了の場合や、口座振替申請後、振替開始までの期間は納付書で納期限（毎月末日）までに支払うこととしている。

納付書払は、市や金融機関の窓口のほか、平成26年6月よりコンビニエンスストアでの納付が可能となった。また、令和2年9月からは、スマートフォン決済アプリ（PayPay、LINE Pay）での納付も開始されている。

ウ 滞納整理マニュアルの整備

健康保険課において、保険料の滞納整理マニュアルが整備されており、主に異動時の初任者研修において使用されている。これについては、後述の滞納整理業務に関する監査結果にて詳述する。

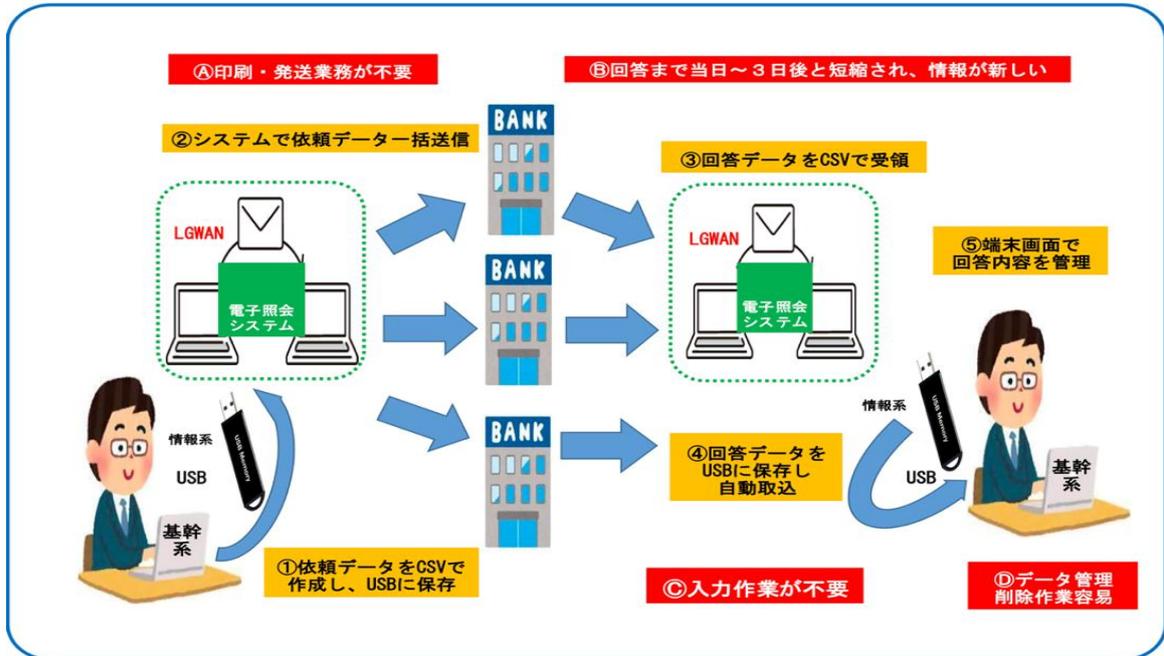
エ 財産調査（預金調査）におけるピピットリンクの導入

金融機関への財産調査は、令和5年度までは文書を各金融機関に発送して調査依頼をかけたが、令和5年度よりピピットリンクの利用を開始している。

ピピットリンクは、各金融機関への財産調査依頼を、対応している金融機関に対して一斉に電子申請で行うことができる。書面による調査依頼への回答が約1ヶ月～1ヶ月半かかっていたものが、ピピットリンクを利用した場合2～3日で回答を得られるようになった。

同システムの導入等により、全体の差押件数は令和4年度622件、令和5年度820件、令和6年度939件と年々増加している。

ピピットリンク業務フロー



(健康保険課より入手資料)

令和6年度 pipitLINQ 照会実績集計表

	集計	A	B	C	D
4月4日	28	8	2	7	
4月5日	573	146	146	146	
4月8日	423	141	141	141	
4月11日	64	22	10	6	
4月19日	11	5	3	1	
4月26日	24	4	1	2	
5月2日	11	7	2	2	
5月8日	10	3	2	2	1
5月10日	19	9	2	3	1
5月17日	44	13	7	10	3
5月24日	36	28	3	2	2
5月31日	15	8	1	4	2
6月7日	5	3	1	1	
6月14日	8	5	1	1	
6月24日	19	7	1	2	
7月1日	30			2	
7月4日	3				
7月10日	2	2			
7月12日	38	5	3	1	
7月19日	23	5	2	2	1
7月25日	4	2		1	
9月6日	16	1	1	1	
9月12日	2				
9月20日	110	9	5	7	4
9月27日	6	4		2	
10月7日	36	3	2	1	
10月15日	23	4	1	2	1
10月22日	1				
11月1日	21	8	2	2	1
11月6日	1				
11月11日	18	1	2	3	1
11月18日	79	9	7	7	2
11月25日	17	4		3	
11月29日	11	2	2	1	
12月9日	117	16	10	13	11
12月13日	22	3		3	1
12月20日	33	4	3	3	3
12月26日	659	51	36	44	30
1月10日	134	11	7	12	6
1月17日	208	21	13	13	16
1月24日	38	8	1		
1月31日	19	3	2	1	1
2月7日	30	3	5	3	
2月14日	17	2	1	2	1
2月21日	16	4	1	3	
2月28日	54	1		1	
3月7日	33	6		2	
3月14日	236	20	13	15	12
3月21日	87	8	5	6	4
3月28日	17	1		1	
R6年度合計	3451	630	447	487	104

(健康保険課より入手資料)

カ 滞納処分における差押財産の優先順位の変更

久留米市では、かつては預金債権を優先的に調査・差し押さえをしていたが、令和5年度より優先順位を変更し、給与調査を起点とする滞納処分の強化を進めている。

給与債権調査は、調査すべき相手方が特定されていること、継続的な債権であるため、一度の差押で完納まで取立てが可能である等の利点がある。

③ 滞納整理事務手続きの適法性・適切性

ア 滞納整理手続きの概要

滞納整理手続きの第一段階として、久留米市国民健康保険条例 23 条には、納付義務者が納期限までに保険料を納付しないときは、市長は、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならないと規定されている（国民健康保険条例 23 条、地方自治法 231 条の 3 第 1 項）。

督促状記載の納期限にも完納しない納付義務者に対しては、まずは自主的な納付を促すための催告（催告書の発送、電話による催告、自宅訪問による催告）を行う。

その上で、納付者の未納の理由や資産状況などの個別事情に応じて、納付義務者の申出による分割納付の対応、財産調査、差押等の滞納処分、保険給付の執行停止などの手続きをとっている。

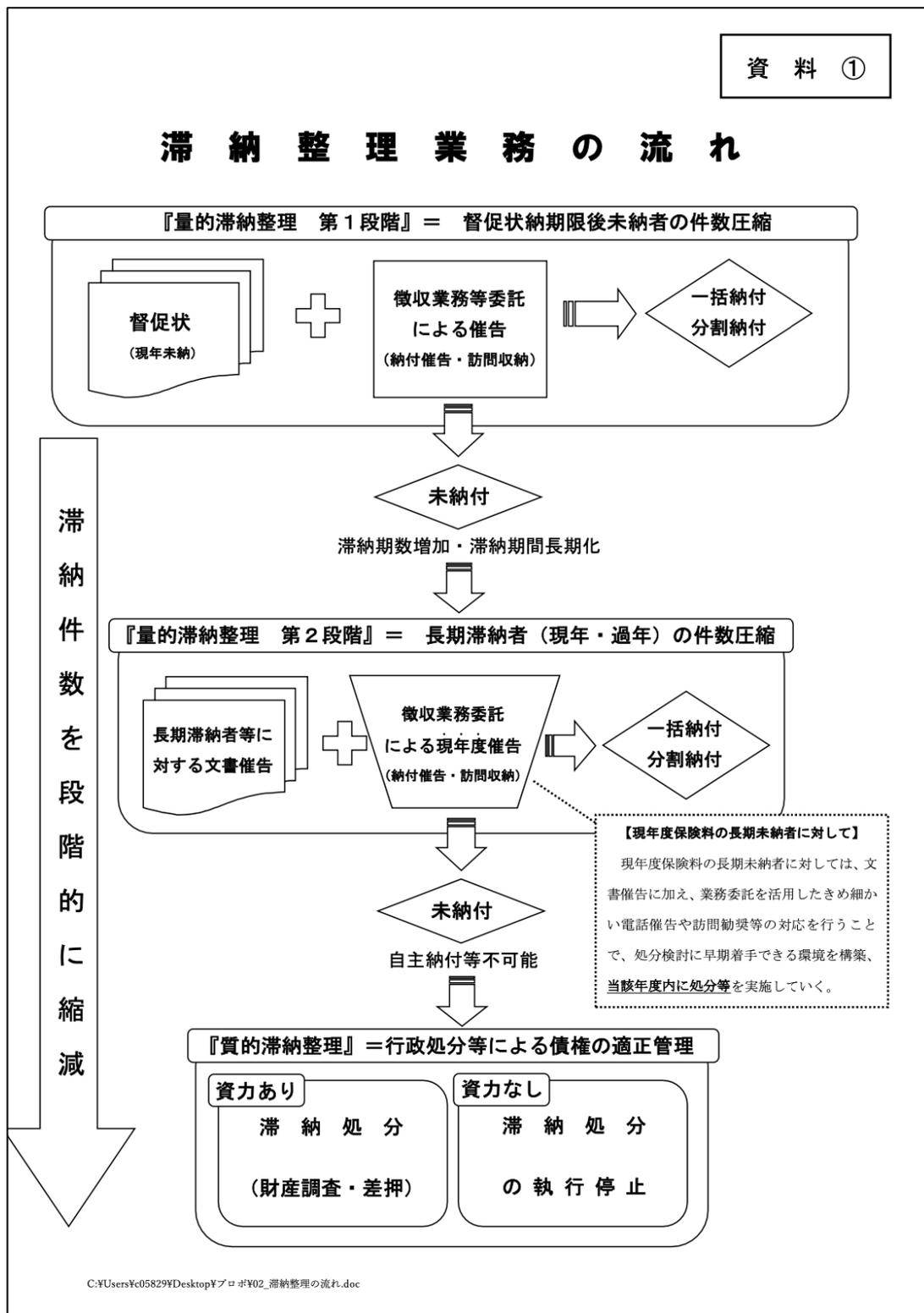
なお、久留米市では、平成 24 年 7 月より、電話や自宅訪問による催告といった納付催告業務を民間業者に委託している。

イ 滞納整理マニュアル

久留米市では、国民健康保険料の滞納整理手続きについて「滞納整理マニュアル」を作成しており、職員研修で使用されているほか、日常業務でも当該マニュアルに基づき手続きが行われている。

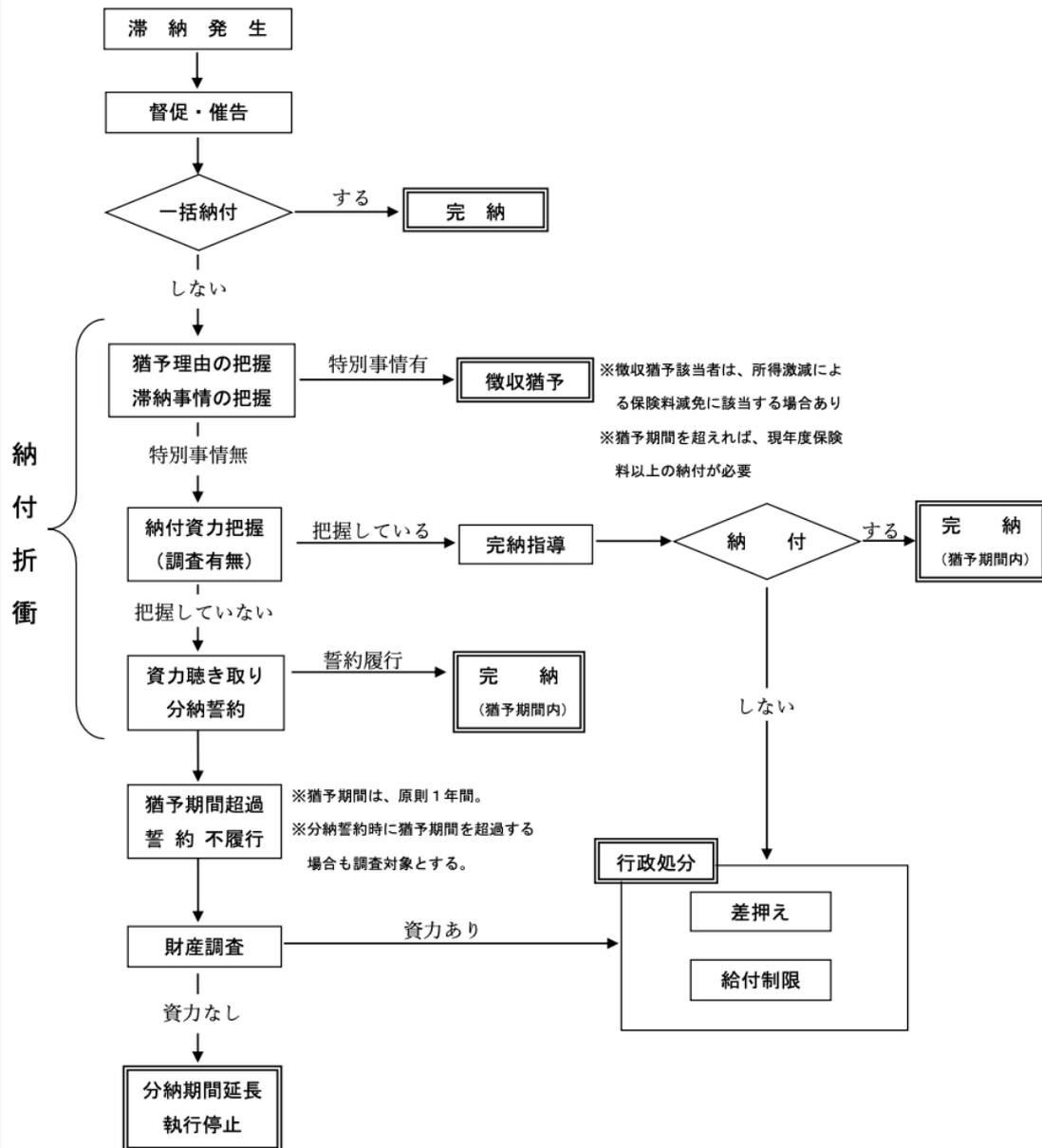
同マニュアルでは、「公租公課は自主的に納付してもらうことが本来の姿であるため、督促状送付後も電話や文書等による催告を実施することにし、それでも納付がない対象者に対して、保険料負担の公平と財源確保を図るため、適切な給付制限や滞納処分を行う。この考え方により久留米市は計画的かつスピード感を持って滞納整理を行う」との基本方針のもと、滞納整理業務における文書催告、納付折衝、財産調査、滞納処分についての手続きのノウハウや判断の目安等を記載している。

下記資料①、資料②は、滞納整理マニュアルから抜粋したものの。



(「滞納整理マニュアル」より)

納付折衝の流れ



(「滞納整理マニュアル」より)

ウ 滞納整理手続き（滞納処分を除く）

（i）督促状の発送

納付義務者が納期限までに保険料を納付しないときは、市長は、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない（久留米市国民健康保険条例 23 条、地方自治法 231 条の 3 第 1 項）。久留米市では、納期限までに保険料が納付されなかった場合、督促状発送日の 10 日後を新たな納期限と指定した督促状を、翌月 20 日に発送している。

口座振替納付の場合、再振替でも不納となった場合、上記のとおり 10 日後を新たな納期限と指定した督促状を発送している。

督促は、納付を促すという意味にとどまらず、後に行われる滞納処分の前提要件にもなる。また、督促は、時効の更新の効果もある（国民健康保険法 110 条 2 項）。

（ii）文書による催告

督促状で指定された納期限までに納付がなかった納付義務者に対しては、催告を行い自主納付を促している。

現年度分の滞納者に対しては、11 月と 2 月に、過年度分の滞納者に対しては 8 月に一斉催告を行い、催告書の発送日から 2 週間後を納付期限として指定している。

【催告書と封筒の選択基準】

① 現年のみ滞納者（延滞金対応も含む）

- 催告書** 現年の一斉催告書発送前まで
⇒ 差押の文字が記載されていない催告書を使用
現年の一斉催告書発送以降
⇒ 差押予告書等を使用
- 封筒** 差押予告書等を送付する場合は、原則黄色封筒を利用

② 滞納繰越分のある滞納者（延滞金対応も含む）

滞納金額、滞納年数、接触履歴、納付履歴、納付意思の有無、分納履行状況等を考慮して個々のケースごとに判断する。なお、一斉文書催告以外に納付催告する場合になるため、差押を前提とした催告を心がけること。

- 催告書** 原則差押予告書等を使用
- 封筒** 原則黄色封筒を利用
(ただし、滞納者の態様を鑑み、黄色以外の封筒を利用することも可)

③ 分納不履行者

分納不履行者に対しては、滞納処分若しくは保険証制限を前提とした対応を行うこととし、不必要な催告は行わないことにする。(原則市内滞納者を対象)

なお、現年のみ滞納者については、現年の一斉催告書送付前は、分割履行催告を行ってもよいことにするが、それ以降は、差押対象者には差押予告書等で催告し、それ以外の対象者には保険証制限を適切に行うことで納付催告をすること。

(「滞納整理マニュアル」より)

(主な催告書一覧表) ※THINK より出力可能なもの

	文書名	対象	備考
1	国民健康保険料の納付について (催告)	滞納者	一斉催告書発送前の納付案内
2	滞納国民健康保険料の面談通知書	滞納者	滞納者の状況把握とともに納付相談を行うために来庁依頼するとき使用
3	滞納国民健康保険料を必ずご納付ください (催告)	滞納者	差押予告を行う前の納付催告
4	分割納付取消通知	分納不履行者	分納誓約者が1回以上不履行になった場合に送付。送付以降は処分もしくは給付制限に着手
5	差押予告書	差押予定者	差押通知
6	財産調査決定通知書	給与等差押予定者	給与等の調査を行う前に使用
7	分納期限終了通知	分納履行終了者	分納履行者と再協議する場合に使用
8	滞納処分 (差押) 後の催告書	差押後、換価及び再度の処分を要する滞納者	差押調書謄本に同封して使用

※ 5及び6については、滞納者の態様によって個々の文書を使い分けること。

※ 1～3については、原則現年のみの滞納者に対して使用し、過年度滞納者は差押予告等以上の催告で対応すること

(「滞納整理マニュアル」より)

(iii) 電話催告・訪問催告

久留米市市税及び保険料にかかる納付催告等業務委託契約に基づき、株式会社アイテイフォー・ボックスが電話と自宅訪問による催告業務を担っている(令和6年度は、令和2年に締結した契約期間5年の委託契約に基づく)。なお、当該委託契約については後述。

督促状で指定された納期限までに納付がなかった滞納者に対して、上記一斉催告と並行して、徴収業務の受託業者により電話催告や訪問催告を行なっている。

(iv) 分割納付

滞納者が何らかの事情で滞納金を一括で納付できない場合、納付相談や納付干渉の結果、分割納付を勧める場合がある。被保険者に納付の意思があり、かつ支払能力がなく一括納付が困難な事情が認められる場合は、被保険者に分納誓約書を提出させることで分納を認めている。分納誓約書は、滞納保険料の承認と、分割金及び期間と、不履行の場合には滞納処分を受けることに意義を申し立てないことを誓約する内容になっている。

分割納付の記録は「THINK」において行われる。

なお、分割納付は滞納分にかかるものであり、納期未到来の保険料については分割納付の対象に含まれないため、納期内の支払いを求める。

分割納付は、下記の優先順位で行われる。

1位：納期限が過ぎている現年度分の本料

2位：過年度分の本料

3位：延滞金の古いものから

(v) 財産調査

国民健康保険料が滞納となった場合、国税徴収法第141条の規定に基づき、滞納者の財産（預貯金、給与、年金、売掛金、生命保険、不動産等）を調査することができる。

財産調査は、後の滞納処分の対象財産を把握するほか、分割納付や猶予等を判断する材料にもなる。

i) 給与の一斉調査

滞納繰越者については、給与調査を実施していない者、新たに勤務先が判明した者、納付計画が立っていない者（もしくは明らかな少額分納者）、過去調査結果が古い者を対象に、毎年5月に勤務先の調査を実施。

現年滞納者については、納付計画がたっていない者を対象に、毎年12月に勤務先の調査を実施。

ii) 預金の一斉調査

初めに、主要金融機関5行について、以下のとおり一斉調査を行う。

過年度滞納者・・・7月～8月

現年度滞納者・・・11月～12月、2月～3月

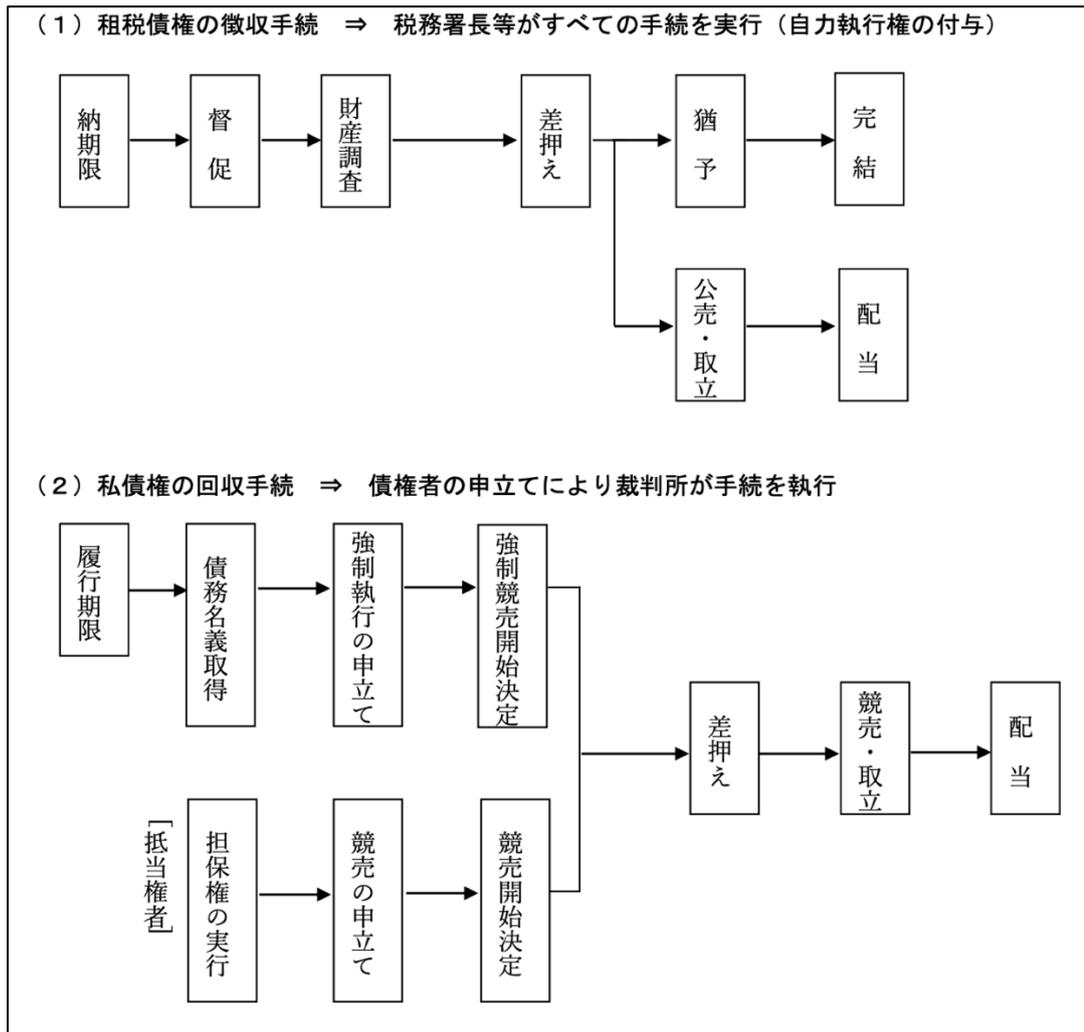
上記一斉調査や、他の個別の財産調査時に判明した他の銀行については随時実施する。

なお、預金調査におけるピピットリンクの利用は、令和7年度までは個別の預金調査のみに使用され、上記一斉調査は紙ベースでの調査だったが（ピピットリンクは、名前・住所で個人を特定するところ、外国人の場合読み方が複数ある場合があり、対応ができないため）、令和8年度以降は一斉調査もピピットリンクを使用することとなっている。（外国人のみ紙での調査）。

エ 滞納処分

滞納処分とは、滞納者の財産を差し押えて換価し、強制的に未納の保険料に充てて納付したこととする行政処分である。

私債権を回収するための強制執行との違いは、債務名義（確定判決や仮執行宣言付支払督促、強制執行認諾文言のある公正証書等、請求権の存在・範囲・債権者・債務者が表示された公的な文書）が不要であり、手続きも裁判所を通さず自力で執行することができる点にある。



（「滞納整理マニュアル」より）

(i) 根拠規定

○国民健康保険法第 79 条の 2

市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める歳入とする。

○地方自治法第 231 条の 3 (督促、滞納処分等)

第 1 項 分担金、使用料、加入金、手数料及びその他普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

第3項 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税法の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

※第3項「地方税法の滞納処分の例」

地方税法の各税目のなかで「督促及び滞納処分」に関する規定がおかれており「・・・滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による」

○国税徴収法第47条第1項 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

第1号 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき

(ii) 久留米市における滞納処分の基本方針

国民健康料等の公租公課は本来なら自主的に支払われるべきものであるから、督促状送付後10日経過後も一律に滞納処分に移行するのではなく、財産調査を行いつつ催告書を送付するなど、自主的な早期納付を働きかけている。ただし、他の被保険者との公平性の観点から、上記働きかけにもかかわらず納付がなされない場合には、滞納処分に着手することとなる。

滞納整理マニュアルには、滞納処分手続きの有効期限について次のような目安を設けている。

『 催告時に指定した納期限までに納付または納付相談がない場合は、原則として下記の有効期間内に滞納処分を執行する。なお、下記の期間経過後は、原則として再度催告を行うことにする。ただし、直近1年間以内に滞納処分を執行したものについてはこの限りではない。』

- ①「特別催告書（8月）」の納付期限日から6ヶ月
- ②「現年分納付催告書（2月）」の納付期限日から6ヶ月
- ③「個別の差押予告書」の納付期限日から6ヶ月

- ④ 経過記録にて確認された「電話により約束した納期限日」「折衝時に約束した納期限日」から6ヶ月（ただし、「納付がない場合は滞納処分がある」等と伝えた場合に限るため、その旨を経過に必ず記録する） 』

(iii) 滞納処分の種類

- 差押え・・・滞納者の特定財産について事実上又は法律上の処分を禁止する強制的な処分行為
- 交付要求・・・滞納者の財産に対してすでに開始されている強制換価手続の執行機関に対し、換価代金から優先的に配当するよう求める手続き。
- 参加差押・・・滞納者の特定の財産について既に滞納処分による差押がなされている場合に、当該財産に対して行う交付要求。

(iv) 差押の優先順位

久留米市では、以下の順位で差押を行われる。

順位	財 産	備 考
1	預金差押	完納又は多額の差押が見込める場合 上記以外の場合は、継続債権を優先とする。
2-1	給与差押（継続債権）	
2-2	年金（継続債権）	
2-3	売掛金（継続債権）	基本的には全額差押となるが、取引先が1ヵ所の場合は上限設定。監督職と協議。
3	生命保険差押	解約返戻金1万円以上を対象
4	預金差押	1万円以上の差押が見込める場合のみ
5	太陽光	
6	賃料、不動産等	監督職と協議

(健康保険課作成資料より)

なお、令和6年度における滞納処分状況は以下のとおり。

滞納処分状況表

年度 内容		R5	R6	対前年比	
財産(預金)調査件数		7,699	7,865		
不動産調査		10	11		
生命保険調査		1,339	968		
給与調査		609	519		
合 計		9,657	9,363	96.96%	
差押予告通知者		833	1082	129.89%	
うち納付相談・納付					
差 押	不 動 産	0			
	債 権 等	預金	672	預金	730
		生命保険	48	生命保険	64
		給与	86	給与	121
		年金	5	年金	5
		その他	9	その他	19
	合 計	820	939	114.51%	
換価(千円)	45,817	51,867	113.20%		

オ 延滞金

保険料を滞納した者に対して督促をしたときは、延滞金を徴収することができる（国民健康保険法第79条3項）。久留米市では、納期限後1ヶ月以内の支払いであれば年2.4%、納期限後1ヶ月経過後の支払いであれば年8.7%の延滞金を徴収することとしている（特例基準割合）。

カ 不納欠損処理

(i) 不納欠損処理の手続き

不納欠損とは、滞納分の徴収ができなくなった場合にその調定を消滅させることをいう。

不納欠損の主な理由としては、時効により消滅（国民健康保険法110条1項）した場合のほか、徴収のための滞納処分を執行停止したもののうち、徴収できないことが明らかであることから保険料の納付義務を直ちに消滅させる場合（地方税法第15条の7第5項）がある。

◇時効

国民健康保険料を徴収する権利は、これを行行使することができる時から2年を経過したときに時効によって消滅する（国民健康保険法110条1項）。「行使できる時」とは納期限の翌日である。保険料債権は公債権なので、時効期間を経過すると援用をせずとも当然に消滅する（地方自治法236条2項）。

時効の更新事由としては、差押及び承認があるほか（地方自治法236条3項によって準用される民法148条2項、152条1項）、督促も時効の更新の効果が生じる（国民健康保険法110条2項）。

◇滞納処分の執行停止

市長は、滞納者に下記のいずれかの事由が認められる場合（※）に、職権で強制徴収の手続きを停止することができる（地方税法15条の7）。

- i) 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- ii) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき
- iii) 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明である時

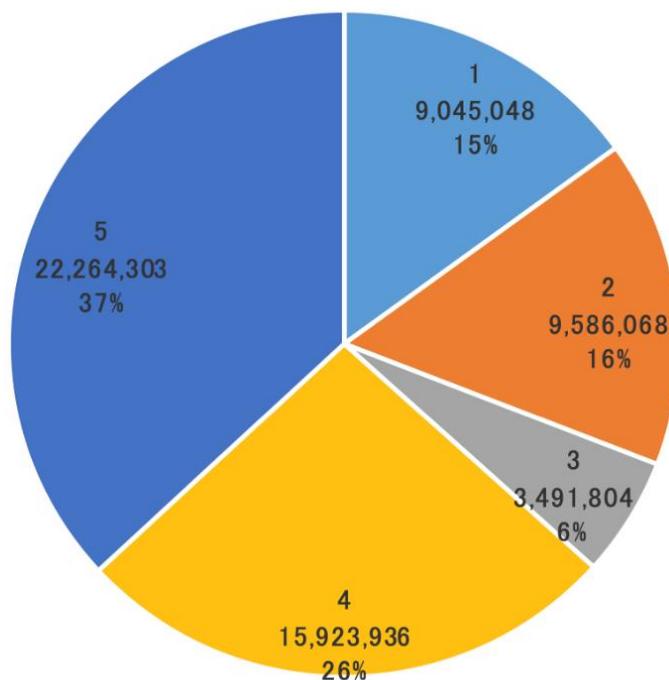
（※ 生活保護受給となった場合は上記要件該当性が明らかであるが、生活保護受給には至らない生活困窮者については、要件該当性を検討するため、滞納処分の停止審議会を開催している。）

また、上記により滞納処分の執行を停止した場合において、保険料を徴収することができないことが明らかであるときは、市長の職権で納付義務を直ちに消滅させることができる（地方税法15条の7第5項）。

(ii) 令和6年度の不納欠損内訳

令和6年度の国民健康保険料の不納欠損額は6,031万円で、不納欠損理由の内訳は以下のグラフのとおりである。

令和6年度国民健康保険料 不能欠損理由内訳
(単位:円)



1. 滞納処分をすることができる財産がないとき。(15条の7の1項1号)
2. 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき(15条の7の1項2号)。
3. その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき(15条の7の1項3号)。
4. 即時消滅(15条の7の5項)
5. 消滅時効

(健康保険から取得した資料を基に監査人作成)

また、「THINK」システムに記録のある過年度分も含めた不納欠損及の状況は下記の表のとおり。

【不納欠損理由内訳】

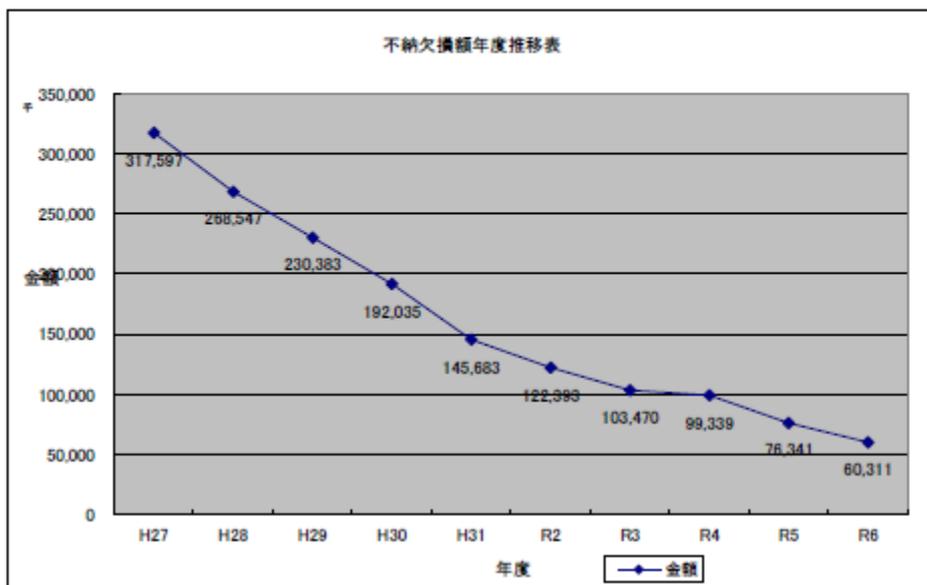
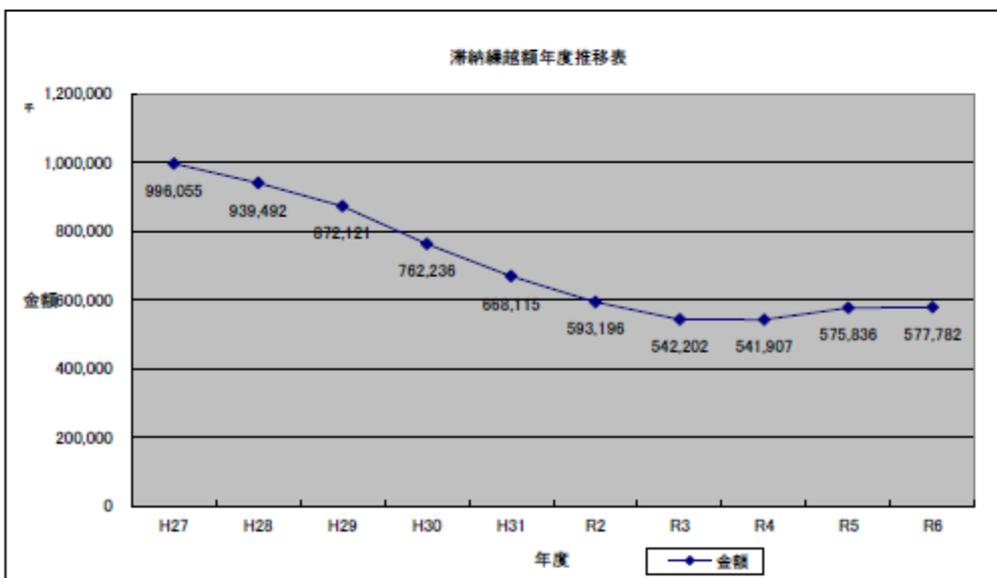
年度	区分	金額	15条の7の1項1号 ・滞納処分をすることが できる財産がないとき。	15条の7の1項2号 ・滞納処分をすること よつてその生活を著しく 窮迫させるおそれがある とき。	15条の7の1項3号 ・その所在及び滞納処 分をすることができる財 産がともに不明であると き。	15条の7の5項 即時消滅	18条の1項 時効
R6	国保	60,311,159	9,045,048	9,586,068	3,491,804	15,923,936	22,264,303
	後期	6,069,840	0	0	0	0	6,069,840
R5	国保	76,341,307	15,501,763	4,569,279	2,303,321	20,420,363	33,546,581
	後期	5,239,140	0	0	0	0	5,239,140
R4	国保	99,338,848	7,741,116	11,198,738	2,340,129	25,189,854	52,869,011
	後期	6,910,890	0	0	0	0	6,910,890
R3	国保	103,469,793	22,725,968	10,306,123	0	1,323,570	69,114,132
	後期	13,054,010	0	0	0	0	13,054,010
R2	国保	122,392,855	14,084,820	20,128,900	918,989	8,230,258	79,029,888
	後期	9,250,280	0	0	0	0	9,250,280
H31	国保	145,683,060	1,140,800	14,348,625	1,174,600	19,434,147	109,584,888
	後期	7,883,590	0	0	0	0	7,883,590
H30	国保	192,034,656	0	14,759,745	5,672,351	889,950	170,712,610
	後期	7,511,700	0	0	0	0	7,511,700
H29	国保	230,383,184	657,000	15,572,911	0	342,800	213,810,473
	後期	11,130,020	0	0	0	0	11,130,020
H28	国保	268,547,478	41,400	13,919,910	0	0	254,586,168
	後期	9,141,261	0	0	0	0	9,141,261
H27	国保	317,596,574	0	9,785,950	0	0	307,810,624
	後期	11,164,410	0	0	0	0	11,164,410
H26	国保	321,581,749	0	12,559,715	0	103,200	308,918,834
	後期	8,295,340	0	0	0	0	8,295,340
H25	国保	357,413,250	0	25,476,757	0	0	331,936,493
	後期	11,124,170	0	0	0	0	11,124,170
H24	国保	545,810,526	0	0	0	443,820	545,366,706
	後期	9,998,300	0	0	0	0	9,998,300
H23	国保	575,061,792	0	0	0	722,580	574,339,212
	後期	9,850,010	0	0	0	0	9,850,010

(健康保険課作成データ)

さらに、「THINK」システムに記録のある滞納繰越額と不納欠損額の推移状況は下記の表のとおり。

【滞納繰越額・不納欠損額推移表】

年度	滞納繰越		不納欠損	
	件数	金額	件数	金額
H27	70,127	996,055,242	24,054	317,596,574
H28	68,445	939,491,621	22,651	268,547,478
H29	64,302	872,121,473	19,507	230,383,184
H30	57,925	762,236,437	16,578	192,034,656
H31	53,755	668,115,102	13,261	145,683,060
R2	48,687	593,196,188	11,120	122,392,855
R3	44,613	542,202,401	9,307	103,469,793
R4	43,185	541,906,846	8,852	99,338,848
R5	44,306	575,836,431	7,301	76,341,307
R6	45,269	577,781,772	5,542	60,311,159



(健康保険課作成データ)

④ 納付催告業務委託契約

久留米市では、民間事業者のノウハウやICT技術を活用することにより市が実施する市税及び保険料にかかる納付催告等業務の効率化及び業務効果の拡大を図ることを目的として、久留米市税及び保険料（国民健康保険料・後期高齢者医療保険料）にかかる納付催告業務を、平成24年より民間に委託している。令和6年度は、下記委託契約に基づき、株式会社アイティフォー・ベックス（旧：株式会社アイ・シー・アール）が受託している。

ア 契約概要

契約形式	久留米市市税及び保険料にかかる納付催告等業務委託契約
契約先	(株)アイティフォー・ベックス (旧(株)アイ・シー・アール)
契約日、契約期間	令和2年7月1日締結 令和2年7月1日～令和7年10月31日
委託業務名	久留米市市税及び保険料にかかる納付催告業務
委託料	298,416,052円（税込み）

イ 委託業者の選定手続き

公募型プロポーザル方式による随意契約

【随意契約理由】

本業務では、催告業務全般の包括発注により業務効率化と業務効果の拡大を目指すものであり、当該業務の受託者としてふさわしい業者であるか、受託事業者の業務遂行力、企画力、業務改善力など価格面以外の要素を評価することが重要である。このため、受託者の選定手法は、価格のみによる競争入札ではなく、プロポーザル方式が最善である。また、多くの提案を得て、より優れた企画を採用するため、プロポーザル方式の形式は公募型といたしたい。

(起案書より)

ウ 委託業務の内容

法律等現行制度の範囲内で、民間委託が可能な事実行為である下記業務。具体的な業務内容・遵守事項は、契約書のほか仕様書に記載されている。

- ① 保険料滞納者への訪問及び電話での催告業務
- ② 保険料訪問収納業務
- ③ 所得未申告者への訪問及び電話による申告勧奨業務
- ④ 郵便返戻者等居所不明者の現地居住調査業務
- ⑤ 受電業務
- ⑥ 電話番号不明者の電話番号調査業務
- ⑦ 本委託業務にかかる I C T 機器（システム）等の調達、業務管理運営
- ⑧ 上記に付随する業務
- ⑨ その他、市との協議により決定した事項

仕様書で定められている目標指数（保険料箇所のみ抜粋）

指標名	定義	目標基準値	備考
保険料	国民健康保険料の納付催告架電件数	月平均6,000件以上	複数回架電も含める
	国民健康保険料の訪問世帯数	月平均4,500件以上	複数回訪問も含める
	自主納付額等 (3) のとおり	受託者からの提案による	
	納付催告接触率 (4) のとおり	受託者からの提案による	

(iv) 業務の結果

計画対比 (架電・訪問)



架電		R6年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7年1月	R7年2月	R7年3月	年間進捗
合計	架電目標	6,450	6,450	6,000	5,100	7,500	7,200	7,800	6,900	6,700	6,700	6,600	6,600	80,000
	架電実績	7,005	6,912	5,732	5,852	6,755	7,626	8,293	7,721	7,232	6,864	6,621	6,611	83,224
	目標差異	555	462	-268	752	-745	426	493	821	532	164	21	11	3,224
	達成率	108.6%	107.2%	95.5%	114.7%	90.1%	105.9%	106.3%	111.9%	107.9%	102.4%	100.3%	100.2%	104.0%
	電接触率	45.9%	44.5%	33.7%	39.6%	48.3%	46.5%	43.1%	39.5%	40.3%	38.7%	37.9%	37.1%	41.3%

訪問動契		R6年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7年1月	R7年2月	R7年3月	年間進捗
合計	訪問目標	4,600	4,400	4,200	3,700	4,600	4,900	5,200	5,000	4,900	4,700	4,700	5,100	56,000
	訪問実績	4,906	4,657	4,261	4,647	4,092	4,956	5,598	5,110	5,091	4,946	4,633	5,110	58,007
	目標差異	306	257	61	947	-508	56	398	110	191	246	-67	10	2,007
	達成率	106.7%	105.8%	101.5%	125.6%	89.0%	101.1%	107.7%	102.2%	103.9%	105.2%	98.6%	100.2%	103.6%
	後期	実績	491	486	334	411	231	516	525	542	499	555	392	383

未申告		R6年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7年1月	R7年2月	R7年3月	年間進捗
電話	実績							1,059	662	708	499	427	531	3,886
訪問	実績							700	525	548	445	421	439	3,078
合計	実績							1,759	1,187	1,256	944	848	970	6,964

(千円単位)		R6年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7年1月	R7年2月	R7年3月	年間進捗
目標基準値	目標	25,000	24,000	21,000	20,000	48,000	38,000	47,000	40,000	40,000	35,000	35,000	34,500	407,500
	実績	41,265	24,794	15,026	30,512	58,827	45,783	53,955	49,352	40,224	43,195			402,933
	目標差異	16,265	794	-5,974	10,512	10,827	7,783	6,955	9,352	224	8,195			-4,567
	達成率	165.1%	103.3%	71.6%	152.6%	122.6%	120.5%	114.8%	123.4%	100.6%	123.4%			98.9%

-13-

(株) アイティフォー・ボックス「令和7年3月度 久留米市保険料徴収業務業務報告書」

委託業者の選定は、公募型のプロポーザル方式により行われている。

令和6年度の委託業務は令和2年に締結した契約に基づき行われており（業務期間令和2年7月から令和7年10月までの5年間）、令和2年度選定時のプロポーザル基本方針、実施要綱等関連する規程及び募集から審査結果に係る起案書等の決裁資料を確認したところ、HP掲載により募集広告がなされており、当該募集に対し参加申し込みは1者のみであるが、適正な審査基準による審査が行われた結果、現在の契約業者が選定されていた。したがって、選定手続きは適法に行われていたといえる。

また、契約内容にも特段問題はなく、受託業者は、契約の趣旨に則って毎月の数値目標を定めており、また、契約にて求められている事業報告も毎月問題なく実施されていた。

(6) 窓口業務（収納業務）について

当該事業に係る窓口業務は主に以下の通りであり、これらの業務は外部業者への委託により行われている。

【窓口業務概要】

※これらの業務は後期高齢者医療保険事業・介護保険事業の窓口業務も併せて実施

- 国保（後期高齢者含む。以下同じ）の資格取得、資格喪失、住所変更等の各種届出の受付
- 国保の証の発行・引渡し
- 国保の療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の給付に関する受付
- 国保・後期並びに介護保険の保険料収納業務

（収納金の管理及び保管、収納金の指定金融機関への送達、つり銭管理及び精算、窓口収納資料作成を含む）

- 一般的な国保制度の問い合わせ等への応答
- 上記以外の手続きに関する来庁者へ関連窓口の案内
- 届出書・窓口配布物の印刷及び在庫管理
- 電算帳票の在庫管理 等

① 委託業者の選定及び契約の適切性について

委託業者の選定は、「久留米市健康保険課窓口業務等委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に従い公募型のプロポーザル方式により業者の選定が行われる。

令和6年度現在の契約は令和2年7月から令和7年12月までの5年間の契約によるものであり、令和2年度選定時のプロポーザル基本方針、実施要綱等関連する規程及び募集から審査結果に係る起案書等の決裁資料を確認した。その結果、参加者募集の条件は広く設定されており、募集の広告もHP掲載により適切に実施されていた。また、当該募集に対し5者の参加申し込みがあり、適正な審査基準による審査が行われた結果、現在の契約業者が選定されており、特に問題は見当たらなかった。

契約内容は以下の通りであり、契約書及び業務委託仕様書も適切に整備されており、契約締結は適正に行われていた。

契約形式	久留米市健康保険課窓口等業務委託契約
契約先	(株)アイティフォー・ベックス (旧株)アイ・シー・アール)
契約日、契約期間	令和2年7月1日締結 令和2年7月1日～令和7年12月31日
委託業務名・委託内容	久留米市健康保険課窓口等業務 久留米市健康保険課窓口等業務委託仕様書に定める内容
委託料	299,191,640 円 (税込み)

② 窓口業務が適切に行われているか。

ア. 業務マニュアルの整備状況について

窓口業務に係るマニュアルは、①の委託契約及び委託業務仕様書による久留米市指示のもと、委託業者が作成することになっている。実際に整備・運用されているマニュアルを確認したところ、マニュアルは適切に改訂が行われており、最新のマニュアルが整備されていた。また当該マニュアルはフローチャート及び業務手順書の様式で作成されており、業務内容が明瞭かつ分かりやすいものとなっており有効に機能していた。

・職務分掌について

委託業者の窓口業務に関与する者の従業員名簿を確認したところ、業務は約 20 名程度で実施されており、役職や担当業務が明確に規定され適切に共有されていた。また当該業務に係る責任者が定められ指示命令系統も明確であった。

イ. 市への委託業務報告

委託業務仕様書の指示により、市へ報告書（日報・月報）を作成・提出することとなっている。令和7年3月度の日報（1日～31日）及び月報を確認したところ、適切に業務結果の報告が行われていた。また、令和6年度における業務完了報告書を確認し適切に業務結果の報告が行われており、これを受けて市において業務結果の検査が行われ、委託業務が適切に運用されている旨の結果が報告されていた。

ウ. 窓口収納業務の実施状況の適切性について

現金管理状況は下記の通りである。

・業務中に収納した現金は専用のレジスター及び執務室内の耐火金庫にて保管される。当該金庫の鍵は管理責任者が行うこととなっており取扱者が限定されている。

・納金は基本、始業前・12時・終業時の3回行い、納金時に現金精査を行う。納付状況により納金回数を増やし、多額の現金を保有しないような対応が取られている。

・納金1回に対し、送達日計表を1通作成する。担当者が現金精査を行い、現金有り高（現金手元残高表）、納付書、送達日計表と照合し一致を確認する。その後管理責任者により確認が行われた後、専用袋に収納、現金送金票元符を作成し、市役所地下一階の福岡銀行に入金をする。

・終業時の納金分については、翌日納金となるため、夜間は耐火金庫で保管されることとなる。翌日始業前に再度現金精査を行った後、入金を行う。

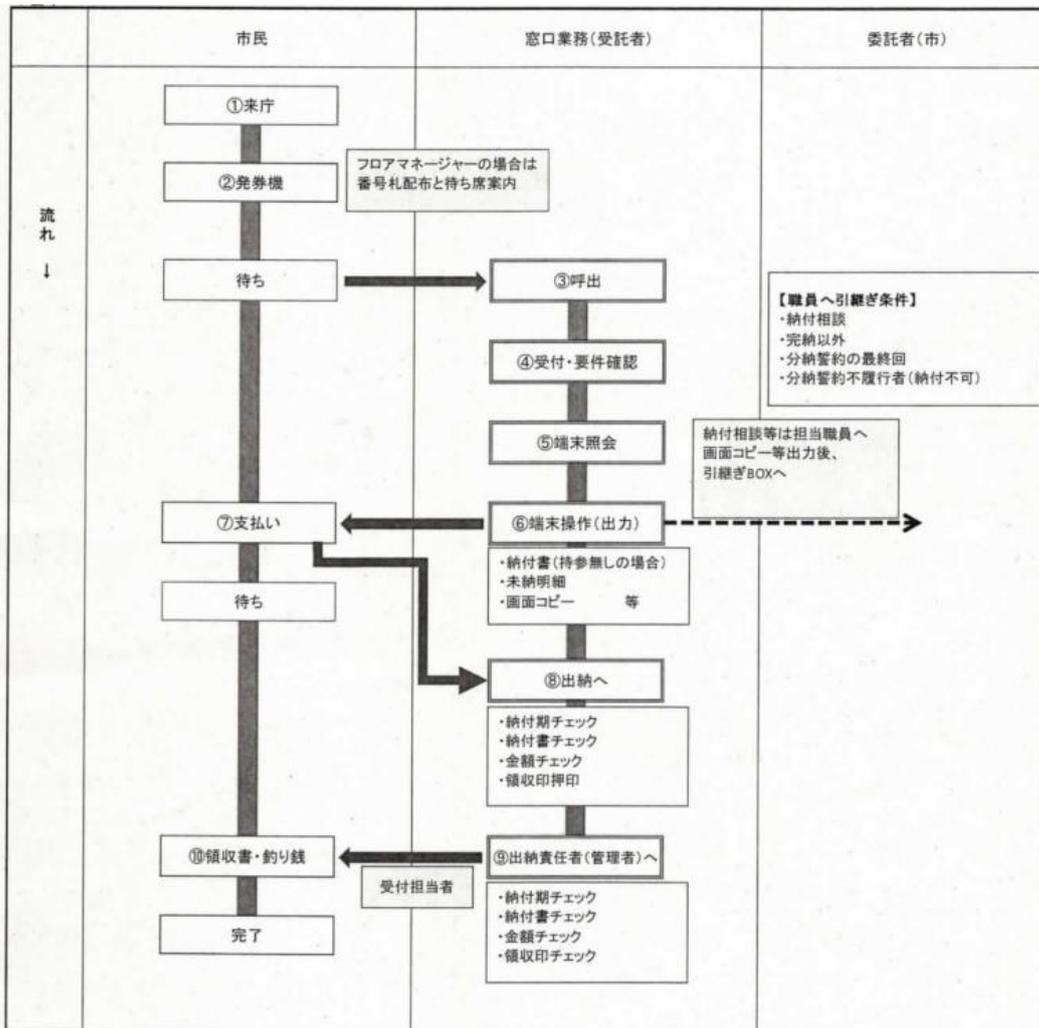
往査日（令和7年9月24日午後）における窓口業務の実施状況を観察したところ、業務マニュアルに従い各担当者は適切に業務を遂行していた。往査時直前に行われた納金に係る送達日計表、現金送達票元符を閲覧したところ、入金は適切に行われていた。また、現金実査を行い、現金有り高と実査時の日計表残高は一致しており適切であった。

窓口業務は適切に行われており、特に問題はなかった。

【参考】窓口業務受付フローマニュアル

表紙及び『保険料収納窓口業務の概要 収納（業者で完結）』（i-7 ページを抜粋）





(7) 給付業務について

① レセプト審査業務に係る委託業務の適切性について

久留米市においては、国民健康保険診療報酬明細書点検業務（以下、レセプト審査業務）は、医療費適正化の観点から高度かつ専門的な点検技能を有する事業者へ委託することとしており、業者選定にあたってはその対象者を広く募り多くの提案を得てより優れた業者を選定するため、公募型のプロポーザル方式により行っている。

令和6年度現在の契約は令和6年7月から令和9年3月までの契約によるものであり、選定時のプロポーザル基本方針、実施要綱等関連する規程及び募集から審査結果に係る起案書等の決裁資料を確認したところ、参加者募集の条件は広く設定されており、募集の広告もHP掲載により適切に実施されていた。結果として1者のみの申込みであったが、適正な審査基

準による審査が行われた結果適正に委託業者として選定されており、特に問題は見当たらなかった。なお、当該委託業者は、前回（令和3年7月～令和6年3月）契約を行っていた業者と同一であったが、前回のプロポーザル時の業者選定手続きは適切に行われており（前回3者申込の結果選定）、業務結果報告及び市の検査結果からも特に問題はなかった。

契約内容は以下の通りである。契約書及び業務委託仕様書も適切に整備されており、契約締結は適正に行われていた。

契約形式	国民健康保険診療報酬明細書点検等業務
契約先	レセ・スタッフ(株)
契約日、契約期間	令和6年6月28日締結 令和6年7月1日～令和9年3月31日
委託業務名・委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬明細書点検業務及びその業務に付随する業務 <ul style="list-style-type: none"> i) 資格点検業務（過誤調整・返戻事務） ii) 内容点検業務 iii) システム等の自動点検システムによる点検 iv) 療養費支給申請書(柔道整復師)の資格点検・整番 取納業務 等 ・保険者間調整業務 ・医療費支給事務等業務 久留米市国民健康保険診療報酬明細書点検等業務委託基本仕様書の内容に従う
委託料（月額）	2,722,500 円（税込み）

レセプト点検業務は、被保険者の資格状況の点検（他保険者、他制度適用等）、請求の内容の点検（請求点数誤り、診療内容誤り等）及び第三者求償等の給付発生原因の観点から全件チェックが行われる。当該点検は、久留米市が提供するレセプト管理端末や自動点検システム等を利用し自動及び目視で行われる。また自動点検の対象となるデータは福岡県国保連合会から受領する厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様のデータファイルを久留米市が貸与する USB メモリ等の媒体を利用し、網羅的に自動点検システムに取り込まれ点検が行われており、業務実施方法については特に問題は見られなかった。

また、委託業者から毎月実施報告が行われており、令和6年度に実施された報告資料を閲覧したところ、レセプト点検再審査結果等について適時報告されており特に問題は見られなかった。

②レセプト審査の合理性について

レセプト点検による保険給付費の削減効果の推移は以下の通りである。

(久留米市の国保より)

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		レセプト 枚数	金額								
		(枚)	(円)								
被保険者 資格点検	他保険者分	220	1,917,079	229	3,653,894	282	3,335,487	1,064	10,733,642	1,638	15,275,209
	他制度適用	4,086	51,510,523	3,361	41,377,177	2,512	33,457,955	2,178	27,679,160	2,023	29,850,581
	その他	1,586	39,071,753	1,479	37,000,824	1,384	46,092,483	1,334	27,296,852	1,156	36,932,074
	計	5,902	92,499,355	5,069	82,031,895	4,178	82,885,925	4,576	65,709,654	4,817	82,057,864
請求内容 点検	請求点数誤り	90	93,090	63	112,707	40	91,556	38	108,424	63	49,155
	重複請求	8,347	24,988,472	11,899	34,251,390	11,988	37,028,898	11,429	31,208,508	9,095	22,174,823
	その他	1,041	10,438,274	1,115	22,672,960	872	29,254,959	1,406	30,739,515	1,315	39,468,858
	計	9,478	35,519,836	13,077	57,037,057	12,900	66,375,413	12,873	62,056,447	10,473	61,692,836
給付発生 原因点検	不正・不当利得	590	8,688,550	493	32,401,208	441	11,279,888	431	9,287,805	416	12,900,642
	交通事故	53	17,811,528	21	3,007,000	16	6,271,000	13	5,817,000	32	18,680,000
	その他	0	0	0	0	0	0	1	21,000	1	62,000
	計	643	26,500,078	514	35,408,208	457	17,550,888	445	15,125,805	449	31,642,642
合計		16,023	154,519,269	18,660	174,477,160	17,535	166,812,226	17,894	142,891,906	15,739	175,393,342
財政効果額(円) (被保険者一人あたり)		2,913		2,305		2,602		2,277		2,901	

レセプト点検の合理性（有効性）については、市が毎年、評価指標として財政効果率の目標値を設定しておりこれを元に実績評価が行われる。点検によって疑義があれば再審査の申立てを行い、その結果査定（減額）された額が点検による財政効果額であり、それを保険者

負担医療費で除したものが点検による財政効果率（以下、効果率）となる。当該目標値は福岡県が発表する久留米市の効果率の前々年度値を超えることを条件としている。

過去5年間の効果率の推移は以下のとおりである。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
久留米市	0.26%	0.30%	0.28%	0.27%	0.28%
福岡県平均	0.18%	0.19%	0.19%	0.15%	-

（健康保険課入手資料より監査人作成）

上記いずれの期間も令和6年度現在と同一の委託業者による結果であるが、県平均と比較してもいずれも高い水準を維持している。また、令和6年度においては、市は目標効果率を0.28%と設定していたが、令和6年度においてその目標値は達成しており特に問題は見られなかった。

③高額療養費支給及び高額医療費貸付制度に係る業務の適切性

【実施部署】健康保険課給付チーム

【マニュアル】国民健康保険マニュアル（資格・給付）

高額療養費等の支給についてマニュアルを確認したところ、その種類ごとに制度概要や給付申請書及び申請受付手順等が明瞭に記載されていた。当該マニュアルは定期的に改訂され最新のものとなっており、また給付チーム内で適切に共有されていた。

高額療養費貸付制度の概要、申請・支給・決済（回収）までの流れ及び利用状況について、市の担当者へ質問し貸付件数表や管理簿等の関連資料を閲覧した。令和6年度の貸付件数は3件、貸付金額は118千円であり当該3件について関連資料を閲覧したところ3件とも高額療養費支給額決定時に貸付額との相殺が行われすべて回収が行われており特に問題はなかった。

(8) 健康推進課（特定健康診査・特定保健指導事業・保健事業）の業務委託契約について

第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画による個別の事業として、健康推進課では主に特定健康診査事業及び特定保健指導事業を担っている。これらは、以下のとおり外部機関に委託している。

① 特定健康診査事業

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施し、生活習慣病リスクの早期発見を図るとともに、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者の抽出を行う。対象者は、40～74歳の被保険者。

実施場所としては、個別健診と集団健診がある。

個別健診は、久留米市内の各医療機関（必要に応じて市外の医療機関）で実施する。

集団健診は、久留米市が、選定した健診機関に委託のうえ、市内公共施設等で実施する。

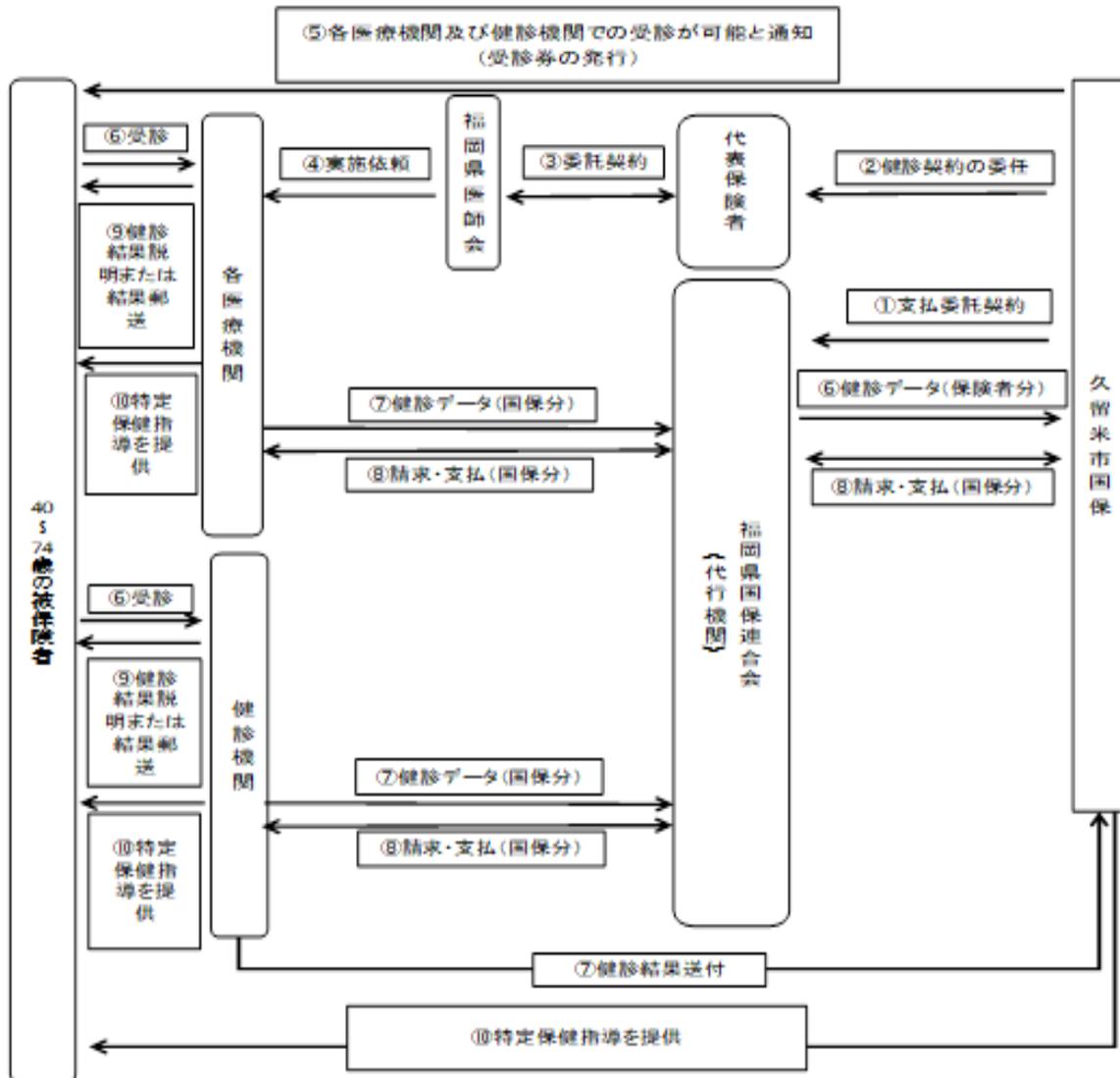
ア 特定健康診査委託（個別健診）

福岡県医師会会員医療機関への実施依頼は、各医療機関をとりまとめる福岡県医師会と、市町村国保保険者をとりまとめる代表保険者との間で集合契約を結ぶ。久留米市は、市町村国保保険者として集合契約への参加意向を表明し、代表保険者（令和6年度は志免町）に契約を委託するという流れ。

一方、福岡県医師会非会員医療機関への実施依頼は、各医療機関と個別契約を結ぶ。

(i) 集合契約

契約形式	随意契約（根拠：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
契約先	福岡県医師会
契約日、契約期間	令和6年4月1日締結 令和6年4月1日～令和7年3月31日
委託業務名・委託内容	特定健康診査委託 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）に基づく下記【表1】の特定健康診査など。
委託料	下記【表2】のとおり（単価契約）



(「久留米市国民健康保険 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」より)

【表1】

健診等内容表

区分		内容	
特定健康診査 ※8	基本的な健診の項目	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）※1	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	空腹時中性脂肪※2
			HDL-コレステロール
			LDL-コレステロール※3
		肝機能検査	AST (GOT)
	ALT (GPT)		
	γ-GT (γ-GTP)		
	血糖検査※4	空腹時血糖	
		ヘモグロビンA1c	
	尿検査※5	糖	
		蛋白	
詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）※6	貧血検査	赤血球数	
		血色素量	
		ヘマトクリット値	
		心電図検査	
	眼底検査		
血清クレアチニン及びeGFR			
保険者独自の追加健診項目	尿酸、血清クレアチニン及びeGFR※7、尿潜血、ヘモグロビンA1c		

※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。受診者が質問票を持参せず、実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。

※2 中性脂肪検査においては、空腹時中性脂肪を測定すること。やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪による中性脂肪検査を行うことを可とする。

※3 中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後に採血する場合は、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロール（総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの）検査でも可。

※4 血糖検査においては、空腹時血糖及びヘモグロビンA1cを測定すること。やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、食直後を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。

※5 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合甲から乙に委託費用は支払われない）。

【表2】

内 訳 書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税及び地方消費税含む) 【個別健診】		支払条件
特定健康診査※	基本的な健診の項目		8,150円	健診実施後に一括 ※委託料単価には、検査結果 通知費・情報提供料・電子的 データ提出にかかる費用を 含む。
	詳細な健診 の項目 (医師の判 断による追 加項目)	貧血検査	230円	
		心電図検査	1,430円	
		眼底検査 (両眼)	1,232円	
		血清クレアチ ニン及びeGFR	120円	
追加健診項目	尿酸	4項目 298円	52円	
	血清クレアチニン及びeGFR		120円	
	尿潜血		9円	
	ヘモグロビンA1c		117円	

注) 追加健診項目の請求金額について

詳細な健診の項目による血清クレアチニンを実施した場合は、追加健診項目4項目の総額(298円)から血清クレアチニン及びeGFRの金額(120円)を差し引いた3項目の総額(178円)とする。

(ii) 個別契約

契約形式	随意契約(根拠:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
契約先	久留米市が事前に行った受託意向調査により受託の意向を示した下記6医療機関。 <ul style="list-style-type: none"> ・医療法人 宇都内科医院 ・かたやまクリニック ・クリニック南町 くるめ医療生活協同組合 ・医療法人 ひらつか内科循環器内科 ・山本クリニック ・みい内科クリニック

契約日、契約期間	令和6年5月14日締結 令和6年6月1日～令和7年3月31日
委託業務名・委託内容	集合契約の場合と同じ業務内容
委託料	集合契約の場合と同じ単価

イ 久留米市集団けんしん業務委託

契約形式	公募型プロポーザル方式による随意契約（根拠：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
プロポーザル方式採用理由	本業務の目的は、がん検診及び健康診査、並びに特定保健指導を集団けんしん形態として複合的に実施することで、市民の利便性を高めるだけでなく、疾病等の早期発見及び早期治療、及び市民の健康増進に努め、がん検診・健康診査受診率、及び特定保健指導実施率の向上を図ることにある。このことから、業務実施にあたって、受診環境の整備、受診率・実施率向上や継続受診を促す仕組み等について、本市の状況に応じた具体的かつ実現性の高い企画を提案し、事業展開ができる業者を選定することが望ましい。したがって、価格のみではなく企画提案内容も含め、多くの提案を得て、その中からより優れた企画を提案した業者の選定を行うため、公募型のプロポーザル方式を採用する。（担当課作成起案書より）
契約先	公益財団法人ふくおか公衆衛生推進機構
契約日、契約期間	令和6年3月18日締結 令和6年3月18日～令和9年3月31日
委託業務名・委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種がん検診 ・生活習慣病予防健康診査 ・久留米市国民健康保険特定健康診査 ・健診結果説明 ・久留米市国民健康保険特定保健指導
委託料	特定健康診査委託料：下記【表1】のとおり 特定保健指導委託料：下記【表2】のとおり

【表1】

委託料単価表

区分		1人当たり委託料単価 (うち消費税及び 地方消費税)		有料者 自己負担 額	支払条件		
特定 健康 診査	基本的な健診の項目 【再掲(追加健診項目)を含む】		8,338 円 (758円)		0 円	健診実施後に一括 ※委託料単価に は、消費税・検査 結果通知費・情報 提供料・電子的 データ提出に係 る費用を含む。	
	詳細な健診の 項目 (医師の判断 による追加項 目)	貧血検査	330 円 (30円)		0 円		
		心電図検査	1,650 円 (150円)		0 円		
		眼底検査 (両眼)	1,650 円 (150円)		0 円		
		血清クレアチニン 及び eGFR	110 円 (10円)		0 円		
	【再掲】 追加健診項 目 (必須)	尿酸	4項目 638 円 (58 円)	110 円 (10円)			0 円
		血清クレアチニン 及び eGFR		110 円 (10円)			
		尿潜血		110 円 (10円)			
ヘモグロビン A1c		308 円 (28円)					

注) 追加健診項目の請求金額について

詳細な健診の項目による血清クレアチニン及び eGFR を実施した場合は、追加健診項目4項目の総額(638円)から血清クレアチニン及び eGFR の金額(110円)を差し引いた3項目の総額(528円)とする。

【表2】

委託料単価表

区分		委託料単価 (うち消費税及び 地方消費税)	備考	
動機付け支援	動機付け支援(終了)	1人当たり 15,400 円 (1,400円)		
	内訳	初回面接	1人当たり 12,320 円 (1,120円) 第4条第4項ただし書に該当する場合に限り、初回未完了として、初回面接分の5割を請求できるものとする。	
		実績評価	1人当たり 3,080 円 (280円)	
積極的支援	積極的支援(終了)	1人当たり 29,700 円 (2,700円)		
	内訳	初回面接	1人当たり 11,880 円 (1,080円) 第4条第5項ただし書に該当する場合に限り、初回未完了として、初回面接分の5割を請求できるものとする。	
		継続的支援	1人当たり 14,850 円 (1,350円)	
		実績評価	1人当たり 2,970 円 (270円)	

ウ 久留米市特定健康診査及びがん検診受診率向上業務委託

久留米市特定健康診査・がん検診の受診率向上のため、特定健康診査未受診者及びがん検診等の未受診者に対して、文書による勧奨及びSMSによる勧奨等を実施している。

契約形式	公募型プロポーザル方式による随意契約（根拠：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
プロポーザル方式採用理由	本業務の目的は、効率的・効果的な受診勧奨を実施し、特定健康診査及びがん検診の受診率を向上させることにある。この業務目的を達成するために、これまでの業務実績や実績に基づく具体的な勧奨方法の企画提案力など、創造性及び専門的な技術や知識を有する質の高い業者を選定することが望ましい。 そのため、価格のみではなく、企画提案内容を含めた業者選定を行うプロポーザル方式を採用する。（担当課作成起案書より）
契約先	株式会社キャンサーキャン
契約日、契約期間	令和5年2月28日締結 令和5年2月28日～令和8年3月31日
委託業務名・委託内容	久留米市特定健康診査及びがん検診受診率向上業務 ・データ分析業務及び受診勧奨計画の策定 ・特定健康診査未受診者受診勧奨 ・がん検診未受診者受診勧奨 ・勧奨結果の分析・報告 等
委託料	委託料内訳書のとおり

委託料内訳書

【特定健康診査未受診者受診勧奨関連】

- 各年度の業務委託料は、以下の「各年度委託料（固定費分）」に、当年度の「通知による勧奨」及び「SMSによる勧奨」について契約単価に基づく実績額を加えたものとする。

区分	項目	R5年度	R6年度	R7年度
固定	分析データ授受及び加工費	150,000円	150,000円	150,000円
	データ分析費	400,000円	400,000円	400,000円
	事業企画及び運営費	800,000円	800,000円	800,000円
	報告書作成費	400,000円	400,000円	400,000円
	SMSシステム運用費	500,000円	500,000円	500,000円
	健診案内ページ作成費	100,000円	100,000円	100,000円
	医療機関分析費	200,000円	—	—
	医師勧奨チラシ作成費	—	50,000円	—
	健診啓発動画作成費	—	90,000円	—
	新規国保加入者向けチラシ作成費	—	—	50,000円
固定費分委託料 合計（税抜）		2,550,000円	2,490,000円	2,400,000円

区分	項目	単価（税抜）	単位
変動	通知勧奨デザイン費	50,000円	種
	印字発送費（圧着ハガキ）	130円	件
	SMS通知費	30円	件

【がん検診未受診者受診勧奨関連】

- 各年度の業務委託料は、以下の「各年度委託料（固定費分）」に、当年度の「通知による勧奨」及び「SMSによる勧奨」について契約単価に基づく実績額を加えたものとする。

区分	項目	R5年度（税抜）	R6年度（税抜）	R7年度（税抜）
固定	分析データ授受及び加工費	150,000	150,000	150,000
	データ分析費	400,000	400,000	400,000
	事業企画及び運営費	800,000	800,000	800,000
	報告書作成費	350,000	350,000	350,000
固定費分委託料 合計（税抜）		1,700,000	1,700,000	1,700,000

区分	項目	単価（税抜）	単位
変動	通知勧奨デザイン費	50,000円	種
	印字費（圧着ハガキ）	75円	件
	SMS通知費	30円	件

エ 特定健診未受診者医療情報収集業務委託

国保被保険者のうち、医療機関で治療中の40歳から74の特定健診未受診者について、医療機関から医療情報を収集することで、特定健診の受診率向上、医療機関と連携した重症化防止、保健指導の充実に努める。

契約形式	随意契約（根拠：地方自治法施行令第167第1項第2号）
随意契約の具体的理由	本業務に係るデータ管理等は、福岡県国民健康保険団体連合会の情報提供票等管理システム及び特定健診等データ管理システムを用いて行われている。 このことから、医療機関から提供された特定健診未受診者の検査結果データを、健診結果データとして同システムへ登録することや、登録データをもとに医療機関へ情報提供料を支払うことを効率的に実施するためには、同システムに精通していることが不可欠であり、それに当てはまる者が福岡県国民健康保険団体連合会以外にないため。（担当課作成起案書より）
契約先	福岡県国民健康保険団体連合会
契約日、契約期間	令和6年4月1日締結 令和6年4月1日～令和7年3月31日
委託業務名・委託内容	特定健診未受診者の医療情報収集事業業務委託 福岡県医師会の会員医療機関等から提出された情報データ（情報提供票等）を特定健診等データ管理システム等に登録する 等
委託料	手数料 268,15円（税込み）／情報提供票1件 （なお、委託業者に払う手数料のほかに、市は情報提供をした医療機関に対して、情報提供料として1件当たり2,546円（税込み）を支払う）

② 特定保健指導事業

特定健康診査の結果を踏まえ、保健指導判定値を超えた方を対象に保健指導を行い、生活習慣の改善（食生活、運動習慣等）を図り、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防する。

久留米市が実施する特定保健指導は、国及び久留米市が定める委託基準等を満たした実施機関への委託を基本とする。

ア 特定保健指導委託（医療機関）

久留米市が実施する特定健康診査を受託した医療機関に対して特定保健指導業務の受託意向調査を行い、受託の意向があった医療機関と契約を結ぶ。契約には委託事業の範囲に応じて全委託方式と部分委託方式があり、全委託方式の場合は受託意向のあった各医療機関と個別契約を結ぶ。部分委託方式の場合は、委託先医療機関が久留米医師会会員の場合は、まとめて久留米医師会との集合契約を行い、それ以外の医療機関とは個別契約を結ぶ。

(i) 特定保健指導委託（全委託方式）

原則1回の支援を行い、3か月経過後に評価を行う「動機付け支援」と、初回面接から評価までの間に、3か月以上の継続的な支援を行う「積極的支援」を委託。

契約形式	随意契約（根拠：地方自治法施行令第167第1項第2号）	
契約先	<ul style="list-style-type: none"> ・社会医療法人天神会 新古賀クリニック ・独立行政法人地域医療機能推進機構 久留米総合病院 ・医療法人社団久英会 高良台リハビリテーション病院 ・医療法人聖峰会 田主丸中央病院 ・医療法人白壽会 安本病院 ・医療法人松風海 内藤クリニック ・社会医療法人雪の聖母会聖マリアヘルスケアセンター ・医療法人城島富裕会 富田病院 	
契約日、契約期間	令和6年5月31日締結 令和6年6月1日～令和7年3月31日	
委託業務名・委託内容	特定保健指導業務委託（全委託） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導プログラムの作成 ・初回面接の実施 ・生活状況調査用の作成及び調査 ・支援計画の作成 ・支援計画を基に継続的支援の実施 ・実績評価 	
委託料	項目	単価
	動機付け支援	15,400円（税込み）／1件
	積極的支援	29,700円（税込み）／1件

(ii) 特定保健指導委託（部分委託方式）

支援内容は全委託方式と同じであるが、支援計画を基に実施される継続的支援は久留米市が行う。

契約形式	随意契約（根拠：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	
契約先	<ul style="list-style-type: none"> ・久留米医師会（集合契約） ・医療法人千歳会田中まさはるクリニック ・医療法人 吉村病院 ・医療法人三井会 神代病院 ・医療法人 寺崎医院 ・医療法人北野三清会 石田医院 ・医療法人壽光会 蒲池医院 ・医療法人裕喜会 いしばし循環器内科 ・医療法人三幸会ハイジア内科 	
契約日、契約期間	令和6年5月31日締結 令和6年6月1日～令和7年3月31日	
委託業務名・委託内容	特定保健指導業務委託（部分委託） <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導プログラムの作成 ・初回面接の実施 ・生活状況調査用の作成及び調査 ・支援計画の作成 ・実績評価 	
委託料	項目	単価
	動機付け支援	15,400円（税込み）／1件
	積極的支援	15,400円（税込み）／1件

イ 特定保健指導委託（利用機関選択型）

特定保健指導の対象者が、実施機関を自分の都合に合わせて自由に選択できるように、医療機関以外の、特定保健指導が実施可能な機関とも委託契約を結ぶ。

契約形式	随意契約（根拠：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	
随意契約において見積書1社の理由	<p>本業務の実施には、特定保健指導の利用機会を円滑に提供し、かつ利用者の利便性を確保する必要があるため、以下の①及び②の要件を満たす必要がある。</p> <p>①特定保健指導が実施できる機関であること。</p> <p>②久留米市内に事務所を設け、対象者からの要望の日時に応じて特定保健指導を実施できること。</p> <p>医療機関以外で、特定保健指導の実施機関として社会保険診療報酬支払基金の登録を受けている市内業者は、「公益財団法人ふくおか公衆衛生推進機構」と「公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団」の2者のみであるが、現在、公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団は、特定保健指導業務を実施していない。したがって、要件の①及び②を満たす業者は、公益財団法人ふくおか公衆衛生推進機構のみのため、当業者から見積を徴取する。（担当課作成起案書より）</p>	
契約先	公益財団法人ふくおか公衆衛生推進機構	
契約日、契約期間	<p>令和6年8月1日締結</p> <p>令和6年8月1日～令和7年3月31日</p>	
委託業務名・委託内容	<p>令和6年度久留米市国民健康保険特定保健指導（利用機関選択型）業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導プログラムの作成 ・対象者の抽出、利用勧奨 ・利用申込の受付 ・特定保健指導 	
委託料	項目	単価
	動機付け支援	15,400円（税込み）／1件
	積極的支援	29,700円（税込み）／1件
	受付業務	3,300円（税込み）／1件

ウ 特定保健指導（ICT機器活用型）委託

特定保健指導を利用しやすい環境を整備するため、ICT（情報通信技術）を活用した遠隔保健指導の実施体制を構築するとともに、アプリやウェアラブル端末等による食事や運動等の記録や取組状況の可視化などに取り組み、効果的な保健指導を行う

契約形式	条件付一般競争入札	
契約先	株式会社Y4. com	
契約日、契約期間	令和6年7月25日締結 令和6年7月25日～令和7年3月31日	
委託業務名・委託内容	令和6年度久留米市国民健康保険特定保健指導（ICT機器活用型）業務委託 ウェアラブル端末等測定器から収集されるデータを活用したICT機器での対象者とのオンライン面談 等	
委託料	項目	単価
	特定保健指導 動機付け支援	16,500円（税込み）／1件
	特定保健指導 積極的支援	27,500円（税込み）／1件
	ウェアラブル端 末	9,350円（税込み）／1件
	体組成計	3,850円（税込み）／1件

エ 令和6年度久留米市国民健康保険特定保健指導未利用者に対する電話勧奨業務委託

契約形式	指名競争入札
契約先	(株)アイティフォー・ベックス (旧:(株)アイ・シー・アール)
契約日、契約期間	令和6年9月24日締結 令和6年9月24日～令和7年3月31日
委託業務名・委託内容	令和6年度久留米市国民健康保険特定保健指導未利用者に対する電話勧奨業務
委託料（総額）	767,800円（税込み）

5. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置状況

平成 22 年度の監査における指摘・意見に対する措置状況について、市が公表する包括外部監査結果報告書に対する対応状況報告を元に市の担当者への質問等により確認した。

平成 22 年度の指摘・意見については措置状況が未了となっているものはなかった。また、措置しないとしているものについては、今回の監査にあたってその是非を含め改めて検討し、今回監査の指摘及び意見に含めている。6. 参照。

6. 指摘及び意見

(意見 1) 賦課業務における未加入者の把握

賦課業務における未加入者の把握については、平成 22 年度の監査において指摘事項としたもので、それに対して市は平成 30 年 3 月に、下記のように見解を示しその結果、当該指摘に対して「措置しない」としている。

【前回指摘事項】

- ・未加入者の把握が適切に行われているか

全国健康保険協会等他の保険者との連携がとられていないために非効率になっている。全国健康保険協会等他の保険者とのデータの受け渡しが可能になるように国に働きかけることが必要である。

【市の回答する措置内容及び意見などに対する見解等】

現在窓口においては、転入届等の手続きの機会をとらえ、国保加入が必要な方について手続きが漏れないよう案内しており、また、毎年、住民税の給与支払い報告を行っている事業者に対し、国民健康保険の加入・喪失の手続きについてのチラシを送付し、手続きが進んでいない従業員がいる場合の手続き案内を行っております。

一方で、現在、国においては、「社会保障・税番号制度」導入後の個人番号利用事務拡充の検討がなされていることから、その動向を的確に把握しながら対応してまいります。

市は現在、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の一環として導入されたオンライン資格確認システムを活用し、国保未加入者への加入推奨を行っており、回答当時は措置しないとしたものの、回答に沿った対応が現在は行われていることが確認できた。

ただし、このオンライン資格確認システムを利用し現在行われている加入推奨の取組は、診療行為があった未加入者に対して実施されているものであり、未加入者が病気等により医療機関にかからない限りは対応されない限定的な取組となっており、未加入者の把握の適時性及び網羅性という点においては十分なものとはいえない。

この点について、国は日本年金機構から提供される国民年金第2号被保険者喪失情報を用いて国保未届者を抽出し勧奨文書を送付する方法を示しているが、当該情報が紙媒体でデータ化が困難なうえ件数も多く、対象者選定に必要な資格確認を目視で行う必要があり膨大な事務量となるため、久留米市ではこの方式を活用できていないとのことであった。

未加入者情報を網羅的に把握することは、4（4）③でも述べた通り、国保加入手続の遡及件数の減少や本来徴収すべき国民健康保険料が時効により徴収不能となる事態の抑制に繋がるだけでなく、保険料納付の公平性の観点からも重要である。このため、現行の取組に加え、国が示す日本年金機構から提供される脱退者情報の利用について積極的に検討されたい。

また、当該情報の利用に際して弊害となっている問題を解消するため、

- ・文字認識ソフト等を活用した簡易的なデジタル化の導入やPDF変換ツール等を活用し紙媒体で提供される情報のデータ化について検討する
- ・膨大な件数に対応するため処理を年3～4回の定期処理とし計画的な人員配置のもと固定メンバーによる集約的な処理体制を整える
- ・実際に当該情報を活用した取組を行っている自治体の事例を調査し、同様の課題を抱えていると推測される他自治体と連携し「国民年金第2号被保険者喪失情報」のデジタル提供を国へ要望する

といった方策を組み合わせることにより、未加入者把握の網羅性を確保した上で事務負担を現実的な範囲に抑えることが可能と考える。国保加入推奨の取組が有効に機能することはひいては保険料収入の増加を通じて国保財政の健全化に資するものであることから積極的な検討を求めるものである。

(意見2) 収納率向上へのさらなる取組

久留米市では、国民健康保険料の収納率向上に向けて、収納チームにおいて上記4（5）のような対策を講じており、結果としても収納率は向上し、滞納繰越額及び不納欠損額は減少傾向にあることから、上記対策の効果が出ているといえる。とはいえ、過年度の滞納繰越金の収納率はいまだ低く（令和4年度以降滞納繰越分の収納率は少し低下してきている）、他の中核市のデータをみても、現年度分の収納率が高い都市は過年度分の収納率も高い傾向にある状況と比べると、久留米市においては今後も引き続き、滞納者の経済状況等の調査により早期に原因を把握し、収納率の向上に繋げていく必要がある。

自主納付を促す対策としては、高額滞納者の中には他の負債を抱えている方も多く、他の負債を理由に滞納しているケースも少なくないと考えられるため、そのような場合は自立支援センター等の多重債務相談窓口で早期に繋げて、国民健康保険料のような公租公課を他の借金よりも優先して納付させるように働きかける必要がある。

また、他方で、経済状況から自主納付もできず、差し押さえるべき財産も有しない回収可能性が著しく低い滞納者に対しては、早期に滞納処分の停止に切り替えて不納欠損処理を行うべきである。回収可能性が低い債権に労力を割くことになれば、全体の滞納整理事務が停滞してしまうし、そのような不良債権を不納欠損により消滅させることで、収納率も上がる。

(意見3) 状況に応じた時効制度の運用

不納欠損理由の内訳をみると時効消滅の割合が高いが、時効消滅ということは、時効の更新の手続きを行っていないか、回収可能性の低い不良債権を時効完成まで持ち続けるということであり、望ましいことではない。

国民健康保険料の支払い義務は本来、完納か滞納処分の停止を経て不納欠損で消滅させる場合のいずれかであるべきである。

回収可能性があるならば催告や分割納付、滞納処分により時効消滅を避ける対応をとる必要があるし、回収可能性がないならば上記意見2のとおり、執行停止により消滅させる方向に切り替えるべきである。

(意見4) 居所不明者への対応の具体化

不納欠損となっていない未収額の中には、居所不明者分もあると考えるが、居所不明者でかつ財産も不明である場合は滞納処分の停止要件に該当するため、滞納処分停止として最終的には消滅させる必要がある。他方で、財産が判明している場合はそこから居所の調査を進めていくことも考えられる。

滞納整理マニュアルには、居所不明者に対する調査方法や滞納不明者の保険料を不納欠損とする手続きについての記載がなかったため、これについてもマニュアルを整備し、居所不明による未収を減らす施策を講じるべきである。

(意見5) 指名競争入札理由の明確化

令和6年度久留米市国民健康保険特定保健指導未利用者に対する電話勧奨業務は、一度は一般競争入札を実施し業者選定を行ったが、当該手続きでの落札者が契約を辞退したことから、その後指名競争入札となっている。

しかしながら、指名競争入札を実施する際の起案書等には、業者選定を指名競争入札で行う具体的な理由が記載されていない。地方公共団体の契約は一般競争入札が原則であること、電話勧奨業務自体は一般競争入札に適さない業務ではないことを考慮すると、指名競争入札の実施が法的な要件を満たしているものなのかを明確にするためにも、その具体的な理由は記録として残すべきである。

Ⅱ 後期高齢者医療事業特別会計

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

① 制度概要

後期高齢者医療制度は、75 歳以上及び 65 歳以上 75 歳未満の一定の障がいのある方々に心身の特性に応じた医療を提供するとともに、将来にわたって国民皆保険を堅持するため、その医療費を国民全体で支える制度。平成 18 年 6 月に公布された「高齢者の医療の確保に関する法律」により平成 20 年 4 月に開始された。

② 運営主体

後期高齢者医療制度は、保険財政の安定化を図るため、都道府県ごとに設立された広域連合が制度運営の主体となる。久留米市は、「福岡県後期高齢者医療広域連合」に加入している。

広域連合の主な役割は、保険料の決定、被保険者の資格管理、医療を受けた際の給付、保健事業等で、久留米市の主な役割は、申請や届出の受付、被保険者証（資格確認書）の引き渡し、保険料の徴収等である。

③ 被保険者

75 歳以上の方と、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害（※）があり、申請により広域連合の認定を受けた方が被保険者となる。後期高齢者医療制度の被保険者になると、それまで加入していた、公的医療保険（国民健康保険・健康保険組合・共済組合など）の資格はなくなる。

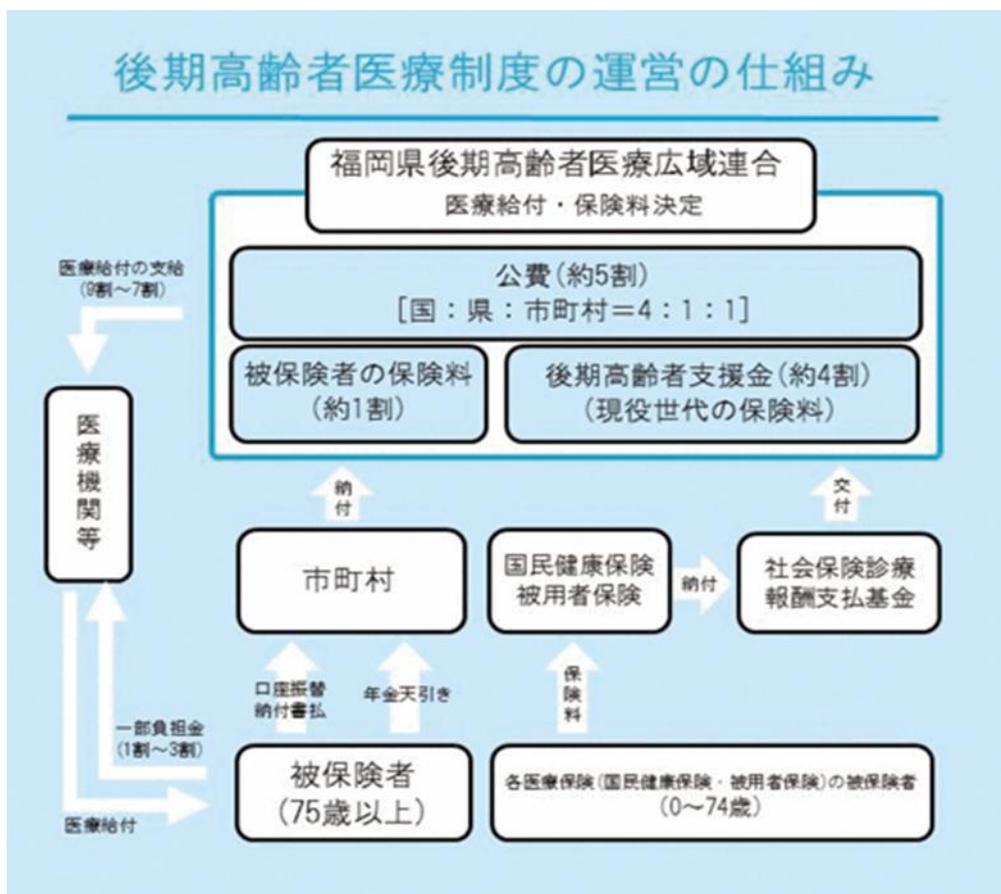
※1 一定の障がいとは、次に該当する障がいをいう。

- ・身体障害者手帳 1～3 級及び 4 級の一部
- ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級
- ・療育手帳の A(重度)
- ・国民年金法などの障害年金 1・2 級

④ 財源構成

後期高齢者医療制度にかかる医療費は、被保険者が病院などで支払う自己負担額と、保険から給付される医療給付費で構成されている。この医療給付費は、その約 5 割を国・県・市町村が公費（税金）で、約 4 割を後期高齢者支援金（現役世代の人が加入している各種医療保険制度）で負担し、残りの約 1 割を被保険者の保険料で負担する。

後期高齢者医療制度の運営の仕組み



(福岡県後期高齢者医療広域連合 HP より)

⑤ 保険料率

被保険者個人ごとの保険料は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が負担する「均等割額」の合計である。所得割率と均等割額は県広域連合で定められ、2年ごとに改定されている。したがって、福岡県内の全区域で保険料率は均一である。

年度	所得割	均等割	賦課限度額
R6~R7	11.83% 11.02% ※1	60,004 円	80 万円 73 万円 ※2

※1 基礎控除後の総所得金額等が 58 万円を超えない者に対し、令和 6 年度のみ適用

※2 昭和 24 年 3 月 31 日以前に生まれた者、令和 7 年 3 月 31 日までに障害認定により被保険者の資格を有している者に対し、令和 6 年度のみ適用

⑥ 受けられる給付

医療機関等の窓口でマイナ保険証または資格確認書を提示することで医療の給付が受けられる。

一部負担金の割合は、一般の一部及び低所得者の方で1割、現役並み所得者の方で3割、それ以外の方は2割の負担になる。それ以外の給付としては以下のものがある。

- ・高額療養費・・・同じ月内に医療機関窓口で支払った医療費の合計額の自己負担限度額を超えた額を支給。
- ・高額療養費（外来年間合算）・・・毎年8月から翌年7月診療分の1年間を対象期間とし、年間限度額を超えて支払われた額を支給。
- ・高額介護合算療養費・・・同じ世帯内に後期高齢者医療と介護保険の利用者がいる場合、世帯内の被保険者が1年間（毎年8月から翌年7月診療分）に支払った医療保険と介護保険の自己負担を合算し、限度額を超えた部分を支給。
- ・入院時食事（生活）療養費・・・一般病床の食費及び療養病床の食費、居住費の自己負担額を標準負担額以内とする。・・・等

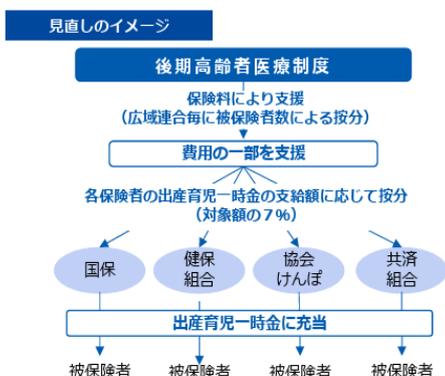
(2) 後期高齢者医療制度の改正

令和6年4月より、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、後期高齢者医療制度の保険料の改正が行われた。主な内容は以下のとおり。

ア. 出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入

少子化に歯止めをかけ、子育て支援を全世代で支援するという観点から、出産育児一時金に必要な費用のうち一部（7%）を、後期高齢者の保険料から支援することになった。

なお、令和6、7年度については、負担の急激な増加をやわらげるため、後期高齢者の負担は半分の3.5%となる。



■ 導入時点（令和6年度）

- ・ 現役世代・後期高齢者の保険料負担に応じて、現役保険者・後期高齢者医療制度で出産育児一時金を按分。
- 後期高齢者医療の所要保険料（1.7兆円）
÷ 全医療保険制度計の所要保険料（24.4兆円） = 7%

< 令和6年度の所要保険料（推計） >

全医療保険制度計	うち後期
24.4兆円	1.7兆円

※ 令和4年度予算ベースを基として、令和6年度までの人口構成の異化を機械的に取り込んだ推計値。なお、医療の高度化等による伸びは別途の実績値により見込んでいる。

■ 出産育児一時金への充当方法

- ・ 出産育児一時金の支給実績の確定後に後期高齢者医療制度からの支援を受けるとした場合、支援を受けるまでに時間がかかることから、支給見込みに応じて概算で支援を受け、支給実績を踏まえて確定（概算との精算）を行う仕組みとする。
- ・ 後期高齢者医療制度からの実際の支援は、保険者の事務を簡素にするため、後期高齢者支援金と相殺する。

4

（厚生労働省 HP より）

イ．後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し

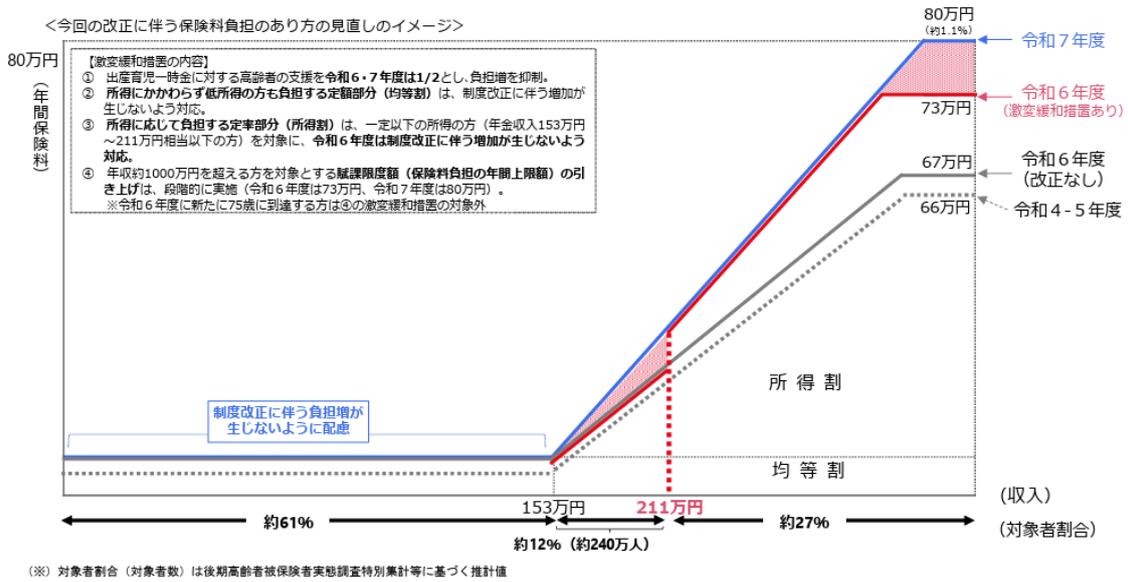
「後期高齢者 1 人当たりの保険料」と「現役世代 1 人当たりの後期高齢者支援金」は、少子高齢化による人口構成の変化により、制度導入時（平成 20 年度）に比べ、後期高齢者は 1.2 倍、現役世代は 1.7 倍に増えており、現役世代の負担がより重くなっている。

そこで、現役世代の負担上昇を抑え、持続可能な仕組みにするため、「後期高齢者 1 人当たりの保険料」と「現役世代 1 人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう高齢者負担率の設定方法が見直された。

もともと、後期高齢者の負担能力に応じた負担とするため、約 6 割の方（年金収入 153 万円相当以下の方）については、制度改正に伴う負担の増加が生じないようにするとともに、約 12%の方（年金収入 211 万円相当以下の方）についても、令和 6 年度は制度改正に伴う負担の増加が生じないよう対応。

ウ．制度改正による急激な増加を和らげる措置

- (i) 出産育児一時金に対する高齢者の支援を令和 6、7 年度は 1/2 とした。
- (ii) 所得にかかわらず低所得の方も負担する定額部分（均等割）は、制度改正に伴う増加が生じないようにした。
- (iii) 所得に応じて負担する定率部分（所得割）は、年金収入 153 万円～211 万円相当以下の方を対象に、令和 6 年度は制度改正に伴う増加が生じないようにした。
- (iv) 収入が高い方（約 1000 万円を超える方）については、保険料負担の年間上限額（賦課限度額）を段階的に引き上げる（令和 6 年度は 73 万円、令和 7 年度は 80 万円）。

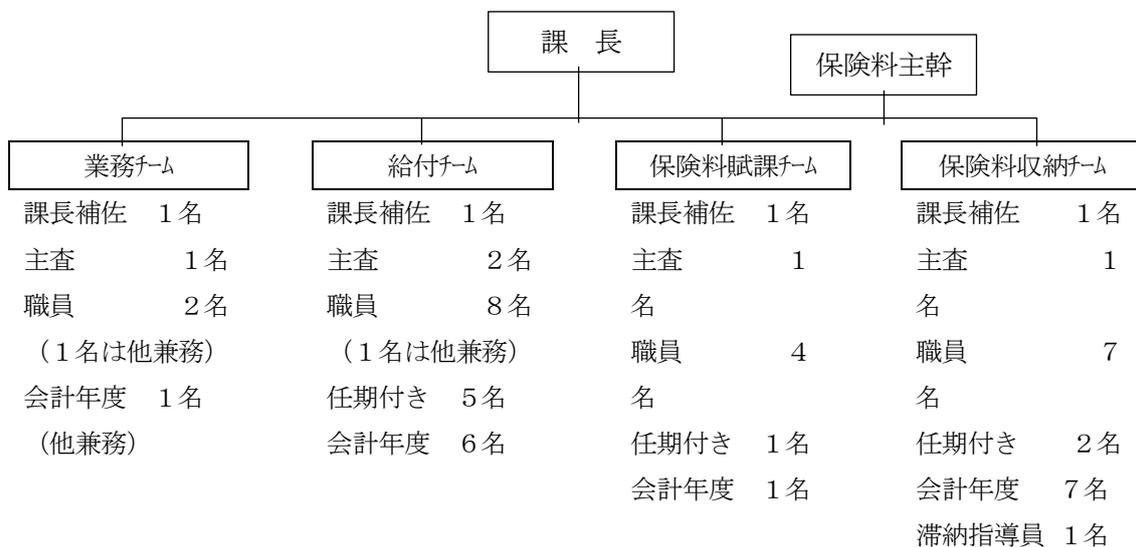


(厚生労働省 HP より)

(3)久留米市の後期高齢者医療事業特別会計

①所管課人員表及び組織図

組織・・・55人（正規31人、非正規24人）※令和6年5月1日現在



(健康保険課作成資料より)

②各チームの職務分掌 (R6年度)

チー ム	業 務 内 容 (後期高齢者医療に関することのみ抜粋)
業務チーム	・後期の予算・決算及び経理に関すること
給付チーム	・後期の資格の得喪に関すること ・後期の被保険者証の交付に関すること ・後期の給付に関すること
保険料賦課 チーム	・後期高齢者医療保険料の調定及び賦課に関すること
保険料収納 チーム	・後期高齢者医療保険料の収納及び滞納整理に関すること ・後期高齢者医療保険料の還付に関すること

(健康保険課作成資料より)

③久留米市の被保険者の状況

後期高齢者医療制度の被保険者数は年々増加しており、久留米市の令和6年度平均45,933人で前年度より3.86%増加している。

	R2	R3	R4	R5	R6
広域連合	692,855	697,093	719,477	745,754	774,556
伸び率	0.98%	0.61%	3.21%	3.65%	3.86%
75歳以上	667,247	671,465	695,212	723,087	753,442
未滿後期	25,608	25,628	24,265	22,667	21,114
久留米市	41,415	41,536	42,799	44,225	45,933
伸び率	1.00%	0.29%	3.04%	3.33%	3.86%
75歳以上	39,727	39,829	41,194	42,715	44,519
未滿後期	1,688	1,707	1,605	1,510	1,414

(健康保険課作成資料より)

④医療費の状況

令和6年度の久留米市の後期高齢者一人あたり医療費は、速報値で1,166,777円で、前年度より0.54%減少している。県の平均より19,975円少なくなっており、県内での順位は26番目となっている。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6(速報値)
全国平均	954,369	917,124	940,512	951,767	968,102	-
伸び率	1.20%	-3.90%	2.55%	1.20%	1.72%	-
福岡県	1,187,151	1,138,402	1,173,102	1,175,624	1,195,147	1,186,752
伸び率	0.72%	-4.11%	3.05%	0.21%	1.66%	-0.70%
全国の順位	1	2	1	1	1	-
久留米市	1,150,842	1,127,355	1,144,627	1,146,147	1,173,130	1,166,777
伸び率	1.47%	-2.04%	1.53%	0.13%	2.35%	-0.54%
県内の順位	32	28	32	30	28	26

(健康保険課作成資料より)

(4)歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

(歳入)

(単位：千円)

項目 \ 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1 保険料	3,274,142	3,293,769	3,497,300	3,565,568	4,103,547
2 使用料及び手数料	1	1	1	1	6
3 繰入金	1,103,497	1,110,969	1,159,725	1,235,423	1,315,529
4 繰越金	100,480	93,964	100,742	113,872	152,790
5 諸収入	13,457	20,961	32,023	17,062	19,155
歳入合計	4,491,579	4,519,666	4,789,793	4,931,928	5,591,029

(歳出)

(単位：千円)

項目 \ 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1 総務費	100,123	99,136	107,380	96,964	132,999
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	4,270,290	4,298,836	4,547,822	4,660,619	5,268,835
保健事業費*	14,324	11,943	11,351	10,144	
3 諸支出金	12,876	9,007	9,366	11,410	10,352
4 予備費	-	-	-	-	-
歳出合計	4,397,615	4,418,923	4,675,920	4,779,138	5,412,187
差引残額	93,964	100,742	113,872	152,790	178,841

* 保健事業費予算は令和6年度より一般会計に措置。

被保険者数が増加傾向にあるため、保険料や広域連合への納付金も増加傾向にある。

2. 事業内容の詳細

(1) 令和6年度の当該事業の財政状況について

令和6年度における当該事業の歳入歳出予算及び決算状況は下記のとおりであった。

(歳入)

(単位：千円)

項目	予算現額	収入済額	比較増減	
1 保険料	4,023,220	4,103,547	△80,327	*1
現年賦課分	4,010,507	4,088,502	△77,995	
滞納繰越分	12,713	15,045	△2,332	
2 使用料及び手数料	1	6	△5	
3 一般会計繰入金	1,440,394	1,315,529	124,864	*2
広域連合事務費負担金	110,580	115,076	△4,496	
特別会計事務費(総務費分)	149,980	113,279	36,700	
保険基盤安定負担金	1,179,834	1,087,173	92,660	
4 繰越金	111,377	152,790	△41,413	*3
5 諸収入	1,008	19,155	△18,147	
延滞金・加算金及び過料	490	583	△93	
償還金及び還付加算金	452	13	438	
市預金利子	1	-	1	
雑入	65	18,558	△18,493	*4
歳入合計	5,576,000	5,591,029	△15,029	

(歳出)

(単位：千円)

項目	予算現額	支出済額	比較増減	
1 総務費	148,206	132,999	15,206	
一般管理費	133,314	119,905	13,408	
徴收費	14,892	13,094	1,797	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	5,409,663	5,268,835	140,827	
保険料負担金	4,119,249	4,066,584	52,664	*5
事務費負担金	110,580	115,076	△4,496	(*2)
保険基盤安定負担金	1,179,834	1,087,173	92,660	(*2)
3 諸支出金				
償還金及び還付加算金	15,131	10,352	4,778	
4 予備費	3,000	-	3,000	
歳出合計	5,576,000	5,412,187	163,812	
歳入歳出差引残額		178,841		*6

*1 保険料：内訳は以下のとおりである。(単位：千円)

現年賦課分	4,088,502
4月～3月収納分	3,909,809
出納整理期間分(4月～5月)	167,697
還付未済分	10,995
滞納繰越分	15,045
4月～3月収納分	14,935
還付未済分	110

市が3月末までに収納した保険料は、当該年度分として広域連合へ納付し、出納整理期間(4月～5月)に収納した保険料は翌年度に繰り越す。

*2 一般会計繰入金：市が負担することとなっている広域連合の事務費や保険料軽減相当分である基盤安定負担金等を一般会計から繰り入れている(歳出*2 同額)

*3 繰越金：主に前年度保険料の出納整理期間分(4月～5月)。R5年度決算において繰り越されたR5年度分の出納整理期間収納額(決算額)は140,058千円であった。

*4 主に広域連合からの事務費負担金の返還金18,021千円である。

*5 後期高齢者医療広域連合納付金 保険料負担金：内訳は以下のとおり。(単位：千円)

広域連合納付金(保険料負担金)	4,066,584
現年 4月～3月収納分	3,909,809
滞繰 4月～3月収納分	14,935
延滞金 4月～3月収納分	546
前年度出納整理期間分(4月～5月)	140,058
前年度 還付金留保精算額	1,235

*6 差引残額は、翌年度に繰り越すR6年度分保険料の出納整理期間分(4月～5月)の金額167,697千円及び還付未済額11,105千円他である。

(2) 保険料収納率

過去3年分の収納率

項目		R4	R5	R6
現年度分	久留米市	99.29%	99.41%	99.43%
	県内平均	99.37%	99.38%	99.30%
滞納繰越分	久留米市	33.52%	31.83%	35.06%
	県内平均	37.75%	38.13%	36.48%

年金からの天引き（特別徴収）の割合が高いため、高い収納率を維持している。また、現年度分、滞納繰越分ともに増加している。

納付方法の割合(R6現年度)

納付書、口座振替別の収納率は以下のとおり。

納付方法	件数・調定額	件数・収納額	収納率
特別徴収	206,849 件	206,849 件	100.00%
	2,105,247,170 円	2,105,247,170 円	
納付書（普通徴収＋ 過年度随時－口座振替）	51,139 件	50,958 件	99.65%
	885,086,010 円	881,983,096 円	
口座振替	49,468 件	48,447 件	98.19%
	1,110,365,310 円	1,090,276,550 円	
合計	307,456 件	306,254 件	
	4,100,698,490 円	4,077,506,816 円	

(健康保険課作成資料より)

令和6年度 後期高齢者医療保険料徴収成績表

		1,995,451,320	1,972,259,646						(単位:円・%)
区分		調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (A/B)	収入未済額 (C)	還付済額 (D)	還付未済額 (E)	不納欠損額 (F)	滞納繰越額
内訳	現年度 特別徴収分①	2,105,247,170	2,105,247,170	100.00%	0	38,304,120	9,141,310		0
	現年度 普通徴収分②	1,988,983,320	1,965,901,616	98.83%	23,081,704	6,302,910	1,854,460		23,081,704
	現年度 過年度随時分③	6,468,000	6,358,030	98.29%	109,970	74,800	0		109,970
	合計	① 4,100,698,490	② 4,077,506,816	③ 99.43%	④ 23,191,674	44,681,830	⑤ 10,995,770		④ 23,191,674
区分		調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (A/B)	収入未済額 (C)	還付済額 (D)	還付未済額 (E)	不納欠損額 (F)	滞納繰越額
内訳	滞納繰越分④	⑨ 42,595,153	14,935,363	35.06%	21,589,950	112,110	⑩ 110,010	⑪ 6,069,840	21,589,950
総合計 (①+②+③+④)		4,143,293,643	4,092,442,179	98.77%	44,781,624	44,793,940	11,105,780	6,069,840	44,781,624

区分		還付済額 (D)	歳出充当済額
歳出還付		⑬ 9,906,540	⑭ 432,280

区分		収入額 (B)	還付済額 (D)
督促手数料			
延滞金	⑮ 583,000		
還付加算金⑤			⑯ 13,600

【補足】

- 「収入額(B)」…保険料収納決定額。(還付済額(D)や還付未済額(E)を含めない、純粋な保険料収納額。)
- 「滞納繰越額」…翌年度に持ち越す滞納保険料額。(収入未済額(C)を転記。不納欠損額(F)を含めず。)
- 「滞納繰越分④」…当年度内に収納した滞納繰越分保険料額。

3. 実施した監査手続

- ・市の担当者へ制度概要及び久留米市の業務内容について質問により確認した。
- ・保険料の納付方法別の収納割合について担当者に質問した。
- ・滞納整理の業務について、市の担当者へ質問及び滞納管理システム「THINK」よりサンプルリングした複数の滞納者の経過記録を閲覧し、確認した。

4. 監査の結果

後期高齢者医療制度で久留米市の行う事務は収納業務が中心となるため収納業務（特に滞納整理手続き）を中心に監査を実施した。

（1）滞納整理事務手続き

最初の手続きとして、久留米市後期高齢者医療に関する条例に、「被保険者が納期限までに保険料を完納しないときは、市長は納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない」と規定されている（条例 5 条）。

また、高齢者の医療の確保に関する法律 113 条により、「市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他この章の規定による徴収金は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める歳入とする。」と規定されていることから、督促後の滞納処分手続きについても、国民健康保険料における滞納処分と同様、国税徴収法の規定が準用される（地方自治法 231 条の 3 第 3 項等）。

したがって、滞納整理事務手続きの流れは国民健康保険料におけるそれと同じであり、久留米市では健康保険課の収納チームにて、並行して行われている（滞納整理マニュアルも国民健康保険料・後期高齢者医療保険料共通のものである）。

滞納管理システム「THINK」での滞納者の経過記録等の管理、ピピットリンクを利用したの財産調査も国民健康保険料の滞納整理事務と共通しており、電話・訪問での納付催告業務は、市税及び保険料（国民健康保険料・後期高齢者医療保険料）を合わせて民間業者に委託（令和 6 年度は(株)アイティフォー・ベックス（旧アイ・シー・アール））している。

したがって、それぞれの手続きの監査結果は、国民健康保険事業の監査結果を参照していただきたい。

（2）不納欠損

不納欠損の理由は、時効消滅か、滞納処分の執行停止を経たのちに消滅させる場合のいずれかである。

◇時効

保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び後期高齢者医療給付を受ける権利は、これらを行行使することができる時から 2 年を

経過したときは、時効によって消滅する。（高齢者の医療の確保に関する法律 160 条 1 項）。「行使できる時」とは納期限の翌日である。保険料債権は公債権なので、時効期間を経過すると援用をせずとも当然に消滅する（地方自治法 236 条 2 項）。

時効の更新事由としては、差押及び承認があるほか（地方自治法 236 条 3 項によって準用される民法 148 条 2 項、152 条 1 項）、督促も時効の更新の効果が生じる（高齢者の医療の確保に関する法律 160 条第 2 項）。

◇滞納処分の執行停止

市長は、滞納者に下記のいずれかの事由が認められる場合（※）に、職権で強制徴収の手続きを停止することができる（地方税法 15 条の 7）。

- i) 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- ii) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき
- iii) 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明である時

また、上記により滞納処分の執行を停止した場合において、保険料を徴収することができないことが明らかであるときは、市長の職権で納付義務を直ちに消滅させることができる（地方税法 15 条の 7 第 5 項）。

【不納欠損理由内訳】

年度	区分	金額	15条の7の1項1号 ・滞納処分をすることが できる財産がないとき。	15条の7の1項2号 ・滞納処分をすること によつてその生活を著 しく窮迫させるおそれ があるとき。	15条の7の1項3号 ・その所在及び滞納処 分をすることができる 財産がともに不明であ るとき。	15条の7の5項 即時消滅	18条の1項 時効
R6	国保	60,311,159	9,045,048	9,586,068	3,491,804	15,923,936	22,264,303
	後期	6,069,840	0	0	0	0	6,069,840
R5	国保	76,341,307	15,501,763	4,569,279	2,303,321	20,420,363	33,546,581
	後期	5,239,140	0	0	0	0	5,239,140
R4	国保	99,338,848	7,741,116	11,198,738	2,340,129	25,189,854	52,869,011
	後期	6,910,890	0	0	0	0	6,910,890
R3	国保	103,469,793	22,725,968	10,306,123	0	1,323,570	69,114,132
	後期	13,054,010	0	0	0	0	13,054,010
R2	国保	122,392,855	14,084,820	20,128,900	918,989	8,230,258	79,029,888
	後期	9,250,280	0	0	0	0	9,250,280
H31	国保	145,683,060	1,140,800	14,348,625	1,174,600	19,434,147	109,584,888
	後期	7,883,590	0	0	0	0	7,883,590
H30	国保	192,034,656	0	14,759,745	5,672,351	889,950	170,712,610
	後期	7,511,700	0	0	0	0	7,511,700
H29	国保	230,383,184	657,000	15,572,911	0	342,800	213,810,473
	後期	11,130,020	0	0	0	0	11,130,020
H28	国保	268,547,478	41,400	13,919,910	0	0	254,586,168
	後期	9,141,261	0	0	0	0	9,141,261
H27	国保	317,596,574	0	9,785,950	0	0	307,810,624
	後期	11,164,410	0	0	0	0	11,164,410
H26	国保	321,581,749	0	12,559,715	0	103,200	308,918,834
	後期	8,295,340	0	0	0	0	8,295,340
H25	国保	357,413,250	0	25,476,757	0	0	331,936,493
	後期	11,124,170	0	0	0	0	11,124,170
H24	国保	545,810,526	0	0	0	443,820	545,366,706
	後期	9,998,300	0	0	0	0	9,998,300
H23	国保	575,061,792	0	0	0	722,580	574,339,212
	後期	9,850,010	0	0	0	0	9,850,010

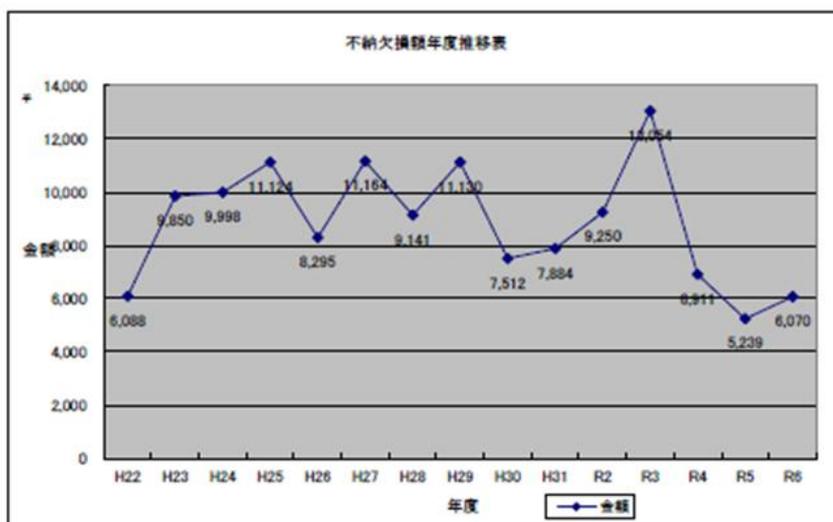
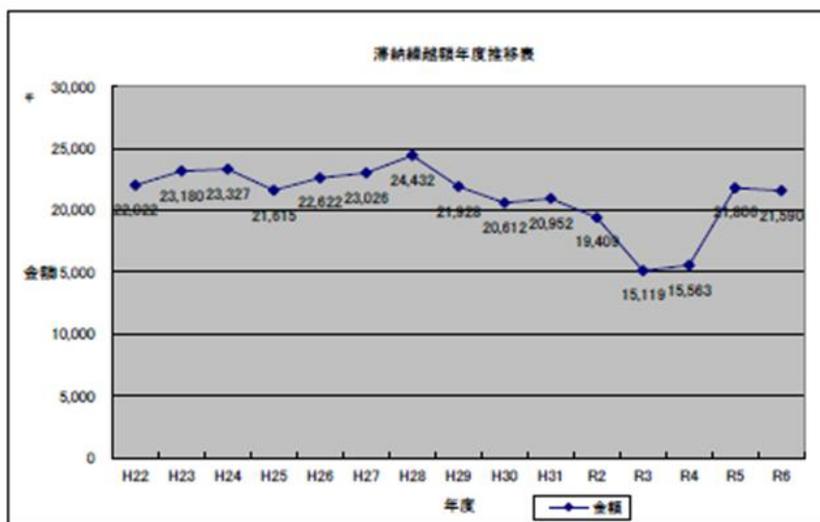
(健康保険課作成資料より)

【滞納繰越額・不納欠損額推移表】

3.滞納繰越・不納欠損推移表(H21からR6)のコピー

R2.3.31

年度	滞納繰越		不納欠損	
	件数	金額	件数	金額
H21	1,511	14,102,740	-	-
H22	2,053	22,021,820	783	6,087,940
H23	2,143	23,179,930	1,102	9,850,010
H24	2,255	23,327,440	1,086	9,998,300
H25	2,076	21,615,351	1,226	11,124,170
H26	2,056	22,621,641	1,032	8,295,340
H27	2,003	23,025,781	1,178	11,164,410
H28	1,979	24,432,310	979	9,141,261
H29	1,852	21,927,950	980	11,130,020
H30	1,799	20,612,200	841	7,511,700
H31	1,673	20,951,531	789	7,883,590
R2	1,533	19,408,871	844	9,250,280
R3	1,260	15,118,891	1,006	13,054,010
R4	1,363	15,562,997	674	6,910,890
R5	1,656	21,806,353	684	5,239,140
R6	1,771	21,589,950	638	6,069,840



後期高齢者医療保険料は、特別徴収（年金天引き）を原則としていることから高い収納率を維持しており、特別徴収・普通徴収合わせた全体の収納率も、現年度分、滞納繰越分ともに増加している。久留米市では、国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の収納率向上のための施策を講じており、その効果が出ているといえる。とはいえ、滞納繰越分の収納率は県内平均と比較しても低いため、久留米市においては今後も引き続き、滞納繰越分の収納率を上げることが課題である。

5. 指摘及び意見

(指摘1) 時効の管理の徹底

滞納管理システム「THINK」よりサンプリングした経過記録の中で、納期限から一度も時効の更新手続きがなされないまま時効を迎えている事例があった。その理由は、滞納者から自主納付の申し出があったため、システム上督促状の発送を行わない旨記録していたが、結局期限までに支払いがなかったにもかかわらず、システム上督促状の発送止めの解除を行っていなかったために時効を迎えてしまったということであった。

このようなケースはおそらく多くはないと思うが、時効の管理は徹底すべきである。

(意見6) 状況に応じた時効制度の運用

不納欠損理由がすべて時効消滅によるものであるが、これは、時効の更新の手続きがなされておらず、回収可能性の低い不良債権を時効完成まで持ち続けるということであり、望ましいことではない。

保険料の支払い義務は本来、完納か滞納処分の停止を経て不納欠損で消滅させる場合のいずれかであるべきである。

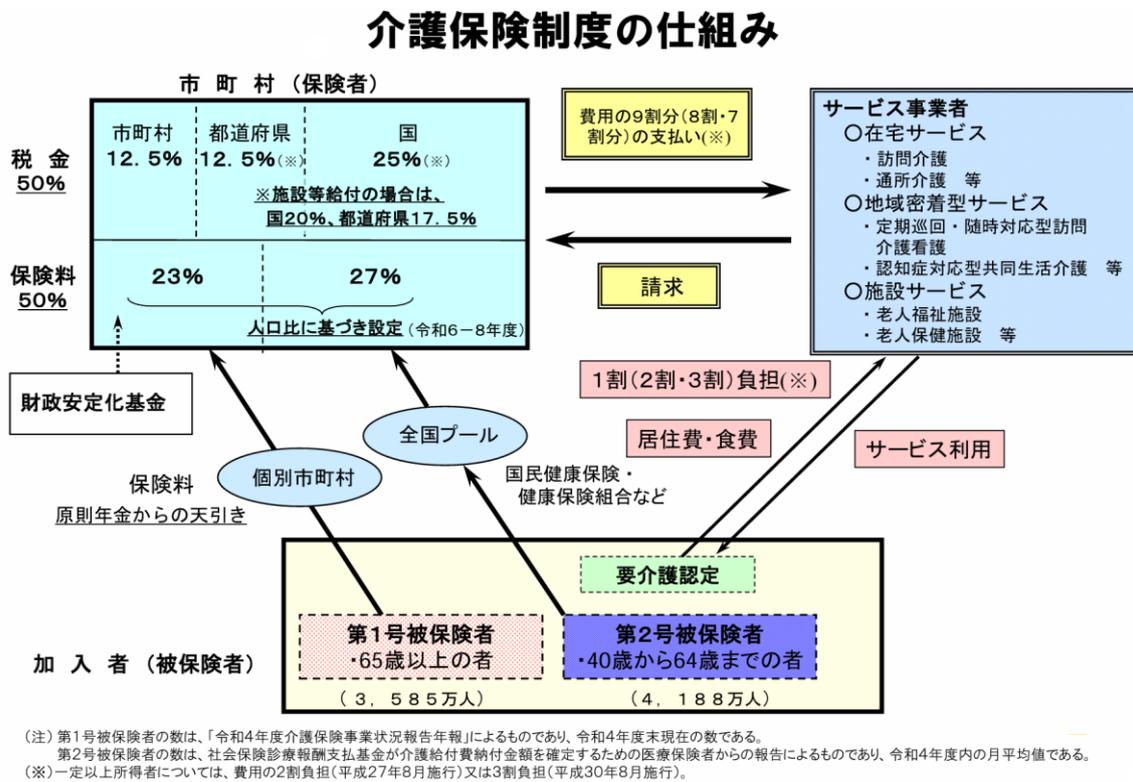
回収可能性があるならば催告や分割納付、滞納処分により時効消滅を避ける対応をとって徴収する必要があるし、回収可能性がないならば、執行停止により消滅させる方向に切り替えるべきである。

Ⅲ 介護保険事業特別会計

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

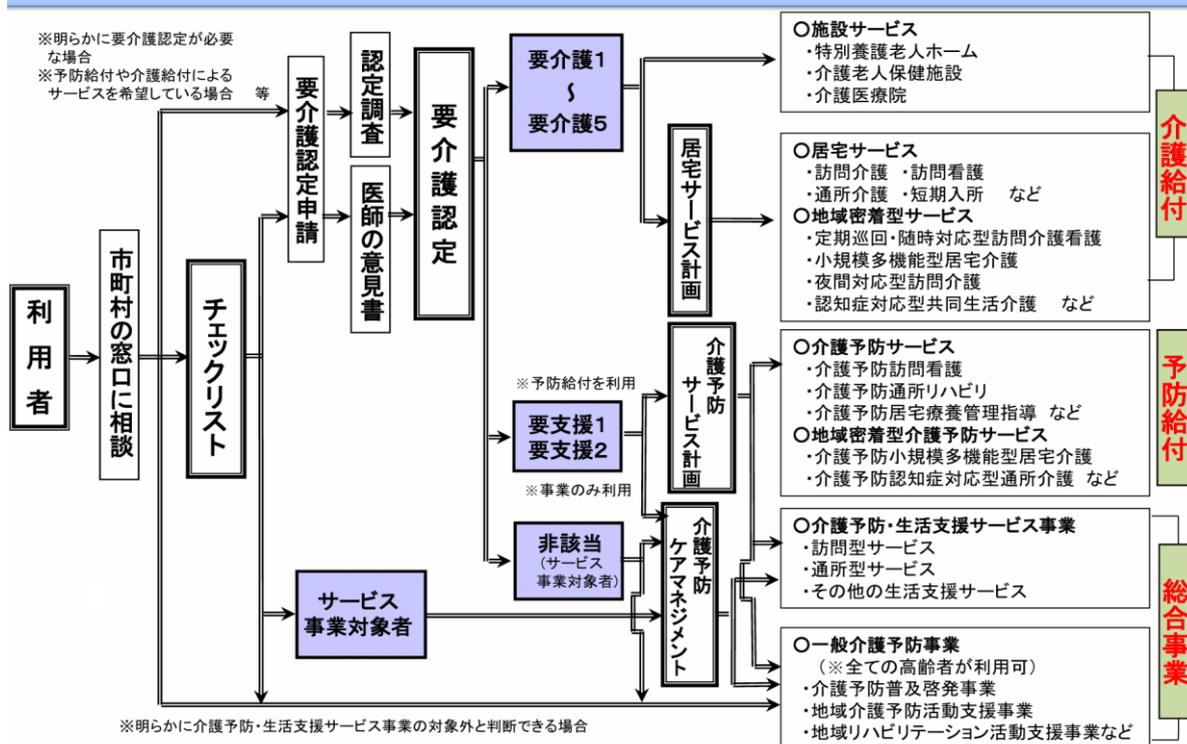
介護保険事業は、平成9年に施行された介護保険法に基づき保険者として市町村が制度の運営主体となり被保険者は第1号被保険者（65歳以上のすべての人）と第2号被保険者（40歳～64歳で医療保険に加入している人）を対象に公的な介護サービスを提供するための制度的な事業である。基本的な財源構成は保険料50%（第1号・第2号保険料）＋公費50%（国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%）である。



（出展：厚生労働省 HP「介護保険制度の概要」令和7年7月厚生労働省老健局より）

介護保険の財源は保険料50%と公費（税金）50%で賄われている。保険料は被保険者である第1号被保険者と第2号被保険者が人口比に基づき設定された割合で納めている。被保険者がサービス事業者の介護サービスを利用すると定められた自己負担額をサービス事業者に支払い、サービス事業者は介護保険の適用分を保険者である市町村に請求し、審査を受けたのちに支払いを受ける。

介護サービスの利用の手続き



(出展：厚生労働省 HP「介護保険制度の概要」令和7年7月厚生労働省老健局より)

介護サービス利用の手続きは以下のとおりである。

- ① 申請
市町村の窓口にご相談し必要に応じて要介護認定申請を行う。
- ② 認定調査・医師の意見書
市町村において、認定調査員による訪問調査を行い、主治医意見書を聴取し、本人の心身の状況を確認する。
- ③ 審査判定
介護認定審査会の判定に基づき市町村が介護度を認定する。
- ④ ケアプラン作成
ケアマネージャーが要介護度に応じた介護サービス計画を作成する。
- ⑤ サービス契約・利用開始
利用者と事業者が契約して介護給付、予防給付、総合事業のサービス提供を受ける。

介護サービスの種類

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<p>◎居宅介護サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 	<p>◎地域密着型介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） <p>◎居宅介護支援</p>
予防給付を行うサービス	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p>◎介護予防支援</p>

この他、居宅介護（介護予防）住宅改修、介護予防・日常生活支援総合事業がある。

（出展：厚生労働省 HP「介護保険制度の概要」令和7年7月厚生労働省老健局より）

介護サービスには要介護1～5の認定を受けた人が受けられる「介護給付」を行うサービスと要支援1・2の認定を受けた人が受けられる「予防給付」を行うサービスがある。

また、各自治体の規模によって指定・監督を行うサービスが分けられており、中核市としての久留米市は、上記の介護サービスの全てに指定・監督を行っている。

久留米市内の施設サービスは介護老人福祉施設9、介護老人保健施設8、介護医療院2の施設で行っている。

(2) 所管課人員表

<介護保険課人員表>

令和7年9月1日現在

管理職	チーム名	監督職			正規 一般職	その他の職員				チーム 計
		課長 補佐 級	主査 級	計	事務	再任用	会計 年度 任用	任期 付	計	
1 (課長)	計画・給付	1	1	2	7	0	1	1	2	11
	認定	1	1	2	2	1	16	2	19	23
	育成・支援	1	2	3	6	0	2	2	4	13
	保険料	1	2	3	3	0	3	1	4	10
	計	4	6	10	18	1	22	6	29	57
総計										58

(3) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

介護保険事業特別会計の決算額の推移は以下のようである。

(単位：百万円)

歳入	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保険料	5,576	5,818	5,880	5,871	5,958
国庫支出金	6,532	6,482	6,567	6,720	6,863
支払基金交付金	7,038	7,170	7,229	7,298	7,719
県支出金	3,648	3,643	3,627	3,720	3,907
繰入金	4,263	4,285	4,287	4,590	4,923
繰越金	529	510	302	371	138
その他	6	9	13	5	8
歳入決算額	27,596	27,922	27,908	28,578	29,519

歳出	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総務費	636	650	619	632	744
保険給付費	25,254	25,834	25,982	26,794	27,765
地域支援事業費	934	501	507	515	527
基金積立金	0	302	112	118	92
諸支出金	260	330	316	378	245
歳出決算額	27,085	27,619	27,537	28,439	29,375

差引残額	510	302	371	138	143
------	-----	-----	-----	-----	-----

(4) 一般会計からの繰入金、繰出金の推移

(単位:百万円)

一般会計繰入金	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保険給付費	3,156	3,227	3,245	3,347	3,468
低所得者保険料軽減繰入金	335	351	359	356	329
低所得者保険料軽減繰入金(前年追加交付分)	-	-	-	5	5
地域支援事業費(介護予防・日常生活支援総合事業分)	54	54	54	54	56
地域支援事業(包括的支援事業・任意事業分)	95	12	13	14	13
総務費	621	639	615	622	738
合計	4,263	4,285	4,287	4,400	4,613

(単位:百万円)

一般会計繰出金	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域介護予防活動支援事業	-	11	6	5	7
地域包括支援センター運営事業	-	92	92	93	94
生活支援体制整備事業	-	9	9	9	10
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定事業	-	-	7	-	-
合計	-	113	115	109	112

地域支援事業(包括的支援事業・任意事業分)の令和3年度からの減少は令和2年度まで介護保険特別会計で事業実施していたが、令和3年度より事業が一般会計に移り、繰り入れが不要になったためである。一方、令和3年度からの繰出金の増加は介護保険料で負担していた分(23%)を一般会計に繰り出すようになったことによる増加である。

令和6年度の総務費の増加は標準化システムへの移行に係る委託料の発生、認定調査委託料の増加、人件費の改定による増が主な要因である。

法定外の繰入は無かった。

(5) 介護給付費準備基金残高の推移(過去5年間)

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
久留米市介護給付費準備基金	1,640	1,942	2,054	2,173	2,076

(6)久留米市の人口と年齢の分布状況

<久留米市の年齢別の人口推移>

(単位：人)

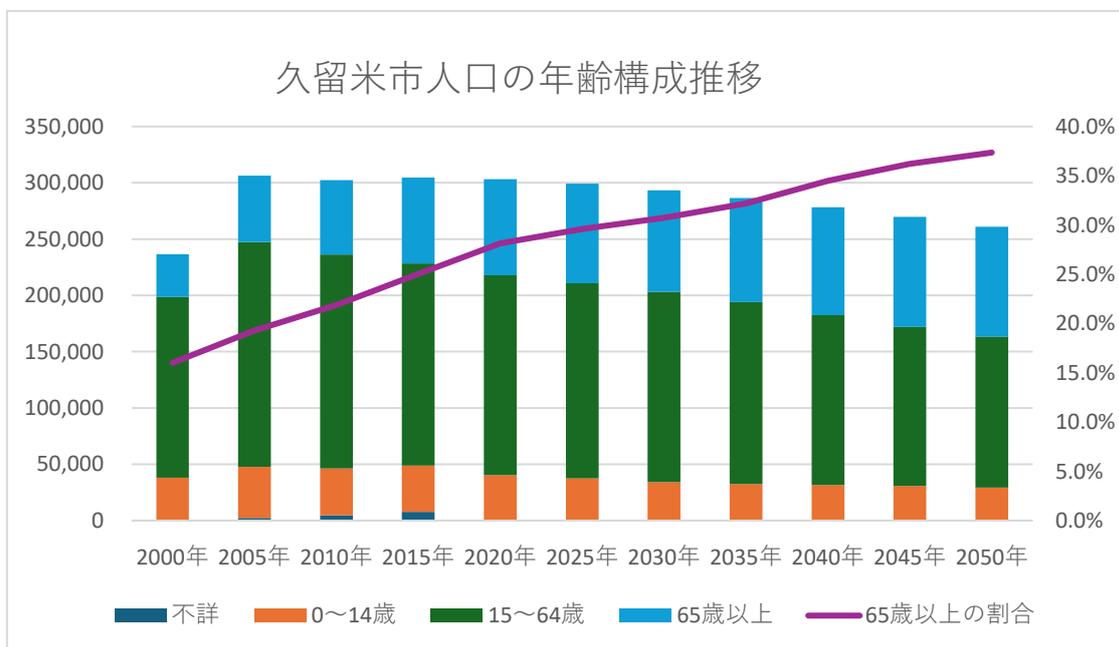
年齢層	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
不詳	571	2,295	4,540	7,765	0						
0～14歳	37,450	45,379	41,720	41,133	40,309	37,432	34,222	32,498	31,598	30,633	29,243
15～64歳	160,639	199,592	189,948	179,398	177,664	173,304	168,965	161,672	150,765	141,406	134,203
65歳以上	37,883	59,168	66,194	76,256	85,343	88,556	90,197	92,223	96,023	97,699	97,466
65歳以上の割合	16.0%	19.3%	21.9%	25.0%	28.1%	29.6%	30.7%	32.2%	34.5%	36.2%	37.4%
総人口	236,543	306,434	302,402	304,552	303,316	299,292	293,384	286,393	278,386	269,738	260,912

国勢調査

推計値

(出典：2000年から2020年 総務省統計局国勢調査

2025年から2050年 国立社会保障・人口問題研究所より)



この表は、上記の<久留米市の年齢別の人口推移>をグラフ化したものである。介護給付適用となる65歳以上の人口は増加傾向が続いている。このことは、介護給付は増加していき、介護保険事業特別会計では一般会計からの繰入がさらに必要になる見込みである。

2. 事業内容の詳細

(1) 介護保険料の算定

介護保険の財源は、50%が公費、残りの50%が65歳以上の第1号被保険者が23%、40～64歳までの第2号被保険者が27%の割合で負担している。各市町村の自治体は第1号被保険者の保険料を徴収している。久留米市の第1号被保険者の保険料は所得段階別に定められている。保険料の算定は3年ごとに改定されており第9期の保険料は以下のようである。

所得段階	第9期計画期間		保険料額		
	対象者	負担割合	月額換算	年額	
第1段階	市民税非課税世帯 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の人	×0.285	1,812円	21,744円	
第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円超120万円以下の人	×0.485	3,083円	37,004円	
第3段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円超の人	×0.685	4,355円	52,263円	
第4段階	市民税課税世帯	市民税本人非課税で、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88	5,595円	67,140円
第5段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円超の人	(基準額)	6,358円	76,296円
第6段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人	×1.13	7,184円	86,214円
第7段階		市民税本人課税で、合計所得金額125万円以上200万円未満の人	×1.25	7,947円	95,370円
第8段階		市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の人	×1.50	9,537円	114,444円
第9段階		市民税本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満の人	×1.60	10,172円	122,074円
第10段階		市民税本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満の人	×1.70	10,808円	129,703円
第11段階		市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満の人	×1.85	11,762円	141,148円
第12段階		市民税本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満の人	×2.00	12,716円	152,592円
第13段階		市民税本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満の人	×2.20	13,987円	167,851円
第14段階		市民税本人課税で、合計所得金額800万円以上の人	×2.40	15,259円	183,110円

久留米市は所得段階を14段階に分け第5段階の市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額80万円超の人を基準額としており、月額6,358円、年額76,296円に設定している。

所得段階の分け方は各自治体において、多少異なっているが大きな差異は無い。負担割合については自治体ごとに異なっているが、第5段階を基準額にしていることに差異は無かった。

福岡県の各自治体の第9期（令和6年度から令和8年度）の保険料基準額は以下の表のとおりである。

第9期第一号保険料（保険者別）

都道府県名	保険者名	第8期保険料 基準額(月額) (円)	第9期保険料 基準額(月額) (円)	保険料基準額 の伸び率 (%)	(参考) 要介護認定率 令和5年12月末時点
福岡県	北九州市	6,540	6,590	0.80%	22.70%
福岡県	福岡市	6,225	6,899	10.80%	20.30%
福岡県	大牟田市	6,220	6,000	-3.50%	19.00%
福岡県	久留米市	6,358	6,358	0.00%	20.10%
福岡県	直方市	6,314	6,100	-3.40%	20.40%
福岡県	飯塚市	7,170	7,026	-2.00%	20.80%
福岡県	八女市	6,000	6,200	3.30%	18.80%
福岡県	筑後市	5,900	6,000	1.70%	17.10%
福岡県	大川市	5,800	6,000	3.40%	17.90%
福岡県	行橋市	5,800	5,800	0.00%	16.60%
福岡県	中間市	6,160	5,854	-5.00%	22.00%
福岡県	小郡市	5,010	5,200	3.80%	17.30%
福岡県	筑紫野市	5,450	5,600	2.80%	15.90%
福岡県	春日市	5,950	5,950	0.00%	16.70%
福岡県	大野城市	5,430	5,728	5.50%	16.30%
福岡県	宗像市	5,000	4,750	-5.00%	13.60%
福岡県	太宰府市	5,460	5,540	1.50%	17.40%
福岡県	古賀市	5,100	5,300	3.90%	13.80%
福岡県	福津市	5,250	5,250	0.00%	13.20%
福岡県	嘉麻市	6,500	6,500	0.00%	21.50%
福岡県	朝倉市	6,000	5,800	-3.30%	17.40%
福岡県	みやま市	6,500	6,500	0.00%	18.60%
福岡県	糸島市	5,810	5,600	-3.60%	14.90%
福岡県	那珂川市	5,680	6,300	10.90%	16.60%
福岡県	粕屋町	5,500	5,600	1.80%	16.50%
福岡県	苅田町	5,800	5,800	0.00%	17.40%
福岡県	みやこ町	5,800	5,800	0.00%	19.00%
福岡県	福岡県介護保険 広域連合	5,584	5,844	4.70%	18.40%

全国平均(1,573保険者)	6,014	6,225	3.50%
----------------	-------	-------	-------

(出典：厚生労働省 HP「第9期介護保険事業計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み量等について」より)

久留米市の保険料の基準額は福岡県内では中位程度であり、全国平均と比べるとやや高めである。

(2) 収納事務

(3) 滞納管理事務

過去5年間の保険料の収納状況と滞納の状況は以下のとおりである。

介護保険料 収納状況一覧

(単位:円・%)

令和6年度(見込)	調定額(A)	収納額(B)	収納率 (B/A)	滞納額	滞納者数	不納欠損額	滞納繰越額
介護保険料 合計 (①+②)	6,028,621,900	5,944,230,900	98.60%	84,391,000	1,105人	21,529,100	62,861,900
① 現年度調定分 小計	5,959,854,800	5,932,746,900	99.55%	27,107,900		309,600	26,798,300
現年特別徴収分	5,399,480,700	5,399,480,700	100.00%	0		0	0
現年普通徴収分	560,374,100	533,266,200	95.16%	27,107,900		309,600	26,798,300
② 滞納繰越分	68,767,100	11,484,000	16.70%	57,283,100		21,219,500	36,063,600

(単位:円・%)

令和5年度	調定額(A)	収納額(B)	収納率 (B/A)	滞納額	滞納者数	不納欠損額	滞納繰越額
介護保険料 合計 (①+②)	5,948,260,800	5,859,136,800	98.50%	89,124,000	1,256人	20,190,800	68,933,200
① 現年度調定分 小計	5,878,004,400	5,846,694,900	99.47%	31,309,500		305,700	31,003,800
現年特別徴収分	5,343,206,400	5,343,206,400	100.00%	0		0	0
現年普通徴収分	534,798,000	503,488,500	94.15%	31,309,500		305,700	31,003,800
② 滞納繰越分	70,256,400	12,441,900	17.71%	57,814,500		19,885,100	37,929,400

(単位:円・%)

令和4年度	調定額(A)	収納額(B)	収納率 (B/A)	滞納額	滞納者数	不納欠損額	滞納繰越額
介護保険料 合計 (①+②)	5,958,497,500	5,868,210,600	98.48%	90,286,900	1,327人	19,973,900	70,313,000
① 現年度調定分 小計	5,887,383,900	5,853,075,200	99.42%	34,308,700		419,700	33,889,000
現年特別徴収分	5,375,455,900	5,375,455,900	100.00%	0		0	0
現年普通徴収分	511,928,000	477,619,300	93.30%	34,308,700		419,700	33,889,000
② 滞納繰越分	71,113,600	15,135,400	21.28%	55,978,200		19,554,200	36,424,000

(単位:円・%)

令和3年度	調定額(A)	収納額(B)	収納率 (B/A)	滞納額	滞納者数	不納欠損額	滞納繰越額
介護保険料 合計 (①+②)	5,904,196,500	5,807,796,600	98.37%	96,399,900	1,248人	25,147,100	71,252,800
① 現年度調定分 小計	5,825,181,400	5,791,872,900	99.43%	33,308,500		388,900	32,919,600
現年特別徴収分	5,313,086,400	5,313,086,400	100.00%	0		0	0
現年普通徴収分	512,095,000	478,786,500	93.50%	33,308,500		388,900	32,919,600
② 滞納繰越分	79,015,100	15,923,700	20.15%	63,091,400		24,758,200	38,333,200

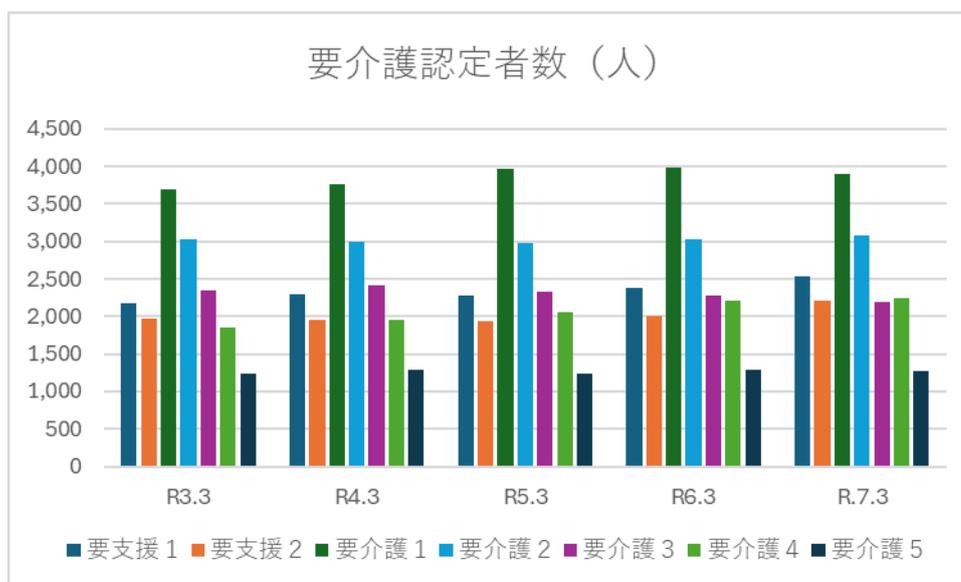
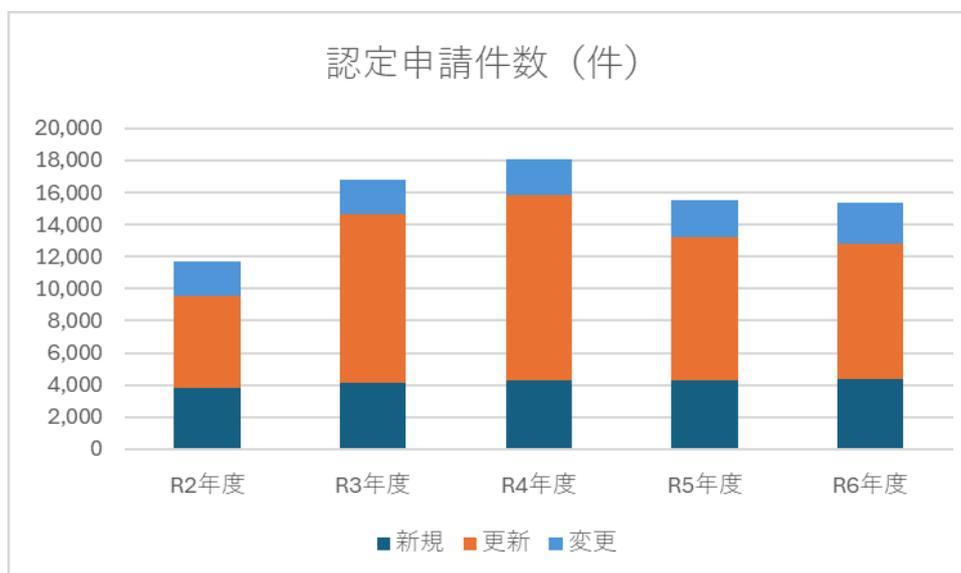
(単位:円・%)

令和2年度	調定額(A)	収納額(B)	収納率 (B/A)	滞納額	滞納者数	不納欠損額	滞納繰越額
介護保険料 合計 (①+②)	5,664,651,300	5,565,134,400	98.24%	99,516,900	1,355人	20,468,600	79,048,300
① 現年度調定分 小計	5,576,879,900	5,543,140,600	99.40%	33,739,300		554,200	33,185,100
現年特別徴収分	5,084,891,200	5,084,891,200	100.00%	0		0	0
現年普通徴収分	491,988,700	458,249,400	93.14%	33,739,300		554,200	33,185,100
② 滞納繰越分	87,771,400	21,993,800	25.06%	65,777,600		19,914,400	45,863,200

(介護保険課より入手した資料)

(4) 要介護・要支援認定事務

久留米市の過去5年間の介護認定の状況は以下のとおりである。



認定申請件数 (単位：件)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新規	3,844	4,123	4,256	4,263	4,363
更新	5,714	10,506	11,579	8,912	8,425
変更	2,147	2,138	2,276	2,387	2,563
計	11,705	16,767	18,111	15,562	15,351

要介護認定者数 (単位：人)

	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
要支援1	2,172	2,290	2,279	2,386	2,535
要支援2	1,972	1,960	1,938	2,007	2,210
要介護1	3,691	3,769	3,960	3,983	3,903
要介護2	3,033	2,991	2,972	3,021	3,078
要介護3	2,350	2,418	2,333	2,284	2,185
要介護4	1,847	1,953	2,064	2,214	2,250
要介護5	1,236	1,286	1,231	1,287	1,271
合計	16,301	16,667	16,777	17,182	17,432

(久留米市「保健福祉事業概要」より)

(5) 給付事務

久留米市の過去5年間の介護サービス種類別の給付額の推移は以下のようである。

サービス種類別給付額

(単位：千円)

種類	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
訪問介護	1,072,139	1,126,813	1,212,347	1,323,822	1,356,902
訪問入浴介護	74,727	87,360	78,002	74,884	69,293
訪問看護	537,564	582,411	598,274	658,544	695,074
訪問リハビリ	59,985	82,893	93,882	103,367	114,229
居宅療養管理指導	318,723	343,644	358,347	391,812	433,442
通所介護	3,301,191	3,379,027	3,384,511	3,467,713	3,592,726
通所リハビリ	1,617,299	1,645,149	1,583,981	1,709,376	1,683,764
短期入所生活介護	759,473	835,063	851,912	882,453	901,395
短期入所療養介護（特別診療費含む）	88,301	93,519	89,486	84,660	68,636
福祉用具貸与	655,110	704,767	750,749	788,515	828,273
特定施設入居者生活介護	862,074	860,528	874,631	886,294	912,467
介護予防支援・居宅介護支援	1,152,022	1,221,295	1,259,932	1,314,061	1,355,613
地域密着型通所介護	725,628	716,903	739,999	800,743	802,617
認知症対応型通所介護	166,432	172,183	151,839	146,033	161,836
小規模多機能型居宅介護	1,577,061	1,613,715	1,643,847	1,630,342	1,636,625
認知症対応型共同生活介護	2,659,746	2,661,424	2,623,161	2,737,948	2,711,848
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,640,902	1,706,309	1,697,451	1,747,453	1,892,838
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	534,217	598,405	614,691	786,168	889,447
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	748,856	819,567	906,661	854,558	896,150

(6) 地域支援事業

地域支援事業は介護保険法第115条の45条で規定されており、要介護状態になることを防ぐ取り組みや、高齢者の生活支援を目的とする制度である。地域支援事業費は地域支援事業の実施主体である市町村が事業の実施に必要な費用であり、介護保険制度の一部として位置づけられている。国、都道府県、市町村、介護保険料などの複数の財源から構成され下記の事業に使われる。

過去5年間の地域支援事業費の推移は以下のようである。

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域支援事業費					
介護予防・生活支援サービス事業費	387,010	409,202	415,583	417,012	431,211
一般介護予防事業費	47,484	26,382	22,967	21,519	22,669
包括的支援事業・任意事業費	498,622	64,485	67,605	75,423	72,221
諸費	1,251	1,316	1,336	1,316	1,271
合計	934,369	501,387	507,492	515,271	527,374

平成29年4月から介護保険制度の地域支援事業の一部として市町村が運営する仕組みとして介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）が始まった。

総合事業は、要支援者及び事業対象者を対象とした訪問型サービス、通所型サービス等によって行う介護予防・生活支援サービス事業と65歳以上の全ての高齢者を対象とした一般介護予防事業とで構成される。

包括的支援事業は介護保険法に基づく地域支援事業の中核を担うものであり、市町村が包括支援センターなどを通じて実施するものである。令和3年度から包括的支援事業・任意事業が大きく減少しているのは、同事業費内で包括支援センターへの運営費補助、生活支援体制整備事業が支払われていたが、令和3年度から制度改正により一般会計での支払いに切り替わったためである。

任意事業は、法令で義務付けられた事業ではなく、自治体が必要に応じて独自に実施できる事業であり、久留米市は令和6年度に11の事業を実施している。

3. 実施した監査手続

本監査においては、介護保険事業特別会計（介護保険課所管分）の執行状況を把握するため、主として、関係資料の査閲および担当職員へのヒアリングを実施した。これにより、各事務について、法令・条例・要綱等への適合性、判断・決裁の根拠、記録・通知の整備状況、並びに内部統制（牽制・承認・点検）の運用状況を確認した。

(1) 資料査閲

以下の資料を査閲し、事務処理の実態、判断基準、記録・決裁の状況を確認した。

- ・介護保険料の収納・滞納状況に関する資料（令和2年度から令和6年度までの実績資料）
- ・不納欠損処理に係る決裁書類および添付資料

- ・滞納処分の執行停止に係る決裁書類および関連資料
- ・介護保険料の減免に関する申請書、調査書、決裁関係資料（通知関係資料を含む）
- ・要介護・要支援認定に係る申請書類、認定調査票、主治医意見書、認定審査会資料、処分通知関係資料
- ・介護保険給付に係る支出実績資料（国民健康保険団体連合会を通じた審査・支払関係資料を含む）
- ・関係法令、条例、要綱、内部規程、運用要領および運用資料

これらの資料により、各種判断がどの資料・事実に基づき行われているか、また、法令・要綱等に沿った処理（記録・決裁・通知を含む）が行われているかを確認した。

(2) 職員ヒアリング

資料査閲を補完するため、介護保険課の関係担当職員に対しヒアリングを実施し、文書資料のみでは把握しきれない実務運用および判断過程について確認した。主な確認事項は、次のとおりである。

- ・介護保険料滞納対応（納付指導、催告、納付相談等）の実務フローおよび運用上の留意点
- ・分割（分納）誓約書の運用実態、徴収猶予・減免制度との関係、案内・判断の手順
- ・不納欠損処理および滞納処分執行停止に係る判断基準、決裁過程、通知の取扱い
- ・要介護・要支援認定における処理日数の管理方法、遅延事例・取下げ事例の発生要因および対応
- ・給付事務における内容確認・点検の体制（国保連との役割分担、市独自のチェックの範囲等）

以上により、制度上の建付けと実務運用との整合性、判断の個別性・合理性、並びに内部統制の実効性を検証した。

(3) 地域支援事業について

- ・事業の実施状況を閲覧し、有効性と効率性を評価した。
- ・業務委託契約について業者選定の手続きが適切に行われているかを検討した。

(補足：監査手続の位置づけ)

本監査手続は、形式的な書類整備の確認にとどまらず、判断過程の根拠（資料・記録）、通知（送達）の履行状況、ならびに「検討の有無・検討内容の記録化」といった手続面を重点として実施したものである。後段の「監査の結果」および「指摘・意見」は、これらの手続により把握した事実認定に基づき整理したものである。

4. 監査の結果

(1) 介護保険料の算定

—基準額の算定—

保険料基準額の算出は計画年度（令和6年度から令和8年度）の標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計に負担割合の23%を乗じた金額に調整交付金や準備金取崩額の見込額を加減して算定した「保険料収納必要額」を計算し、所得段階別加入割合補正後被保険者数で除し、これを12で割ることにより月額保険料基準額を算定している。

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
第1号被保険者数	84,679人	84,941人	85,111人	254,731人
前期(65～74歳)	38,584人	37,244人	36,041人	111,869人
後期(75歳以上)	46,095人	47,697人	49,070人	142,862人
所得段階別被保険者数				
第1段階	15,127人	15,174人	15,207人	45,508人
第2段階	8,694人	8,721人	8,738人	26,153人
第3段階	8,186人	8,211人	8,227人	24,624人
第4段階	8,416人	8,442人	8,459人	25,317人
第5段階	12,345人	12,384人	12,408人	37,137人
第6段階	12,630人	12,669人	12,694人	37,993人
第7段階	9,305人	9,333人	9,352人	27,990人
第8段階	4,497人	4,511人	4,520人	13,528人
第9段階	1,890人	1,896人	1,899人	5,685人
第10段階	995人	998人	1,000人	2,993人
第11段階	526人	527人	528人	1,581人
第12段階	383人	385人	385人	1,153人
第13段階	254人	255人	256人	765人
第14段階	1,431人	1,435人	1,438人	4,304人
所得段階別加入割合による補正後被保険者数(C)	83,288人	83,544人	83,709人	250,541人
弾力化した場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数(C')	81,334人	81,585人	81,747人	244,666人
標準給付(A)+地域支援事業費見込額(B)	28,400,908,835円	28,925,978,222円	29,299,308,614円	86,626,195,671円
標準給付費見込額(A)	27,358,544,939円	27,857,100,707円	28,213,513,927円	83,429,159,573円
地域支援事業費見込額(B)	1,042,363,896円	1,068,877,515円	1,085,794,687円	3,197,036,098円
介護予防・日常支援総合事業費(Q)	497,932,896円	506,778,515円	514,613,687円	1,519,325,098円
包括的支援事業・任意事業	448,782,000円	462,145,000円	471,027,000円	1,381,954,000円
包括的支援事業(社会保障充実分)	95,649,000円	99,954,000円	100,154,000円	295,757,000円
第1号被保険者負担相当額(D)=((A)+ (B)) × 23%	6,532,209,032円	6,652,974,991円	6,738,840,981円	19,924,025,004円
調整交付金相当額(E)=((A)+(Q)) × 5%	1,392,823,892円	1,418,193,961円	1,436,406,381円	4,247,424,234円
調整交付金見込交付割合(H)=(23%+5%) - (23% × (F) × (G))	4.60%	4.61%	4.66%	
後期高齢者加入割合補正係数(F)	10.346	1.0341	1.0317	
所得段階別加入割合補正係数(G)	0.9834	0.9834	0.9834	
調整交付金見込額(I)=((A)+(Q)) × (H)	1,281,398,000円	1,307,575,000円	1,338,731,000円	3,927,704,000円
財政安定化基金見込額(J)	0円	0円	0円	0円
財政安定化基金拠出率		0.00%		
財政安定化基金償還金(K)	0円	0円	0円	0円
市町村特別給付費等(L)	12,412,000円	12,785,000円	13,169,000円	38,366,000円
保険者機能強化推進交付金等見込額(M)				213,500,000円
準備基金取崩額(N)				1,600,000,000円
保険料収納必要額(O)=(D)+(E)-(I)+(K)+(L)-(M)-(N)				18,468,611,238円
予定保険料収納率(P)		98.94%		
保険料の基準額(月額)(R)=(O) ÷ (P) ÷ (C') ÷ 12				6,358円

保険料基準額の算定に問題はなかった。

(2) 収納事務

第1号被保険者（原則として65歳以上）に係る介護保険料について、賦課および収納に関する事務を対象とした。

具体的には、次の事項について検証を行った。

- ・介護保険料の賦課（保険料率・所得段階区分等）および算定事務の概要
- ・特別徴収（年金からの特別徴収）および普通徴収の適用・切替の運用状況
- ・収納率の推移、収納方法別の状況、収納率向上に向けた取組（催告等を含む）の状況

第1号被保険者に係る介護保険料の収納状況について確認したところ、特別徴収（年金からの特別徴収）分は、過去数年間にわたり収納率100%で推移している。また、普通徴収分についても、近年の収納率は概ね94%程度と高い水準で推移している。

また、担当課の説明および関連資料の確認によれば、文書による催告の発送件数（回数）を一定程度抑制する運用が行われている一方で、収納率は低下しておらず、むしろ改善・維持されている状況が認められた。これらを踏まえると、現行の収納事務は、限られた人的・財政的資源の下でも一定の成果を維持しており、運用面において効率性が確保されていると評価できる。

【評価】

収納事務については、(i) 収納率が高水準で推移していること、(ii) 収納率を維持しつつ文書催告の件数（回数）を抑制していることから、有効性および経済性・効率性の観点で概ね適切に運用されているものと認められる。現時点で、適法性および公平性の観点からも、特段の問題を認める事情は確認されなかった。

(3) 滞納管理事務

介護保険料の納期限経過後における滞納整理（滞納管理）に関する事務を対象とし、具体的には、次の事項について検証を行った。

- ・滞納者に対する納付指導、催告、納付相談等の実務運用（記録・基準の有無を含む）
- ・分納（分割納付）に係る分納誓約書の運用状況および管理方法
- ・徴収猶予制度および減免制度の案内、適用状況、判断過程（要件確認資料、審査・決裁過程）
- ・財産調査および滞納処分（差押え等）に関する検討・判断・実施状況（基準、記録、実績）
- ・滞納処分の執行停止、納付義務消滅の取扱い、不納欠損処理に至る判断過程および手続の適正性

ア 賦課年度（賦課初年度）における不納欠損処理について

令和4年度から令和6年度にかけて、介護保険料の賦課年度中（賦課初年度）において、納付義務を直ちに消滅させた上で不納欠損処理が行われている事例が、各年度において一定数確認された。

担当課の説明によれば、これらの事例は、地方税法第15条の7第1項第1号（滞納処分をすることができる財産がないとき）により滞納処分の執行を停止した上で、同条第5項に定める「…その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるとき」に該当すると判断し、同条第4項に定める3年経過を待たずに、当該介護保険料の納付義務を直ちに消滅させ（同条第5項）、その結果として不納欠損処理を行ったものと整理される。

しかし、当該事例に係る決裁書類および添付資料を精査した結果、少なくとも以下の点について、将来にわたり徴収が見込めないことを基礎付ける個別具体的な調査・判断の記録が確認できなかった。

- ・本人の健康状態や就労可能性（就労制限の程度）
- ・将来の収入回復見込み（短期間での就労再開可能性等）
- ・本人の意向や生活状況（同居家族による支援の有無を含む）
- ・資産の有無・処分可能性に関する追加確認（生活保護開始時点の調査結果の援用に

とどまらないか検討)

すなわち、65歳以上で生活保護を受給しているという属性（生活保護受給の事実）を主たる根拠として、一律に「徴収金を徴収することができないことが明らかである」と判断している運用がうかがわれた。

【評価】

地方税法第15条の7第5項は、同条第4項に定める「執行停止が3年間継続したとき」の原則に対する例外として、徴収不能であることが「明らか」である場合に限り、納付義務を直ちに消滅させ得る旨を定める規定である。したがって、同項の適用に当たっては、単に現時点で資力が乏しいという事情にとどまらず、当該滞納者の状況に照らして、将来にわたり徴収が見込めないことが合理的に基礎付けられている必要があり、その判断過程および根拠資料が決裁書類等において確認できることが求められる。

本件では、決裁書類上、将来の資力回復可能性に関する個別具体的な調査・聴取・検討の過程が確認できず、属性に依拠した一律判断となっている。実際に殆どの対象者が生活保護から回復していない状況を判断の理由とすることは一定合理性が認められるものの、同条第5項が予定する「徴収することができないことが明らかであるとき」の要件を基礎付ける記録・根拠が不十分である。よって、当該賦課年度中の納付義務消滅およびこれを前提とする不納欠損処理については、より詳細な調査を行うよう改善を要する。

イ 滞納処分の執行停止に係る通知の未実施について

地方税法第15条の7第2項は、地方団体の長が同条第1項に基づき滞納処分の執行を停止したときは、「その旨を滞納者に通知しなければならない」と明確に規定している。

しかし、監査において関係書類および運用実態を確認したところ、久留米市では、滞納処分の執行停止の決裁を行っているにもかかわらず、当該執行停止について滞納者に対する通知を行っていない運用が認められた。

【評価】

滞納処分の執行停止は、差押え等の滞納処分を行わないという行政上の重要な判断であり、将来の滞納処分の実施可能性や、執行停止の継続による納付義務消滅（同条第4項、第5項）と密接に関連する。

同条第2項が通知を義務付けている趣旨は、原則として滞納処分が行われ得る状態にある滞納者に対し、例外的に執行を停止したこと、その結果として手続がどの段階にあるかを明確に

知らせ、手続の透明性および予見可能性を確保する点にある。

このような法定通知が行われていないことは、法令が求める手続を欠いた状態で執行停止を運用していることを意味し、法令遵守および適正手続の観点から重大な問題がある。

ウ 滞納処分（差押え）未実施および検討・記録（検討義務）について

久留米市においては、令和4年度から令和6年度にかけて、預金照会、税情報との突合等の財産調査を一定数実施している一方で、滞納処分（差押え）はいずれの年度においても実施されていないことが確認された。

また、令和6年度においては、対象者の選定と実施の検討が行われているものの、令和4年度から令和5年度にかけて滞納処分を実施しなかった理由について、個別の滞納者ごとに検討した結果や判断理由を整理・記録した資料が不十分であり、滞納処分実施の要否を判断する内部基準（判断フロー、判断記録等）は確認できなかった。

【評価】

地方自治法第231条の3第3項により、介護保険料は地方税の滞納処分の例によって徴収することが予定されており、差押えを含む滞納処分が制度上排除されているものではない。

差押えが常に実施されるべきものとまではいえないとしても、滞納整理手段を選択するに当たっては、各滞納者の資力、生活状況、滞納額、滞納期間、完納見込み等の個別具体的事情に基づき、滞納処分を行うか否かについて検討する余地が制度上予定されている。

本件では、「コロナ禍」や「物価高騰」といった一般的事情を背景として、滞納処分を実施しない運用がなされてきた経緯があり、令和6年度に実施の検討に着手しているものの、個別具体的な検討やその記録が十分に行われていない状況が認められた。

このような運用は、制度が予定する検討機能が十分に果たされているとはいえず、運用の合理性および説明可能性の観点から改善を要する。

エ 介護保険料減免制度（要綱）と条例との関係について

介護保険料の減免については、久留米市介護保険条例第13条において、市長が必要があると認める場合に減免を行うことができる旨が定められている。同条は、震災等による著しい損害や、死亡・失業等に伴う著しい収入減少といった、主として一時的・例外的事情を減免事由として列挙しているほか、第5号において「その他特別の事由」を規定している。

これを受けて制定された久留米市介護保険料減免取扱要綱においては、条例第1号から第4号の各類型とは別に、収入がもともと少ないことを理由として減免を認める類型が設けられている。

【評価】

条例第13条全体の体系からすると、恒常的な低所得状態そのものを一般的に減免対象とする趣旨であるとは直ちに解し難い。

要綱は条例を具体化する内部基準であり、条例が予定していない新たな減免類型を創設する権限を有するものではない。恒常的低所得を当然に減免対象とする類型は、条例の趣旨・範囲を実質的に拡張しているおそれがあり、条例との整合性の観点から整理するなど、要綱の内容について検討が必要である。

オ 介護保険料減免取扱要綱と実際の運用との齟齬について

要綱第8条は、世帯収入が一定基準未満であることを減免判断の基準として定めている。

しかし、監査において実際の運用を確認したところ、世帯収入額に加え、

- 扶養関係の有無
- 貯蓄金額
- 自動車や不動産等の保有状況

といった、要綱に明示されていない要素が減免判断に用いられている実態が確認された。

【評価】

これらの判断要素は、要綱の文言から直接導き得るものではなく、要綱が定める判断基準と実際の判断基準との間に乖離が生じている。

このような運用は、被保険者にとって減免可否の予見可能性を損ない、減免制度の透明性・公平性および適正手続の観点から問題がある。減免判断において収入以外の要素を考慮する必要があるのであれば、その判断要素および基準は、要綱上明確に位置付けることが求められる。

(4) 要介護・要支援認定事務

介護保険サービス利用の前提となる要介護・要支援認定に関する一連の事務を対象とし、具体的には、次の事項について検証を行った。

- ・認定申請の受付、案内、申請後の手続進行管理の状況
- ・認定調査の実施体制（直営・委託の区分を含む）および認定調査票作成・点検の状況
- ・主治医意見書の取得状況、未提出・遅延が生じた事例の対応および処理日数への影響
- ・認定審査会の運営状況および判定・決定に至るプロセス
- ・認定決定に至らず取下げとなった事例の発生状況、理由の把握状況および対応

要介護・要支援認定事務について、申請受付から認定調査、医師意見書の取得、認定審査会での審査、決定通知に至る基本的な業務フローは整備されており、本監査で確認できた範囲では、法令および関係基準に沿って概ね適正に処理されている。

具体的には、認定調査については、本人の心身状況に応じて家族、ケアマネジャー、施設職員等からの補足的な聴取を行うなど、実態把握に配慮した運用がなされていること、また、医師意見書の取得についても、提出が遅延する場合には電話による督促等を行っていることが確認された。

一方で、申請から認定決定までに30日を超える期間を要する事例が一定数存在しており、その主な要因としては、主治医意見書の提出遅延や訪問調査の日程調整の難航等、実務上やむを得ない事情があることが担当課から説明された。

しかし、介護保険法第27条第11項は、要介護認定（要支援認定についても同趣旨）の申請に対する処分について、申請日から30日以内に行うことを原則とし、当該期間内に処分を行うことが困難な場合には、申請日から30日以内に、処理見込期間およびその理由を被保険者に通知した上で、処分を延期することを求めている。

本監査において確認したところ、久留米市介護保険課においては、申請日から30日以内に処分が困難と見込まれる場合であっても、同条第11項に基づく処理見込期間および理由の通知を30日以内に行う運用は採られておらず、実務上は、申請日から60日を超えることが見込まれる場合に遅延通知を郵送する運用となっていることが認められた。

【評価】

要介護・要支援認定事務については、認定調査、医師意見書の取得、審査会での判定等の実務運用において、申請者の状況に配慮した対応が行われており、認定結果の適正性という観点

では、直ちに違法又は不当と評価すべき事情は確認されなかった。

一方で、介護保険法第 27 条第 11 項が明示的に定める「30 日以内の延期通知」を行わず、60 日を基準とした通知運用を行っている点については、法律が予定する処分期限管理および手続構造と整合しているとはいえない。

同項に基づく延期通知は、原則として 30 日以内に処分されるべき申請について、期限内の処分が困難となる場合に、その旨および処理見込期間・理由を適時に申請者へ知らせることで、手続の透明性および予見可能性を確保するために設けられたものである。にもかかわらず、30 日以内の通知を行わない運用は、法が求める手続を履行していないものと評価せざるを得ず、適法性の観点からは是正を要する事項である。

したがって、今後は、申請日から 30 日以内に処分が困難と見込まれる場合には、介護保険法第 27 条第 11 項に基づき、処理見込期間および理由を 30 日以内に通知する運用へ改めることが求められる。

(5) 給付事務

要介護・要支援認定等に基づき行われる介護保険給付（介護給付・予防給付等）に関する事務を対象とし、具体的には、次の事項について検証を行った。

- ・保険給付費の支払事務の流れ（審査・支払の基本構造を含む）および市の関与範囲
- ・特例的な給付（基準該当サービス、緊急時の取扱い等）の運用状況・執行実績
- ・福祉用具購入費および住宅改修費の支給決定手続（必要書類、内容確認、実地確認等を含む）
- ・国民健康保険団体連合会（国保連）による審査・支払との役割分担および連携状況
- ・市独自による給付内容確認（実在性確認、サンプルチェック、過誤・不正防止）の体制・実施状況

介護保険給付事務については、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を通じた審査・支払の仕組みの下で運用されており、本監査で確認できた範囲では、給付費の支払事務（請求・審査・支払）の基本的枠組みは概ね整備され、適正に処理されている。

一方で、給付の適正性確保の観点から、市が実施することが想定される独自の確認（内部牽制）、すなわち、

- ・給付対象サービスの提供実績の実在性確認（給付の「実施確認」）
- ・高額給付、例外的取扱い（特例給付等）を中心とした重点確認
- ・事業者別・類型別のリスクに応じたサンプルチェック

といった取組については、限定的な実施にとどまっている状況が認められた。その結果として、給付内容の確認・点検は、相対的に国保連の審査機能に依拠する度合いが高い運用となっている。

【評価】

現時点において、直ちに不適正な給付の存在を認定するものではない。

しかし、国保連審査は標準化された審査機能として重要である一方、自治体としては、地域の実情や事業者の状況を踏まえた独自の牽制・モニタリングを組み合わせることで、給付の適正性（過誤・不正請求の抑止、誤給付の早期発見）をより高い水準で確保できる。

したがって、市としての内部牽制機能を補完する観点から、リスクに応じた確認・チェック体制（対象の選定基準、記録化、実施頻度）の整備・強化を図る余地がある。

総括（監査結果の位置づけ）

収納事務並びに要介護・要支援認定事務および給付事務については、本監査で確認できた範囲では、法令・基準に沿って概ね適正に運用されていると評価できる。

もっとも、認定事務については取下げ・遅延事例の分析・記録化、給付事務については市独自の確認・点検体制の整備という点で、いずれも内部統制の観点から改善の余地が認められる。

一方、滞納管理および不納欠損処理については、

- ・法定要件に即した個別具体的判断の裏付けが十分でない点
- ・法定手続（通知）の未履行
- ・滞納処分・財産調査等に関する検討過程および記録化の不十分さ等、適法性および手続的適正に関わる重要な課題が認められた。

これらについては、制度趣旨に即した運用への見直し、判断過程の記録化および通知・手続の厳格遵守を通じて、透明性と説明可能性を確保する改善が求められる。

(6) 地域支援事業

以下、久留米市作成の「保健福祉事業概要」(令和7年版)の資料を基に主に業務委託料を中心に支出内容の妥当性を検討し、各事業の経済性、効率性、有効性について評価した。

【介護予防・生活支援サービス事業】(負担割合:保険料1/2、国1/4、県1/8、市1/8)

(単位:千円)

介護予防・生活支援サービス事業費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護予防・生活支援サービス事業費	336,959	356,032	361,614	364,796	378,806
第1号訪問・通所事業	336,034	354,694	360,577	363,776	377,810
高額総合サービス費事業	925	1,338	1,037	1,020	996
介護予防ケアマネジメント事業費	50,051	53,170	53,969	52,216	52,405
合計	387,010	409,202	415,583	417,012	431,211

●第1号訪問・通所事業(担当課 介護保険課、長寿支援課)

令和6年度予算 380,170 千円、決算 377,810 千円

対象者:要支援1・2の方で基本チェックリストによって事業対象者と判断された方

《訪問型サービス》

○身体援助訪問サービス(身体ヘルプ)

訪問介護員が身体介護や生活援助を行うサービス

<利用実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数(件)	761	913	986	930	1,084
給付額(千円)	18,434	21,592	22,979	21,299	25,469

○基準緩和サービス

要支援認定者や事業対象者に対して、効率的かつ柔軟にサービス提供を行うため、従来の訪問介護や通所介護の基準を緩めたサービス。管理栄養士、リハビリテーション専門職等が自宅を訪問し、生活機能や運動機能の向上等に関する助言や指導を行う。

①元気援助訪問サービス(元気ヘルプ)

一人で行うことが困難な家事について、訪問介護員と共に家事を行い、介護予防や自立した生活を目指すサービス

②生活援助訪問サービス

訪問介護員や生活援助従業者が生活援助を提供するサービス

<利用実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数(件)	8,470	8,385	8,203	7,598	7,647
給付額(千円)	113,087	112,721	109,305	101,782	102,606

○短期集中予防サービス

管理栄養士や歯科衛生士、リハビリテーション専門職等が自宅を訪問し、生活機能や運動機能の向上等に関する助言や指導を行う。

① 元気向上訪問相談サービス

事業対象者、要支援1、要支援2のうち、特にうつや閉じこもり傾向など、心身の状況のために通所型サービス等の利用が困難と認められ、訪問型サービスによる介護予防の取り組みを行うことで自立した生活を送ることが見込まれる高齢者に対し、保険師等が対象者の居宅を訪問し、生活機能等に関する問題を総合的に把握し、評価し、社会参加を行うために必要な助言や指導を3か月の短期間で集中的に行う。

<利用実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人)	2	1	1	0	1

② 生活機能訪問相談サービス(生活機能アドバイスタイプ)

事業対象者、要支援1、要支援2のうち、介護予防ケアマネジメントにおいて生活機能に何らかの課題が見られ、リハビリテーション専門職の訪問による助言や指導により生活機能の改善及び向上が図られ、自立した生活を継続して送ることが見込まれる高齢者に対し、リハビリテーション専門職が対象者の居宅を訪問し、本人の状態に合わせた運動機能、栄養状態、口腔機能の向上のための助言や指導、また、生活環境や生活動作の改善及び工夫に関する助言や指導を行う。

<利用実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人)	0	3	1	1	3

③ 生活機能訪問相談サービス（集中デリアセスメントタイプ）

事業対象者、要支援1、要支援2のうち短期集中通所サービス利用予定の高齢者に対し、リハビリテーション専門職が対処王者の居宅を訪問し、本人の自立支援に向けて集中デイを効果的に実施するために、事前アセスメントを行う。

<利用実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）	0	0	0	0	0

<<通所型サービス>>

○介護予防通所サービス（予防デイ）

日常的に身体介護が必要な支援認定者及び事業対象者に対し、通所型サービス事業所における身体介護及び機能訓練や生活行為向上のためのサービス

<利用実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数（件）	527	542	533	506	612
給付額（千円）	13,739	14,677	14,797	14,099	17,145

○基準緩和サービス

① 元気向上通所サービス（元気デイ）

身体介護の必要がなく、状態が安定している要支援認定者及び事業対象者に対し、通所型サービス事業所等における機能訓練及び生活行為向上のためのサービス

② 短期集中通所サービス（集中デイ）

生活機能の低下がみられる要支援認定者及び事業対象者に対し、運動機能、口腔機能、栄養改善や認知機能低下予防等の心身機能や生活機能改善のための個別的プログラムを原則3か月で実施するサービス

<利用実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数（件）	11,020	11,665	12,145	12,662	12,920
給付額（千円）	190,680	205,435	213,393	226,586	232,319

ー主な支出ー

第1号訪問・通所事業費負担金（国保連への支払い）377,810千円

●介護予防ケアマネジメント事業費

将来、要支援や要介護リスクのある高齢者に対して、介護予防の観点から支援計画を立て実行し、評価する一連のプロセスである。主に地域包括支援センターで実施されるが、一部は居宅介護支援事業所や指定介護予防支援事業所で実施される。

<実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支出額（千円）	50,050	53,170	53,969	52,216	52,405

ー主な支出ー

介護予防マネジメント費負担金（国保連への支払い）52,405千円

【一般介護予防事業】（負担割合：保険料1/2、国1/4、県1/8、市1/8）

65歳以上の全ての高齢者を対象とした介護予防事業

（単位：千円）

一般介護予防事業費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護予防把握事業	5,345	-	-	3,300	1,447
介護予防普及啓発事業	12,823	20,671	15,962	16,611	18,908
地域介護予防活動支援事業	23,849	-	-	-	-
地域リハビリテーション活動支援事業	5,468	5,711	7,005	1,608	2,314
合計	47,485	26,382	22,967	21,519	22,669

●介護予防把握事業（担当課 長寿支援課）

令和6年度予算 5,246 千円、決算 1,447 千円

生活不活発等により何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、地域の介護予防活動や市の介護予防事業等に繋げ、高齢者が要支援・要介護状態となることを遅らせ、または防ぐ。

<実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録団体数	680	0	24	100	57

—主な支出—

介護予防把握事業委託料 1,447 千円

1 社入札 契約書と照合した結果問題なし。

●介護予防普及啓発事業（担当課 長寿支援課）

令和6年度予算 24,960 千円、決算 18,908 千円

概ね65歳以上の高齢者を対象として、介護予防に資する運動や教室等を実施し、高齢者が心身において健康を維持・向上し、介護予防の意義や必要性についての普及・啓発を行う。

<実績>

(1) にこにこステップ運動&スロージョギング教室

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催箇所数（会場）	11	11	9	7	6
参加者数（人）	203	140	133	87	69

(2) 口からはじまる健康長寿講座

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催箇所数（会場）	5	5	5	7	6
参加者数（人）	57	51	61	83	55

(3) リズムで座ってストレッチ教室

年度	令和5年度	令和6年度
開催箇所数(会場)	3	6
参加者数(人)	42	112

(4) 介護予防認知症高齢者支援事業

① 認知症イベント

認知症高齢者の家族(介護者)、地域の介護予防支援者、認知症に関心がある者等に対して認知症の予防・早期発見・早期対応の必要性や地域で認知症高齢者とその家族を支援する取組みなどをテーマに認知症に深い知識と経験を持つ講師の公演を開催する。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加者数(人)	—	29	336	260	500

② 認知症高齢者介護電話相談

認知症高齢者を介護する家族等に対して電話による認知症高齢者介護に関する相談を受け付け、介護情報の提供や必要な助言・指導を行う。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数(件)	27	28	27	23	41

③ ものわすれ予防検診

認知症の早期発見、早期対応のための事業であり、地域における高齢者に無料検診を提供することで認知症予防及び認知症に関する普及啓発を図る。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数(人)	32	41	67	72	101

④ 認知症チェックと予防

(教室型)

認知症に関する基礎知識や認知症予防に向けた行動変容の方法等の講座に加えて、『高齢者用集団認知検査(ファイブ・コグ)』を実施し、機能毎の状態を把握し、認知症予防に取り組めるよう動機づけを行う。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催箇所数(会場)	2	11	11	7	7
参加者数(人)	25	126	142	137	134

(派遣型)

認知症に関する基礎知識や認知症予防に向けた行動変容の方法等の講座講話に加えて、認知機能検査（スクリーニング検査）Moca-J を実施し、MCI の方を早期発見し、認知症発症予防に取り組む動機づけを行う。

年度	令和6年度
開催箇所数（会場）	7
参加者数（人）	137

—主な支出—

介護予防普及啓発事業委託料 10,296 千円

・「リズムで座ってストレッチ（教室型）」1,079 千円

1 社入札 契約書と照合した結果問題なし。

・「にこにこステップ運動&スロージョギング教室」3,870 千円

随意契約 随意契約理由に合理性あり。契約書と照合した結果問題なし。

・「口から始まる健口教室」 320 千円

随意契約 随意契約理由に合理性あり。契約書と照合した結果問題なし。

・「認知症高齢者介護電話相談」 380 千円

随意契約 随意契約理由に合理性あり。契約書と照合した結果問題なし。

・「認知症イベント」 520 千円

随意契約 随意契約理由に合理性あり。契約書と照合した結果問題なし。

・「ものわすれ予防検診にかかる精密機器等運搬業務」 689 千円

随意契約 随意契約理由に合理性あり。契約書と照合した結果問題なし。

・「認知症チェックと予防」 3,438 千円

1 社入札 契約書と照合した結果問題なし。

●地域リハビリテーション活動支援事業（担当課 長寿支援課）

令和6年度予算 8,469 千円、決算 2,314 千円

(1) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域で介護予防に取り組んでいる団体等を対象に、年1～3回程度、リハビリテーション専門職を派遣し専門的な助言・指導を実施する。

・対象者

市内在住の65歳以上の方であればだれでも参加できる団体で、月1回以上の活動がある市内の団体

・利用料 無料

<実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規実施団体数	—	4	5	19	19
派遣回数	—	16	27	26	50
参加者数（延）	—	131	245	378	709
フォローアップ実施団体数	5	3	11	—	—
お試しリハ実施団体数	2	1	2	—	—

(2) いつまでもおいしく食べる お口のための講師派遣

口腔機能の専門職を派遣し、参加者が自らのオーラルフレイルのチェックを行ったうえで、口腔ケア実践を踏まえた介護予防の助言指導を行い、介護予防の取り組みを支援する。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申込数	12	24	41	40	48
実施回数（回）	12	15	38	38	41
参加者延人数（人）	165	217	551	600	604

—主な支出—

地域リハビリテーション活動支援事業委託料 2,314 千円

・「身体らくらく講師派遣」 1,013 千円

1社入札 契約書と照合した結果問題なし。

・「お口のための講師派遣」 1,301 千円

随意契約 随意契約理由に合理性あり。契約書と照合した結果問題なし。

【包括的支援事業】（負担割合：保険料 23/100、国 38.5/100、県 19.25/100、市 19.25/100）

介護保険制度において地域包括支援センターが実施する事業で、主に要支援状態や要介護状態になることを防ぐために、高齢者の自立支援と介護予防を総合的に支える仕組み。

（単位：千円）

包括的支援事業・任意事業費	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
包括的支援事業費	466,064	37,460	35,645	39,329	38,134
地域包括支援センター運営事業	389,446	-	-	-	-
在宅医療・介護連携推進事業	24,980	27,226	25,371	26,759	25,040
生活支援体制整備事業	42,136	-	-	-	-
認知症総合支援事業	9,075	9,315	8,887	11,106	11,731
地域ケア会議推進事業	427	919	1,387	1,464	1,364
任意事業	32,559	27,026	31,961	36,094	34,087
給付適正化事業	3,667	4,661	5,705	5,581	715
家族介護教室の開催	945	961	1,005	1,005	1,005
家族介護継続支援事業	12,285	1,150	1,190	600	600
認知症高齢者見守り事業	135	108	194	133	80
成年後見制度利用支援事業	1,634	4,392	4,979	6,932	6,374
福祉用具・住宅改修支援事業	118	110	124	130	272
認知症サポーター等要請事業	475	455	413	675	351
介護相談員派遣事業	233	857	2,324	2,427	3,283
高齢者配食サービス事業	2,632	3,305	3,714	4,551	5,557
介護サービス事業者支援事業	1,190	1,190	1,190	1,188	1,188
緊急通報システム貸与事業	9,245	9,837	11,123	12,872	14,664
合計	498,623	64,486	67,606	75,423	72,221

●在宅医療・介護連携推進事業（担当課 保健所 健康推進課）

令和6年度予算 30,829 千円、決算 25,040 千円

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた自宅等で安心して暮らせるように在宅医療と介護の絶え間ない連携推進を図る事業。

(1) 課題の抽出及び対応策の検討

在宅医療・介護連携推進協議会の開催

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	1	1	1

(2)関係者の情報共有支援

退院時の病院関係者とケアマネージャーの情報共有支援の一環として、入院調整ルールの運用や必要に応じて見直しを行う。

(3)在宅医療に関する専門相談窓口対応

各医師会に設置した「在宅医療・介護連携センター」の相談員が、居宅介護支援事業所、かかりつけ医、訪問看護ステーション、地域包括支援センター等の医療・介護サービス提供者及び関係機関からの在宅医療に関する相談への支援、調整を行う。

(4)関係者への研修

年度 研修(回)	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
多職種連携研修会	7	238	10	328	5	270	5	226
在宅医療従事者研修会	6	217	14	431	21	853	18	873
同行訪問研修会	4	12	2	3	0	0	8	22
本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会	1	64	2	31	2	41	1	31

(5)市民への普及啓発

在宅療養に関する市民公開講座を開催し、広く普及啓発を行うことなどにより、市民が望む場所で療養ができ、最後を迎える場所を選択できるための機運づくりを行う。

<実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数(回)	0	1	1	4	3
参加者延人員(人)	0	74	138	358	272

—主な支出—

在宅医療・介護連携センター運営事業委託料

- ・一般社団法人久留米医師会 14,348千円
- ・一般社団法人大川三潁医師会 4,474千円
- ・一般社団法人小郡三井医師会 2,031千円
- ・一般社団法人浮羽医師会 4,599千円

随意契約 随意契約理由に合理性あり。契約書と照合した結果問題なし。

●認知症総合支援事業（担当課 長寿支援課）

令和6年度予算 13,280 千円、決算 11,731 千円

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化防止のための支援を行う。

- (1) 認知症初期集中支援推進事業
- (2) 認知症地域支援推進員
- (3) 認知症カフェ運営支援事業

—主な支出—

認知症初期集中支援チーム運営事業委託料 8,545 千円

随意契約 随意契約理由に合理性あり。契約書と照合した結果問題なし。

●地域ケア会議推進事業（担当課 長寿支援課）

令和6年度予算 1,510 千円、決算 1,364 千円

地域に住む高齢者の関係機関が高齢者の課題について協議（会議）を行い、高齢者の課題解決ならびに自立支援を図ることで、地域の高齢者の安心・安全と生活の質の向上を目的とする。

—主な支出—

謝金

【任意事業】（負担割合：保険料 23/100、国 38.5/100、県 19.25/100、市 19.25/100）

法令で義務付けられた事業ではなく、自治体が必要に応じて独自に実施できる事業である。地域のニーズに応じて柔軟に設定できるところに特徴がある。

久留米市では以下 10 の事業を実施している。

●給付適正化事業（担当課 介護保険課）

令和6年度予算 2,512 千円、決算 715 千円

提供される介護保険サービスが高齢者の自立支援等に資するものとなるよう、介護支援専門員の資質向上を図るとともに、介護給付の適正化に向けた支援を行う。具体的には自立支援や重度化防止に資する適切なケアプランとなっているかについて、介護支援専門員とともに検証確認しながら気づきを促すケアプランチェックを実施する。

<令和6年度実績>

対象	事業所数	ケアプランの件数
居宅介護支援事業所	17	40

ー主な支出ー

久留米市介護保険ケアプランチェック業務 715 千円

指名競争入札 契約書と照合した結果問題なし。

●介護サービス相談員派遣事業（担当課 介護保険課）

6年度予算 3,960 千円、決算 3,283 千円

介護施設等へ介護相談員を派遣し、適切な介護が行われているか等を相談事業から把握する。

<令和6年度実績>

介護相談員数 (人)	派遣先								
	特養	老健	医療院	グループ ホーム	小規模 多機能	密着 特養	特定 施設	住宅型 有料	サ高住
7	4	1	1	13	10	11	2	1	2

ー主な支出ー

介護サービス相談員事業業務委託料 3,283 千円

随意契約 随意契約理由に合理性あり。契約書と照合した結果問題なし。

●住宅改修支援事業（担当課 介護保険課）

6年度予算 280 千円、決算 272 千円

介護保険法に基づく住宅改修に必要な理由書作成経費を助成することにより、居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼していない者でも、住宅改修費の支給を受けることができるようにする。

<支給実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	59	55	62	65	136
総支給額（千円）	118	110	124	130	272

●家族介護支援事業（担当課 長寿支援課）

令和6年度予算 1,011 千円、決算 1,005 千円

(1) 家族介護教室

在宅での介護に必要となる基本的な介護技術に関する講座などを実施する。

<実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護保険制度	—	—	—	16	16
介護技術講座	18	24	11	12	16
認知症講座	16	—	20	19	14
体調管理講座（口腔ケア）	14	14	12	9	13
体調管理講座（清潔保持）					15
ストレスケア講座	18	15	12	22	21
調理実習講座	12	14	12	14	—
仕事と介護の両立講座	8	9	—	—	—
認知症コミュニケーション講座	13	16	—	—	—
環境づくり講座	7	12	13	11	15
排泄ケア講座（おむつ）	—	12	12	18	20
排泄ケア講座（トイレ介助）	—	—	16	—	—

(2) SOS ネットワーク事業

行方不明高齢者の捜索活動への支援と被保護者の処遇・処置の決定及び保護先の確保等を行う。

(3) 家族介護慰労金事業

在宅の寝たきり高齢者等の介護者に対し、家族介護慰労金を支給することにより、介護者を慰労する。(条件を満たした者に限る。)

<支給実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数(人)	9	10	10	5	5
支給額(千円)	1,030	1,150	1,190	600	600

—主な支出—

家族介護教室開催業務委託料 1,005 千円

随意契約 随意契約理由に合理性あり。契約書と照合した結果問題なし

●成年後見制度利用支援事業(担当課 長寿支援課)

令和6年度予算 12,434 千円、決算 6,374 千円

成年後見制度の申立て費用や後見人等の報酬に対する補助を行うことにより、円滑な申立てにつなげ、制度利用が必要な人の権利擁護を促進する。

<実績>

(1) 相談対応

高齢者虐待の対応や成年後見制度に関する相談の対応

(2) 市長申立て件数(高齢者)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申立て件数(件)	19	26	11	10	12

(3) 成年後見制度利用支援事業補助件数（報酬補助）（高齢者）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数	16	31	41	63	53
補助件数	11	27	35	51	43

(4) 成年後見制度利用支援事業補助件数（申立費用補助）（高齢者）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数	2	1	0	0	0
補助件数	2	1	0	0	0

—主な支出—

親族戸籍照会業務委託料 264 千円

随意契約 随意契約理由に合理性あり。契約書と照合した結果問題なし。

成年後見制度利用支援事業費補助金

● 高齢者配食サービス事業（担当課 長寿支援課）

令和6年度予算 4,922 千円、決算 5,557 千円

高齢者に対しバランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を行うことにより、要介護状態となった場合においても地域社会で生活することを支援する。

(対象者) 下記の条件をともに満たしている者

- ・ 65 歳以上の一人暮らしまたは 65 歳以上の高齢者（複数）のみの世帯等の者
- ・ 介護認定により「要介護 1」以上の認定を受け、体力の低下等により、炊事や買い物が困難な者

(利用料)

市町村民税課税世帯 1 食 650 円（全額自己負担）

市町村民税非課税世帯 1 食 450 円（市助成額 200 円／食）

<事業実績>

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昼食	延利用者数(人)	223	268	353	440	530
	総食数(食)	3,422	4,058	5,598	6,533	7,830
夕食	延利用者数(人)	502	661	695	851	1,033
	総食数(食)	9,643	12,671	12,794	16,206	20,007

—主な支出—

高齢者配食サービス支援費 5,556千円

●認知症サポーター等養成事業(担当課 長寿支援課)

令和6年度予算1,617千円、決算351千円

認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して、認知症について正しく理解し、地域で認知症の人や家族を温かく見守り支える「認知症サポーター」の養成講座を実施し、認知症に関する普及・啓発を図る。また、その講座の講師役を担う、キャラバン・メイトの養成研修を行う。さらに、「認知症サポーター」の活動が見えるようにするため、認知症サポーターがチームを作り活動する「チームオレンジ(オレンジ協力隊)」を令和5年度から創設。

- (1) 認知症サポーター養成講座
- (2) キャラバン・メイト養成講座
- (3) オレンジ協力隊養成講座

●認知症高齢者見守り事業（担当課 長寿支援課）

令和6年度予算 297 千円、決算 30 千円

認知症により行方不明になる可能性の高い高齢者の事故防止と早期発見・保護に有効な位置情報検索サービスの利用開始に要する経費を補助することにより、介護家族の負担軽減を図る。

<実績>行方不明高齢者等位置サービス利用補助金交付件数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数（件）	6	5	8	4	2

●緊急通報装置貸与事業（担当課 長寿支援課）

令和6年度予算 14,747 千円、決算 14,664 千円

一人暮らし等の高齢者や身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することで、緊急事態における生活の安全を確保する。

警備員等派遣方式：業務委託を受けた業者が通報を受信し、安否確認のために、警備員等を派遣し、緊急時には消防本部に通報する。

<利用実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
台数（固定電話回線併用方式）	259	286	324	347	329
台数（固定電話回線未使用方式）			23	44	56
通報件数	633	492	708	772	909

—主な支出—

緊急通報装置保守等業務委託料 14,664 千円

随意契約 随意契約理由に合理性あり。契約書と照合した結果問題なし。

●介護サービス事業者支援事業（担当課 介護保険課）

令和6年度予算 1,190 千円、決算 1,188 千円

介護人材の育成と職員定着率の向上に資するための事業者支援を行うことにより事業者が健全に発展し、受給者や地域からの信頼を高めることを目的とする。

<令和6年度実績>

(ア) 部会支援（部会活動・合同研修等）

部会名	参加者数又は事業所数	研修名	参加者数
介護支援専門員部会	52 人	訪問看護部会	73 人
福祉用具部会	150 人	訪問介護部会	5 事業所
小規模多機能部会	120 人	ストレスケア	26 人
通所サービス部会	467 人	合同研修会等	56 人 25 法人

(イ) 全体支援

研修名	参加者数
新入職員研修	6 人
中堅者職員研修	200 人

(ウ) 認定ケア支援

研修名	参加者数
初任者・管理者対象の研修	19 人

ー主な支出ー

介護サービス事業者支援事業業務委託料 1,188 千円

随意契約 随意契約理由に合理性あり。契約書と照合した結果問題なし。

(2) 総務費

過去5年間の総務費の推移は以下のようである。

(単位：千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総務費					
総務管理費	396,133	388,391	357,583	369,927	439,148
徴収費	26,654	21,683	24,451	26,137	26,273
介護認定審査会費	209,274	236,049	232,166	232,815	276,158
趣旨普及費	3,990	4,167	5,387	3,511	3,184
合計	636,054	650,292	619,588	632,391	744,765

令和6年度の総務管理費の増加要因は標準化システムへの移行に係る委託料の発生である。

介護認定審査会費の増加は調査委託料の増加が主な要因である。コロナ禍による認定調査の特例(※)がなくなり、従来どおりの調査方法に戻ったため、令和5年度と比べ調査件数が増加したためである。

(※) 更新申請に限り、調査を行わずに半年～1年間、認定期間の延長を行えるもの。

—令和6年度の主な支出—

<総務管理費>

- ・施設清掃業務委託料 620千円

入札を実施したが予定価格を最低入札価格が上回ったため、最低入札価格提示者と随意契約を結んだ。 契約書と照合した結果問題なし。

- ・施設警備業務委託料 79千円

少額随意契約

- ・施設設備保守点検業務委託料 55千円

少額随意契約

- ・介護保険システムオペレーション業務委託料 18,236千円

随意契約

随意契約の理由書には業務の専門性と委託事業者の実績を理由に当該業務を適切かつ誠実に業務をできるのは、当該委託事業者のみとして地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約としたい旨の記載があるが、業務内容から見て同様の事業を行っている事業者は他にもあると思われるため合理的な理由と認める根拠に乏しい。競争入札の方法によることを検討すべきである。

契約書と照合した結果は問題なかった。

- ・介護保険システム運用管理業務委託料 4,510 千円

随意契約 随意契約理由に合理性あり。契約書と照合した結果問題なし。

- ・令和 6 年度介護保険指定機関等管理システム保守管理業務委託料 1,016 千円

随意契約 随意契約理由に合理性あり。契約書と照合した結果問題なし。

- ・介護保険システム改修委託料 63,657 千円

随意契約 随意契約理由に合理性あり。契約書と照合した結果問題なし。

- ・介護認定審査会費 24,528 千円

報酬明細と照合した結果問題なし。

- ・認定調査委託料 82,685 千円

随意契約の委託先 38 事業者との契約書と照合した結果問題なし。

随意契約理由に合理性あり。

5. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置状況

(1) 情報セキュリティ研修体制に関する指摘および措置状況

A 平成 22 年度包括外部監査における指摘の概要

平成 22 年度（平成 21 年度実施）の包括外部監査においては、介護保険事業特別会計に関連する情報システムを含め、情報セキュリティ対策の状況が検討され、その一環として、情報セキュリティ研修の実施体制について指摘がなされた。

当該指摘は、情報セキュリティがシステム面のみならず職員の運用・判断に大きく依存することを前提として、全職員等を対象とした研修の実施および原則として毎年の研修実施が望ましいとするものであった。

B 当該指摘に対する久留米市の措置内容

当該指摘に対し、久留米市は、管理職から一般職員まで研修対象を段階的に拡大するとともに、新規採用職員に対する研修を継続的に実施してきた。

また、現在では全職員を対象として毎年情報セキュリティ研修を実施しているとの説明がなされている。

C 措置状況に対する監査上の評価

全職員を対象とした毎年の研修体制が整備されていることから、平成 22 年度包括外部監査における当該指摘については、必要な改善措置が講じられているものと評価できる。

(2) 情報セキュリティ自己点検（チェックシート）およびフォロー体制に関する指摘および措置状況

A 平成 22 年度包括外部監査における指摘の概要

平成 22 年度包括外部監査においては、情報セキュリティ対策の一環として実施されている自己点検（チェックシート）について、回答率および遵守状況が十分とはいえず、特に人的セキュリティ分野における遵守率が低い状況が見受けられることが指摘された。

そのうえで、回答状況・遵守状況の可視化（庁舎内での公表の検討を含む）や、改善状況の継続的なフォローなど、実効性確保のための運用改善が求められていた。

B 当該指摘に対する久留米市の措置内容

久留米市からは、チェックシートの見直し後、

- 未提出が生じないよう催促等を行い、実際に未提出が解消されたこと
- 回収後は評価結果を庁内で共有していること
- 要改善事項について各部局へのフォローを随時実施していること

が説明された。

その結果、現在では、自己点検の回収およびフォローについて、一定の運用が定着しているとのことである。

C 措置状況に対する監査上の評価

自己点検制度において最も重要なのは、点検結果を把握し、遵守状況を改善につなげることであり、その目的を達成するための手法は一律ではない。

未提出が解消され、評価結果の共有および部局フォローが継続的に行われているのであれば、必ずしも庁内公表という手段を採らなければならないものではないと考えられる。

公表は、未提出防止や注意喚起の手段として一定の有効性を有し得る一方、過度に制裁的な運用となる場合には、かえって萎縮や形式的対応を招くおそれもある。

本監査において確認した範囲では、回収率が改善し、随時フォローが行われているとの説明がなされており、現時点では、当該指摘について一定の改善が図られているものとして評価する。

6. 指摘及び意見

(指摘2) 賦課初年度における不能欠損処理の判断根拠

賦課初年度における不納欠損処理について、地方税法第15条の7第5項が予定する「徴収不能が明らか」であることを基礎付ける個別具体的調査・判断が確認できない。

久留米市においては、令和4年度から令和6年度にかけて、介護保険料の賦課初年度において不納欠損処理が行われた事例が毎年度一定数存在していた。

これらは、地方税法第15条の7第5項に基づき、同条第1項第1号（滞納処分をすることができる財産がないとき）により滞納処分の執行を停止した場合において、「その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるとき」に該当するとして、同条第4項の3年経過を待たずに、納付義務を直ちに消滅させた上で、不納欠損処理を行ったものと整理されている。

しかし、監査において当該事案の決裁書類および添付資料を精査した結果、判断根拠は「65歳以上で生活保護を受給している」という属性に実質的に限定されており、少なくとも以下の事項について、徴収不能が「明らか」であることを基礎付ける個別具体的調査・聴取・検討記録が確認できなかった。

- ・ 本人の健康状態、就労可能性（就労制限の程度）
- ・ 将来の収入回復見込み（短期間での就労再開可能性等）
- ・ 本人の意向・生活状況（同居家族の支援状況を含む）
- ・ 資産の有無・処分可能性に関する追加確認（生活保護開始時点の調査結果の援用にとどまらない確認）

地方税法第15条の7第5項は、納付義務を直ちに消滅させるという例外的かつ重大な法的効果を伴う規定であり、その適用には、単なる現時点の資力不足にとどまらず、将来にわたり徴収が不可能であることが「明らか」であるといえるだけの事情の確認と、それを基礎付ける記録が不可欠である。

生活保護から回復することが稀である状況を判断の理由とすることは一定合理性が認められるものの、属性のみをもって一律に「徴収不能が明らか」と判断する現在の運用は、同条の趣旨・要件を充足しているかについて不十分であり、より詳細な調査を行うよう改善を要する。

(指摘3) 滞納処分の執行停止の際の通知

滞納処分の執行停止を行っているにもかかわらず、地方税法第15条の7第2項に定める通知を行っていない。

地方税法第15条の7第2項は、滞納処分の執行停止を行ったときは、「その旨を滞納者に通知しなければならない」と明確に規定している。

しかし、監査において確認したところ、久留米市では、滞納処分の執行停止を行っているにもかかわらず、当該執行停止について滞納者に対する通知を一切行っていなかった。

担当課からは「通知義務を認識していなかった」との説明があったが、執行停止は、将来の差押え実施の有無や、執行停止の継続（同条第4項）・直ちに納付義務消滅（同条第5項）といった効果関係と密接に結び付くものであり、滞納者の法的地位・見通しに影響する重要な手続である。

通知が行われていない状況は、法定手続の不履行として重大であり、執行停止の外部的効力の確定性、ならびにその後の納付義務消滅・不納欠損処理を含む一連の処理について、手続的適正・説明責任の観点から問題がある。

したがって、本件は法令遵守および適正手続の観点から、早急に改善を要する。

(指摘4) 滞納処分の個別具体的な検討と記録

滞納処分（差押え）を実施しない運用が前提化され、個別具体的な検討が行われていない。

介護保険料は、地方自治法第231条の3第3項により、地方税の滞納処分の例により徴収することができることとされており、差押えを含む滞納処分は制度上排除されていない。差押えが常に義務的に実施されるものではないとしても、滞納が継続する事案については、各滞納者の資力、生活状況、徴収見込み等を踏まえ、滞納処分を行うか否かについて検討する余地が制度上予定されている。

しかし、久留米市においては、令和4年度から令和6年度までの間、預金照会や税情報との突合等の財産調査は一定数実施されているものの、滞納処分（差押え）は一件も実施されていなかった。

また、令和4年度及び令和5年度に滞納処分を実施しなかった理由について、個別の滞納者ごとに検討した結果や判断理由を整理・記録した資料は確認できなかった。

担当課からは、その理由として「コロナ禍」や「物価高騰」、高齢者の生活への影響への配

慮等といった一般的事情が挙げられており、これらを背景として、滞納処分を実施しない運用が事実上前提となっていた状況が認められた。

しかし、これらの一般的・包括的事情は、個々の滞納者について滞納処分を行うか否かを判断するための直接的・個別的な理由とはなり得ず、本来は、各滞納者の資力状況、納付状況、徴収可能性等を踏まえた個別具体的な検討が行われるべきである。

なお、令和6年度においては、対象者の選定と実施の検討が行われているが、判断基準や実施手順の整理が不十分とのことで、見送られた経緯があるとのことである。

滞納処分を実施しないこと自体が直ちに違法となるものではないが、制度上検討が予定されているにもかかわらず、あらかじめ滞納処分を行わないことを前提とする運用がなされてきたこと及びその運用に起因して判断基準や実施手順が未整備であることは、制度趣旨に照らして適切とはいえない。

このような運用の下では、滞納処分を行うか否かについての判断過程や判断根拠が明確な記録として残らない結果となっており、運用の合理性および説明可能性の観点からも問題がある。

担当課としては、現在、滞納処分に関する基準等の整理については検討しているとのことだが、個別具体的な対応が実施できていない点については、制度が予定する検討機能が十分に果たされておらず、改善を要する事項として指摘する。

(指摘5) 保険料減免取扱要綱の運用

介護保険料減免取扱要綱第8条に基づく減免判断において、要綱に明示されていない基準を用いた運用が行われている。

久留米市介護保険料減免取扱要綱第8条は、「第1号被保険者の属する世帯の収入が減免基準額の130%未満の者」について、区分に応じて保険料を減免することができる旨を定めており、減免の可否は世帯収入額を基準として判断される構造となっている。

しかし、監査において実際の運用を確認したところ、当該基準に加えて、

- 税法上の扶養関係の有無
- 世帯の貯蓄金額（世帯員数×120万円超か否か）
- 自動車の保有状況（最低限の車両か否か）

- 不動産・農地・借地等の所有状況

といった、要綱第8条に明示されていない事項が聴取・考慮され、減免の可否判断に用いられている実態が確認された。

これらの要素は、「世帯収入の多寡」とは直接の対応関係にないものであり、要綱の文言からは減免判断の要件として読み取ることができない。にもかかわらず、実務上これらの要素を考慮する運用が行われていることは、要綱が定める判断基準と実際の判断基準との間に乖離を生じさせている。

このような運用は、

- 被保険者にとって減免可否の予見可能性を損なうこと
- 要綱に基づく判断という外形を保ちつつ、実質的に新たな判断基準を導入していること

から、減免制度の公平性・透明性および適正手続の観点において問題がある。

減免判断において収入以外の資産状況等を考慮する必要があるのであれば、その判断要素および基準は、要綱上明確に位置付けるべきであり、現行のように要綱の文言から直ちに導き得ない基準を用いる運用は、是正を要する。

(指摘6) 要介護・要支援認定における30日以内の延期通知

要介護・要支援認定において、介護保険法第27条第11項に定める「30日以内の延期通知」を行っていない。

介護保険法第27条第11項は、要介護認定（要支援認定も同趣旨の規定が置かれている。）の申請に対する処分について、申請日から30日以内に行うことを原則とし、心身の状況の調査に日時を要する等の特別な理由により当該期間内に処分を行うことが困難な場合には、申請日から30日以内に、処理見込期間およびその理由を被保険者に通知した上で、処分を延期することができる旨を明確に定めている。

すなわち、同項ただし書に基づく延期は、単に処分が遅れるという事実では足りず、30日以内の通知を伴って初めて適法に予定される手続である。

しかし、本監査において確認したところ、久留米市介護保険課においては、申請日から30日以内に処分を行うことが困難と見込まれる場合であっても、申請日から30日以内に同条第11項に基づく処理見込期間および理由の通知を行う運用が採られておらず、実務上は、申請

日から 60 日を超えることが見込まれる場合に遅延通知を郵送する運用となっていることが認められた。

このような運用は、介護保険法第 27 条第 11 項が明示する「30 日以内の通知」という手続要件を満たしておらず、処分の延期を適法に行うために法律が求める手続を履行していないものといわざるを得ない。

延期通知の趣旨は、原則として 30 日以内に処分されるべき申請について、やむを得ず期限内の処分が困難となる場合に、被保険者に対し、処分が延期されること、処理見込期間およびその理由を明示して知らせ、手続の透明性と申請者の予見可能性を確保することにある。にもかかわらず、30 日以内の通知がなされていないことは、申請者に対し当該事情が適時に明示されないまま手続が長期化し得る状態を生じさせ、適正手続の観点から問題がある。

したがって、本件は、介護保険法が定める延期通知義務（30 日以内通知）を履行していない点において、適法性に関する問題が認められる事項であり、早急に法令に則った運用へ是正する必要がある。

(指摘 7) 随意契約理由

以下の契約の随意契約理由について、合理的な理由と認める根拠に乏しい。

介護保険システムオペレーション業務委託料 18,236 千円

随意契約の理由書には業務の専門性と委託事業者の実績を理由に当該業務を適切かつ誠実に業務をできるのは、当該委託事業者のみとして地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約としたい旨の記載があるが、業務内容から見て同様の事業を行っている事業者は他にもあると思われるため合理的な理由と認める根拠に乏しい。

競争入札の方法によることを検討すべきである。

(意見7) 保険料減免取扱要綱にかかる検討

介護保険料減免取扱要綱が、条例における減免要件の趣旨・範囲を逸脱しているおそれがある。

介護保険条例第13条は、保険料の減免について、震災等による著しい損害や、死亡・失業等に伴う著しい収入減少といった、主として一時的・例外的事情を減免要件として列挙している。また、第5号において「その他特別の事由」を規定しているが、同条全体の体系からすれば、恒常的な低所得状態を一般的に減免対象とする趣旨であるとは直ちに解し難い。

これに対し、久留米市介護保険料減免取扱要綱においては、条例第1号から第4号の各類型とは別に、収入がもともと少ないことを理由とする減免類型が定められており、恒常的な低所得状態そのものを減免対象としている。

要綱は条例を具体化する内部基準であり、条例が予定していない新たな減免類型を創設する権限を有するものではない。恒常的低所得を当然に減免対象とする運用は、条例第13条の趣旨・体系を実質的に拡張するものであり、要綱が条例の委任範囲を逸脱しているおそれがある。

したがって、当該要綱の位置づけおよび減免類型の妥当性については、条例との整合性の観点から整理するなど、検討が必要である。

(意見8) 利用実績の少ない事業に関する検討（地域支援事業）

地域支援事業において、利用実績の少ない事業がある。

- ・第1号訪問・通所事業の元気向上訪問サービスや生活機能訪問相談サービス（生活機能アドバイスタイプ）、生活機能訪問相談サービス（集中デイアセスメントタイプ）は毎年、利用者が極端に少ない。
- ・認知症高齢者見守り事業の行方不明高齢者等位置サービス利用補助金交付件数は、年々減少しており令和6年度は2件のみとなっている。

これらの事業については利用を促進する活動を強化するか、事業内容を見直すことが経済性、効率性の観点から必要と思われるので検討していただきたい。

IV 競輪事業特別会計

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

久留米競輪場は、戦後まもない昭和 24 年 7 月 14 日に開設された。根拠法令は自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）、自転車競技法施行規則等である。久留米市の競輪事業は、市民にレジャーの場を提供するとともに、収益金の一部については、久留米市の一般会計に繰入を行う事を目的として運営されてきた。

(久留米競輪場の外観)



(競輪場の住所)

久留米競輪場：福岡県久留米市野中町 2 番地

(各サテライトの住所)

サテライト久留米：福岡県久留米市梅満町 69 番 1

サテライト北九州：福岡県飯塚市勢田 2442-1

サテライト中洲：福岡市博多区中洲三丁目 7 番 24 号 ゲイツビル 3 階

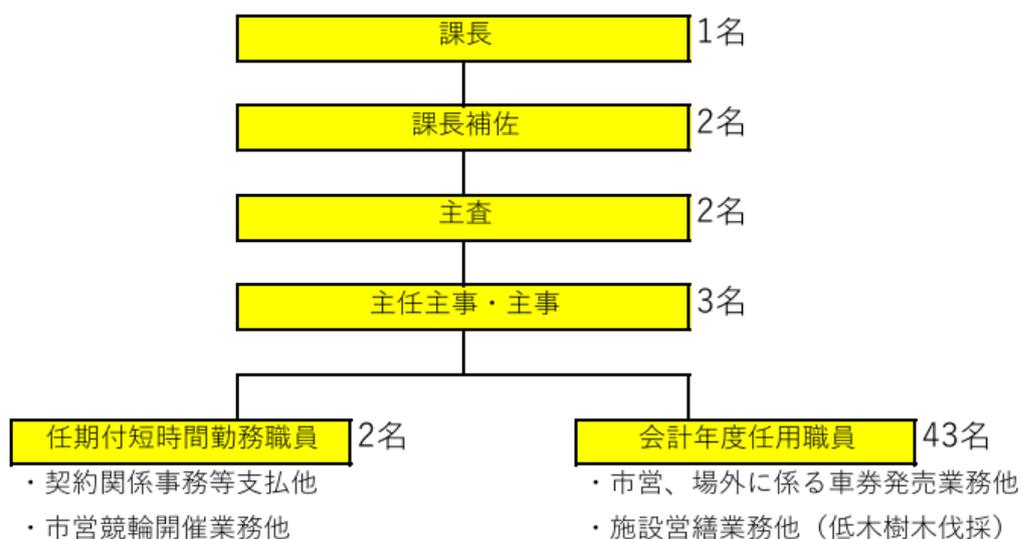
(2) 所管課人員表及び組織図

(所管) 久留米市商工観光労働部 競輪事業課

(人員) 競輪事業課 正規職員 8名
任期付短時間勤務職員 2名
会計年度任用職員 43名
計 53名

(組織図)

競輪事業課



(3) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

歳入

款	節	収入済額 [円]				
		R2	R3	R4	R5	R6
1_競輪事業収入		16,043,869,200	21,243,806,000	26,478,592,200	32,445,919,500	34,773,022,200
	1_競輪事業収入	16,043,869,200	21,243,806,000	26,478,592,200	32,445,919,500	34,773,022,200
2_財産収入		22,714,831	33,709,670	35,659,399	35,982,965	4,523,934
	1_不動産収入	22,506,288	33,586,218	35,549,818	35,868,366	2,727,337
	1_利子及び配当金	208,543	123,452	109,581	114,599	1,796,597
3_繰入金						41,371,000
	1_競輪場施設等改善基金繰入金					41,371,000
3_繰越金		597,969,267	599,371,281	653,355,253	704,140,229	538,985,092
	1_繰越金	597,969,267	599,371,281	653,355,253	704,140,229	538,985,092
4_諸収入		856,742,967	907,021,220	893,158,934	848,524,907	745,632,682
	1_市預金利子	0	0	0	0	0
	1_受託事業収入	625,584,860	632,500,225	643,529,912	596,906,849	498,016,947
	1_雑入	231,158,107	274,520,995	249,629,022	251,618,058	247,615,735
	歳入合計	17,521,296,265	22,783,908,171	28,060,765,786	34,034,567,601	36,103,534,908

令和6年度の競輪事業収入は、34,773,022,200円であった。コロナ禍であった令和2年度の同収入16,043,869,200円と比べると約2倍の収入額となっており、年々増加している状況である。1日あたりの本場入場者数も令和2年度が358人だったのに対し、令和6年度は711人と約2倍になっており、収入額との相関関係が認められる。

ここで、さらに過去に遡り10年前からの推移でみると、平成28年度が1日あたりの本場入場者数が947人と最も多かったが、競輪事業収入は13,355,554,900円しかない状況であった。よって、平成28年度と令和6年度を比較すると、1日あたり本場入場者数は減少しているが、競輪事業収入は増加している。すなわち、平成28年と令和6年度を比較すると、1日あたり本場入場者数は947人(H28)から711人(R6)と約200人以上減少しているが、競輪事業収入は13,355,554,900円(H28)から34,773,022,200円(R6)になっており200億円以上増加している。これは、近年インターネット投票で車券を購入する人が増えていることが主な要因となっている。またミッドナイト競輪の開催も近年の競輪事業収入の増加に貢献している。

その他の収入項目を見ると、久留米競輪場及びサテライト久留米場外発売受託料である受託事業収入は、令和6年度が498,016,947円であり、過去5年間の推移をみると減少傾向にある。

これは、場外発売収入は、インターネットの売上が増加している事に伴い、年々減少している事が主な要因である。

歳出

	節	支出済額 [円]				
		R2	R3	R4	R5	R6
1 総務費		905,381,311	1,301,993,534	1,819,759,131	2,371,386,676	2,453,869,982
1_一般管理費		544,296,575	686,815,220	791,916,211	1,101,324,982	1,019,625,134
	1 報酬	4,924,140	5,107,999	1,229,811	1,374,942	1,549,068
	2 給料	35,376,480	35,188,870	38,401,544	41,017,004	40,697,927
	3 職員手当等	21,275,305	22,401,156	25,559,437	25,333,352	25,482,711
	4 共済費	12,977,193	12,910,516	13,320,828	14,295,755	13,909,132
	5 災害補償費	0	0	0	0	0
	8 旅費	986,820	506,920	1,641,860	2,390,900	2,137,040
	9 交際費	0	0	0	0	0
	10 需用費	5,885	0	0	0	9,880
	11 役務費					0
	12 委託料	2,112,000	3,770,800	2,634,500	2,000,000	2,000,000
	18 負担金・補助 及び交付金	459,090,352	585,641,259	690,786,031	999,172,729	912,871,076
	26 公課費	7,548,400	21,287,700	18,342,200	15,740,300	20,968,300
2 財産管理費		361,084,736	615,178,314	1,027,842,920	1,270,061,694	1,434,244,848
	10 需用費	18,751,409	20,838,962	31,185,112	23,846,713	13,145,539
	11 役務費	950,477	959,843	2,461,612	3,412,150	1,506,497
	12 委託料	16,533,000	40,896,909	24,086,615	14,604,831	55,996,706
	14 工事請負費	0	0	0	0	0
	16 公有財産購入 費	1,391,850				50,261,106
	24 積立金	323,458,000	552,458,000	970,109,581	1,228,198,000	1,313,335,000
	26 公課費		24,600			
2_事業費		15,836,543,675	20,628,559,384	25,236,866,426	30,624,195,833	32,525,289,794
1 競輪事業費		15,836,543,675	20,628,559,384	25,236,866,426	30,624,195,833	32,525,289,794
	2 給料	71,083,675	72,587,410	75,053,074	76,080,094	78,802,229
	3 職員手当等	13,071,232	14,254,549	13,940,982	14,109,289	14,125,888
	4 共済費	11,618,462	12,525,943	12,690,070	13,698,688	10,993,606
	5 災害補償費	0	0	0	0	0
	7 報償費	461,658,463	561,377,733	715,303,495	861,431,769	839,838,631
	10 需用費	79,760,853	82,537,998	105,485,455	110,088,549	111,155,595
	11 役務費	72,114,831	73,725,809	67,282,389	74,015,527	91,117,116
	12 委託料	2,753,299,343	3,583,408,548	4,264,602,488	5,051,803,606	5,236,812,261
	13 使用料及び賃 借料	283,861,079	230,765,114	177,381,131	170,104,467	148,851,731
	15 原材料費	0	0	0	0	0
	17 備品購入費	10,000,401	78,980	7,439,000	7,568,990	218,460
	18 負担金・補助 及び交付金	6,953,710	7,209,172	7,102,352	8,792,844	6,574,747
	21 補償・補填及 び賠償金	0	0	7,000	4,000	151,200
	22 償還金・利子 及び割引料	12,073,121,626	15,990,088,128	19,790,578,990	24,236,498,010	25,986,648,330
3 諸支出金		180,000,000	200,000,000	300,000,000	500,000,000	500,000,000
1_一般会計繰出金		180,000,000	200,000,000	300,000,000	500,000,000	500,000,000
	27 繰出金	180,000,000	200,000,000	300,000,000	500,000,000	500,000,000
1_地方公共団体 金融機構納付金		0	0	0	0	0
	18 負担金・補助 及び交付金	0	0	0	0	0
4 予備費		0	0	0	0	0
1_予備費		0	0	0	0	0
	歳出合計	16,921,924,986	22,130,552,918	27,356,625,557	33,495,582,509	35,479,159,776

歳出項目を見ると、財産管理費の中の「委託料」の金額が事業年度によって大きく変動している。すなわち、令和2年度は16,533,000円であるが、令和3年度は40,896,909円、令和4年度は24,086,615円と増加している。その後令和5年度においては14,604,831円と令和2年度と同等の金額に戻るが、監査対象年度である令和6年度においては55,996,706円と再び上昇している。これは令和3年度、令和4年度、令和6年度においては、現在計画を進めている久留米競輪場再整備に関する費用が計上されている事が原因となっている。

競輪場再整備に関する費用は、令和3年度が基本計画策定業務28,599,560円、令和4年度がPFI等導入可能性調査4,537,500円、令和6年度が発注者支援業務41,371,000円であった。

ここで、PFI等導入可能性調査業務とは、令和3年度に策定した基本計画を踏まえ、民間の専門的な技術、手法、情報、経験を活用したPFI方式及び公設民営方式の導入の可能性について、定量的・定性的な評価を行ったうえで、総合的な観点から最適な事業方式案を選定する業務であり、発注者支援業務の内容は、競輪場再整備事業を推進するにあたり技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、発注・設計の各段階において、設計の検討やコスト管理などの各種マネジメント業務を行うものである。

次に、競輪事業費の中の「報償費」も令和2年度は461,658,463円であったが、令和6年度は839,838,631円と増加している。報償費のほとんどは選手賞金であり（一部が賞品購入費）、全輪協と日本競輪選手会との交渉により金額が増加している事が要因である。

また、競輪事業費の中の「委託料」も令和2年度が2,753,299,343円であったのに対し、令和6年度は5,236,812,261円と大きく増加している。これは、売上に連動する委託料（JKA競技実施委託料等）があるため、この増加が主な要因となっている。

さらには、償還金の金額も令和2年度は12,073,121,626円であったのに対し、令和6年度は25,986,648,330円に増加している。償還金は、車券購入者に対する売上の75%分の払戻金であり、車券売上の増加と比例している。

最後に、「一般会計繰出金」は令和2年度180,000,000円、令和3年度200,000,000円、令和4年度300,000,000円、令和5年度と令和6年度は500,000,000円であり、近年では売上に連動して増加しており、久留米市の一般会計財源確保に貢献している。

2. 事業内容の詳細

令和6年度の久留米市営開催レースは以下のとおりである。

	回	節	区分	節初日	備考(協賛等)	
上期	1	-	F I	令和6年4月13日	ナイター	CTC杯×HPCJC
	13	-	G I	令和6年4月26日	ナイター	AGC(枠外)
	2	-	F II	令和6年5月3日	ナイター	チャリロト杯
	3	前	F II	令和6年5月17日	ミッド ※7R制	オッズパークのオズパ祭2杯
	3	後	F II	令和6年6月10日	ミッド	ウィンチケットミッドナイト競輪
	4	-	G III	令和6年6月22日	中野カップレース	能登半島復興支援競輪/大阪・関西万博協賛
	14	前	F II	令和6年7月4日	ミッド(枠外) ※7R制	楽天Kドリームス杯
	5	前	F I	令和6年7月10日	ⓧイター	楽天Kドリームス杯×HPCJC
	5	後	F I	令和6年8月1日	ⓧイター	西日本C×HPCJC×ニッカン・コム杯
	14	後	F II	令和6年9月12日	ミッド(枠外)	オッズパーク杯
	6	-	F II	令和6年9月29日	ⓧイター	チャリロト杯
下期	7	前	F II	令和6年10月6日	ミッド(非カウント)	ウィンチケットミッドナイト競輪
	8	前	F I	令和6年10月21日	ナイター	CTC杯×HPCJC
	7	後	F II	令和6年10月27日	ミッド	楽天Kドリームス杯
	9	前	F II	令和6年12月27日	ミッド (非カウント)	オッズパーク杯
	9	後	F II	令和7年1月2日	ミッド ※7R制	オッズパーク杯
	10	-	F II	令和7年1月16日	ⓧイター	楽天Kドリームス杯
	8	後	F I	令和7年1月28日	ナイター	戸上守杯×HPCJC
	11	-	F II	令和7年2月7日	ⓧイター	チャリロト杯
	12	前	F I	令和7年3月1日	ナイター	TIPSTAR杯×HPCJC
	12	後	F I	令和7年3月10日	ⓧイター	楽天Kドリームス杯×HPCJC

このように久留米市営開催レース全21回のうち、ナイターが12回、ミッドナイトレースが8回であり、昼間のレースは中野カップレース1回であった。よって、久留米競輪場における昼間の来場者は、他の競輪場で行われているレースの車券を購入するために訪れているという状況である。またナイターやミッドナイトレースの開催日であっても、近年ではインターネット投票で車券を購入する者の割合が増えてきている。

また、久留米競輪場では施設の多くが昭和40年代に建築されたものであり老朽化が進んでいる。このため、メインスタンドやサイドスタンドなどは耐震基準を満たしておらず使

用できない状態である。また入場者の減少によって施設規模が過大となっており、このまま改修しても施設の運営が非効率となってしまう。そこで、現在、久留米競場の再整備の話が進んでおり、部分的に解体、新築を順次行い、全ての建物を再整備すること等が計画されている。但し、バンクについては改修工事の間レースができなくなってしまう等の理由から現状のままの予定である。

再整備事業は、令和 8 年度までに調査・設計を行い、令和 9 年度から工事に着工、令和 12 年度の完成予定となっており、総事業費は令和 4 年度時点では約 79 億円が見込まれていた。しかしながら、昨今の建築工事費用の高騰から、総事業費は大幅に増える事が予想されている。

(再整備のイメージ図)



3. 実施した監査手続

- (1) 競輪事業課の担当職員から、事業の実施状況のヒアリングを実施。
- (2) 久留米競輪場を視察し、施設の老朽化や利用状況、入場者の動向等を確認。
- (3) 競輪場再整備計画の内容と建替施設の立地等の確認。
- (4) 過去5年間の決算数値を確認。
- (5) 委託料の内容の確認。
- (6) 各サテライトの収支の確認。
- (7) その他関連資料の通査を行った。

4. 監査の結果

監査手続きを実施した範囲においては、法令に違反するような事項はなかった。

5. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置状況

平成22年度の包括外部監査において、開催収支に関する個別的検討事項が意見として示されていた。いずれの指摘事項も現時点においても考慮しながら競輪事業の運営がなされていた。

6. 指摘及び意見

(意見9) 競輪場再整備にかかるコストの検討

施設の老朽化がかなり進んでおり、競輪場の再整備によりメインスタンドや選手宿舎、管理棟等を見て直す必要があることは理解できる。

但し、昨今の建設コストの上昇により、総事業費が令和4年度の概算額79億円から大幅に増加することが見込まれており、現時点では最終的な金額が確定していない。

インターネット投票の割合が増え、入場者数は減少し続けることが予想されるため、総事業費があまりにも増加するのであれば、メインスタンド等の規模を当初よりコンパクトにする等して建設コストをおさえることも検討してはどうかと考える。

(意見10) サテライト久留米にかかるコストの検討

サテライト久留米においては、土地、建物を民間企業から賃借して運営している。令和6年度における賃借料は約2,000万円、投票業務委託費は約6,000万円であり、総支出額は約9,500万円であった。

令和6年度におけるサテライト久留米に関する収支は約4,600万円の黒字であったが、毎年多額のコストがかかることから、それぞれのコストの額について削減できるものはないか検討してはどうかと考える。

V 卸売市場事業特別会計

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

卸売市場事業から生じる特定の収入で、次の3つの卸売市場の事業を賄うための支出を特別会計で計上、収支を管理している。

久留米市中央卸売市場 青果部
久留米市地方卸売市場 水産物部
久留米市地方卸売市場 田主丸流通センター

【事業の根拠法・関係例規等】

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）

久留米市中央/地方卸売市場業務条例

久留米市中央/地方卸売市場業務条例施行規則

久留米市地方卸売市場田主丸流通センター条例

久留米市地方卸売市場田主丸流通センター条例施行規則

【責務】

久留米市中央/地方卸売市場業務条例

（市長及び市場関係事業者の責務）

第4条 市長は、公平かつ公正な市場における取引の場の確保のため取引参加者への指導監督等を適切に行い、市場が生鮮食料品等の供給拠点としての役割を担うことができるよう努めなければならない。

久留米市地方卸売市場田主丸流通センター条例

（市長及び市場関係事業者の責務）

第4条 市長は、公平かつ公正な市場における取引の場の確保のため取引参加者への指導監督等を適切に行い、市場が花木等の供給拠点としての役割を担うことができるよう努めなければならない。

【市の行政事務】

- ・市場に係る事務事業の企画及び調整に関すること
- ・市場施設の整備計画に関すること
- ・市場関係事業者の許認可及び業務指導監督に関すること
- ・卸売市場の管理運営に関すること

【久留米市中央卸売市場 青果部】

令和6年4月1日現在

所在地：久留米市諏訪野町 2623 番地 1

敷地面積：33,961 m²

業務開始：昭和38年9月1日

取扱い品目：野菜、果実、鳥卵その他の生鮮食料品等

卸売業者1社、仲卸業者10社、売買参加者94人、関連事業者10人

【久留米市地方卸売市場 水産物部】

所在地：久留米市諏訪野町 2623 番地 1

敷地面積：8,501 m²

業務開始：昭和37年7月1日

取扱い品目：生鮮水産物その他の生鮮食料品等

卸売業者1社、仲卸業者1社、売買参加者157人

【久留米市地方卸売市場 田主丸流通センター】

所在地：久留米市田主丸町益生田 1134 番地 4

敷地面積：54,198 m²

業務開始：昭和59年10月1日

取扱い品目：花木、園芸資材及び果実

卸売業者1団体、買受人1,171人、関連事業者1人

卸売市場とは

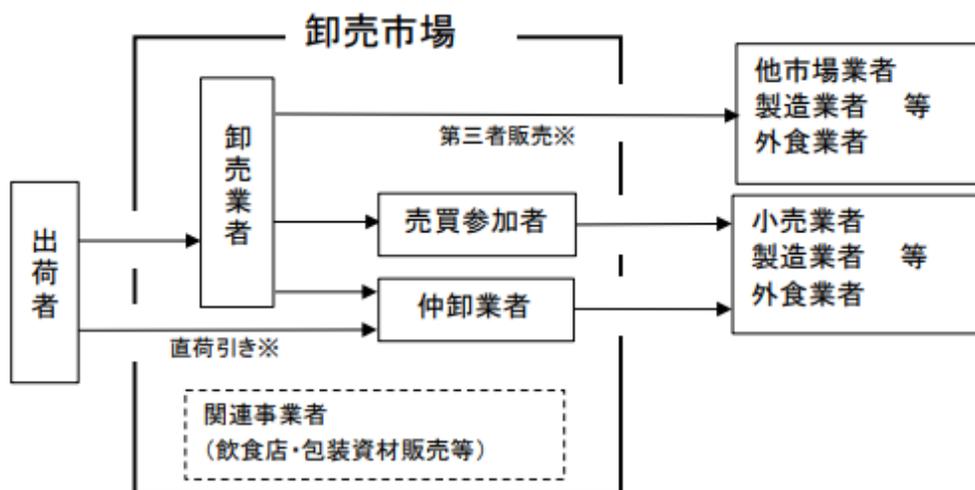
卸売市場の機能

1. 集荷（品揃え）、分荷機能（全国各地から多種多様な商品を集荷するとともに、需要者のニーズに応じて、迅速かつ効率的に、必要な品目、量に分荷）
2. 価格形成機能（需給を反映した迅速かつ公正な評価による透明性の高い価格形成）
3. 代金決済機能（販売代金の迅速・確実な決済）
4. 情報受発信機能（需給に係る情報を収集し、川上・川下にそれぞれ伝達）

（農林水産省 令和6年度 卸売市場データより）

「広域流通の中核拠点」としての中央卸売市場と、「地域における集配拠点」としての地方卸売市場があり、出荷者、卸売業者、仲卸業者、売買参加者など、その運営を取り巻く利害関係者の多さに特徴がある。

卸売市場の取引の流れ



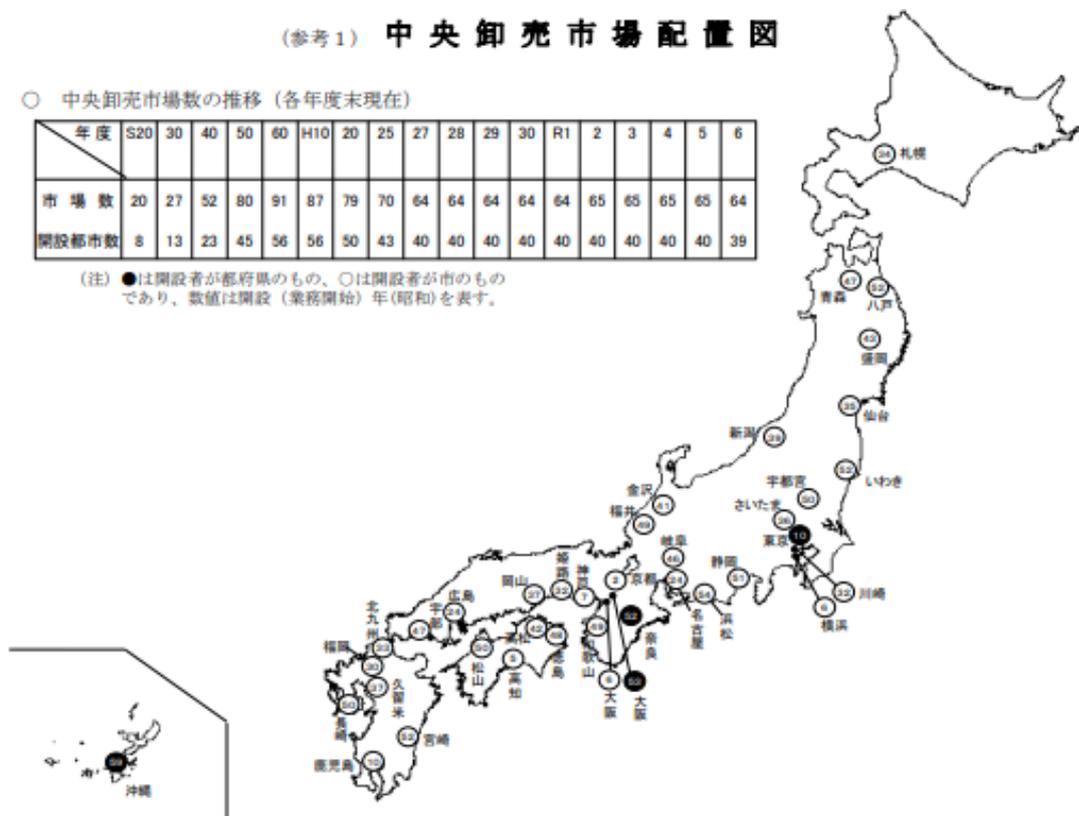
※第三者販売及び直荷引きについては、市場によっては業務規程においてその取引を制限している場合もある。

(農林水産省 令和6年度 卸売市場データより)

令和2年6月21日施行の卸売市場改正法により、これまで都道府県や市などにしか認められていなかった中央卸売市場の「開設」が、特定の条件を満たせば民間企業にも認められるようになっているものの、現在でも中央卸売市場の開設者は公設が運営している。

(注 地方卸売市場については、改正「卸売市場法」施行以前から民間企業による「開設」が認められている)

(参考1) 全国の中央卸売市場配置図



(農林水産省 令和6年度 卸売市場データより)

久留米市は、福岡県内最大の農業都市である。

農業産出額が福岡県内で第1位、全国では第26位、なかでも野菜のみの統計は県内1位、全国19位、果実は県内5位、全国81位に位置している。

(農林水産省 令和5年市町村別農業産出額(推計)データより)

このように、県内最大の農業都市として、久留米市諏訪野町に、農林水産大臣の認定を受けて「久留米市中央卸売市場(青果部)」として「中央卸売市場」があり、同一場所に、消費地市場として福岡県知事の認定を受けて「久留米市地方卸売市場(水産物部)」があり、市民等の生活の安定に貢献するために、久留米市が開設している。

また、田主丸町に、福岡県知事の認定を受けて、花木、園芸資材及び果実を取り扱う「久留米市地方卸売市場田主丸流通センター」を久留米市が開設している。

高い公共性を発揮し、野菜、果物、魚などの生鮮食料品などを消費者に円滑かつ安定的に供給するために、開設者である久留米市は市場の取引の公平、公正を担保しなければならない。

「適正かつ健全な運営を確保するため」（卸売市場法第1条）に制定された「卸売市場法」に基づいた「業務条例」、「業務条例施行規則」により様々なルールを規定することによって、市は卸売市場の業務を適正に運営し、開設者として指導監督を実施している。

さらに、市場開設者は、市民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割だけでなく、卸売市場に期待される役割について、農林水産省は、改正卸売市場法による「卸売市場に関する基本方針」を次のように掲げている。

卸売市場に関する基本方針（平成30年農林水産省告示第2278号）

第1 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

1 卸売市場の位置付け（法第1条、第2条、第4条及び第13条関係）

中央卸売市場及び地方卸売市場（以下単に「卸売市場」という。）が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される。

他方、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のためには、卸売市場を含めて新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。

流通が多様化する中で、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。

また、地方公共団体を始めとする開設者は、地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズに応えつつ、高い公共性を果たす必要がある。

「卸売市場」の開設者は、これまでの地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズに応えるための公共的な役割だけでなく、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のための新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立することが重要であるとし、国内外の需要への対応等、外部環境の変化に向けた事業展開も求められている。

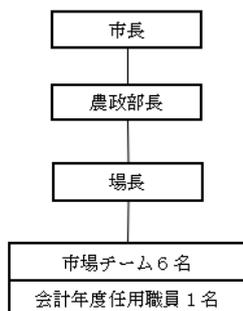
経営戦略的な視点を持った市場運営の確保という新たな役割が求められるようになっている。

(2) 所管課人員表及び組織図

【久留米市中央・地方卸売市場】

管理職事務職員 8名

担当課 久留米市農政部中央卸売市場 市場チーム（場長含む8名）



【地方卸売市場 田主丸流通センター】

担当課 田主丸総合支所 産業振興課 事務職員 担当2名

(3) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

※千円単位未満切り捨て（以下同じ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	305,459	340,910	392,757	350,492	360,575
歳出	290,789	326,165	376,938	336,052	345,669
差引残高	14,669	14,745	15,818	14,440	14,906

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用料及び手数料	141,455	135,488	135,896	135,048	140,406
一般会計繰入金	83,000	91,000	100,000	105,000	95,000
繰越金	10,438	14,669	14,745	15,818	14,440
諸収入（※1）	38,075	42,152	49,214	51,526	55,829
市債	32,500	57,600	92,900	43,100	54,900
歳入合計	305,459	340,910	392,757	350,492	360,575
総務費（※2）	196,176	223,068	267,767	223,991	247,361
公債費	94,613	103,096	109,170	112,060	98,308
予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	290,789	326,165	376,938	336,052	345,669

※1：卸売業者、仲卸業者、及び関連事業者から徴収する光熱水費収入等

※2 総務費内訳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般管理費					
報酬	2,832	2,387	2,535	2,549	2,821
給料	24,955	23,273	25,828	26,357	26,915
職員手当等	16,323	14,381	13,889	15,739	16,002
共済費	8,843	8,481	8,798	9,378	9,236
需用費	39,600	45,877	55,512	56,867	61,870
委託料	30,958	31,893	32,251	39,255	33,894
使用料及び賃借料	4,858	4,717	4,884	4,841	4,886
負担金・補助金及交付金	6,559	6,184	8,290	8,814	9,156
公租費	4,626	10,888	6,731	4,525	12,073
その他	708	637	939	928	1,095
財産管理費					
需用費	22,910	16,242	14,609	17,212	25,772
委託料	4,672	265	1,800	2,057	5,348
工事請負費	27,911	57,408	91,373	35,084	37,861
その他	421	435	328	387	433
総務費合計	196,176	223,068	267,767	223,991	247,361

【歳入】

収入(財源)は使用料が約4割を占める。「使用料及び手数料」は、「売上高割使用料」と「面積割使用料」がある。「売上高割使用料」は、条例で売上高の5/1000の範囲内に規定、施行規則で3/1000としている。市場使用料の徴収方式と算定方式について、昭和48年9月に農林省食品流通局市場課から基本的な考え方が示されており、その方式に沿って使用料を算定している。

面積割使用料＝償却費＋地代＋修繕費＋管理事務費＋損害保険料－売上高割使用料
 使用料に占める割合は、「売上高割使用料」25%と「面積割使用料」75%程度。

下記、図Aのように、「使用料及び手数料」から「総務費(人件費等の一般管理費及び財産管理費)」を差し引いた額は、マイナスとなっており、一般会計からの繰入金を実施している。

図A	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用料及び手数料	141,455	135,488	135,896	135,048	140,406
総務費(※2)	196,176	223,068	267,767	223,991	247,361
差引	-54,721	-87,620	-131,871	-88,943	-106,953

【一般会計からの繰入金及び一般会計への繰出金の状況・推移について】

指導監督経費及び建設改良費に対する繰入金であり、下記通知に基づいた基準内繰入金である。

起債償還金や修繕等が必要なため繰入金が必要な状況にある。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計繰入金	83,000	91,000	100,000	105,000	95,000
指導監督的経費繰入金	49,206	48,452	51,707	52,023	45,846
建設改良繰入金	33,794	42,548	48,293	52,977	49,154
一般会計への繰出金	—	—	—	—	—

令和7年度の地方公営企業繰出金について（通知）総財公第28号 令和7年4月1日

第6 市場事業

1 市場における業者の指導監督等に要する経費

- (1) 趣旨 卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の一部について繰り出すための経費である。
- (2) 繰出しの基準 現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の30%とする。

2 市場の建設改良に要する経費

- (1) 趣旨 卸売市場の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。
- (2) 繰出しの基準 市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金（PFI事業に係る割賦負担金を含む。）の2分の1とする。

【長期借入金及び起債の返済・償還の状況】

歳入「市債」は、毎年、工事に関する必要額を借入実施している。公債費で、償還をしており、計画的な起債や償還を行い、上記繰入基準額を超えないようにしている。

令和6年度の残高は、元利合計で751,263千円であり、令和10年度迄は毎年度78,000千円から70,000千円前後の元利償還額、最終返済年度は令和21年度末となっている。

なお、水産棟竣工昭和49年、青果棟竣工昭和51年と既存施設の老朽化が目立ってきており建替の時期も迫っており更なる起債を行えば中央卸売市場事業特別会計の圧迫の要因となる。

2. 事業内容の詳細

2. 1 置かれている環境

○外部環境の変化

1. 卸売市場法の改正

食品流通の合理化と生鮮食料品などの公正な取引の環境の確保を目的とした改正「卸売市場法」が、平成30年6月に改正、令和2年6月に施行となった。

卸売会社による第三者販売、商物一致の原則、仲卸による直荷引きなど国による一律取引規制が廃止され、開設者が独自にルールを設定することとなった。

改正前は、農林水産大臣による「認可」制から「認定」制への変更など、国の関与が大幅に縮小されている。

2. 市場取扱高の減少

人口減少・少子高齢化の進展や、生活様式の変化に伴い消費者意識が変化している。また、産直取引、直売所、ネット販売など卸売市場を経由しない物品の増加など流通形態の多様化により、卸売市場経由率が減少傾向にある。

このため、平成初期をピークに、取扱量・取扱高ともに半減している。

○内部環境の変化

1. 施設の老朽化

市場の施設は築40年以上が経過し、老朽化が進んでいる。減価償却資産として鉄骨鉄筋造りの耐用年数は、50年とされていることから、これを基準とすると建替え等を検討すべき時期にある。

市は、現存での施設の長寿命化の対応により施設整備計画を実施しているが、卸売市場の将来的なあり方を念頭に、再整備について検討すべき時期にある。

2. 施設市場会計収支

卸売市場特別会計は、一般会計より、年間1億程度の繰入を行っている。近年、売上高の減少等に伴う歳入減に加え、施設の老朽化による修繕経費の増大など収支は非常に厳しい状況である。

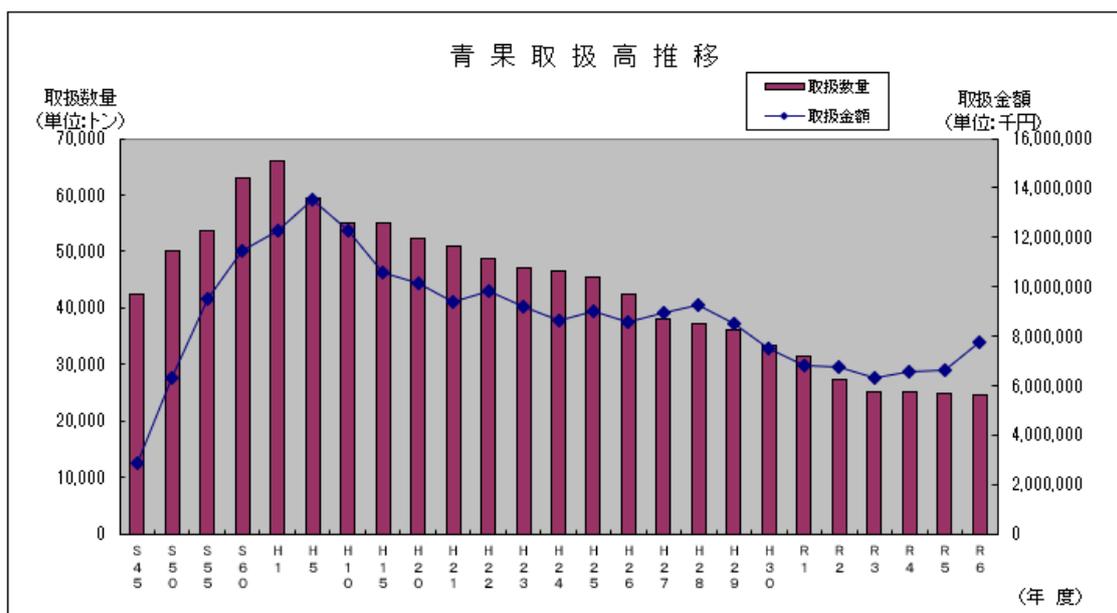
2. 2 取扱高の推移

青果部、水産部ともに平成10年頃をピークに減少し、伸び悩んでいる。

○久留米市中央卸売市場 青果部

(単位=トン:千円)

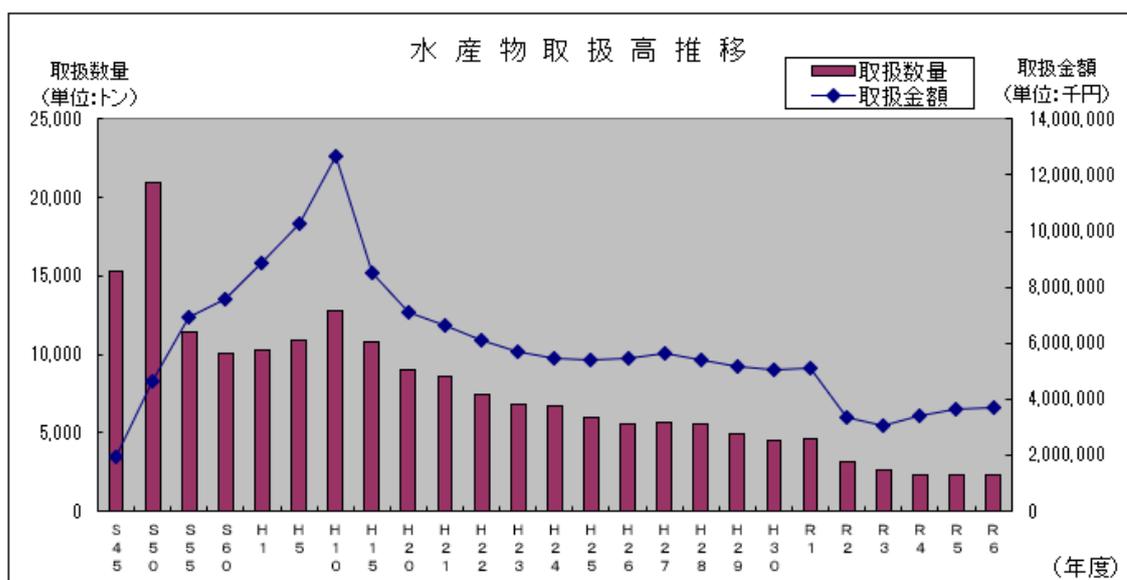
年 度	野 菜				果 実				青 果 部 合 計			
	数量	対前年比	金額	対前年比	数量	対前年比	金額	対前年比	数量	対前年比	金額	対前年比
S45	28,090	100.00%	1,703,882	122.00%	14,443	103.00%	1,220,019	122.00%	42,533	101.00%	2,850,949	98.00%
S50	33,362	106.00%	3,920,608	126.00%	16,722	107.00%	2,382,901	118.00%	50,084	106.00%	6,303,508	123.00%
S55	37,324	104.00%	6,351,924	115.00%	16,314	91.00%	3,153,239	98.00%	53,638	99.00%	9,505,163	109.00%
S60	41,686	103.00%	6,594,587	113.00%	21,301	120.00%	4,849,171	115.00%	62,987	108.00%	11,443,758	114.00%
H1	43,973	100.00%	7,257,171	105.00%	21,969	93.00%	5,031,588	105.00%	65,942	97.00%	12,288,759	105.00%
H5	40,808	92.00%	9,071,092	118.00%	18,487	95.00%	4,448,707	93.00%	59,295	101.00%	13,519,799	109.00%
H10	38,068	97.00%	7,709,747	102.00%	17,018	92.00%	4,550,834	111.00%	55,086	95.00%	12,260,581	105.00%
H15	36,668	94.84%	6,692,269	98.28%	18,322	93.61%	3,877,518	94.30%	54,990	94.43%	10,569,787	96.78%
H20	36,356	94.83%	6,703,987	97.29%	15,921	96.84%	3,421,441	91.74%	52,277	95.43%	10,125,428	95.34%
H21	35,850	98.61%	6,400,155	95.47%	15,099	94.84%	3,001,344	87.72%	50,949	97.46%	9,401,499	92.85%
H22	35,750	99.72%	6,804,694	106.32%	12,908	85.49%	3,045,467	101.47%	48,658	95.50%	9,850,161	104.77%
H23	34,338	96.05%	6,279,922	92.29%	12,819	99.31%	2,925,825	96.07%	47,157	96.92%	9,205,747	93.46%
H24	33,971	98.93%	5,865,180	93.40%	12,489	97.43%	2,743,431	93.77%	46,460	98.52%	8,608,611	93.51%
H25	33,569	98.82%	6,196,108	105.64%	11,944	95.64%	2,818,926	102.75%	45,513	97.96%	9,015,034	104.72%
H26	31,190	92.91%	5,827,665	94.05%	11,339	94.93%	2,728,458	96.79%	42,529	93.44%	8,556,123	94.91%
H27	28,342	90.87%	6,212,616	106.61%	9,624	84.88%	2,741,463	100.48%	37,966	89.27%	8,954,079	104.65%
H28	28,077	99.06%	6,524,075	105.01%	9,073	94.27%	2,720,873	99.25%	37,150	97.85%	9,244,948	103.25%
H29	27,366	97.47%	6,005,383	92.05%	8,784	96.81%	2,524,982	92.80%	36,150	97.31%	8,530,365	92.27%
H30	25,442	92.97%	5,197,652	86.55%	7,920	90.16%	2,327,334	92.17%	33,362	92.29%	7,524,986	88.21%
R1	24,407	86.93%	4,745,940	91.31%	7,110	89.77%	2,052,996	88.21%	31,517	94.47%	6,798,936	90.35%
R2	21,102	86.46%	4,781,874	100.76%	6,081	85.53%	1,934,572	94.23%	27,183	86.25%	6,716,446	98.79%
R3	19,108	90.55%	4,333,609	90.63%	5,966	98.11%	1,956,442	101.13%	25,074	92.24%	6,290,051	93.65%
R4	19,509	102.10%	4,558,843	105.20%	5,590	93.70%	1,969,646	100.67%	25,099	100.10%	6,528,489	103.79%
R5	19,801	101.50%	4,651,032	102.02%	5,129	91.75%	1,998,357	101.46%	24,930	99.33%	6,649,389	101.85%
R6	20,203	102.03%	5,715,639	122.89%	4,491	87.55%	2,036,742	101.92%	24,694	99.05%	7,752,381	116.59%



○久留米市地方卸売市場 水産物部

(単位=トン:千円)

	取扱数量	対前年比	取扱金額	対前年比
S 4 5	15,265	98.00%	1,940,674	115.00%
S 5 0	20,962	105.00%	4,651,157	120.00%
S 5 5	11,408	85.00%	6,931,059	108.00%
S 6 0	10,067	101.00%	7,584,345	98.00%
H 1	10,272	102.00%	8,840,465	108.00%
H 5	10,892	93.00%	10,268,260	96.00%
H 1 0	12,736	98.00%	12,690,926	97.00%
H 1 5	10,821	86.00%	8,503,249	78.00%
H 2 0	8,965	105.21%	7,078,065	107.89%
H 2 1	8,578	95.68%	6,645,435	93.89%
H 2 2	7,409	86.37%	6,092,994	91.69%
H 2 3	6,779	91.50%	5,673,150	93.11%
H 2 4	6,739	99.41%	5,460,485	96.25%
H 2 5	5,984	88.80%	5,420,126	99.26%
H 2 6	5,567	93.03%	5,460,298	100.74%
H 2 7	5,612	100.81%	5,605,462	102.66%
H 2 8	5,605	99.88%	5,382,777	96.03%
H 2 9	4,951	88.33%	5,134,791	95.39%
H 3 0	4,478	90.45%	5,050,384	98.36%
R 1	4,585	102.39%	5,083,652	100.66%
R 2	3,140	68.48%	3,360,344	66.10%
R 3	2,622	83.50%	3,054,454	90.90%
R 4	2,317	73.79%	3,387,115	110.89%
R 5	2,299	87.68%	3,646,498	107.66%
R 6	2,270	98.74%	3,707,166	101.66%



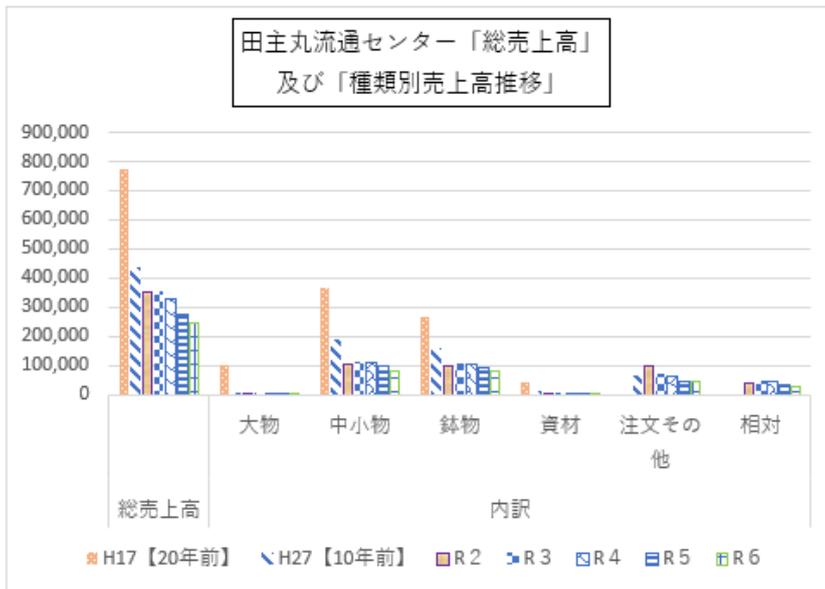
○久留米市地方卸売市場田主丸流通センター

《年度別売上高》

(単位：千円)

年度	総売上高	前年度比 (%)	内訳					相対
			大物	中小物	鉢物	資材	注文その他	
H 1 7	774,236	99.6	99,393	364,985	264,916	44,942		
H 1 8	710,017	91.7	65,727	346,379	261,521	36,390		
H 1 9	642,312	90.5	47,361	331,019	231,537	32,395		
H 2 0	585,767	91.1	19,529	324,889	208,001	33,348		
H 2 1	553,445	94.5	7,572	309,931	207,354	28,588		
H 2 2	535,889	96.8	10,247	318,053	186,600	20,989		
H 2 3	531,857	99.2	6,433	260,845	174,555	20,429	69,595	
H 2 4	536,520	100.9	4,987	263,686	181,721	24,695	61,431	
H 2 5	498,145	92.9	3,748	227,996	181,466	17,515	67,420	
H 2 6	483,755	97.1	5,597	211,024	175,602	17,530	74,002	
H 2 7	437,096	90.4	4,189	191,007	162,385	11,917	67,598	
H 2 8	417,503	95.5	4,708	157,344	151,450	9,221	94,780	
H 2 9	416,093	99.7	1,301	144,951	141,770	7,939	110,082	10,048
H 3 0	438,233	105.5	2,036	134,383	128,157	7,499	131,886	34,272
R 1	404,023	92.2	2,207	109,679	114,861	6,409	133,807	37,060
R 2	352,288	87.2	3,029	103,490	102,084	6,406	99,555	37,724
R 3	353,963	100.5	3,508	116,124	105,258	9,967	71,551	47,555
R 4	328,609	92.8	420	112,260	103,271	4,426	60,991	47,241
R 5	274,799	83.6	1,408	100,793	91,465	2,061	43,440	35,632
R 6	244,005	88.8	230	83,991	81,816	2,345	48,608	27,015

- ※ 大物・・・大物会場（屋外）で取引される、大型の緑化木
 中小物・・・中小物会場（屋根付）で取引される、中小の緑花木
 鉢物・・・シクラメン、バラなどの鉢物
 資材・・・庭石・灯籠など園芸資材
 注文・・・買受人より事前に注文を受け、別枠集荷し販売するもの
 相対・・・事前に出荷者が相対金額を設定し、買受人に販売するもの。



植木・苗木の発祥の地であり、筑後川が流れる田主丸の地で主要産業として植木が盛んに生産され、発展を遂げてきた。

しかし、田主丸流通センターの取扱高は減少の一途をたどっており、10年前に比べると約半分、20年前に比べると約7割の減少額となっている。

年々売上が減少している主な理由は、生産の減少や植木の消費需要が減少していることなどによる。実際には、生産者の高齢化や後継者不足などの労働力事情による廃業や規模縮小、また、住環境の変化、消費者ニーズの多様化により植木の消費需要が減少している。

2. 3 市場会計収支 図 B

市場単位の収入の推移①

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
青果部・水産物部	298,768	334,216	386,062	346,425	353,896
田主丸流通センター	6,691	6,693	6,694	4,067	6,678
収入相当額合計	305,459	340,910	392,757	350,492	360,575

市場単位の総務費用の推移②

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
青果部・水産物部					
一般管理費	136,191	144,667	155,181	162,626	173,785
財産管理費	50,124	72,415	105,963	48,598	62,570
費用相当額合計	186,315	217,082	261,144	211,224	236,355
田主丸流通センター					
一般管理費	4,071	4,050	4,476	6,624	4,162
財産管理費	5,790	1,935	2,147	6,141	6,843
費用相当額合計	9,861	5,986	6,624	12,766	11,005

市場単位の収支の推移① - ②

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
青果部・水産部	112,453	117,134	124,918	135,201	117,541
田主丸流通センター	-3,170	707	70	-8,699	-4,327
収支合計	109,283	117,841	124,988	126,502	113,214

【田主丸流通センター】

市場単位の収支の推移について

図 B 「市場単位の収支」 でみると田主丸流通センターの市場単位の収支は、令和5年、6年度と赤字が続いている。特に令和5年度に発生した田主丸豪雨災害により被災し、修繕費の増加にともなう財産管理費増加で特別会計の収支を圧迫している。

3. 実施した監査手続

(1) 業務実績となる「市場の取扱高」の推移及び特別会計における歳入（収入）、歳出（支出）の分析を実施し、経営の現状分析を実施した。

(2) 「収入」に関する業務フローを確認、「条例」「同施行規則」に基づき収入が適切に処理されていることを検討した。

「売上高割使用料」、「面積割使用料」及び「雑収入（光熱水費）」について、関連資料と照合し、請求金額の検証を実施し、決裁文書に基づく請求行為が正しく行われているか検討した。

(3) 利用料等の未収入金に関する管理状況を検討した。

(4) 「支出」に関する業務フローを確認、契約事務が市の規程等「規則」「要領」等に則り契約手続きが効率的・効果的に実施されていること、これに基づいた支出が適切に処理されていることを検討した。

とくに金額の大きい「委託料」、「工事請負費」等の契約に関して、契約手続きの適切性を検討した。

(5) 卸売市場の「運営協議会」議事録を確認、市場業務の適正かつ健全な運営に関する審議、将来の経営戦略的な視点による、市場の在り方が検討されているか検討した。

(6) 備品等について、根拠資料を閲覧し、管理の状況をヒアリングや関連資料により確認した。

4. 監査の結果

(1) 歳入の主なものは、市場の関連事業者からの「売上高割使用料」と「面積割使用料」の収入である。市場の取扱高は、食生活や生活様式の変化による消費量の減少のほか市場外流通の増加などの影響で伸び悩んでいる。

施設の老朽化により、中央卸売市場は計画的に修繕を実施しているが、田主丸流通センターは、前述した令和5年度の豪雨災害により被災した箇所の修繕工事により財産管理費が増加している。

繰入金は、一般会計からのものであるが、全額が法定内繰入金（地方公営企業繰出金基準（総務省通知による））として一般会計から繰り入れされているものである。

歳出の主なものは、人件費、水光熱費、委託料等である。公債費は、過去に工事した際の起債に係る償還元金・利子である。

施設の老朽化、豪雨災害による修繕による工事費の増加により、公債費や一般会計からの繰入の歳入で賄っている状況である。

近年、売上高の減少等に伴う歳入減に加え、施設の老朽化による修繕経費の増大など収支は厳しい状況である。

各市場取扱高は減少している。これに対して、久留米市卸売市場（青果部・水産物部）は「第3期市場活性化推進計画」に基づき、市場関係者が連携協力して持続可能な市場運営に取り組んでいる。とくに、田主丸流通センターの取扱高は減少の一途たどっており、特別会計においても、田主丸流通センターの図B「市場単位の収支」はマイナスが続いている。取扱減少により、当該施設も利用がない場所がある。この点、市財産の有効活用の観点から「意見11」として記載した。

(2) 問題となる事項は見受けられなかった。

(3) 「未収納状況表」を確認、検出された事項を「指摘8」において記載した。

(4) 問題となる事項は見受けられなかった。

(5) 久留米市卸売市場「第3期市場活性化推進計画」により、3つの基本目標の実現に向けた取り組みを実施している。ブランド化戦略など戦略的、具体的な市場計画が策定されている。

ただし、田主丸流通センターで「意見12」として記載した。

(6) 問題となる事項は見受けられなかった。

5. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置状況

適切に措置対応されている。

とくに、平成 22 年度包括外部監査報告書に記載があった「委託料」の契約手続きの適切性について、重点的に監査を実施したが、問題となる事項は見受けられなかった。

一方、平成 22 年度包括外部監査報告書にも記載があった「収入未済額」については、過去の包括外部監査の指摘した業者については市の回収努力により回収見込みはあるものの、当期新たに検出事項として「指摘 8」に記載した。

6. 指摘及び意見

(指摘 8) 市場施設使用料及び電気水道料金の収入未済【久留米市中央卸売市場 青果部】

仲卸業者に対して、市場施設使用料及び電気水道料金の収入未済額（470,289 円）（令和 7 年 8 月時点）が発生している。入金が遅れは平成 30 年度から生じている。

また、「久留米市中央卸売市場業務条例（以下条例）」第 29 条により「仲卸業者は、規則で定めるところにより、毎事業年度の末日（個人である仲卸業者にあつては毎年 12 月 31 日）現在において作成した事業報告書をその日から起算して 90 日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。」とあるが、令和元年度から当該業者からの事業報告書の提出はされていなかった。

卸売市場の関係業者の財務健全性を前提として、市場の公正、公平な運営が保たれる。このため、市は、条例第 4 条により「市長は、公平かつ公正な市場における取引の場の確保のため取引参加者への指導監督等を適切に行い、市場が生鮮食料品等の供給拠点としての役割を担うことができるよう努めなければならない。」とあり、上述の条例第 29 条により、仲卸業者の財政状況等を知るために事業報告書を市に提出させ、取引参加者の財政状態が悪い場合には、第 4 条による指導監督を行わなければならない。

もっとも、収入未済額が生じた場合に、業者がどういう状況か審議し、第 27 条による許可を取り消す事由(3)「正当な理由がないのに引き続き 1 月以上その業務を休止したとき。」を検討すべきである。また、事業報告書が提出されなかった年から指導監督すべきであり、早期に許可の取り消しの検討を行うべきだったと考える。

市が財務内容を調査し指導監督する中で、許可をどの時点で取り消すのか取扱ルールの明確化が必要であると考ええる。

(意見 1 1) 市場取扱高の減少に伴う不動産の有効活用【田主丸流通センター】

田主丸流通センターは、広大な敷地で運営している。鉢物は段積みができず、また、植木は大きさがあるため広い敷地を有している。取扱高が減少した現在では、敷地の南側は利用していない。

食堂棟や関連店舗は参加業者がいないため利用しておらず、南に位置する鉢物会場も、取扱いが減少し、利用していない。

利用していない建物と敷地は、別の用途に用いて、市財産の有効活用を検討されることが必要であると考ええる。

(意見 1 2) 市場取扱高の減少等を踏まえた戦略的な視点による在り方検討【田主丸流通センター】

取扱高が減少している中、卸売業者の経営成績、財政状態は厳しいものとなっている。卸売業者は、市場の重要な機能「代金決済機能（販売代金の迅速・確実な決済）」が求められるため、市場の公正、公平な運営のためには、卸売業者の財務健全性が保たれる必要がある。

この点、市は、令和4年度に専門家（福岡県中小企業診断士協会）に委託した卸売業者に対する「財務診断のレポート」を受領しており、卸売業者に対する財務分析レポートと、経営改善策の整理と取組手法のやり方の提示がなされている。

さらに、令和6年度に「卸売業者」、「買受人」、「出荷者」、及び開設者である「市」で「販売戦略検討会」を実施している。

「販売戦略検討会」の議事録を確認したが、需要のニーズに沿った販売戦略というテーマの意見交換がなされており対応報告は実施しているものの、今後の売上高増加につながるような具体的な戦略決定とその対応策には至っていなかった。

取扱高が下降線を辿る中で今後の市場のあり方の戦略策定、対応策が急務であると考ええる。

まずは、市場関係者間で現在置かれている「外部環境」、「内部環境」の分析を実施し、「強み」と「弱み」をしっかりと議論することが必要である。その分析結果に基づいた「戦略」と「対応」が実現可能で具体的なものにつながると考える。

VI 市営駐車場事業特別会計

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

駐車場管理事業から生じる特定の収入で、次の4つの駐車場の事業を賄うための支出を特別会計で計上、収支を管理している。

広又駐車場
小頭町公園駐車場
東町公園駐車場
JR 久留米駅西口駐車場

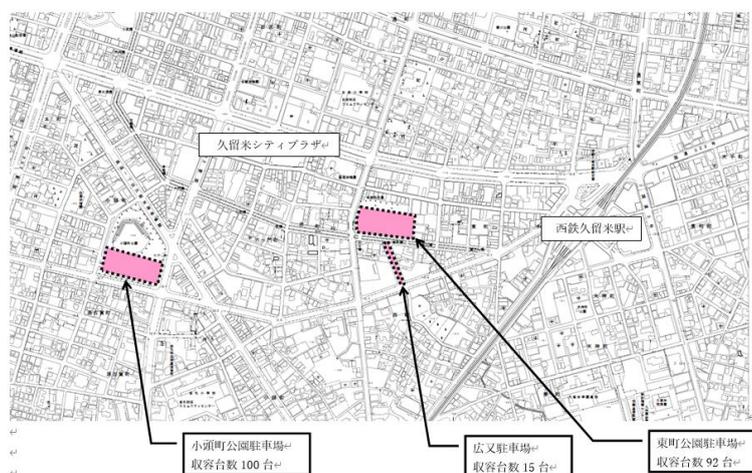
【管理方式】

指定管理者制度	広又駐車場
	小頭町公園駐車場
	東町公園駐車場
久留米市が直接運営し、管理を委託	JR 久留米駅西口駐車場

小頭町公園駐車場及び東町公園駐車場は、地下駐車場であり、防犯上の理由から、有人で管理を実施しており、指定管理者制度を導入。近くに位置する広又駐車場を含めて指定管理者制度で管理運営している。

一方、JR 久留米駅西口駐車場は、平成 26 年九州新幹線開通時に開設、築 10 年と比較的新しく、無人管理の施設である。このため、久留米市による直接運営が効率的であると、管理を委託している。

【場所】 広又駐車場、小頭町公園駐車場、東町公園駐車場



JR久留米駅西口駐車場

久留米市HPより



【事業の根拠法・関係例規等】

駐車場法（昭和32年法律第106号）

久留米市営駐車場条例、及び同施行規則

市営JR久留米駅西口駐車場条例、及び同施行規則

(2) 所管課人員表及び組織図

所管課：都市建設部 交通政策課

チーム制で担当しており、「市営駐車場事業」は2名で実施している。

(3) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

※千円単位未満切り捨て（以下同じ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	63,473	65,706	73,679	76,035	104,866
歳出	55,433	57,614	63,221	66,829	99,671
差引残高	8,040	8,091	10,458	9,206	5,195

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用料及び手数料 （※1）	32,733	35,494	49,373	54,459	53,526
利子及び配当金	13	7	7	5	78
駐車場整備基金繰 入金（※2）	21,238	21,894	15,140	8,007	39,678
繰越金	8,027	8,040	8,091	10,458	9,206
雑入（※3）	1,460	268	1,066	3,105	2,377
歳入合計	63,473	65,706	73,679	76,035	104,866
事業費（※4）	41,354	43,535	49,142	52,750	85,592
公債費（※5）	14,078	14,078	14,078	14,078	14,078
予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	55,433	57,614	63,221	66,829	99,671

※1：「使用料及び手数料」は、久留米市が直接管理している「JR 久留米駅西口駐車場の利用料収入」である。

※2：「修繕費及び償還金」に応じ、取り崩している。

※3：「雑入」は、指定管理者からの納付金（「広又」「小頭町公園」「東町公園」で指定管理者が得た利益×1/2相当額を久留米市に返還している）。

※4：下記事業費内訳参照

※5：「公債費」は、「JR 久留米駅西口駐車場」建設費の償還額（平成26年に借入、期間は20年。令和15年に完済予定。）

事業費内訳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
01_報酬	0	0	50	0	0
08_費用弁償	0	0	2	0	0
10_需用費	3,280	9,032	2,128	1,643	15,500 (※1)
11_役務費	173	173	457	499	506
12_委託料	3,498	3,969	4,478	6,158	7,423
13_使用料及び賃借料	16	16	16	16	16
14_工事請負費	4,921	0	0	0	10,038 (※2)
18_負担金・補助金及び交付金	4	4	5	5	5
24_積立金	26,300	28,800	39,934	39,542	47,349
26_公課費	3,162	1,541	2,072	4,887	4,755
事業費合計	41,354	43,535	49,142	52,750	85,592

※1：主なもの「小頭町公園」及び「広又」新札対応精算機更新 12,650 千円

※2：「小頭町公園」排煙棟外壁改修工事 10,038 千円

2. 事業内容の詳細

久留米市駐車場条例及び市営JR久留米駅西口駐車場条例（以下「市駐車場条例」という。）及び同条例の施行規則に基づき、事業を運営している。

久留米市営駐車場の概要

令和6年4月1日

	広又駐車場	小頭町公園駐車場	東町公園駐車場	JR久留米駅西口駐車場
供用開始	S54.11.1 (築45年)	S56.4.10 (築43年)	S59.4.21 (築40年)	H26.4.14 (築10年)
建設費	6,034千円	359,605千円	492,725千円	480,441千円
財源内訳	市単独費 6,034千円	有料道路無利子貸付金 52,500千円 公営企業金融公庫 133,800千円 縁故債 163,700千円 市単独費 9,605千円	開発公社借入金 486,471千円 開発公社自己資金 6,254千円	国庫補助金 260,700千円 公営企業債 219,600千円 市単独費 141千円
構造	平面パークロック方式	半地下自走式	地下自走式	自走式立体駐車場(3階4層) +平面駐車場
面積	443㎡	3,329㎡	2,997.73㎡	敷地:4,786㎡ 延床:4,397.94㎡(立体駐車場)
収容台数	15台	100台	92台	254台(立体214台、平面40台) 【バス:4台】
営業期間	1/1~12/31 24時間 月極なし	1/1~12/31 一般 6:00~24:00 月極(台数:80台) (入出庫6:00~24:00)	1/1~12/31 一般 6:00~24:00 月極(台数:40台) (入出庫6:00~24:00)	1/1~12/31 24時間 月極なし ※H31.4末で月極定期を廃止

要員	無人	シルバー1名(3交代制)	シルバー1名(3交代制)	無人
	全体管理として常勤職員3名			
料金体系	100円/60分 入庫から12時間までは 最大500円	100円/50分 (H23.11.1より100円/60分) 入庫から10時間までは 最大500円 夜間:1回につき500円を加算 月極:1月9,420円	100円/40分 入庫から6時間までは 最大500円 夜間:1回につき500円を加算 月極:1月15,700円	100円/60分 入庫から24時間までは 最大500円 月極:1月10,180円 H31.4 未廃止 【バス:無料 但し予約制】
回数券	共通回数券:100円券11枚 1,000円 共通プリペイドカード:3,300円分 3,000円、5,500円分 5,000円			回数券: 100円券11枚 1,000円
管理	(指定管理者) (管理期間) 令和5年4月1日~令和10年3月31日 5年間(平成20年度より指定管理者制度を導入)			(管理委託)

【指定管理制度の概要】

期間: 令和5年4月1日~令和10年3月31日 5年間

審査方式: 公募型プロポーザル方式

一次審査(書類審査)と二次審査(プレゼンテーション審査)

利用料金制度の導入: 指定管理者のインセンティブを高め、住民サービス向上を図るため、利用料金制度を導入するとともに、利益還元仕組みを構築するもの。指定管理者からは、収入から支出を差し引き、税金を納付した後の利益処分について、指定管理が得た利益×1/2相当額を久留米市に返還。

【管理委託の概要】

期間: 令和6年4月1日~令和7年3月31日 1年間

選定方式: 条件付一般競争入札により契約

【駐車場の利用状況】

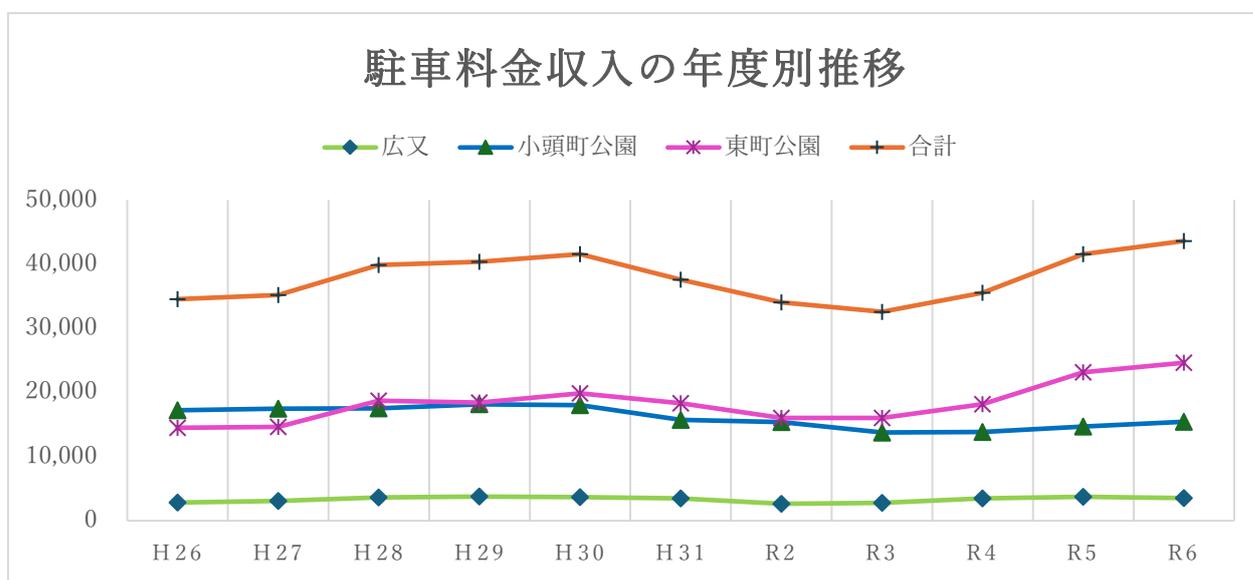
1 指定管理者が運営する「広又」「小頭町公園」「東町公園」

1.1 駐車料金収入の年度別推移

上段：使用料収入（千円）

下段：対前年比（％）

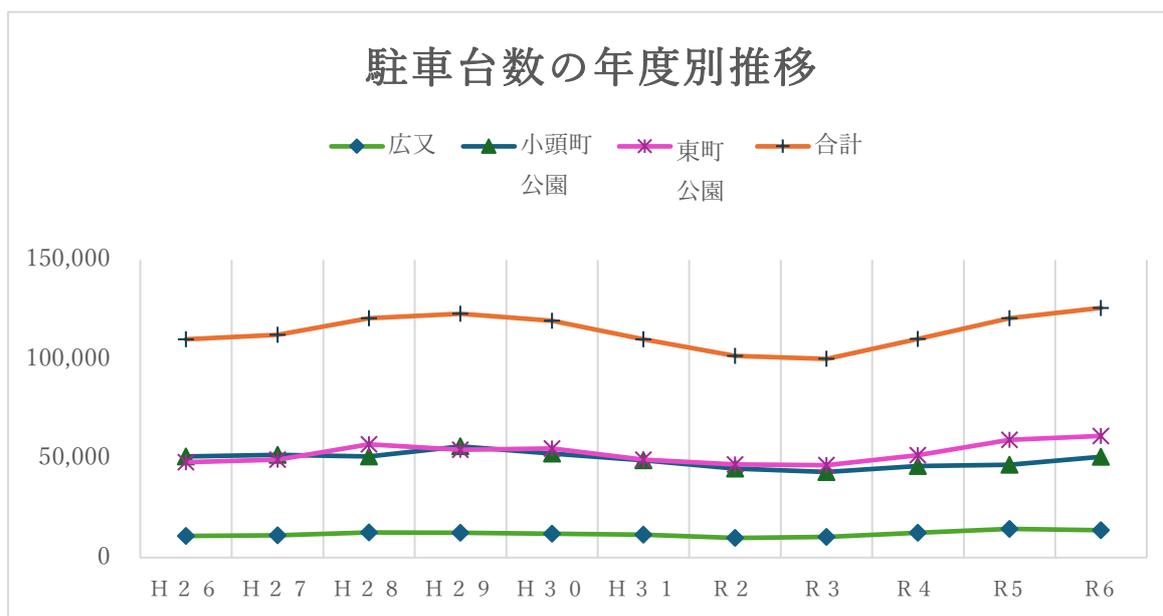
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
広又	2,825	3,098	3,640	3,771	3,705	3,502	2,649	2,787	3,495	3,726	3,560
	102.5%	109.7%	117.5%	103.6%	98.2%	94.5%	75.6%	105.2%	125.4%	106.6%	95.5%
小頭町公園	17,242	17,460	17,505	18,150	18,000	15,746	15,380	13,766	13,830	14,711	15,420
	100.0%	101.3%	100.3%	103.7%	99.2%	87.5%	97.7%	89.5%	100.5%	106.4%	104.8%
東町公園	14,496	14,613	18,713	18,432	19,861	18,343	16,030	16,022	18,192	23,134	24,631
	97.8%	100.8%	128.1%	98.5%	107.8%	92.4%	87.4%	100.0%	113.5%	127.2%	106.5%
合計	34,563	35,171	39,858	40,353	41,566	37,591	34,059	32,575	35,517	41,571	43,611
	99.2%	101.8%	113.3%	101.2%	103.0%	90.4%	90.6%	95.6%	109.0%	117.0%	104.9%



1.2 駐車台数推移

上段：台 数
下段：対前年比 (%)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
広又	10,916	11,194	12,592	12,582	12,027	11,535	9,889	10,406	12,468	14,456	13,766
	105.5	102.5	112.5	99.9	95.6	95.9	85.7	105.2	119.8	115.9	95.2
小頭町 公園	51,020	51,682	50,973	56,029	52,337	49,093	44,878	43,145	46,094	46,724	50,773
	96.3	101.3	98.6	109.9	93.4	93.8	91.4	96.1	106.8	101.4	108.7
東町 公園	48,049	49,331	57,008	54,290	54,937	49,375	46,940	46,559	51,670	59,399	61,287
	94.0	102.7	115.6	95.2	101.2	89.9	95.1	99.2	111.0	115.0	103.2
合計	109,985	112,207	120,573	122,901	119,301	110,003	101,707	100,110	110,232	120,579	125,826
	96.1	102.0	107.5	101.9	97.1	92.2	92.5	98.4	110.1	109.4	104.4

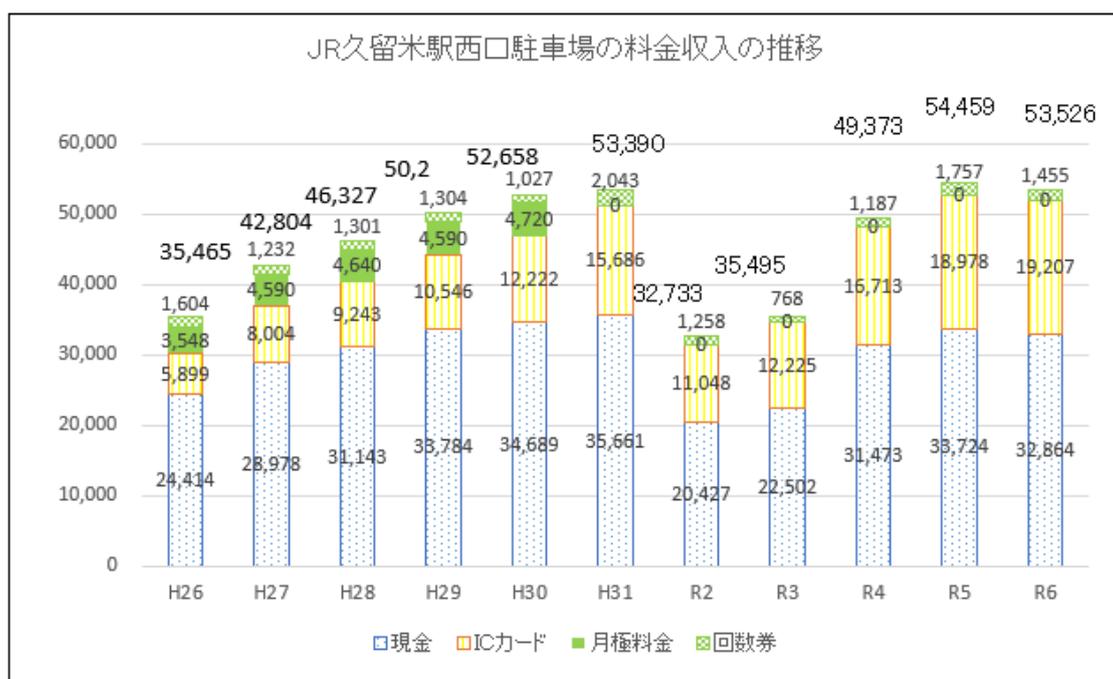


2 市運営「JR久留米駅西口」

2.1 駐車料金収入の年度別推移

単位：千円

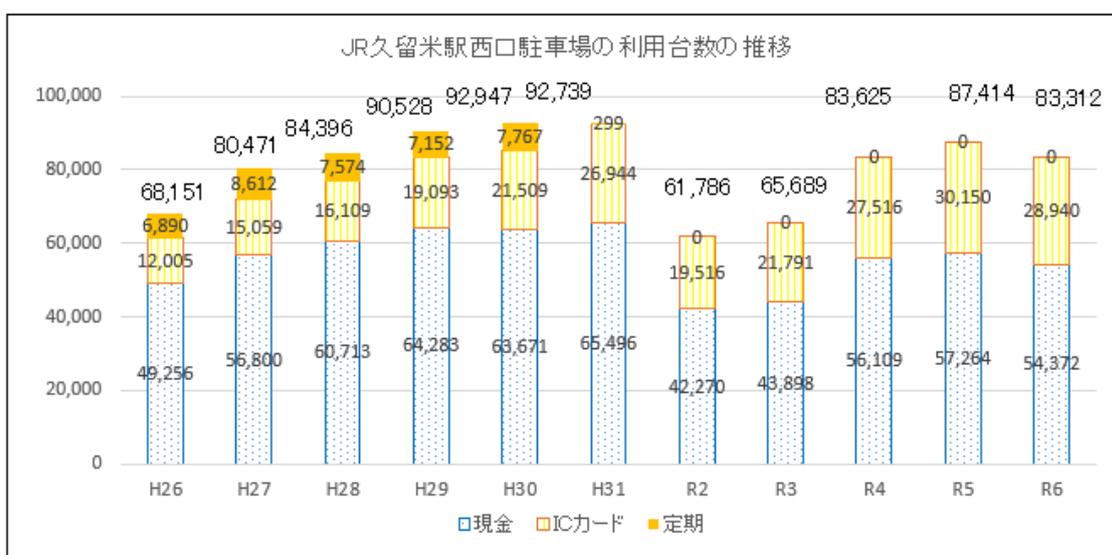
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
現金	24,414	28,978	31,143	33,784	34,689	35,661	20,427	22,502	31,473	33,724	32,864
ICカード	5,899	8,004	9,243	10,546	12,222	15,686	11,048	12,225	16,713	18,978	19,207
月極料金	3,548	4,590	4,640	4,590	4,720	0	0	0	0	0	0
回数券	1,604	1,232	1,301	1,304	1,027	2,043	1,258	768	1,187	1,757	1,455
合計	35,465	42,804	46,327	50,224	52,658	53,390	32,733	35,495	49,373	54,459	53,526



2.2 駐車場台数推移

単位：台

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
現金	49,256	56,800	60,713	64,283	63,671	65,496	42,270	43,898	56,109	57,264	54,372
ICカード	12,005	15,059	16,109	19,093	21,509	26,944	19,516	21,791	27,516	30,150	28,940
定期	6,890	8,612	7,574	7,152	7,767	299	0	0	0	0	0
合計	68,151	80,471	84,396	90,528	92,947	92,739	61,786	65,689	83,625	87,414	83,312



○駐車場ごとの収入金額

【指定管理者の収入となる】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
広又駐車場	2,657	2,791	3,487	3,726	3,560
小頭町公園駐車場	15,372	13,769	13,824	14,711	15,420
東町公園駐車場	16,128	15,937	18,242	23,134	24,631

【市営駐車場特別事業会計の歳入「使用料及び手数料」】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
JR久留米駅西口駐車場	32,733	35,494	49,373	54,459	53,526

4つの駐車場は令和2年度、3年度にコロナ禍で落ち込んだものの、令和4年度以降、収入は安定的に推移しているものと考えられる。

3. 実施した監査手続

(1) 業務実績となる「駐車台数」の推移について、歳入（収入）及び歳出（支出）の分析を実施し、経営の現状分析を実施した。

(2) 「収入」に関する業務フローを確認し、「市駐車場条例」及び「同施行規則」に基づき収入が適切に処理されていることを検討した。

(3) 「支出」に関する業務フローを確認、契約事務が市の規程等「規則」「要領」等に則り契約手続きが効率的・効果的に実施されているか、これに基づいた支出が適切に処理されていることを検討した。

また、指定管理者の選定について、市のガイドラインにもとづき、適切に実施されているか検討するとともに、指定管理者の市に対する月次の報告で業務運営が市との連携のもと適切に実施されているか確認した。

(4) 備品等について、根拠資料を閲覧し、管理の状況をヒアリングや関連資料により確認した。

4. 監査の結果

(1) 問題となる事項は見受けられなかった。

「歳入」の主なものは JR 久留米駅西口駐車場の収入である。「歳入」「歳出」は、特定の工事費用の増加で、規模が増加する。「久留米市営駐車場整備基金」で積立、取崩しを実施しており、「基金組入金」で工事費や JR 久留米駅西口駐車場の起債償還金に充てている。

「歳入」「歳出」の推移をみると、使用料や基金繰入金等の特定の歳入をもって特定の歳出に充てることができていると考えられる。

また、市営駐車場の利用状況を見ると、駐車台数及び駐車場収入は安定的に推移しており、安定した事業運営ができており、財政の健全性も保たれていると考えられる。

(2) 問題となる事項は見受けられなかった。

特に駐車場収入は、現金での売上が主であり、一般的に現金での売上は不正リスクが高いと考えられる。この点、市の確認においても、月次の収入と駐車精算機のジャーナルの金額が一致していることを確認しており、問題がないことを確認した。

(3) 「支出」に関する財務事務が法令・規則等に従い適切に実施されているか、適法性及び効率性の観点から検討したが、指摘となる事項は見受けられなかった。

ただし、「意見 13」において、再委託の承認における行政運営の透明性の観点から意見を述べた。

(4) 「駐車場回数券」が適切に管理されているか「管理台帳」をもとに現物を確認した結果、検出された事項を「指摘 9」において記載した。

5. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置状況

過去に包括外部監査で対象となったことはなく、該当事項無し。

6. 指摘及び意見

(指摘 9) JR 久留米駅西口駐車場回数券の管理

市が保管する JR 久留米駅西口駐車場回数券 (100 円) の管理台帳における在庫数が 140 枚であったが、実際数えた数は 142 枚であり、管理台帳より、現物の数が 2 枚多かった。

払出は汚損などにより補充が必要となった場合に、市から管理業者へ払出を実施する。直近では受払が発生しておらず、前期からの管理簿数が繰り越されており、実際保管在庫数との間に差異が生じていた。

回数券は持ち出し易くすぐに利用できるため、少なくとも年に一度は、実際に棚卸を実施して、管理簿と照合することが必要である。

また、委託者が保有している回数券の在庫数が、市へ報告されていなかった。市の保有分と併せて回数券を管理することが、不正利用防止のため重要であるとする。

(意見13) 再委託契約手続き承認審査における透明性の確保

指定管理者は、業務の一部を再委託でき、久留米市長の承認をもって、再委託を認めることとなっているが、指定管理者が記載する再委託する理由が「実績と信用、コスト面での優位性」であった。

「久留米市の指定管理者制度運用のガイドライン」で「指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者に再委託することはできないが、清掃、警備などの個別業務を第三者に再委託することは可能であり、事前に確認をとっておく必要がある。」とある。

その上で、申請者から「あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託する理由及び契約金額について記載した書面」を提出、久留米市の承認を得ることとしている。

これに従い、指定管理者は書面で申請し、久留米市の承認を得ていたが、市の再委託承認審査において、再委託を申請する業務について「再委託を行う必要性」と「合理的理由」について客観的かつ具体的な根拠による審査の質を十分確保した行政運営であることの透明性を図るため、申請者の「理由」の記載を具体的に求めることが望ましいと考える。

VII 産業団地整備事業特別会計

1. 事業の概要

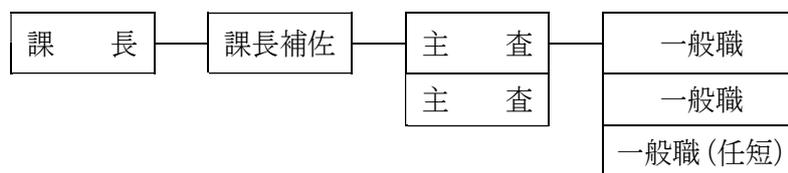
(1) 事業の概要

自動車や、食品、バイオ・医療関連分野をはじめとした地域経済を支える産業の集積を進めるため、雇用創出の受け皿となる産業団地を整備する。

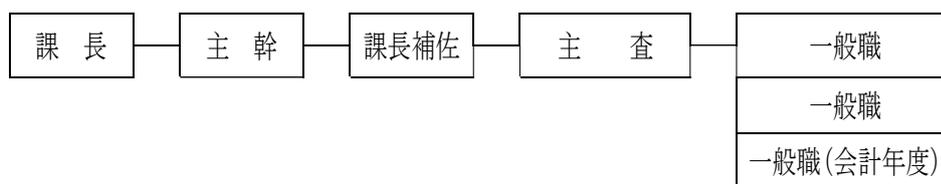
事業計画区域 久留米市藤光町 27 番地 1 外 約 14ha

(2) 所管課人員表及び組織図

久留米市商工観光労働部 企業誘致推進課（7名）



なお、実際の業務は、久留米市が 100% 拠出して設立した団体である「一般財団法人久留米市開発公社」の開発事業課（7名）で行われており、こちらの人員は以下のとおりである。



このうち 3 名は、当該事業のために久留米市から出向している職員であり、産業団地整備事業特別会計の支出である委託料（公社）の中には、当該職員 3 名分の人件費が含まれている。令和 6 年度においては、委託料（公社）36,408 千円のうち久留米市からの出向者 3 名に対する人件費相当額は 25,740 千円であり約 70% を占める結果となった。

令和 6 年度終了時点において、地権者との用地交渉を継続しており、当初計画していた事業費を使わなかったことが原因となっている。

久留米市からの出向者 3 名に対する人件費相当額以外の主な支出は、物件移転補償再算定業務に係る費用 10,140 千円であった。

(3) 歳入及び歳出決算額の推移 (過去5年間)

(単位:円)

産業団地整備事業特別会計 総括表

歳入

款項目	名称		R3	R4	R5	R6	過年度 執行額合計
	一般会計繰入金	一般会計繰入金	19,595	149,537	1,000,000	0	1,169,132
	繰越金	繰越金	0	0	0	662,185	662,185
	産業団地整備債	起債借入金	57,200,000	51,700,000	25,900,000	38,200,000	173,000,000
	産業団地整備債	県補助金	0	10,000,000	0	0	10,000,000
	合計		57,219,595	61,849,537	26,900,000	38,862,185	184,831,317
			0	0	662,185	629,795	

歳出

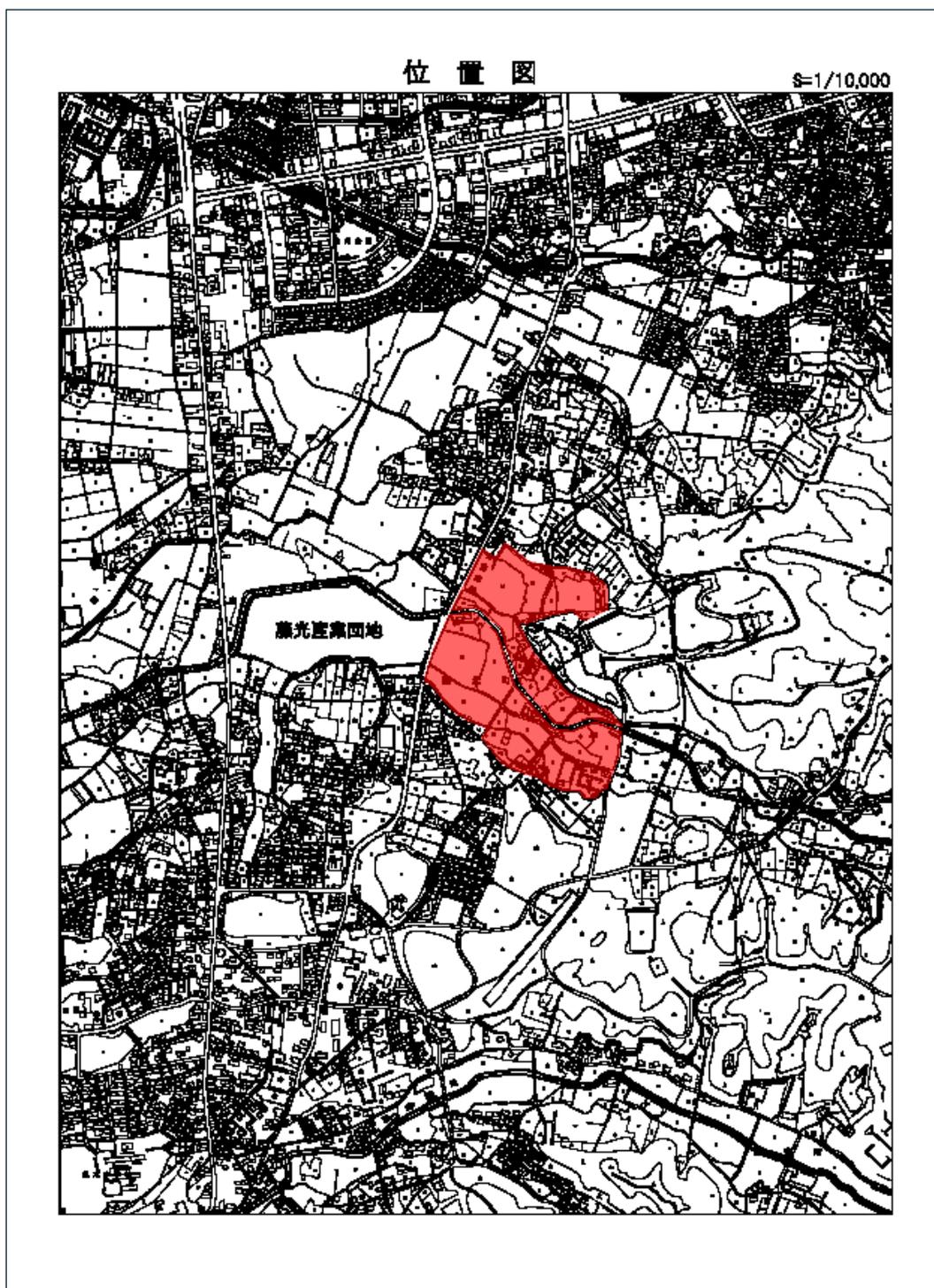
款項目	名称		R3	R4	R5	R6	過年度 執行額合計	
010101	産業団地整備事業費	旅費	旅費	3,920	275,600	232,980	0	512,500
		需用費	消耗品、印紙代	9,075	49,456	5,837	12,100	76,468
		役務費	手数料	0	0	0	178	178
		委託料	委託料(市)	0	177,936	0	1,414,380	1,592,316
			委託料(公社)	57,206,600	61,293,100	25,740,000	36,408,900	180,648,600
		使用料及び賃借料	土地借上料	0	0	0	0	0
		工事費	工事費	0	0	0	0	0
		公有財産購入費	土地購入費	0	0	0	0	0
		負担金	下水道受益者負担金	0	0	0	0	0
補償・補填及び賠償金	建物等移転補償金	0	0	0	0	0		
	小計		57,219,595	61,796,092	25,978,817	37,835,558	182,830,062	
020101	元金	償還金・利子及び割引料	0	0	0	0	0	
020102	利子	償還金・利子及び割引料	0	53,445	258,998	396,832	709,275	
030101	予備費	予備費	0	0	0	0	0	
	合計		57,219,595	61,849,537	26,237,815	38,232,390	183,539,337	

令和6年度の支出のほとんどは、前述した一般財団法人久留米市開発公社に対する委託料(公社) 36,408千円である。これは地方債(産業団地整備債)の発行による歳入 38,200千円によってまかなわれている。また、委託料(市) 1,414千円は、測量の委託に関する費用である。令和6年度においては、これ以外の大きな支出はなかった。

2. 事業内容の詳細

(1) 事業個所

事業計画区域 久留米市藤光町 27 番地 1 外 約 14ha



(2) 令和6年度実施業務

令和6年度産業団地整備事業特別会計において、地方債（産業団地整備債）38,200千円を発行した。

また、支出額のほとんどが一般財団法人久留米市開発公社への委託料36,408千円であった。それ以外の歳出項目としては、分筆測量の委託料(市)1,414千円、需用費（消耗品・印紙代）と役務費（手数料）の合計12千円、地方債の利息396千円である。

一般財団法人久留米市開発公社側では、久留米市からの委託料収入36,408千円を財源にして、物件移転補償再算定業務の委託を行っており、その費用は10,140千円であった。それ以外の支出は、前述したとおり久留米市からの出向者3名に対する人件費相当額の支払25,740千円であった。

(3) 誘致企業イメージ（ターゲット）

市内には、ゴム産業をはじめとした“ものづくり”分野の企業集積がある。久留米市が誘致活動を行うにあたっては、同市が強みを持つ「自動車関連」や「食品関連」、「バイオ・医療」などの「製造業の工場等」の誘致を積極的に進めていく。

3. 実施した監査手続

- (1) 企業誘致推進課の担当職員から、事業の実施状況のヒアリングを実施。
- (2) 過去5年間の決算数値を確認。
- (3) 久留米市発注の一般財団法人久留米市開発公社との契約書の確認。
- (4) 久留米市発注の分筆測量に関する業務完了届の確認。
- (5) 公社発注の土地鑑定評価業務委託の請書の写しの確認。
- (6) 公社発注の物件移転補償再算定業務委託の契約書の写しの確認。
- (7) その他関連資料の通査を行った。

4. 監査の結果

監査手続きを実施した範囲においては、法令に違反するような事項はなかった。

5. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置状況

該当事項なし。

6. 指摘及び意見

(意見14) 誘致企業の財務健全性・事業成長性等の判定基準の明確化

産業団地の整備は、地元の雇用創出に有効な施策であると認められる。

但し、そのためには誘致した企業が将来にわたって企業活動を継続する事が必要である。誘致する企業の財務健全性や事業の成長性等を判定する基準をより明確に定める必要があるのではないかと考える。

(意見15) 誘致企業の判断基準の追加

産業団地の整備は、誘致する民間企業の立場にたつと、通常であれば取得することが難しい土地に、自社の工場用地等を建設できることになる。

ここで、近年では外国籍の企業や個人が東京や北海道等の土地を取得する事例が多くなり、それにより土地価格の高騰や地域経済への影響等、懸念すべき事項も増えてきている。

久留米市ではこれまで、産業団地に誘致する企業の外国籍株主及び役員の割合や、取引先が特定の国の企業等に集中していないか等を考慮していなかったが、今後はこのような観点も誘致決定の際の判断基準に加えるべきではないかと考える。

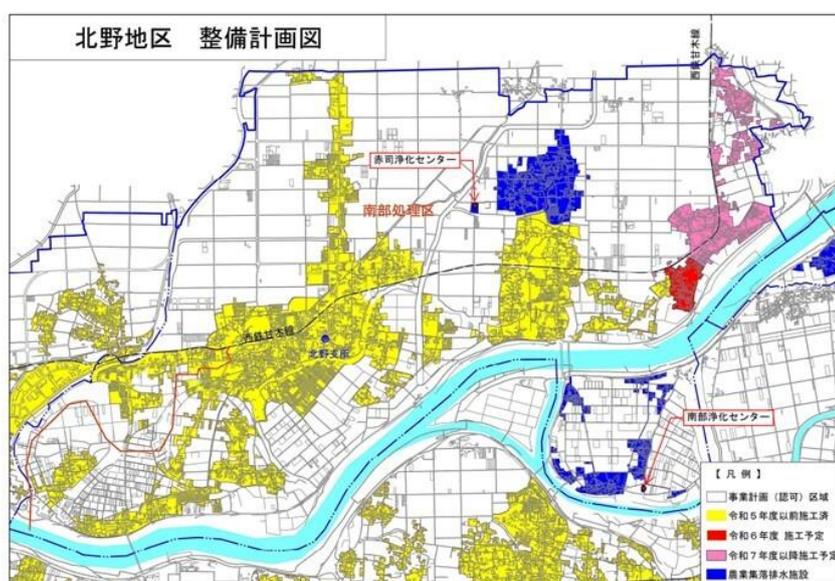
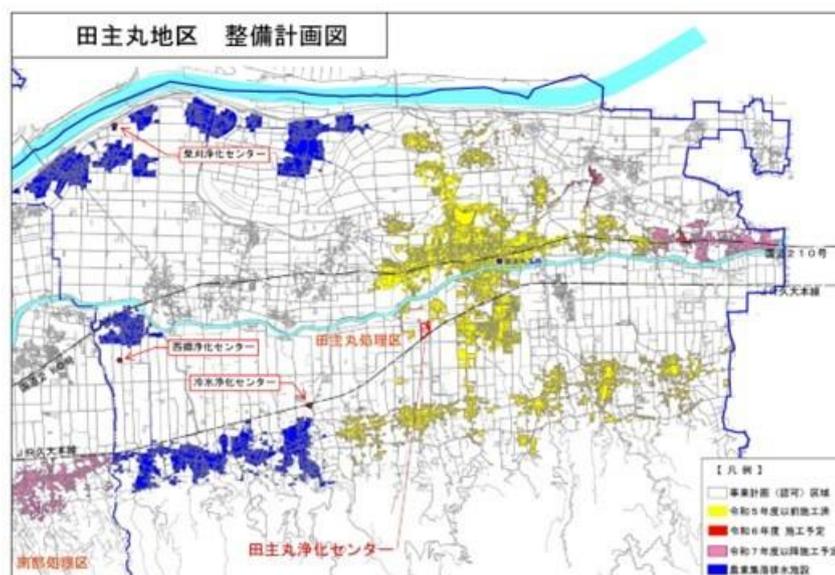
VIII 農業集落排水事業特別会計

1. 事業の概要

(1) 事業概要

農業集落排水事業は、農業集落に下水道を整備することにより、農業用排水路の水質保全や農村生活環境の改善を図るものである。

久留米市では、田主丸地域の三明寺・善院地区、柴刈地区及び富本・隈・西郷地区並びに北野地域の赤司地区及び南部地区の計5地区 193ha において整備が完了し事業を実施している。現在のところ新たな施設建設の予定はなく、5施設の維持管理と市債の返済が主要な業務となっている。



令和5年7月豪雨では巨瀬川の氾濫により、写真の南部浄化センターは浸水被害を受け、令和5、6年度に亘り、災害復旧工事が実施された。

(南部浄化センター)

通常時 (令和7年9月3日)



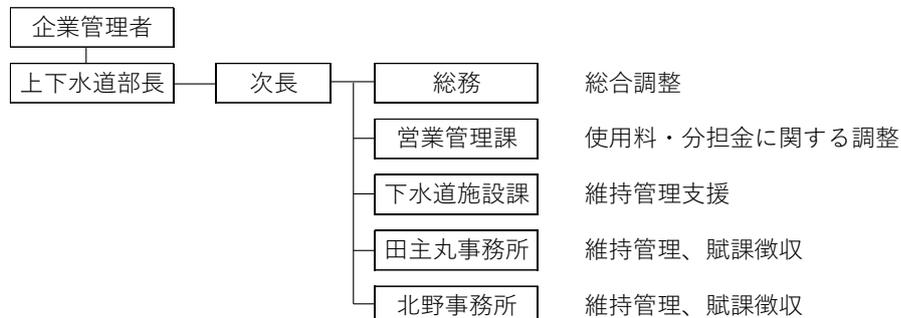
浸水翌日 (令和5年7月11日)



(2) 所管課人員表及び組織図

業務は、主に上下水道部田主丸事務所及び北野事務所にて行っている。

【組織図】



【上下水道部田主丸事務所】

所長（1）、課長補佐（1）、主査（1）、担当者（2）、会計年度任用職員（1）
計6名

【上下水道部北野事務所】

所長（1）、課長補佐（1）、主査（1）、担当者（1）、会計年度任用職員（1）
計5名

(3) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

農業集落排水事業特別会計

(円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
分担金及び負担金	1,300,000	1,725,000	2,600,000	1,800,000	675,000
使用及び手数料	78,247,997	77,585,621	76,707,706	77,174,199	79,699,148
繰入金	182,000,000	177,000,000	186,000,000	189,000,000	183,000,000
繰越金	11,406,069	11,812,747	10,962,952	10,379,859	11,246,024
諸収入	10,283	87,569	710,457	263,423	2,502,452
国庫支出金				1,901,000	6,994,000
県支出金	13,300,000				
市債				5,800,000	15,600,000
歳入合計	286,264,349	268,210,937	276,981,115	286,318,481	299,716,624
農業集落排水施設費	135,548,574	118,344,957	127,698,228	132,223,026	128,061,802
公債費	138,903,028	138,903,028	138,903,028	137,489,431	134,091,166
災害復旧費				5,360,000	25,949,300
歳出合計	274,451,602	257,247,985	266,601,256	275,072,457	288,102,268
繰越金	11,812,747	10,962,952	10,379,859	11,246,024	11,614,356

令和6年度の農業集落排水事業特別会計の歳入は、久留米市からの繰入金 183 百万円、使用料 79 百万円、分担金 675 千円、災害対応の国庫支出金約 6.9 百万円、市債 15 百万円、前期からの繰越金 11 百万円、諸収入 2.5 百万円である。水害の翌年ということで市債発行による歳入と国庫支出金による歳入が上がっている。

歳出は、農業集落排水施設費 128 百万円、公債費 134 百万円、災害復旧費 25 百万円である。

2. 事業内容の詳細

(1) 処理施設概要

処理施設は、田主丸地域に3センター、北野地域に2センター設けられている。

供用開始年度、地区名、所在地、処理区域、処理人口等は以下のとおりである。

処理施設概要

	田主丸			北野	
処理場名	冷水浄化センター	柴刈浄化センター	西郷浄化センター	赤司浄化センター	南部浄化センター
供用開始	H10年	H16年	H25年	H10年	H12年
地区名	(三明寺～善院地区)	(柴刈地区)	(富本・隈・西郷地区)	(赤司地区)	(南部地区)
所在地	田主丸町地徳1335番地1	田主丸町菅原1013番地3	田主丸町中尾1269番地2	北野町稲数995番地	北野町大城980番地1
処理区域	31.7ha	59.5ha	55.1ha	25.3ha	21.5ha
処理人口	1,490人	3,360人	2,230人	1,410人	1,280人
処理能力	403 m ³ /日	908 m ³ /日	603 m ³ /日	381 m ³ /日	346 m ³ /日
敷地面積	1,599 m ²	5,005 m ²	2,630 m ²	1,839 m ²	2,186 m ²
処理方法	JARUS- XI 96型 (回分式活性汚泥方式)	JARUS- XIV96型 (連続流入間欠曝気方式)	JARUS- X IV G型 (連続流入間欠曝気方式)	JARUS- III 96型 (流量調整槽前置嫌気性ろ床併用接触曝気方式)	JARUS- III 96型 (流量調整槽前置嫌気性ろ床併用接触曝気方式)

(2) 受益者分担金

(一般家庭)

1世帯または建築物1戸につき150,000円

(事務所等の建築物)

区分		金額
人員	10人以下	150,000円
	11人以上	150,000円に10人を超える人員1人につき5,000円を加算
使用水量 (1月当たり)	30m ³ 以下	150,000円
	31m ³ 以上	150,000円に30m ³ を超える水量1m ³ 当たり3,500円を加算

(3) 処理施設使用料

処理施設使用料

(H25.4.1改定)

区分	使用料 (1月につき)			
一般家庭	基本使用料	1世帯につき 1,400円		
	使用料	世帯人員割	世帯人員1人～2人まで	1人につき700円
			世帯人員3人～5人まで	1人につき600円
			世帯人員6人～8人まで	1人につき500円
			世帯人員9人以上	1人につき400円
事業所等	基本使用料	1事業所につき 2,000円		
	従量使用料	1m ³ につき120円		
集会所等	50戸以下		1施設につき 500円	
	51戸以上100戸以下		1施設につき1,000円	
	101戸以上200戸以下		1施設につき 2,000円	
	201戸以上300戸以下		1施設につき3,000円	
	301戸以上		1施設につき4,000円	
消防団施設	1施設につき 500円			
公衆便所等	1便器につき 500円			

※使用料は上記表より算出した額に、消費税相当額を加えた額とする。

(4) 市債の状況

令和6年度末の市債残高及び償還予定額 (円)

元金残高	1,068,678,917
利子残高	111,135,935
合計	1,179,814,852

令和6年度の公債費（元金及び利子）は134百万円であるが、返済予定表によると令和7年度から令和9年度にかけて毎年1億円超の公債費の支出が見込まれ、令和10年から令和14年にかけて6千万円～9千万円台の支出が見込まれる。令和15年度以降は4千万円台以下まで減少し、令和26年度には完済する予定となっている。

現在では新規事業は行われず、災害対応を除き市債の新規借入れは見込まれていないことから、市債残高がこれ以上に大幅に増加することはなく、年々の公債費が予測可能で繰入金も2億円弱で多額ではないこと、今後20年経過した令和26年度には完済となる可能性が高い。

3. 実施した監査手続

- (1) 農業集落排水事業の概況把握
- (2) 関係法令、関係条例の把握
- (3) 基本協定書（平成20年（2008年）4月1日）の内容把握
- (4) 収入調定の状況把握
- (5) 延滞債権の管理の状況の把握
- (6) 新規設置工事、修繕工事の契約関係の監査
- (7) 維持管理業務の業務委託契約の監査
- (8) 浸水した南部浄化センターの現地視察
- (9) 南部浄化センターの現状復旧工事の状況把握及び工事発注状況の監査

4. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置状況

指摘事項に対して検討され、現状対応できる事項については検討されていた。

5. 監査の結果（指摘及び意見）

（意見16）下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく基本協定書の内容検討

久留米市（以下「甲」という。）と久留米市清掃事業協同組合、A社、B社、C社、D社及びE社（以下「乙」という。）は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）（以下「合特法」という。）の趣旨に基づき、一般廃棄物処理業等の業務減少に関し、基本協定（以下「協定」という）を平成20（2008年）年4月1日に締結している。

この協定の目的は、下水道の整備等に伴い、し尿、浄化槽汚泥の収集運搬及び浄化槽清掃の業務量が減少する一般廃棄物処理業者等の転業及び経営の合理化等の対策について甲乙協議し、廃棄物の適正な処理に資することにある。甲の責務としては、し尿、浄化槽汚泥の収集運搬及び浄化槽清掃の業務量減少に対する支援措置として、乙に対し誠意をもって転業補償を行うことにある。乙の責務は、転業及び経営の合理化を図るとともに、転業補償の受け入れに伴い、計画的に許可車両の減車及び休車を行うことにある。

協定を受け、平成20年4月1日から平成40年（令和10年）3月31日までの20年間にわたり、久留米市は、A社およびB社に代替業務として、田主丸地区及び北野地区の農業集落排水施設の維持管理業務（①浄化センターの保守点検業務②浄化センターの汚泥引抜き収集運搬業務）を提供し、両社は許可車両を減車する覚書を平成20年4月1日に締結している。

覚書の期間は20年と超長期にわたっているが、各都道府県下水道担当部長、各政令指定市下水道担当局長あてではあるが、建設省都市局下水道部下水道管理指導室長通知（建設省都下管発第六号平成六年三月二九日）に記載の合理化事業計画の策定要領によると、合特法に基づく合理化事業計画を策定する場合は、実施期間は「5年程度を目安として設定し、引き続き計画策定を必要とする場合には、所要の見直しを行うこと」とされている。

久留米市は、合特法の趣旨に基づき、代替業務を20年間提供することを以て業務量減少に対する支援措置とし、平成20年から20年間の覚書を締結しているが、合理化事業計画を策定する場合と比較して、この覚書は長期に過ぎたといえる。

現在の覚書は平成40年（令和10年）3月31日までの残り2年程度となっている。

今検証すべきは、合特法による転業補償により一般廃棄物処理業者に与えた各種業務を引き続きこれらの業者へ与えるべきか、ということであろう。

合特法が昭和 50 年に制定され半世紀が経過し、半ば独占的に業務を与え、与えられてきたため、地域において当該業者以外に業務を担える主体が消滅している可能性も高い。仮に存在したとしても、現在まで業務を行ってきた業者のスキルレベルに達しない状況は明白である。すなわち、合特法の趣旨に基づく支援措置が引き続き必要な状況にあるか検証した上で、地域独占を継続させるか、新たな業者に参入の機会を与えるか、慎重に検討し、検討過程、結果を明らかにして次の業者の選定を行うべきである。

IX 特定地域生活排水処理事業特別会計

1. 事業の概要

(1) 事業概要

特定地域生活排水処理事業は、特定地域において、市町村が主体となって合併処理浄化槽を設置・維持管理を行うことで、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ることを目的とした事業である。

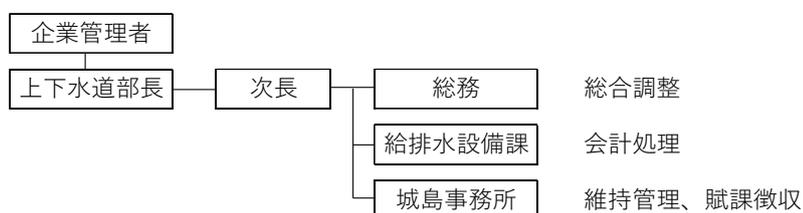
久留米市においては、平成13年度から合併以前の城島町で事業が開始され、城島町の一部地域を対象としている。

令和6年度末には、新規設置申請の受付は終了しており、令和7年度には申請受付分の設置工事も完了が予定されている。

(2) 所管課人員表及び組織図

業務は、主に上下水道部城島事務所にて行っている。

【組織図】



【上下水道部城島事務所】

所長（1）、主査（3）、会計年度任用職員（2）

計6名

(3) 歳入及び歳出決算額の推移（過去5年間）

特定地域生活排水処理事業特別会計 単位：円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
分担金及び負担金	1,649,000	2,115,000	1,825,000	957,000	1,602,000
使用及び手数料	98,855,953	96,189,263	95,398,759	94,155,495	93,859,196
国庫支出金	8,622,000	2,308,000	5,132,000	7,851,000	1,602,000
県支出金	705,000	941,000	846,000	423,000	714,000
繰入金	113,000,000	82,000,000	72,000,000	69,000,000	80,000,000
繰越金	13,371,109	14,162,774	11,741,965	12,364,029	12,463,669
諸収入	247,016	6,215	134,504	10,791	14,546
市債	4,500,000	13,000,000	9,500,000	5,700,000	11,100,000
歳入合計	240,950,078	210,722,252	196,578,228	190,461,315	201,355,411
特定地域生活排水処理施設費	188,645,135	160,134,747	144,387,655	137,253,869	149,599,078
特定地域生活排水処理施設管理費	166,466,248	127,851,016	117,026,439	122,826,640	125,009,290
特定地域生活排水処理施設建設費	22,178,887	32,283,731	27,361,216	14,427,229	24,589,788
公債費	38,142,169	38,845,540	39,826,544	40,743,777	41,026,265
予備費					
歳出合計	226,787,304	198,980,287	184,214,199	177,997,646	190,625,343
繰越金	14,162,774	11,741,965	12,364,029	12,463,669	10,730,068

令和6年度の歳入総額は201百万円であり、主な歳入は使用料及び手数料93百万円、繰入金80百万円、前年度からの繰越金12百万円、市債発行による歳入11百万円である。

一方歳出は、本業の特定地域生活排水処理施設費149百万円で、そのうち125百万円が施設管理費で施設建設費が24百万円である。また、元金の返済及び利息の支払いが41百万円である。

2. 事業内容の詳細

(1) 最近の整備実績

直近の整備状況は以下のとおりである。

整備状況

(単位：基)

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R6年度までの 総設置基数
整備基数	10	15	13	6	10	1,146
寄附基数	0	0	0	0	0	632
計	10	15	13	6	10	1,778
撤去基数	17	27	25	7	9	213

(2) 浄化槽工事費の負担区分及び分担金

①負担区分

市が負担する経費	使用者が負担する経費
<ul style="list-style-type: none"> ・合併浄化槽本体購入費（上流・下流柵含む） ・合併浄化槽本体設置工事費 ・本体設置に係る設計費 ・その他、特に市が必要とする工事費 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの水洗便器購入費 ・トイレの改造費、水道工事費 ・浄化槽までの配管工事費 ・浄化槽から排水先までの配管工事費（排水P含む） ・駐車場など（特殊工事）に係る工事費 ・標準工事を超えた増嵩工事費 （掘削度に含まれる不純物の処理など） ・工事に支障となる障害物の撤去・移転・復旧 ・水道料、電気料 ・受益者分担金

②分担金

人槽区分	基本額 (円)
5 人槽	125,000
6～7 人槽	150,000
8～10 人槽	175,000
11～15 人槽	428,000
16～20 人槽	658,000
21～25 人槽	828,000
26～30 人槽	963,000
31～40 人槽	1,119,000
41～50 人槽	1,289,000

(3) 浄化槽設置後の維持管理費及び使用料

① 維持管理費

市が負担する経費	使用者が負担する経費
<ul style="list-style-type: none"> ・ 7 条検査 (浄化槽設置後、初回の検査) ・ 3 か月に 1 回の保守点検 ・ 年に 1 回の汚泥の引抜き ・ 年に 1 回の法定点検 (11 条検査) ・ 浄化槽・ブローアの修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽使用料

② 使用料

人槽区分	使用料 (税込) (円/月)	使用料 (税込) (円/年)
5 人槽	4,400	52,800
6～7 人槽	4,818	57,816
8～10 人槽	5,544	66,528
12 人槽	12,980	155,760
14 人槽	13,618	163,416
16 人槽	15,499	185,988
18 人槽	16,027	192,324
21 人槽	16,753	201,036
23 人槽	17,809	213,708
25 人槽	18,645	223,740
28 人槽	19,690	236,280

30 人槽	20,526	246,312
33 人槽	23,045	276,540
35 人槽	24,827	297,924
40 人槽	25,454	305,448
45 人槽	28,281	339,372
50 人槽	30,371	364,452

(4) 市債の状況

令和6年度末の市債残高及び償還予定額 (円)

元金残高	487,656,221
利子残高	54,554,405
合計	542,210,626

令和6年度の公債費(元金及び利子)は41百万円であるが、返済予定表によると令和7年度から令和14年度にかけて42百万円前後で推移するものの令和15年度以降公債費は減少し、令和20年度には14百万円まで減少する見込みである。令和25年度の公債費の見込みは6.8百万円で令和31年度には完済する予定となっている。

令和8年度以降、新規設置は行われず、市債の新規借入れは見込まれていないことから、市債残高がこれ以上に増加することはないと見込まれており、年々の公債費が確定していることから、令和31年度に完済となる可能性が高い。

3. 実施した監査手続

- (1) 特定地域生活排水処理事業の概況把握
- (2) 関係法令、関係条例の把握
- (3) 基本協定書(平成20年(2008年)4月1日)の内容把握
- (4) 収入調定の状況把握
- (5) 延滞債権の管理の状況の把握
- (6) 新規設置工事、修繕工事の契約関係の監査
- (7) 維持管理業務の業務委託契約の監査

4. 過去の包括外部監査での指摘・意見に対する措置状況

①令和3年度「下水道事業に関する事務の執行について」 (意見42) 延滞金の徴収

延滞金の徴収が行われていないことについて、久留米市は「農業集落排水事業と同様の特別会計にある特定地域生活排水事業の延滞金は異なるべきではなく、また、久留米市延滞金徴収条例からも徴収の必要があると認識しています。今後企業会計にある下水道使用料の延滞金導入の動向に合わせ、延滞金の実施に向けた検討を行ってまいります。」と措置内容を出しているが、現在も検討中である。

この点、今回の監査においても、農業集落排水事業と取り扱いが異なる状況であったので、早期に検討し、より有効な延滞金対策をとり、効果的、効率的な債権管理体制の構築が望まれる。

5. 監査の結果 (指摘及び意見)

(意見17) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく基本協定書の内容検討

久留米市 (以下「甲」という。) と久留米市清掃事業協同組合、A社、B社、C社、D社及びE社 (以下「乙」という。) は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 (昭和50年法律第31号) (以下「合特法」という。) の趣旨に基づき、一般廃棄物処理業等の業務減少に関し、基本協定 (以下「協定」という) を平成20 (2008年) 年4月1日に締結している。

この協定の目的は、下水道の整備等に伴い、し尿、浄化槽汚泥の収集運搬及び浄化槽清掃の業務量が減少する一般廃棄物処理業者等の転業及び経営の合理化等の対策について甲乙協議し、廃棄物の適正な処理に資することにある。甲の責務としては、し尿、浄化槽汚泥の収集運搬及び浄化槽清掃の業務量減少に対する支援措置として、乙に対し誠意をもって転業補償を行うことにある。乙の責務は、転業及び経営の合理化を図るとともに、転業補償の受け入れに伴い、計画的に許可車両の減車及び休車を行うことにある。

協定を受け、平成22年4月1日から平成42年 (2030年) 3月31日までの20年間にわたり、久留米市は、C社に代替業務として、城島地区の市管理の浄化槽維持管理業務 (①特定地域生活排水処理事業②公共施設浄化槽維持管理業務) を提供し、C社は許可車両を減車する覚書を平成22年4月1日に締結している。

覚書の期間は20年と超長期にわたっているが、各都道府県下水道担当部長、各政令指定市下水道担当局長あてではあるが、建設省都市局下水道部下水道管理指導室長通知 (建設省都

下管発第六号平成六年三月二九日)に記載の合理化事業計画の策定要領によると、合特法に基づく合理化事業計画を策定する場合は、実施期間は「5年程度を目安として設定し、引き続き計画策定を必要とする場合には、所要の見直しを行うこと」とされている。

久留米市は、合特法の趣旨に基づき、代替業務を20年間提供することを以て業務量減少に対する支援措置とし、平成22年から20年間の覚書を締結しているが、合理化事業計画を策定する場合と比較して、この覚書は長期に過ぎたといえる。

現在の覚書は平成42年(令和12年)3月31日までの残り4年程度となっている。

今検証すべきは、合特法による転業補償により一般廃棄物処理業者に与えた各種業務を引き続きこれらの業者へ与えるべきか、ということであろう。

合特法が昭和50年に制定され半世紀が経過し、半ば独占的に業務を与え、与えられてきたため、地域において当該業者以外に業務を担える主体が消滅している可能性も高い。仮に存在したとしても、現在まで業務を行ってきた業者のスキルレベルに達しない状況は明白である。すなわち、合特法の趣旨に基づく支援措置が引き続き必要な状況にあるか検証した上で、地域独占を継続させるか、新たな業者に参入の機会を与えるか、慎重に検討し、検討過程、結果を明らかにして次の業者の選定を行うべきである。

(意見18) 不納欠損処理の実施

令和6年度末(令和7年5月31日現在)の滞納債権は平成24年度から令和6年度の間76人13,910,274円の状況であった。一般的に発生から期間が経過すると債権の回収確率は低くなるため、発生から一定程度経過した債権については貸倒処理を行い、発生から期間の短い債権に集中して回収業務にあたることが多いが、城島支所においては不納欠損処理を行われていない。

地方税法に基づき、滞納債権について5年をめぐりに不納欠損を行うべきである。

なお、農業集落排水事業においては、滞納5年を経過した場合、地方税法に基づき不納欠損処理を行っているため、両事業のバランスを図る必要性はあると考えられる。

(意見19) 使用料の改定の検討

特定地域生活排水処理事業における使用料は、平成13年の事業開始以来改定が行われていない。昨今の物価高騰を受け、維持管理費の高騰が予想される。

久留米市下水道使用料とのバランス等を考慮しながら、当該使用料の改定の検討を行うべきである。